第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和４年第１回幕別町議会定例会
（令和４年３月２日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名
	13　芳滝　仁　　14　千葉幹雄　　15　小川純文
日程第２	会期の決定
	（諸般の報告）
	行政報告
	行政執行方針（町長、教育長）
日程第３	議案第４号　令和４年度幕別町一般会計予算
日程第４	議案第５号　令和４年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第５	議案第６号　令和４年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第６	議案第７号　令和４年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第７	議案第８号　令和４年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第８	議案第９号　令和４年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第９	議案第10号　令和４年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第10	議案第11号　令和４年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第11	議案第12号　令和４年度幕別町水道事業会計予算
日程第12	議案第13号　令和３年度幕別町一般会計補正予算（第12号）
日程第13	議案第14号　令和３年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第14	議案第15号　令和３年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第15	議案第16号　令和３年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第16	議案第17号　令和３年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第４号）
日程第17	議案第18号　令和３年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第６号）
日程第18	議案第19号　令和３年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）
日程第19	議案第20号　令和３年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）
日程第20	議案第21号　令和３年度幕別町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第21	議案第34号　令和３年度幕別町一般会計補正予算（第13号）
日程第22	議案第22号　幕別町プロポーザル審査委員会条例
日程第23	議案第23号　幕別町公の施設の使用料等に関する条例
日程第24	議案第24号　幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第25	議案第25号　幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

会議録

令和４年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和４年３月２日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　３月２日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　石川康弘	２　小田新紀	３　内山美穂子	４　藤谷謹至	５　小島智恵
６　若山和幸	７　岡本眞利子	８　荒　貴賀	９　酒井はやみ	10　野原惠子
11　田口廣之	12　谷口和弥	13　芳滝　仁	14　千葉幹雄	15　小川純文
16　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	農業委員会会長	谷内雅貴
代表監査委員	八重柏新治	企画総務部長	山岸伸雄
住民福祉部長	細澤正典	経済部長	岡田直之
建設部長	笹原敏文	会計管理者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札内支所長	新居友敬
教育部長	山端広和	政策推進課長	白坂博司
総務課長	佐藤勝博	地域振興課長	亀田貴仁
糠内出張所長	宮田　哲	保健課長	金田一宏美
こども課長	平井幸彦	商工観光課長	西嶋　慎
水道課長	松井公博	経済建設課長	髙橋宏邦
保健課主幹	宇野和哉		

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　萬谷司　　課長　半田健　　係長　北原正喜

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

13　芳滝　仁　　14　千葉幹雄　　15　小川純文

議事の経過

（令和４年３月２日　10:00　開会・開議）

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸）　ただいまから、令和４年第１回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、14番千葉議員、15番小川議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月24日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月24日までの23日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸）　次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、５点につきまして行政報告をさせていただきます。

はじめに、幕別町・岡田家の合同葬について申し上げます。

幕別町名誉町民、前幕別町長の岡田和夫様が、２月26日午後５時18分、満76歳をもって御逝去されました。

心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対しまして謹んでお悔やみ申し上げます。

葬儀につきましては、幕別町名誉町民条例に規定しております町葬といたしますが、御遺族の御意向を踏まえ、岡田家との合同葬として執り行うこととし、今定例会に補正予算を提案させていただきました。

ふるさと幕別町を心から愛し、まちづくりにその生涯をかけられたその御功績は、永遠に私たち町民の心に残り続けるものであります。

次に、北京2022オリンピック競技大会に出場した、髙木菜那さん、美帆さんのご活躍について申し上げます。

２月４日から20日まで、中国の北京で開催されたオリンピック競技大会のスピードスケート競技において、本町出身の髙木菜那さん、美帆さんのお二人が前回の平昌大会に引き続き、姉妹そろってメダルを獲得したところであります。

姉の菜那さんは３種目に出場し、個人種目の1,500メートルで８位入賞、マススタートでは決勝進出とはなりませんでしたが、妹の美帆さんと姉妹揃って出場した団体追い抜きでは２大会連続のメダルとなる銀メダルを獲得いたしました。

妹の美帆さんは、５種目に出場し、個人種目の3,000メートルで６位入賞、500メートル、1,500メートル、団体追い抜きでは、銀メダルを獲得するなどの活躍を見せ、さらに1,000メートルではオリンピックレコードで個人種目で初となる念願の金メダルを獲得し、今大会４個のメダルと、前回大会の３個のメダルを合わせ、通算７個のメダル獲得は、夏季、冬季大会を通じて日本女子の最多記録となる偉業を達成されました。

お二人の活躍は連日、テレビや新聞など多くの報道機関に取り上げられ、全国各地の多くの方から激励や応援が寄せられるなど、幕別町の名を全国に広めていただきました。

町民の皆さんはもとより、全国民に勇気と希望を与えてくれたお二人を大変誇りに思うとともに、努力することや仲間との絆の素晴らしさが子どもたちにも伝わったものと感じているところであります。

また、菜那選手、美帆選手への応援につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、お二人が出場した２月７日の1,500メートルと15日の団体追い抜き、美帆選手が出場した17日の1,000メートルに絞り、「北京2022オリンピック出場選手を応援する会」によるリモート参加の応援イベントを開催したところであります。

応援イベントでは、３日間でお二人の知人、友人をはじめ、全国各地から延べ約300人が参加し、一体感と熱のこもったエールが送られ、メダル獲得の際には喜びの声に包まれたところであり、熱い声援を送っていただきました皆さん、ご協力をいただきました関係者の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

町といたしましては、町民の皆さんと一緒にお二人の活躍をたたえるべく、お祝いをする方法について、今後、町民の皆さんからご意見を伺うとともに、議会と相談させていただきながら、町を挙げての祝賀を計画してまいりたいと考えております。

このたびのお二人のオリンピックでの活躍をきっかけに、幕別町から新たなアスリートが生まれてくることを念願するとともに､私たちにこの上ない喜びと感動を与えていただきました髙木菜那さん、美帆さんに対しまして深く感謝申し上げ、お二人の今後なお一層のご活躍を期待するところであります。

次に、子育て応援自動販売機の導入について申し上げます。

本年２月１日、道の駅・忠類の施設内に「子育て応援自動販売機」を導入し、紙おむつや液体ミルク等のサービス提供を開始いたしました。

本機の導入は、国土交通省が掲げる「サービスエリアと道の駅における子育て応援の取組方針」に基づき、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部及び町の三者による協働事業で、令和３年３月に整備された給湯設備付きの授乳施設や屋根付きの妊産婦優先駐車場に加えて、24時間、365日、道の駅を訪れる子育て世代を応援しようとするものであり、北海道の道の駅においては16例目、十勝管内では初めての取組となったものであります。

この販売機設置により、より多くの方が道の駅・忠類に立ち寄っていただくことにより、本町の観光振興につながっていくことを期待するとともに、災害時等における地域全体の支援施設の一つとして活用できるものと考えております。

次に、高速情報通信網の整備工事の遅延について申し上げます。

令和２年の第３回定例会で予算議決をいただきました高度無線環境整備推進事業については、光回線の未整備地域にお住まいの住民や法人等から、光ブロードバンドサービスへの加入に対する仮加入申込書を、本年２月末までに499件、606回線を受け付け、光回線の整備事業者である東日本電信電話株式会社、いわゆるNTT東日本へ提出しております。

本事業は、民設民営方式を採用し、NTT東日本が事業を行っており、当初計画では、本年３月末までに整備が完了し、４月から供用開始する予定で工事が進められてきたところであります。

しかしながら、このたび、NTT東日本から、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な資材不足に伴い、光ケーブル製造に必要な部材の調達が困難な状況となり、光ケーブルの納入遅延が発生したため、幕別町内の整備工事の完了がおおむね４か月程度遅延し、７月下旬頃の見込みとなる旨の説明を受けたところであります。

このことから、町として、光回線の仮加入申込書を提出していただいた方々個々に対しまして、NTT東日本から工事遅延についての説明文書を送付するよう要請し、２月25日付けで発送がなされたところであり、町といたしましても、３月号の町広報紙及びホームページに掲載し、お知らせしたところであります。

利用開始を待ち望まれていた皆さまには、利用開始時期が遅れることとなり、大変ご迷惑をおかけすることとなりましたが、NTT東日本には、早期の工事完了に向けて全力で取り組んでいただくよう強く要請しているところであります。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、全国的にオミクロン株への置き換わりが進み、北海道においても、年明けから新規感染者数が急増したことに伴い、１月27日から２月20日までの期間、道内全域を対象地域とした「まん延防止等重点措置」が適用されました。

しかしながら、適用期間中も感染の拡大は止まらず、２月10日には、全道の新規感染者数が過去最多の4,098人となり、２月17日時点での病床使用率は39.2％と、医療提供体制の逼迫が想定される状況にあることから、その期間が３月６日まで延長されたところであり、十勝管内におきましても、２月25日に新規感染者数が過去最多の217人となるなど、感染の収束がなかなか見通せない状況が続いているところであります。

この間、学校や福祉施設、医療機関などにおいて、相次いで集団感染（クラスター）が発生しており、本町においても、本年１月以降の新規感染者数が、３月１日現在358人となっており、感染力が強いとされているオミクロン株による感染が拡大しており、中でも小中学校や保育所での感染が増加している状況にあります。

特に小中学校においては、３学期始業直後に児童の感染が確認されて以降、感染者数が増加し、３月１日現在、小学校５校で児童73名、教職員７名、中学校２校で生徒31名、教職員２名の感染が確認されたところであり、この間、陽性者が確認された小中学校においては、感染状況を踏まえ、学級閉鎖等の措置をとるとともに、出席停止の児童生徒に対してはタブレット端末を活用し、健康観察やオンライン学習を実施するなど学びの保障に努めているところであります。

また町立保育所においても、２か所で児童６名、職員６名の感染が確認されたことから休所の措置をとったほか、図書館札内分館、幕別学校給食センター及び役場本庁舎においても感染者が確認されましたが、いずれも速やかに職場等の消毒を行い、通常どおり業務を行っているところであります。

次に、新型コロナワクチンの３回目の接種状況についてでありますが、２月28日現在、65歳以上の高齢者で接種を終えられた方が4,692人で、２回目の接種を終えられた方に対する接種率は55.3％、64歳未満の方は、1,536人で、12.1％、合わせて6,228人で、29.4％となっております。

新型コロナワクチンの３回目の追加接種については、感染リスクや重症化リスクの低減に効果的であることから、ワクチンの供給量や対象者の接種可能日に合わせてできる限り前倒しし、早期に接種を終えることができるよう取り組んでまいります。

また、５歳から11歳の方へのワクチン接種につきましては、小児用ワクチンの薬事承認を受け、関

係する省令等が２月21日に改正されたことから、２月28日から年齢を区切って接種券を送付し、３月15日から町内の小児科で接種を開始できるよう準備を進めているところであり、希望される方が、安心して接種を受けられるよう正確な情報の提供に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　これで、行政報告は終わりました。

［町政執行方針］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　令和４年第１回町議会定例会が開会されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成31年５月に町民の皆さんからの負託を受け、町長として２期目の町政のかじ取りを担わせていただいてから、早いもので３年が経過しようとしており、今年度は、任期の締めくくりの年となります。

一昨年来、私たちの暮らしや経済・社会の在り方に、大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症は、今年に入ってからもオミクロン株の広がりによる感染の急拡大により、いまだ終息の兆しが見えない状況でありますが、こうした中、先ほど行政報告でも申し上げましたが、北京2022オリンピック競技大会での髙木菜那さん、美帆さんお二人のご活躍は、町民に誇りと勇気、そして感動を与えていただきました。

任期最終年を迎える今、私も、お二人の懸命な姿を拝見し、残された任期、初心に立ち返り、持てる力の全てを注ぎ、本町の持続的な発展に向け、全力でこの職責を果たしてまいります。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

平成27年に町長に就任して以来、「住民と対話を重ね、その思いを共有し、一緒に実現する」を私の政治姿勢とし、人口減少対策、産業振興・経済の活性化といった町政運営に当たっての重点課題に対し、常に町民が主役のまちづくりの推進を念頭に、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、町政を進めてまいりました。

特に、人口減少対策については、本町は若年層が少なく高齢層が多い人口構造で、近隣の自治体と比較して少子高齢化が顕著であることから、今こそこの課題に取り組み、若年層に住んでもらうことで永続的なまちづくりにつなげたいという思いの下、「子育て支援策」及び「定住対策」を対策の二本柱とし、子ども医療費の無料化や保育所、幼稚園及び小中学校におけるエアコン整備、マイホーム応援事業のほか、防災行政無線や町内全域への光回線整備など、各種施策を推進してきたところであります。

このことから、就任以降、全国的に進む人口減少下においても、本町では子育て世帯の人口が転入超過により社会増となっているなど、人口減少対策の効果が現れ始めているものと実感しているところであり、未来へつながる持続可能なまちづくりに向けた歩みを、前に進めることができたものと考えております。

今後におきましても、残された任期において、様々な課題に真摯に向き合い、より一層、現場の声、一人ひとりの町民の皆さんの声を大切にしながら、本町が「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思ってもらえる町となるよう、引き続き町政の推進に全力を傾注してまいります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

コロナ禍にあって、感染防止対策及び経済対策を継続的、効果的に実施していくことが、当面の最重要課題でありますことから、新年度の予算は、補正予算による繰越事業も含め15か月間の予算とする考えの下、編成したところであります。

一般会計予算の総額は159億7,368万２千円で、前年度と比較して３億9,131万４千円、2.4％の減に、

また国民健康保険特別会計など７特別会計と水道事業会計を合わせた８会計では、総額90億8,677万３千円で、前年度と比較して１億7,311万５千円、1.9％の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は総額約20億5,000万円で、前年度と比較いたしますと、札内青葉保育園建設費補助事業の減及び公営住宅建設事業において、桂町西団地が整備完了に伴い減となったほか、あかしや南団地については、令和３年度の繰越事業として実施することなどから、23.5％の減となっております。

また、非投資的経費は、扶助費や補助費等の増嵩により、総額約139億円、1.8％の増となっております。

次に、歳入についてでありますが、町税は、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の減免措置の終了等に伴い、前年度比1.6％の増を、また普通交付税については、国の地方財政対策の内容を踏まえ、前年度比2.9％の増で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から３億円、減債基金から5,000万円、まちづくり基金から約１億6,500万円、森林環境譲与税基金から約1,400万円、総額約５億2,900万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債10億6,990万円、臨時財政対策債２億4,000万円、過疎債のソフト事業分3,100万円と、総額では前年度に比べ５億4,330万円、28.8％の減となりました。

以上、新年度予算の概要について申し上げましたが、厳しい財政状況の下、事業の緊急性や優先度などを総合的に勘案し、最小の経費で最大の効果を上げるべく、住民福祉の向上を基本に魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、「第６期幕別町総合計画」に掲げる５つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の１つ目「協働と交流で住まいる」についてであります。

活力ある住みよいまちづくりを進めるため、町民の皆さんとの対話を積み重ねながら、協働のまちづくりを推進していくとともに、行政区の在り方については、公区長の皆さんへの聞き取り調査の結果などを踏まえ、さらに各種団体との意見交換を実施した上で、今後の方向性について、新年度の早い段階で結論を見いだしてまいります。

定住施策のマイホーム応援事業につきましては、これまでの実績などから既存住宅の解体撤去に対する加算を廃止するとともに、本町における住宅建設用地が不足していることなどから、中古住宅の購入費用に対する支援を強化するため、その購入に対する補助基準額を引き上げ、定住施策を推進してまいります。

次に、基本目標の２つ目「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足、新型コロナウイルス感染症の影響による輸入飼料の高騰や牛乳、乳製品の消費低迷など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このため、本町農業の足腰を強化するため、農業基盤整備と土づくりを農業振興の柱に据え、「ふるさと土づくり推進事業」を継続して実施するとともに、良質な自給飼料を確保するため「公社営草地整備事業」に新たに取り組むなど、生産基盤の強化と農業経営の安定化を推進してまいります。

また、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業の充実、各種補助事業の活用により、地域農業を担う後継者等の育成・確保を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業を効果的に活用し、担い手への農地の集約・集積化を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、行政、農業関係団体、猟友会など地域が一体となった捕獲体制の下、有害鳥獣の個体数減少と農業被害の軽減に努めてまいります。

土地改良事業では、国営事業として、令和３年度から着手した新川二期地区上統内排水機場更新事業について、令和９年度完了を目指し事業が実施され、道営事業では、水利施設等保全高度化事業等を計画的に推進するとともに、団体営事業においては、忠類地区第一幹線明渠排水路の機能保全計画

の策定に着手するなど、農業基盤整備による生産の安定化と効率化を図ってまいります。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用した「森林整備環境促進事業」に取り組むなど、森林整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に推進してまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に食い止めるため、常に感染状況や景気動向、町内事業者の現状を見極めつつ、適宜経済対策を講じるとともに、地域内での経済循環向上に向けた取組について関係機関とともに進めてまいります。

また、中小企業・小規模事業者の円滑な事業継承を推進すべく、商工会、町内金融機関、行政が一体となり、支援策等を検討するための会議を立ち上げ、後継者の確保と持続的な商工業の振興を図るとともに、企業研修型地域おこし協力隊を活用し、新たな発想の下、商工業の活性化につなげてまいります。

雇用対策では、リバーサイド幕別工業団地や札内東工業団地での企業誘致による雇用の創出に努めるほか「幕別町お仕事紹介所」の取組を強化させ、若者や障がい者等、全ての町民が安心して働くことができる就業環境づくりを進めるとともに、少子高齢化や人口減少に伴い、後継者が確保できない企業に対する支援の在り方について検討を進めてまいります。

観光物産振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光情勢が一変したことから、ポストコロナを見据えた観光物産振興を図るべく、地域おこし協力隊の活用や十勝管内の広域連携を進めることにより、新たな発想を取り入れた商品開発や観光客の滞在促進のための観光コンテンツのさらなる向上に取り組んでまいります。

忠類地域におきましては、昨年度試験的に、道の駅・忠類に観光案内所を10月から11月１週までの土日祝日に設置し、観光コンシェルジュとして地域の案内役を配置し、効果的な観光情報等が発信できましたことから、今年度本格的に、４月から10月頃までの土日祝日に開設することとし、体験型を中心とした観光資源やサイクルルートを含めた周遊ルート等のPRに努めるとともに、忠類地域魅力発信実行委員会はもちろんのこと、南十勝の町村とも連携し、誘客を図ってまいります。

また、アルコ236につきましては、今年度から５年間、新たな指定管理者による指定期間が開始されるのに合わせ、新たな料金体系を導入し、これまで以上のサービス提供を図るべく、宿泊料など使用料の見直しを行うとともに、町民利用の優遇策を拡大し、さらなる利用促進につなげてまいります。

次に、基本目標の３つ目「人がいきいき住まいる」についてであります。

「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念とした「第２期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する環境づくりを推進し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めてまいります。

特に、保育における質と量の拡充については、本年１月に新園舎が完成した私立の札内青葉保育園において、４月からの入所定員が90名から120名に拡大されるほか、３歳未満の児童を対象とした定員５名の家庭的保育事業所１か所が新たに４月から開設され、待機児童の緩和・解消と、多様な保育による子育て支援の拡充につながることから、引き続き民間における保育事業に対する支援に努めてまいります。

次に、明るい長寿社会の実現につきましては「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」に基づき、高齢者の方々ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めてまいります。

高齢化の進展により、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加し、高齢者に関わる医師や薬剤師などの医療関係者とケアマネジャーや訪問サービスなどの介護関係者間の連携が重要となっていることから、本年度、ICTツールを活用した情報共有システムを導入し、関係者間の情報共有をよりスムーズに行うことで、必要なサービスを切れ目なく提供できる多職種連携体制の充実に努めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては「まくべつ障がい者福祉プラン2021」の基本理念である「自立・社会参加・共生」の実現を目指し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができ

るよう、各種施策の推進に努めてまいります。

発達支援センターにおいては、個別に行っていた「ペアレントトレーニング」を、本年度から小集団での実施にも取り組むほか、未満児療育メニューに親子療育を新たに加えるなど、子どもへの関わり方への不安や困り感を抱えている保護者への支援の充実を図ってまいります。

地域における福祉活動の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなど、生活に困窮している方が安定した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談窓口の周知を行うとともに、とかち生活あんしんセンターや幕別町社会福祉協議会など関係機関と連携して支援につなげてまいります。

また、昨年度から事業を開始した「ひきこもりサポート事業」について一層の周知を図り、安心して参加できる居場所づくりや職場体験の実施など、ひきこもり等で悩んでいる当事者やその家族の支援に取り組んでまいります。

町民一人ひとりの健康づくりにつきましては、新型コロナウイルス感染症により、特定健診やがん検診等の受診控えとならないよう、健診の必要性について周知を図るとともに、安心して受診していただけるよう、健診会場の感染対策を徹底し、受診率の向上に努めてまいります。

また、食事や運動などの生活習慣を見直すきっかけとなるよう「２か月ダイエットチャレンジ」や「ウオーキング教室」などの健康づくり教室を実施し、町民の健康の保持増進、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、マスクの着用、手洗いの徹底、３密の回避、小まめな換気など基本的な感染対策の実践について周知に努めるとともに、新型コロナワクチンの３回目の接種については、できる限り前倒しし、早期に接種を終えることができるよう取り組んでまいります。

消防体制の充実強化につきましては、糠内地区に配備しております水槽付消防ポンプ自動車を更新するほか、複雑多様化する災害への対応力強化のため、消防団員の確保及び質の向上を図ってまいります。

防災対策につきましては、近年の気候変動などに伴う大規模水害や海溝型の巨大地震災害に備え、一人ひとりが状況に合わせて適切な避難行動が取れるよう、出前講座やマイタイムラインの作成講習などを通し防災意識の向上に努め、さらには共助による防災力として、地域の実情に合った防災訓練の実施に向けた支援を行うなど、自主防災組織の機能強化と組織率の向上に努めてまいります。

また、子どもたちの防災教育の充実を図るため、町内小中学校４校で一日防災学校を実施し、ソフト面での防災・減災対策の強化を進めてまいります。

次に、基本目標の４つ目「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

社会を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことが求められており、自ら考え行動ができ、他者に協力して助け合いながら、「生きる力」を身につけることが重要であります。

このため、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育の充実を目指し、総合教育会議を中心に、教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の５つ目「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度対比46％削減、さらには、2050年度には100％削減する脱炭素社会の実現を目指すとしており、この非常に高い削減目標に向かって私たちは何をすべきかを真剣に考え、行動することが必要であります。

このことから、本町としては、本年度を「ゼロカーボン元年」と位置づけ、町を挙げてゼロカーボンに向けた取組をスタートさせていきたいと考えております。

本年度は、温室効果ガスの削減に向けての実態把握や再生可能エネルギーの活用に向けての課題の洗い出し等を行い、脱炭素に向けてのシナリオ作成と必要な施策の検討を行ってまいります。

また、有識者や町内の各産業団体関係者、さらには公募により町民の参加をいただき「幕別町地球温暖化対策推進委員会」を組織し、ゼロカーボン実現に向けた総合的な地方公共団体実行計画の策定と当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理について議論をいただくなど、カーボンニュートラル社会実現に向けて、あらゆる取組を加速させてまいります。

次に、道路につきましては、主要道道である幕別帯広芽室線及び豊頃糠内芽室線等の道路整備について、計画的に事業の推進が図られるよう要請するとともに、町道の整備につきましては、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮しつつ、幕別地域においては東１条、２条、仲通など12路線、忠類地域において忠類24号線など２路線の整備を行ってまいります。

また、道東自動車道の音更・帯広インターチェンジから池田インターチェンジ間での（仮称）長流枝スマートインターチェンジの早期完成やスマートインターチェンジから町道幕別札内線に至るまでのアクセス道路の整備について、音更町と協力しながら関係機関への要請を行ってまいります。

公営住宅につきましては「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、整備に努めてまいりますが、あかしや南団地の建て替え事業については、前段申し上げましたように、令和３年度の繰越事業として実施し、既存住宅２棟40戸の解体と新たに２棟16戸の建設を行います。

公園整備につきましては「公園施設等長寿命化計画」に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めているところであり、本年度は若草南公園の遊具の更新を行うほか、明野ヶ丘公園につきましては、昨年に引き続きワークショップを開催し、町民の御意見を伺いながら、再整備に向けての施設の在り方や配置計画などについて検討し、基本設計を進めてまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、配水管の整備や更新のほか、道営営農用水事業による駒畠簡易水道の更新事業の実施など、水道施設の強靭化を図り、安全・安心な水の安定供給に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、効率的な汚水処理を図るため、幕別、札内の両地区を十勝川流域下水道で一括して処理を行う処理区統合事業を進めるほか、下水道ストックマネジメント修繕・改築計画に基づき、下水道施設の持続的な機能維持を図るための整備に取り組んでまいります。

個別排水処理事業につきましては、引き続き農村部などの生活排水処理対策として合併処理浄化槽の整備を進め、農村の生活環境の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、災害時の不測の事態にも適切に汚水処理を行うことができるよう施設の機能診断を行い、非常用発電機などの処理機能を維持するための施設整備の検討を進め、忠類地域における水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

以上、第１回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

現在のコロナ禍にあって、町政を取り巻く環境は、これまで以上に大きな変化を見せる中、機敏で柔軟な対応が迫られております。

本町の町章には「幕」の文字で末広がりに伸びていく幕別を「別」の文字で町民の和を表すことにより「町民の和を礎に発展していく町」という思いが込められております。

こうした変革の時代である今だからこそ、改めてこの町章に込められた思いを胸に「みんながつながる　住まいるまくべつ」の下、町政を担うリーダーとして、町民の皆さんと、共に手を携えて、町民一丸となって、先人たちが築き、守り、受け継いできたこの幕別町が、夢や希望に満ちあふれた、輝かしい未来ある町となるよう、将来への確かな道筋をつけるべく、全力を尽くしてまいる決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸）　次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　令和４年第１回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針につ

いて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、一時収束に向かったものの、デルタ株からオミクロン株へと変異し、再び猛威を振るい、この間、子どもたちが楽しみにしていた学校行事も縮小を余儀なくされ、教育活動そのものが多くの制限の中で行われてまいりました。

また、コロナ禍に伴い、私たちのライフスタイルや働き方も変化するとともに、社会的距離の確保のために、テレワークやオンライン化が推進され、さらには様々な業務やサービスもデジタルに移行していくなど、社会はこれまで私たちが経験したことのないような速度で変化を遂げようとしております。

このような急激に変化する時代の中で、子どもたちが社会を生き抜くために必要な資質・能力を身につけられるよう、学校・家庭・地域の連携と協力の下で、教育行政の推進に努めるとともに、町民の皆さんが生涯にわたって、心豊かで健康に暮らしていけるよう、芸術・文化・スポーツの活動を通して、様々な学習機会の提供と学習活動を支援してまいります。

以下、第６期幕別町総合計画基本計画第４章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第１章「協働と交流で住まいる」第３節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

町民が健康で潤いのある生活と豊かさを実感できる地域づくりを推進するためには、町民一人ひとりが生涯を通じて自ら学ぶとともに､その成果を生かすことのできる環境をつくることが重要であり、生涯学習は心にゆとりや潤いを与え、学んだことを生かすことで、個性が輝き、活力のある地域づくりに大きな役割を果たすことが期待されます。

このため、百年記念ホールや町民会館、図書館など生涯学習施設等の活用を図り「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開するほか、一人ひとりの多様な個性、能力を生かせるよう学習情報の効果的な発信や地域の特性、年齢階層などを考慮した生涯学習講座等の充実に取り組み、生涯学習を通じた幅広い世代の交流を促進し、様々な学習機会を提供してまいります。

図書館では「図書館を核とした地域づくり」に引き続き取り組むとともに、より快適な読書環境づくりを推進するため、図書館本館南側通路の改修や札内分館のWi-Fi環境の整備を進め「知の拠点」としての機能強化に努めてまいります。

２つ目は「「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自律心や協調性、思いやる心などの豊かな人間性、問題を解決する資質や能力、そして健康、体力など「生きる力」を育むことが重要であります。

はじめに「学校教育の充実」について申し上げます。

小中一貫教育の推進については、町内児童生徒の学力の維持・向上を図るため、小中学校の協働による学園内の児童生徒の習熟度分析を行い、教育課程に反映させるとともに、小中学校が協働で行う複数指導の体制づくりなど乗り入れ授業の充実を図ってまいります。

併せて生徒指導の充実については、近年の不登校の原因の一つとして、小学校と中学校の児童生徒の「自立」に向けた指導のギャップが考えられるケースもあることから、学園内でギャップを明確にし、小学校では自立を促し、中学校では自立に向けた柔軟な指導を行うなど、滑らかな接続ができるよう不登校が心配される児童の指導計画の検討や保護者への働きかけを協働で行うなど、具体的な取組を実施してまいります。

コミュニティ・スクールの推進については、各学園において、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働していくため、学校運営協議会を通じて理解を深めるとともに、各種活動の積極的な発信を通して、地域と共にある学校づくりを進めてまいります。

特別支援教育の推進については、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や学校生活を支援するため小学校６校に36名、中学校３校に７名の特別支援教育支援員と、本年度、医療的ケア児を支援するため小学校１校に看護師１名を配置するとともに、小中学校間の特別支援教育の円滑な接続を図るた

め、個別の支援計画や指導計画の整備、適切な運用のほか、障がいや特性に応じて目標を明確にするなどの教育課程のユニバーサルデザイン化を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き国のマニュアル等に基づき、感染対策を徹底するとともに、児童生徒等が感染した場合は、学級閉鎖などの措置を適切に講じ、迅速な感染拡大防止に努め、出席停止の児童生徒に対しては、タブレット端末を活用し、自宅でオンライン学習を実施するなど学びが保障されるよう対応してまいります。

ICTの活用については、GIGAスクール構想の実現に向け、１人１台のタブレット端末について、教科や領域の特性を十分に考慮したツールとして有効活用するため、ICTの特性や利点を生かした授業の充実を図るとともに、教員への研修機会の提供など指導力の向上に取り組んでまいります。

学校における働き方改革の推進については、引き続き学校事務補助員を小学校７校、中学校４校に１名ずつ配置するとともに、児童生徒の学籍、出欠席、成績等の情報を一元的に管理運用ができるよう、校務支援システムの導入を進め、校務の効率化による教職員の事務負担の軽減を図り、業務の平準化や時間外在校等時間の縮減に努めてまいります。

次に「学校給食」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしているところであります。

学校給食を食に関する指導の生きた教材として、毎年協力をいただいている農協青年部の皆さんの講話や収穫体験、給食だよりを通じ、食の大切さや食文化などの教育を推進するとともに、地場産食材を活用した「まくべつの恵み給食」の創意工夫に努め、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供してまいります。

次に「教育施設の整備」についてであります。

令和２年11月に策定した「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づき、本年度から札内南小学校の校舎及び屋内運動場の長寿命化改修工事に着手し、将来にわたって長期間使用できるよう、外壁や屋根の断熱化、内装改修のほか、水道、ガス、電気等のライフラインの更新、バリアフリー化など２か年にわたり実施してまいります。

また、計画的・継続的に学校施設の長寿命化を実施していくため、建築年数や劣化度調査などの結果を踏まえ、次期対象施設として幕別小学校校舎を検討しているところでありますが、幕別学園の学校運営協議会において、小中一貫教育をより一層推進するためには、施設一体型が望ましいとの意見をいただいていることから、本年度中に保護者の意見を伺いながら施設整備の方向性を見いだしてまいります。

次に「高等学校への支援」についてであります。

幕別清陵高等学校につきましては、本町の特色を生かした魅力ある教育活動をはじめ、社会に開かれた学校づくりが展開できるよう、これまでの各種学校活動等に対する支援に加え、昨年度に引き続き、東京大学教授による出前授業や大学生との交流を通して、学習に対する考え方や自主的・主体的な生徒会活動、地域貢献について学ぶことができるとともに、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう支援に努めてまいります。

中札内高等養護学校幕別分校については、町内の福祉関係団体や経済団体等で組織する「地域協力会」と連携しながら、引き続き就労促進につながるよう支援を実施してまいります。

また本年度は、開校10周年記念事業に対する支援も併せて実施してまいります。

３つ目は「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかけがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、学校・家庭・地域などが連携して青少年の健全育成を推進することが必要であります。

このことから、ふるさとを愛する心を持った豊かな人間性を育むことを目指し、自然体験や郷土幕別の歴史など幅広い学習機会を通して、心身の健全な育成を図るため「ふるさと館ジュニアスクール」

や「学び隊」などを引き続き実施してまいります。

また、家庭、地域、関係機関の連携を図り、子どもたちを守り育てていく活動を推進し、幕別町PTA連合会や幕別町児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会などの取組に対する支援を通して、未来を担う青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

４つ目は「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、心豊かな生活を送るために欠かすことのできないものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため「百年記念ホール」の指定管理者であります「特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場」と協働・連携を図り、コロナ対策を講じた上で、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、本年度は、施設の老朽化対策として大ホール舞台幕の更新工事を実施してまいります。

５つ目は「歴史的文化の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、特に次代を担う子どもたちが郷土文化資料を通して、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、ふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館のほか、貴重な全身骨格を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場としての活用を図ってまいります。

また、令和元年度から実施している足跡化石の発掘調査を引き続き実施し、昨年度の発掘で発見された足跡と思われる荷重痕について、さらに調査研究を行うほか「幕別町アイヌ施策推進地域計画」の早期策定と同計画に基づくアイヌ文化拠点の整備に向け、蝦夷文化考古館資料の保存修復や調査研究のほか、アイヌ語講座、アットゥシ作製技術体験講座の実施に向け、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会などの関係団体や町部局と連携を図りながら進めてまいります。

６つ目は「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町のスポーツ施設は、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場のほか、パークゴルフ場などの屋外施設を設置しており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されております。

これまで、住民のスポーツ参加へのきっかけや健康づくりなど、スポーツを通じた元気なまちづくりを目的に、平成26年度からチャレンジデーに参加してまいりましたが、昨年度はコロナ禍における密の回避から参加や報告の方法が変更になり、多くの町民の参加が困難と判断し、幕別チャレンジデー2021を中止としたところであります。

このため、本年度から住民の方の健康寿命の延伸のため、継続してスポーツに取り組んでいただくことを新たな目的として、従来から開催しておりますパークゴルフ家族大会や公区対抗パークゴルフ大会のほか、ウオークラリー、リフレッシュ教室などの各種教室、スポーツ大会のさらなる周知を図るとともに、事業の推進に努めてまいります。

また、昨年２月に策定した「第１期幕別町スポーツ推進計画」を推進していくため、関係機関等と協力・連携を図り、子どもの運動・スポーツを支えるための講演会やオリンピアンの学校訪問のほか、大学のスポーツ合宿誘致事業などを実施し、アスリートと創るオリンピアンの町創生事業を展開してまいります。

最後に「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、次世代を担う人材を育成するため、埼玉県上尾市、神奈川県開成町及び高知県中土佐町と小学生の派遣・受入れの相互交流を毎年実施しております。

コロナ禍の影響を受け２年連続で中止としておりましたが、交流する１市２町と協議の上、本年度は、上尾市、開成町と中土佐町からの受入れを実施することに加え、本町からも中土佐町に児童15名を派遣するよう準備を進めてまいります。

また、本年度も国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てることを目的として、中学２年生16名、幕別清陵高等学校１年生３名、合わせて19名を対象にオーストラリアのキャンベラ市との相互交流を予定しておりますが、コロナ禍により派遣できない場合は、代替の交流事業について検討してまいりたいと考えております。

以上、令和４年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

これまで当たり前であった日常がコロナ禍によって大きく変わり、社会構造の変化の中で先を見通すことがなお一層難しい時代となっておりますが、子どもたちが自らの可能性を発揮し、豊かな人生を切り開くことができるよう育んでいくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、町民の皆さんが生き生きと学び続けることができるよう支援するとともに、子どもたちが豊かな創造力を備え、たくましく成長していくことができるよう、学校・家庭・地域をつなぐ教育行政の推進に全力で取り組んでまいる所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸）　これで、行政執行方針は終わりました。

会議の途中ですが、この際11時15分まで休憩いたします。

11：05　休憩

11：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［一括議題］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第４号、令和４年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第12号、令和４年度幕別町水道事業会計予算までの９議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第４号から議案第12号までの９議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第５条及び第７条第２項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する令和４年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第１項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号から議案第12号までの９議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する令和４年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第98条第１項の規定による検閲・検査権を付与することと決定いたしました。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第12、議案第13号から日程第21、議案第34号までの10議件については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第13号から日程第21、議案第34号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第12、議案第13号、令和３年度幕別町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第13号、令和３年度幕別町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ８億3,103万２千円を追加し、予算の総額をそれぞれ190億3,942万５千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページから５ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

６ページをご覧ください。

「第２表　繰越明許費」であります。

２款総務費、１項総務管理費、電算機器管理事業358万円であります。

マイナンバーカードを用いた、オンラインでの転出の届出と転入の予約を行うための住基システム改修費用が、国の補正予算に計上されましたことから、国の補助事業を活用して実施するため、事業費の全額を繰り越すものであります。

３款民生費、１項社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業３億7,675万２千円であります。

住民税非課税世帯等に対して、１世帯当たり10万円の給付金を給付するものでありますが、申請期間が本年９月30日まででありますことから、令和３年度内に支出が終わらない額について、繰り越すものであります。

保健福祉センター維持管理事業170万円であります。

自動火災報知設備の受信機の基盤修繕費用でありますが、基盤を構成する部品の調達が年度内にできませんことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

４款衛生費、２項清掃費、し尿処理事業９万円であります。

北海道による十勝川浄化センター電気工事において、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材の調達が困難となったことにより、年度内に事業が完了できませんことから、これに係る町の負担金の一部を繰り越すものであります。

６款農林業費、１項農業費「農業ゆとりみらい総合資金貸付事業」１億711万４千円であります。

令和３年12月１日から２日にかけての強風と、本年１月11日から12日にかけての大雪により被害を受けた19戸の農家に対し、農業施設復旧に係る融資を行うものでありますが、令和３年度内に経費の支出が終わらない額について繰り越すものであります。

産地生産基盤パワーアップ事業2,525万円であります。

農業者団体がリース方式により導入する小麦・大豆用コンバインについて、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に納品とならないことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

忠類地区道営草地整備事業1,577万５千円と、道営土地改良事業１億2,432万８千円は、国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、当該事業に係る町の負担金を繰り越すものであります。

７ページになります。

８款土木費、２項道路橋梁費、道路新設改良事業4,000万円であります。

忠類24号線の道路整備事業でありますが、国の補正予算に伴い、事業費の全額を翌年度へ繰り越す

ものであります。
道路施設補修事業2,500万円であります。
茂発谷橋の長寿命化修繕工事でありますが、国の補正予算に伴い、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものであります。
４項住宅費、公営住宅建設事業６億6,042万７千円であります。
桂町西団地の外構工事とあかしや南団地の工事監理、建設、解体、外構工事でありますが、北海道の事業調整に伴い、事業費の一部を翌年度へ繰り越すものであります。
14款災害復旧費、２項土木災害復旧費、土木施設等補助災害復旧事業2,309万８千円であります。
昨年の11月９日から10日にかけての大雨で被害を受けた、札内高台線の災害復旧事業でありますが、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものであります。
「第３表　債務負担行為補正」「１追加」であります。
例規集管理システム保守点検委託料であります。
現在の例規集システムが、本年度で５年間の保守委託契約が終了することから、令和４年度から令和８年度までを期間として、新たな債務負担行為を設定しようとするものであります。
限度額は、862万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。
次に、忠類コミュニティセンター清掃業務委託料であります。
忠類コミュニティセンターの清掃業務について、令和４年度を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。
限度額は、143万５千円に、消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。
次に、公共施設予約システム購入であります。
新型コロナウイルスの感染拡大防止や住民の利便性向上のため、現在、電話や直接窓口で行っている公共施設の予約を、インターネットを介しても行えるようにするもので、令和４年10月からの運用開始に向け、令和４年度を期間として債務負担行為を設定しようとするものであります。
限度額は、500万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。
次に、北海道農業公社から「肉用牛貸付及び譲渡契約書」に基づき借り受ける肉用牛（17頭）に係る譲渡代金であります。
肉用牛17頭を２軒の農家に貸付けすることから、令和４年度から８年度までの期間において、債務負担行為を設定しようとするものであります。
限度額は、1,592万７千円とするものであります。
８ページをご覧ください。
「第４表　地方債補正」「１廃止」であります。
歯科診療所診療機器購入事業と西幕別第２道営水利施設等保全高度化事業の起債借入れを廃止するものであります。
次に「２変更」であります。
古舞近隣センター改修事業ほか41事業について、事業の追加や事業費の確定から借入額の変更を行うものであります。
10ページまでにわたっておりますが、変更する42事業の合計で、補正前と比較して２億6,068万８千円を追加するものであります。
それでは、歳出からご説明申し上げます。
21ページまでお進みください。
１款１項１目議会費369万７千円の減額であります。
新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、予定していた道外視察研修等を中止したことに伴う減額であります。
２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費224万３千円の追加であります。
総務一般管理事務事業は執行残、例規管理事務事業は実績増に伴う追加、庁舎維持管理事業は４月

の組織見直しに伴い、パーティションや応接セット、机、椅子等の管理用備品の購入費用を追加するものであります。

22ページをご覧ください。

５目一般財産管理費957万８千円の減額であります。

道営事業の進捗遅延に伴い、共聴設備の移設工事の実施を見送ったことによる減額であります。

９目企画費152万円の減額であります。

執行残であります。

10目協働のまちづくり支援費11万７千円の減額であります。

公区等活動支援事業は、事業費確定に伴う減額、結婚新生活支援事業は、対象者の増加に伴う追加であります。

23ページになります。

14目交通防犯費60万３千円の追加であります。

現計予算に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

15目職員厚生費96万１千円の減額であります。

執行残であります。

18目基金管理費１億2,198万１千円の追加であります。

細節２は、今年度の臨時財政対策債の償還財源として、今年度の地方交付税にて増額交付されたことから、減債基金に積み立てるものであります。

これ以外の積立金と繰出金は、基金利子を積み立てるものであります。

24ページをご覧ください。

19目電算管理費358万円の追加であります。

オンラインでの転出の届出と転入の予約を行うための住基システム改修に係る費用を追加するものであります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1,058万８千円の減額であります。

「説明」欄に記載の公共施設感染防止対策事業から25ページの下段の社会体育施設感染防止対策事」までと、26ページ頑張る飲食店等支援事業と小中学校修学旅行保護者負担軽減事業は、事業費の確定に伴う減額であります。

町内宿泊施設宿泊費助成事業は、まん延防止等重点措置期間終了後における宿泊施設の支援策として、500泊分、250万円を追加するものであります。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費1,091万４千円の減額であります。

民生委員児童委員活動支援事業は、執行残であります。

27ページになります。

国民健康保険特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。

２目国民年金事務費２千円の追加であります。

国への精算還付金であります。

３目障害者福祉費169万７千円の減額であります。

執行残であります。

５目福祉医療費850万円の減額であります。

執行残であります。

28ページをご覧ください。

６目老人福祉費771万８千円の減額であります。

敬老祝金等支給事業と老人クラブ活動支援事業は執行残、介護保険特別会計繰出は特別会計繰出金であります。

７目後期高齢者医療費1,349万１千円の減額であります。

執行残であります。

29ページになります。
後期高齢者医療特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。
８目介護支援費173万円の減額であります。
執行残であります。
10目保健福祉センター管理費217万３千円の追加であります。
自動火災報知設備受信機の基盤修繕等の費用の追加であります。
12目ふれあいセンター福寿管理費10万６千円の追加であります。
温泉水送水用ポンプの修繕に要する費用の追加であります。
２項児童福祉費、１目児童福祉総務費297万９千円の減額であります。
児童福祉総務事務事業は、執行残であります。
子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、30ページにわたりますが、令和３年９月分の児童手当受給者ではなかった方や９月30日時点で高校生等を養育していなかった方が、離婚等を理由に２月28日時点において、対象児童等の養育をしているが、前養育者から給付金を受け取れていない場合は、本給付金の対象となりますことから、新たに150人分の給付金等を追加するものであります。
31ページになります。
２目児童医療費1,188万３千円の減額であります。
子ども医療費助成事業は、執行残であります。
養育医療費給付事業は、国への精算還付金であります。
３目施設型・地域型保育施設費6,804万１千円の減額であります。
町立保育所運営事業は、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の間での報酬の減額と給料の増額に加え、国の保育士等処遇改善臨時特例事業を活用し、フルタイム会計年度任用職員の有資格者の給料を２号給引き上げるもので、２月、３月の２か月分の給料、職員手当及び共済費の合計28万１千円を追加するものであります。
新年度に関しましては、９月分までは国庫補助金が交付されることとされておりますが、10月以降の私立保育園分は公定価格の中に算入され、公立保育所分は地方交付税にて措置するとされております。
32ページになります。
町立保育所維持管理事業は、不足相当分を追加するものであります。
私立保育所運営事業は、札内青葉保育園の建設事業費確定に伴う減額と保育士等処遇改善臨時交付金の追加、認定子ども園等施設型給付事業は、入園児童数の減に伴う執行残と保育士等処遇改善臨時交付金の追加であります。
４目へき地保育所費２万３千円の追加であります。
33ページにわたりますが、忠類へき地保育所のフルタイム会計年度任用職員２人分に係る処遇改善費用２万３千円を追加するものであります。
５目発達支援センター費125万２千円の減額であります。
南十勝こども発達支援センターの運営費の減額に伴う負担金の減額であります。
６目児童館費503万５千円の減額であります。
忠類学童保育所において、主任指導員に欠員となる期間があったことなどに伴う減額であります。
34ページをご覧ください。
４款衛生費、１項保健衛生費、３目予防費282万９千円の減額であります。
今年度、日本脳炎ワクチンの出荷制限期間があったことによる減額であります。
４目成人保健対策費140万円の追加であります。
健診結果情報の取り込みと当該情報を転居時に市町村間で引継ぎを可能とするための健康管理システムの改修費用であります。
５目診療所費148万４千円の減額であります。

忠類歯科診療所の指定管理料の減額と備品購入の取りやめによる減額であります。
６目環境衛生費515万５千円の減額であります。
特別会計繰出金であります。
７目水道費435万１千円の減額であります。
特別会計繰出金であります。
35ページになります。
８目新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,171万６千円の追加であります。
12節は、３回目の追加接種の前倒し分と５歳から11歳の小児接種に係る委託料、１万4,800回分の追加であります。
18節は、医療従事者を派遣する医療機関に対する北海道の補助金と、ワクチン接種に伴いアナフィラキシー症状となった方１名に対する国の健康被害給付金の追加であります。
２項清掃費、１目清掃総務費97万４千円の減額であります。
ごみ収集運搬処理事業は、負担金確定に伴う減額であります。
36ページをご覧ください。
し尿処理事業は、負担金確定に伴う減額と忠類地域し尿搬送助成金の追加であります。
６款農林業費、１項農業費、１目農業委員会費125万２千円の減額であります。
新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、予定していた視察研修等を中止したことに伴う減額であります。
２目農業振興費7,496万４千円の追加であります。
あげお物産展参加事業は物産展の中止に伴う減額、環境保全型農業直接支援対策事業と、37ページになりますが、農業振興公社運営費補助事業、畑作構造転換事業は事業費等の確定に伴い減額するもの、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業は、繰越明許費でご説明いたしました農業施設の復旧に係る貸付金の追加であります。
５目畜産業費1,490万１千円の追加であります。
公社貸付牛管理事業は、債務負担行為でご説明いたしました肉用牛17頭を２軒の農家に貸付けすることに係る負担金の追加、畜産団体活動支援事業は、38ページになりますが、事業の中止、縮小に伴う減額であります。
忠類地区道営草地整備事業は、繰越明許費で説明いたしましたとおり、国の補正予算等による追加であります。
６目町営牧場費582万５千円の減額であります。
執行残であります。
39ページになります。
７目農地費240万５千円の追加であります。
小規模暗渠排水整備事業は対象戸数の増加に伴う追加、農業集落排水特別会計繰出は特別会計繰出金であります。
８目土地改良事業費１億37万９千円の追加であります。
41ページにかけてでありますが、道営土地改良事業は繰越明許費で説明いたしましたとおり、国の補正予算等による追加補正などであります。
42ページをご覧ください。
２項林業費、１目林業総務費462万５千円の減額であります。
執行残であります。
２目町有林管理経営費380万９千円の減額であります。
執行残であります。
43ページになります。
７款１項商工費、１目商工振興費24万円の追加であります。

現計予算に不足が見込まれますことから、追加するものであります。
３目観光費862万２千円の減額であります。
新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、予定していた事業を中止したことなどに伴う減額であります。
４目スキー場管理費15万円の減額であります。
燃料費の追加と工事請負費の執行残であります。
５目企業誘致対策費289万３千円の追加であります。
企業誘致対策事業は執行残、土地開発公社運営補助事業は、リバーサイド幕別工業団地２区画、札内東工業団地１区画の売買契約に伴い、販売価格と帳簿価格の差額分を公社に対し補助するものであります。
44ページをご覧ください。
８款土木費、１項土木管理費、２目地籍調査費1,917万７千円の減額であります。
北海道の事業調整などに伴い減額するものであります。
２項道路橋梁費、１目道路新設改良費3,171万５千円の追加であります。
事業費の確定に伴う補正のほか、45ページになりますが、14節の細節11は、繰越明許費でご説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴い追加するものであります。
46ページをご覧ください。
２目道路維持補修費１億954万６千円の追加であります。
道路施設維持事業は、今後の降雪に対応するため、所要の費用を追加するものと除雪機械の執行残であります。
47ページになります。
道路施設補修事業は12節は執行残、14節は繰越明許費でご説明いたしました、茂発谷橋の長寿命化修繕工事に係る追加であります。
３項都市計画費、１目都市計画総務費138万４千円の減額であります。
特別会計繰出金であります。
３目都市施設整備費95万円の減額であります。
執行残であります。
48ページをご覧ください。
４項住宅費、３目公営住宅建設事業費５億9,910万９千円の追加であります。
繰越明許費でご説明いたしました、桂町西団地の外構工事とあかしや南団地の工事監理、建設、解体、外構工事に係る追加と事業費確定による補正であります。
49ページになります。
９款１項消防費、２目非常備消防費534万２千円の減額であります。
予定していた事業を中止したことなどに伴う減額などであります。
３目消防施設費100万１千円の減額であります。
執行残であります。
10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費50万８千円の減額であります。
修学支援資金の認定件数の減に伴う減額であります。
３目教育財産費548万９千円の減額であります。
執行残であります。
50ページをご覧ください。
４目スクールバス管理費1,262万５千円の減額であります。
予定していた行事等が中止になったことに伴う減額であります。
６目学校給食センター管理費52万８千円の減額であります。
執行残であります。

２項小学校費、２目教育振興費28万６千円の減額であります。
執行残であります。
51ページになります。
３項中学校費、２目教育振興費308万９千円の減額であります。
執行残であります。
５項社会教育費、１目社会教育総務費846万８千円の減額であります。
52ページにわたりますが、いずれも予定していた事業を中止したことに伴う減額であります。
２目公民館費10万円の減額であります。
予定していた行事を中止したことに伴う減額であります。
３目町民会館費14万３千円の減額であります。
執行残であります。
７目図書館管理費67万６千円の減額であります。
執行残であります。
53ページになります。
８目百年記念ホール管理費27万５千円の減額であります。
執行残であります。
６項保健体育費、１目保健体育総務費188万７千円の減額であります。
保健体育総務事務事業は、各種大会の中止に伴う減額、スポーツ推進事業は、チャレンジデーの参加見送りに伴う減額であります。
２目体育施設費91万６千円の減額であります。
執行残であります。
54ページをご覧ください。
11款１項公債費、１目元金216万４千円の追加であります。
平成22年度債の借換えによる利率引下げに伴い、元利均等償還の財政融資資金について、増額となった元金分を追加するものであります。
２目利子2,014万２千円の減額であります。
同様に、利率引下げに伴う利子縮減分と、令和２年度債の借入利率の確定に伴い、減額するものであります。
14款災害復旧費、１項農林業災害復旧費、１目単独災害復旧費14万９千円の減額であります。
執行残であります。
55ページになります。
２項土木災害復旧費、１目単独災害復旧費169万６千円の減額であります。
執行残であります。
２目補助災害復旧費2,249万７千円の追加であります。
繰越明許費で説明いたしましたとおり、札内高台線の復旧に係る費用を追加するものであります。
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。
次に、歳入をご説明申し上げますので、11ページまでお戻りください。
１款町税、１項町民税、１目個人5,179万８千円、２目法人3,891万２千円、２項１目固定資産税5,952万３千円、３項軽自動車税、１目種別割283万４千円、いずれも現年課税分の追加であります。
12ページをご覧ください。
４項１目町たばこ税1,385万７千円の追加、５項１目入湯税462万１千円の減額であります。
７款１項１目地方消費税交付金1,492万７千円の追加であります。
12款１項１目地方交付税３億636万８千円の追加であります。
普通交付税の追加であります。
13ページになります。

14款分担金及び負担金、１項分担金、１目農林業費分担金4,737万６千円の追加であります。
道営事業の事業費調整などに伴い、補正するものであります。
15款使用料及び手数料、１項使用料、４目農林業使用料88万２千円の減額であります。
預託頭数の減による入牧料の減額などであります。
16款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金3,192万５千円の減額であります。
事業費確定などに伴う補正であります。
14ページをご覧ください。
２目衛生費負担金2,039万５千円の追加であります。
新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金であります。
２項国庫補助金、１目総務費補助金358万円の追加であります。
オンラインで転出の届出等を行うための住基システム改修に係る国庫補助金であります。
２目民生費補助金1,958万７千円の追加であります。
細節２は、交付決定額の確定に伴う追加、細節７と８は、子育て世帯臨時特別給付金の支給対象範囲の拡大に伴う追加、細節９は、保育士等処遇改善交付金であります。
４目土木費補助金２億7,002万７千円の追加であります。
１節の細節１、細節２及び細節４は、事業費確定に伴う減額、細節３は、忠類24号線、細節５は、茂発谷橋の修繕工事に係る交付金の追加であります。
２節は、桂町西団地及びあかしや南団地に係る交付金の追加であります。
７目災害復旧費補助金1,847万８千円の追加であります。
札内高台線の復旧に係る補助金であります。
15ページになります。
17款道支出金、１項道負担金、１目民生費負担金1,565万４千円の減額、３目土木費負担金1,527万６千円の減額であります。
事業費確定であります。
２項道補助金、１目総務費補助金45万円の追加であります。
結婚新生活支援事業道交付金であります。
２目民生費補助金1,290万１千円の減額であります。
事業費確定に伴う減額であります。
（11：49　荒議員退席）
16ページをご覧ください。
３目衛生費補助金192万１千円の追加であります。
細節２は、医療従事者を派遣する医療機関に対する北海道からの補助金、細節３は、健康管理システム改修に係る地域づくり総合交付金であります。
４目農林業費補助金689万７千円の追加であります。
事業費の確定に伴う補正であります。
18款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金93万５千円の追加であります。
基金利子であります。
17ページになります。
20款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金２億2,014万円の減額であります。
財政調整基金繰入金の減額であります。
４目森林環境譲与税基金繰入金102万５千円の追加であります。
組織見直しに伴う応接セット等の財源として繰り入れるものであります。
22款諸収入、３項貸付金元利収入、４目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入113万円の追加であります。
５項４目雑入657万７千円の減額であります。

５節は、事業中止など事業費確定に伴う補正、６節は、一般会計において支弁している国保被保険者に係るインフルエンザ予防接種事業に対する国保特会からの負担金であります。

18ページをご覧ください。

23款１項町債、１目総務債20万円の減額、２目民生債3,930万円の減額、３目衛生債30万円の減額、４目農林業債1,400万円の追加、５目商工債190万円の減額、６目土木債３億8,130万円の追加。19ページになります。

７目消防債350万円の減額、８目教育債210万円の減額、９目臨時財政対策債9,161万２千円の減額。

20ページをご覧ください。

10目災害復旧債260万円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

内山議員。

○３番（内山美穂子）　１点だけ質問させていただきます。

保健衛生費のところなのですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業なのですけれども、町長の行政報告でも大まかに５歳から11歳までの接種につきましてスケジュールをご説明いただきました。町のホームページではまだ詳細が記載されていませんが、もう少し詳しい体制とか、優先順位、接種に当たっての注意事項などについて、また町内の接種対象者は何人なのかお答え願います。

（11：53　荒議員着席）

○議長（寺林俊幸）　保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉）　５歳から11歳の小児用ワクチンの接種でございますが、２月28日から接種券を該当者のほうに発送を開始しております。今週末３月４日までに、現在対象となっている1,570名の方に接種券等の案内文書を発送する予定とさせていただいております。

優先順位でございますけれども、現在11歳の方について、まず事前に２月28日から発送して、順次年齢を下げる形で接種券のほうを発送しています。これは12歳から初回接種になると、ワクチンの接種量が変わってくるものですから、11歳のうちに３分の１の量で受けられるように、基本的に11歳の方から接種券のほうを発送させていただいています。

接種期間ですけれども、医療機関については、町内の小児科１か所で総合して接種を行います。１バイアル当たり10人という接種になっていますことから、１か所に医療機関を限定して、なるべく効率的に接種を進めていこうと考えております。

今回の接種ですけれども、初回接種ということで、３週間の間隔を空けて２回接種ということになっていますことから、３月15日から４月23日までを１クール目としまして接種をしていきます。基本的には火曜日、水曜日、金曜日、土曜日という接種で考えておりまして、平日については、午後３時半から大体５時半頃まで、土曜日については、午前中それぞれ20人ということで接種のほうを考えております。接種の希望者に応じて、７月30日頃まで接種のほうを進めてまいりたいと考えています。

説明書ですけれども、ワクチンの説明書のほかに、厚生労働省で出している小児用のリーフレット、なるべく見やすいものをということで、A3両面のカラーのものを皆さんに配付しているところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○３番（内山美穂子）　詳しくご説明いただきました。

11歳以下の接種につきましては、私のほうもいろんな保護者から、いろんな不安な声とか、いろんな事情とかお聞きしております。５歳から11歳のワクチン接種につきましては、努力義務が適用されていないということになっています。なぜ努力義務が適用されていないかということにつきましては、厚労省のホームページに記載されておりますので、そういうことも含めて丁寧に説明していただけれ

ばと思います。

接種については、予防の効果と副反応のリスクの双方について、本人が理解した上で個々に判断する必要があると思っております。接種を強要したり、差別的な扱いをすることのないよう、ホームページなどで丁寧に説明して、個々に判断していけるように周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　答弁はよろしいですか。

（はいの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

11：57　休憩

13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案第14号、令和３年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）から、日程第20、議案第21号、令和３年度幕別町水道事業会計補正予算（第４号）までの８議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第14号、令和３年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）から議案第21号、令和３年度幕別町水道事業会計補正予算（第４号）までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第14号、令和３年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ464万４千円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億2,250万１千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

７ページをお開きください。

５款２項保健事業費、１目保健衛生普及費355万６千円の追加であります。

一般会計において支弁した国保被保険者のインフルエンザ予防接種事業に対する国保特会の負担金を追加するものであります。

６款１項１目基金積立金32万４千円の追加であります。

基金利子を積み立てるものであります。

８款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金76万４千円の追加であります。

特定健康診査負担金の確定に伴う国と北海道への精算還付金であります。

次に歳入をご説明申し上げます。
４ページにお戻りください。
１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税2,400万円の減額であります。
被保険者数の減少などにより、減額補正するものであります。
２款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金923万２千円の追加であります。
インフルエンザ予防接種事業に係る一般会計への負担金などに対する道補助金であります。
５ページになります。
３款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金32万４千円の追加であります。
基金利子であります。
４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金946万８千円の減額であります。
繰入金の確定よるものであります。
２項基金繰入金、１目国民健康保険基金繰入金2,400万円の追加であります。
財源不足額を基金から繰入れするものであります。
６ページをご覧ください。
５款１項１目繰越金46万７千円の追加であります。
６款諸収入、１項延滞金及び過料、１目一般被保険者延滞金285万７千円の追加であります。
７款国庫支出金、１項国庫補助金、１目災害等臨時特例国庫補助金123万２千円の追加であります。
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免相当額の６割分が国庫補助金として交付されるものであります。
以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。
次に、議案第15号、令和３年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。
９ページをご覧ください。
今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ360万２千円を減額し、予算の総額をそれぞれ４億5,043万９千円と定めるものであります。
補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、10ページ、11ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。
はじめに、歳出からご説明申し上げます。
13ページをご覧ください。
２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金360万２千円の減額であります。
納付金確定に伴う減額であります。
次に、歳入をご説明申し上げます。12ページをご覧ください。
３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金423万７千円の減額であります。
事業費確定などに伴う減額であります。
４款１項１目繰越金63万５千円の追加であります。
以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。
次に、議案第16号、令和３年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。
14ページをお開きください。
今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,792万７千円を減額し、予算の総額をそれぞれ27億5,213万３千円と定めるものであります。
補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、15ページ、16ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。
はじめに、歳出からご説明申し上げます。
20ページをお開きください。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス等給付費2,000万円の減額であります。

短期入所生活介護などの利用者数の減に伴う減額であります。

21ページをご覧ください。

２目地域密着型介護サービス等給付費1,500万円の減額であります。

認知症対応型通所介護の利用者数の減に伴う減額であります。

22ページになります。

３款１項１目基金積立金17万３千円の追加であります。

基金利子を積み立てるものであります。

４款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費、２項介護予防ケアマネジメント事業費134万４千円の減額であります。

執行残であります。

23ページをご覧ください。

２項１目一般介護予防事業費175万６千円の減額であります。

事業の中止に伴う執行残であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

17ページまで、お戻りください。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料671万円の減額であります。

４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金710万円の減額であります。

介護給付費の減に伴う減額であります。

２項国庫補助金、１目調整交付金184万４千円、２目保険者機能強化推進交付金32万４千円、３目地域支援事業交付金62万円、４目介護保険保険者努力支援交付金14万６千円の減額であります。

交付金の確定に伴う減額であります。

18ページになります。

６目災害等臨時特例国庫補助金９万２千円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免相当額の６割分が国庫補助金として交付されるものであります。

５款１項支払基金交付金、１目介護給付費支払基金交付金945万円、２目地域支援事業支払基金交付金83万７千円の減額であります。

給付費等の減に伴う減額であります。

６款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費道負担金427万５千円の減額であります。

給付費の減に伴う減額であります。

19ページをご覧ください。

２項道補助金、１目地域支援事業道交付金38万７千円の減額であります。

事業費、減に伴う減額であります。

７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金17万３千円の追加であります。

基金利子であります。

８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金649万９千円の減額であります。

給付費の減に伴う繰入金の減額であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号、令和３年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

25ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ5,322万８千円を減額し、予算の総額をそれぞれ４億4,003万６千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、26ページ、27ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

28ページをご覧ください。

「第２表　地方債補正」、１変更であります。

幕別簡水整備事業ほか３事業について、事業費の確定に伴い借入額の変更を行うものであります。補正前と比較いたしますと合計で5,270万円の減額であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

32ページをご覧ください。

１款水道費、１項水道事業費、１目一般管理費5,322万８千円の減額であります。

簡易水道施設維持管理事業は、電気料の追加、簡易水道給水設備整備事業は、実績確定に伴う減額、簡易水道施設整備事業は、事業費の確定等に伴う減額、起債利子償還事務事業（簡水）は、令和２年度債の借入れ利率の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

29ページにお戻りください。

１款分担金及び負担金、１項１目負担金13万９千円の追加であります。

細節１は、事業費確定に伴う減額、細節２は、豊頃町からの大豊簡水維持管理負担金であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料、１目水道使用料354万２千円の追加であります。

２項１目手数料15万３千円の追加であります。

給水工事審査件数の増に伴うものであります。

30ページをご覧ください。

３款道支出金、１項道委託金、１目簡易水道事業費委託金27万４千円の減額であります。

道営事業の事業費確定に伴う減額であります。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金435万１千円の減額であります。

５款１項１目繰越金26万３千円の追加であります。

７款１項町債、１目水道事業債5,270万円の減額であります。

事業費確定に伴うものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第18号、令和３年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第６号）について、ご説明申し上げます。

34ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,757万３千円を追加し、予算の総額をそれぞれ10億6,635万２千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、35ページ、36ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

37ページをご覧ください。

「第２表　繰越明許費」であります。

２款事業費、１項下水道施設費、下水道施設建設事業6,344万３千円を繰り越すものであります。

下水道処理区統合連絡管渠整備詳細設計委託料は、下水道処理区の統合に係る設計を、幕別中継ポンプ場化設計委託料は、幕別町浄化センターのポンプ場化に係る設計を国の補正予算に伴い、事業費の全額を繰り越すものであります。

流域下水道建設事業負担金は、北海道による十勝川浄化センター電気工事において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資材の調達が困難となったことにより、年度内に事業が完了できませんことから、これに係る町の負担金の一部を翌年度へ繰り越すものであります。

「第３表　地方債補正」「１変更」であります。公共下水道建設事業ほか５事業について、事業費の確定に伴い借入額の変更を行うものであります。

補正前と比較して合計で3,360万円を増額するものであります。
歳出からご説明申し上げます。
40ページをお開きください。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費201万３千円の減額であります。
公共下水道一般管理事務事業は、負担金の確定に伴う減額、公共下水道公営企業法適用事業は、執行残であります。
２款事業費、１項下水道施設費、１目下水道建設費5,138万円の追加であります。
国の補正予算に伴う繰越事業の実施と負担金の確定などに伴う補正であります。
41ページをご覧ください。
３款、１項公債費、２目利子179万４千円の減額であります。
令和２年度債の借入利率の確定に伴い、減額するものであります。
次に、歳入をご説明申し上げます。
38ページにお戻りください。
２款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料1,098万３千円の減額であります。
３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目下水道事業費補助金2,422万３千円の追加であります。
国の補正予算による繰越事業の実施に伴う追加であります。
４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金73万３千円の追加であります。
７款１項町債、１目都市計画事業債2,640万円の追加であります。
繰越事業の実施と事業費の確定に伴う補正であります。
２目資本費平準化債580万円の追加であります。
39ページをご覧ください。
３目下水道事業債（特別措置分）170万円の追加であります。
４目公営企業法適用事業債30万円の減額であります。
いずれも、発行可能額の確定に伴う補正であります。
以上で、公共下水道特別会計補正予算（第６号）の説明を終わらせていただきます。
次に、議案第19号、令和３年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。
42ページをお開きください。
今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,423万３千円を減額し、予算の総額をそれぞれ１億8,518万４千円と定めるものであります。
補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、43ページ、44ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。
45ページをご覧ください。
「第２表　地方債補正」「１変更」であります。
個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴い、借入額を2,050万円減額するものであります。
それでは、歳出からご説明申し上げます。
48ページをお開きください。
２款事業費、１項排水処理施設費、１目排水処理建設費1,990万円の減額であります。
事業費の確定に伴う減額であります。
２項排水処理管理費、１目排水処理施設管理費406万６千円の減額であります。
事業費の確定に伴う減額であります。
49ページをお開きください。
３款１項公債費、２目利子26万７千円の減額であります。
令和２年度債の利率確定に伴い、減額するものであります。
次に、歳入をご説明申し上げます。

46ページにお戻りください。
１款分担金及び負担金、１項分担金、１目排水処理分担金109万９千円の減額であります。
合併浄化槽の設置基数の減に伴う減額であります。
２款使用料及び手数料、１項使用料、１目排水処理施設使用料32万６千円の減額であります。
３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金515万５千円の減額であります。
４款１項１目繰越金284万７千円の追加であります。
47ページをお開きください。
６款１項町債、１目排水処理施設整備事業債2,050万円の減額であります。
事業費確定あります。
以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。
次に、議案第20号、令和３年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。
50ページをお開きください。
今回の補正予算は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万４千円を減額し、予算の総額をそれぞれ8,670万６千円と定めるものであります。
補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、51ページ、52ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。
53ページをご覧ください。
「第２表　地方債補正」「１変更」であります。
農業集落排水整備事業ほか１事業について、事業費の確定に伴い変更するものであります。補正前と比較いたしますと２事業合計で40万円の減額であります。
それでは、歳出からご説明申し上げます。
56ページをお開きください。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費20万９千円の減額であります。
事業費確定に伴う減額であります。
３款１項公債費、２目利子２万５千円の減額であります。
令和２年度債の利率確定に伴うものであります。
次に、歳入をご説明申し上げます。
54ページにお戻りください。
１款使用料及び手数料、１項使用料、１目排水処理施設使用料67万５千円の減額であります。
３款繰入金、２項他会計繰入金、１目一般会計繰入金２万７千円の追加であります。
４款１項１目繰越金81万４千円の追加であります。
５款１項町債、１目農業集落排水整備事業債20万円、２目公営企業法適用事業債20万円の減額であります。
事業費確定であります。
以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。
次に、議案第21号、令和３年度幕別町水道事業会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。
57ページをお開きください。
補正予算第２条、収益的収支の補正であります。
はじめに、収入であります。
第１款水道事業収益補正予定額280万８千円を追加し、５億8,719万円と定めるものであります。
次に、支出であります。
第１款水道事業費用補正予定額193万６千円を減額し、5億3,682万４千円と定めるものであります。
補正予算第３条、資本的収支の補正であります。

58ページになります。
はじめに、収入であります。
第１款資本的収入補正予定額8,522万３千円を減額し、7,656万円と定めるものであります。
次に、支出であります。
第１款資本的支出補正予定額5,680万円を減額し、３億4,279万９千円と定めるものであります。
57ページにお戻りいただき、下段に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものであります。
58ページをご覧ください。
補正予算第４条、企業債の変更であります。
配水管布設整備事業の限度額を5,580万円に改めるものであります。
補正予算第５条は、棚卸資産に係る購入限度額の変更であります。222万１千円に改めるものであります。
59ページになります。
収益的収支であります。
はじめに支出をご説明いたします。下段の表をご覧ください。
１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費34万２千円、５目総係費67万１千円の減額であります。
いずれも、執行残であります。
２項営業外費用、１目支払利息及び配当金92万３千円の減額であります。
令和２年度債の利率の確定に伴うものであります。
次に、収入についてご説明申し上げます。
上段をご覧ください。
１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益234万円の追加であります。
３目その他営業収益46万８千円の追加であります。
加入者負担金の減額と新設工事の増加に伴う手数料の増であります。
60ページをご覧ください。
資本的収支であります。
はじめに支出をご説明いたします。
下段の表をご覧ください。
１款資本的支出、１項建設改良費、１目配水管整備費5,200万７千円の減額であります。
26節は、執行残、28節は、JR北海道において予定していた工事が中止となったことに伴う減額であります。
２目営業設備費479万３千円の減額であります。
執行残であります。
次に、収入についてご説明申し上げます。上段をご覧ください。
１款資本的収入、１項１目企業債8,190万円の減額であります。
６項１目負担金332万３千円の減額であります。
水道管移設工事の事業費確定等による負担金の減に伴う減額であります。
以上で、特別会計及び水道事業会計の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第14号、令和３年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決する

ことに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、令和３年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、令和３年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第17号、令和３年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、令和３年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第６号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、令和３年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第20号、令和３年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第21号、令和３年度幕別町水道事業会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第34号、令和３年度幕別町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第34号、令和３年度幕別町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ507万３千円を追加し、予算の総額をそれぞれ190億4,449万８千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

５ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、17目諸費507万３千円の追加であります。

去る２月26日、本町の名誉町民であります、前幕別町長の岡田和夫様がご逝去されました

岡田様のご逝去の報を受け、ご遺族にご相談を申し上げ、葬儀については、幕別町名誉町民条例に定める「町葬」とし、ご遺族の意向のもと、岡田家との合同葬として執り行うこととしましたことから、町葬に要する費用を追加するものであります。

葬儀日程でありますが通夜は明日３月３日木曜日午後６時から、告別式は３月４日金曜日午前10時から、いずれも幕別町百年記念ホールにおいて執り行うこととしております。

町葬執行事業として、町が負担する経費は、平成27年７月１日、２日に執り行いました故林照男様の幕別町と林家の合同葬の際の費用負担に準じて計上するものであります。

10節は、消耗品のほか、しおり印刷代、従事する職員の食糧費であります。

11節は、地元紙２紙に掲載する「死亡広告」と「会葬お礼」の広告料であります。

13節は、祭壇と霊柩車等の借上料であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

４ページをご覧ください。

７款１項１目地方消費税交付金507万３千円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の１ページ、議案説明資料の１ページをお開きください。

地方自治法は、普通地方公共団体の行う契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとすると定め、指名競争入札、随意契約、競り売りは、政令で定め

る場合に該当する場合に限って認めております。

当該規定を受けた地方自治法施行令では、予定価格が一定額を超えないときのほかに、その性質または目的が競争入札に適さないときなどには、随意契約によることができると規定されており、プロポーザル方式による契約はこの規定を根拠にこれまで随意契約を締結してきているものであります。

議案説明資料の１ページをご覧ください。

「１制定趣旨」についてであります。

従来から町が発注する委託、賃借、請負、その他の随意契約の一部において、その相手方となる候補者をプロポーザル方式、いわゆる企画提案方式により選定しておりますが、プロポーザル方式を行う委託等は、高度な知識、専門性、経験などが必要であり、提案内容及び業務遂行能力等が最も優れたものを選定するに当たり、審査委員会の構成において、外部から高度な技術または専門的な知識を有するものを招聘する必要があり、また審査を厳正かつ公正に行うため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、当規定につきましては、資料の３、参照法令の（１）に記載をしておりますが、この規定に基づき、付属機関として審査委員会を設置するため本条例を制定しようとするものであります。

「２プロポーザル方式」についてであります。

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定、この規定も、３の参照法令の（２）に記載しておりますが、２行目の不動産の買入れ以降に記載されておりますように、契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするときは、随意契約によることができるとされております。

「２プロポーザル方式」の記載箇所にお戻りください。

この規定による随意契約の締結のため、公募または指名の方法により、複数の者から当該随意契約に係る業務の実施に関する企画または技術に関する提案を求め、これらのうちから事業者を選定する方式をプロポーザル方式とするものであります。

下段の４では、参考として令和元年度以降のプロポーザル方式による事業者選定業務の事例を紹介しております。これまでは選定に際して、個別に選定委員会に係る要綱を定め、事務を執り進めてきたものであります。

議案書の１ページをご覧ください。

第１条は設置規定であります。

幕別町が発注する委託、賃借、請負、その他の随意契約の締結に当たり、その相手方となる候補者を選定するプロポーザル方式による審査を、厳正かつ公正に行うため、地方自治法の規定に基づき、付属機関として、幕別町プロポーザル審査委員会を設置すると定めております。

第２条はこの条例におけるプロポーザル方式の定義について定めております。

第３条は委員会において調査、審議する事項について定めております。

第４条は組織を規定しております。第１項は第１号の識見を有する者から、第４号の町長等が必要と認める者のうちから、町長等が委嘱しまたは任命するとし、委員の人数を15人以内と定めております。

第２項は任期を定めております。

２ページをご覧ください。

第５条は、委員長を、第６条は会議の招集や定足数などを、第７条は委員の守秘義務を、第８条は委員会の庶務の担任を定めております。

第９条はこの条例に定めるもののほか、必要な事項は町長等が別に定める旨を規定しております。

附則についてであります。

第１項はこの条例は公布の日から施行するとしております。

第２項は特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。同条例の別表に、プロポーザル審査委員会の委員長と委員の報酬を加えるものであります。委員長は日額5,700円とし、ただし本条例の第４条、第１項、第２号に規定する、高度な技術または専門

的な知識を有する者として、委員に選任され、会議において委員長に互選されたものにあっては、３ページになりますが、１万２千円とするものであります。委員は日額5,200円とし、同様に高度な技術または専門的な知識を有する者として選任された委員にあっては、１万円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第23、議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例から、日程第25、議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例までの３議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第23号、幕別町公の施設の使用料に関する条例、議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の４ページ、議案説明資料の２ページをお開きください。

はじめに、条例の制定趣旨と経過をご説明いたしますので、議案説明資料の２ページをご覧ください。

「１制定趣旨」についてであります。

平成28年３月に策定しました「第４次幕別町行政改革大綱」の推進項目に「使用料・手数料受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を掲げております。このため使用料・手数料については、算定方法を明確化することで、料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性、公正性を確保することを目的に、昨年１月、幕別町使用料等審議会への諮問を行い、その後の答申を経て、本年２月22日に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定いたしました。

この基本方針に基づき、現行公の施設の使用料をはじめ、使用に関する手続きなど施設の設置に係る個別条例で定めております共通の項目を一括して規定すべく、本条例を制定しようとするものであります。

「２使用料・手数料の見直し」に至る経過についてであります。

使用料・手数料の見直しに当たりましては、幕別町使用料等審議会条例に基づき、商工会をはじめとする町内の各種団体からご推薦をいただきました識見を有する方10名と、公募による５名を合わせた15名の委員で構成する幕別町使用料等審議会を設置し、令和３年１月29日に開催の第１回審議会において「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」を諮問し、５回にわたりご審議をいただきました。

昨年12月２日に開催した第５回審議会において「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」が決定され、翌日の12月３日に答申をいただいたところであります。

この間、総務文教常任委員会の所管事務調査を始め、パブリックコメントの実施や、担当課による関係団体等への説明、聞き取りを経て、審議会でのご審議をいただいたものであります。

答申後には「基本方針（案）」の総務文教常任委員会と全員協議会での説明を経て、本年２月22日に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定したところであります。

３ページをご覧ください。

「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」の制定後の規定項目についてであります。

左側に「（制定前）」と記載しておりますように、現行、公の施設は、施設ごとの設置条例に、設置や目的、名称、位置をはじめ、使用者の範囲や使用料などを定めております。

中ほどから右側にかけて記載しておりますように、このたび制定いたします「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」は、公の施設に共通している使用者の範囲や、使用の承認のほか「基本方針」に基づき算定した公の施設の使用料の額をはじめ、使用料の減免や還付など共通した項目を一括して定めようとするものであります。

このことから右側に記載しているとおり、規定の「公の施設の設置に係る個別条例」には、設置、目的、位置、名称などを定めるにとどめ、使用に係る手続き及び使用料等は「幕別町公の施設の使用料等に関する条例」で定める旨を規定するものであります。

本条例において、使用料を定める公の施設は、札内コミュニティプラザをはじめ、合計で98施設であります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

議案書にお戻りいただき４ページをご覧ください。

第１条は趣旨を定めております。

幕別町が設置する公の施設の使用に関し、法令または他の条例で定めるもののほか、必要な事項を本条例で定める旨を規定しております。

第２条は使用者の範囲を定めております。

第１項は、施設を使用することができる者は、町の区域内に住所を有する者とし、幕別町ふれあい交流館及び幕別町老人福祉センターは65歳以上の方、働く婦人の家は女性労働者に限るとするものであります。

第２項は、施設を管理する町長または教育委員会と指定管理者は、施設の目的に則した事業の実施に支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に使用させることができるとするものであります。

第３条は使用の承認を定めております。

第１項は、施設の使用前に町長等の承認を受けなければならないこと、第２項は、公序良俗を害する恐れがあると認めるときなど、施設の管理上支障があると認めるときは、使用の承認をしないものとすること、第３項は、施設を占用して使用することのできる者の要件は、町長等が別に定める旨を規定しております。

５ページをご覧ください。

第４条は行為の制限を定めております。

施設において物品の販売や興行などを行う場合は、町長等の承認を受けなければならない旨を規定しております。

第５条は、目的外使用等の禁止を、第６条は、特別の設備または特殊物品の搬入を定めております。

第７条は使用料を定めております。

第１項が施設の使用につき、別表に定める使用料を納入しなければならないこと、第２項は使用料は町長等が特別の事情があると認めるときを除き、施設を使用する日までに納入しなければならない旨を規定しております。

別表の説明をいたしますので、10ページをご覧ください。

別表として「１、札内コミュニティプラザ」から、11ページの「２、コミュニティセンター」「３、近隣センター」、12ページの「４、公民館」「５、幕別町民会館」、13ページの「６、幕別町百年記念ホール」「７、幕別町まなびや」「８、幕別町集団研修施設こまはた」、14ページの「９、体育施設」、15ページの「10、幕別町体育館」、16ページの「11、幕別町保健福祉センター」「12、幕別町働く婦人の家」「13、幕別町ふれあい交流館」、17ページの「14、幕別町趣味の作業所」「15、幕別

町老人福祉センター」「16、幕別町老人健康増進センター」「17、幕別ふるさと味覚工房」までの各施設の区分、単位に応じて、使用料の額を定めております。

恐縮ではありますが、５ページにお戻りください。

第８条と６ページの第９条は、入場料を徴収する場合や、営利を目的として使用する場合の使用料の加算について規定しております。

第10条は使用料の減免を定めております。

７ページをご覧ください。

第11条は、使用料の還付を、第12条は、使用の予約を、第13条は、キャンセル料を定めております。

８ページをご覧ください。

第14条は、使用の承認の取消等を、第15条は、原状回復を、第16条は、損害賠償を定めております。

９ページをご覧ください。

第17条は、指定管理者に施設の管理を行わせる場合の施設の利用料金について規定しております。

第18条は委任規定であります。

附則についてであります。

第１項は、この条例は令和４年10月１日から施行する、とするものであります。

第２項は、経過措置を定めております。この条例の施行日前に幕別町札内コミュニティプラザ条例をはじめ、10ページにわたりますが、幕別ふるさと味覚工房設置条例などの個別の設置条例の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすという経過措置であります。

第３項は使用料の額に係る経過措置であります。

第２条第１項に規定する者、これは町民でありますが、町民と第２条第２項に規定する者、これは町民以外の者でありますが、町民以外の者で町長等が「特に認める者」、これは町内の各種団体等で現行使用料を免除されている団体を想定しており、規則で今後定めることとしておりますが、これらにあっては、令和７年３月31日までの間に限り、使用料の額に２分の１を乗じた額とする経過措置を規定するものであります。

第４項は準備行為を定めております。

以上で、議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の説明を終わります。

次に議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の18ページ、議案説明資料の４ページをお開きください。

本条例は、議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、公の施設の設置に係る個別条例のうち、関連する23の条例の一部改正と、７つの条例の廃止を行おうとするものであります。

議案説明資料の４ページをご覧ください。

整備条例第１条は、幕別町札内コミュニティプラザ条例の一部改正であります。

新旧対照表では、第１条から第３条の記載を省略しておりますが、第１条は設置を、第２条は名称及び位置を、第３条は施設が行う事業を定めております。

今後、整備条例第２条以降の他の公の施設の設置条例においても、このような規定を条文の当初に定めております。

現行では、第４条以降に定めております議案第23号の幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定、これらの規定を削り、第４条として使用時間及び休館日を規定し、第５条はコミュニティプラザの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めるとするものであります。

８ページまでお進みください。

整備条例第２条は、幕別町コミュニティセンター条例の一部改正であります。

整備条例第１条の幕別町札内コミュニティプラザ条例の改正と同様に、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として、使用時間及び休館日を設定し、第４条は、センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

13ページまでお進みください。

整備条例第３条は、「幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正であります。

他の公の施設の個別条例との整合を図るため、条例の名称をはじめ、第１条を「設置」規定に、第２条を「名称及び位置」規定に改めるものであります。

15ページをご覧ください。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として、使用時間及び休館日を規定し、第４条は、センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

18ページまでお進みください。

整備条例第４条は、幕別町公民館条例の一部改正であります。

第２条は、駒畠公民館の位置を514番地28に改めるものであります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として、使用時間及び休館日を規定し、第４条は、公民館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

21ページまでお進みください。

整備条例第５条は「幕別町民会館条例の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として、使用時間及び休館日を、第４条は、会館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

27ページまでお進みください。

整備条例第６条は、幕別町百年記念ホール条例の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第４条として、使用時間及び休館日を、第５条は記念ホールの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

29ページをご覧ください。

第６条第２項は、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務を加えるものであります。

35ページまでお進みください。

整備条例第７条は、幕別町まなびや条例の一部改正であります。

第２条は、まなびや中里の位置を153番地１に改めるものであります。

第３条は文言を修正し、第４条として、使用時間及び休館日を、第５条はまなびやの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

37ページをご覧ください。

整備条例第８条は、幕別町集団研修施設こまはた条例の一部改正であります。

第２条は、位置を549番地１に改めるものであります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として使用時間及び休館日を規定し、第４条は研修施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

40ページをご覧ください。

整備条例第９条は、「幕別町体育施設条例」の一部改正であります。

第２条は名称及び位置を定めております。

これまで条例に体育施設として規定していなかった施設を表に追加するものであります。

野球場の部に依田公園野球場、41ページになりますが、札内川河川緑地野球場を、加えてソフトボール場、テニスコート、アーチェリー場、バスケットコート、サッカー場、ラグビー場の部を加え、それぞれに名称と位置を定めるものであります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として使用時間及び休憩時間を、第４条は、体育施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

45ページまでお進みください。

整備条例第10条は、幕別町体育館条例の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として使用時間及び休館日を、第４条は体育館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

47ページをご覧ください。

第13条を第５条に改め、所要の文言整理を行い、第２項として、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務を加えるものであります。

52ページまでお進みください。

整備条例第11条は、幕別町保健福祉センター条例の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている第４条、使用料の規定を削り、第４条として、使用時間及び休館日を規定し、第５条はセンターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

53ページをご覧ください。

整備条例第12条は、幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第４条として、使用時間及び休憩時間を、第５条は幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定はふれあいセンター福寿の使用について準用する。ただし、使用料は、本条例の別表第１と第２のとおりとすることなどを定めるものであります。

57ページまでお進みください。

整備条例第13条は、幕別町働く婦人の家条例の一部改正であります。

第１条、第２条及び第３条は所要の文言整理を行い、58ページになりますが、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第４条として、使用時間及び休館日を、第５条は、施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

60ページをご覧ください。

整備条例第14条は、幕別町ふれあい交流館条例の一部改正であります。

第３条は、所要の文言整理を行い、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第４条として使用時間及び休館日を規定し、第５条は、交流館の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

61ページをご覧ください。

整備条例第15条は、幕別町趣味の作業所条例の一部改正であります。

第１条及び第２条は所要の文言整理であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として、使用時間及び休館日を、第４条は施設の使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

63ページをご覧ください。

整備条例第16条は、幕別町老人福祉センター設置条例の一部改正であります。

第３条は所要の文言整理であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第４条として、使用時間及び休館日を設定し、第５条はセンターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

65ページをご覧ください。

整備条例第17条は、幕別町老人健康増進センター条例の一部改正であります。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第３条として、使用時間及び休館日を、第４条は増進センターの使用に係る手続き及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

第５条は文言整理であります。

66ページをご覧ください。

整備条例第18条は、幕別町火葬場条例の一部改正であります。

火葬場は故人と生前のお姿でお別れする最後の場所であり、町内には代替施設がないことに加え、他の公の施設と異なり、現状においては選択の余地なく火葬しなければならない性質を有する施設でありますことから、基本方針の適用除外施設として取り扱うものであります。

全ての住民がいずれ等しく使用する施設であることに加え、十勝管内において９市町村が無料である状況に鑑み、生前、町の発展に寄与されたことへの感謝として、第４条を改め、町民の使用料を無料としようとするものであります。

町民以外の方の使用にあっては、火葬炉の維持修繕費用のコストを計算し、受益者負担割合を10割として使用料を改めようとするものであります。

第５条、使用料の減免は、所要の文言整理を行うものであります。

67ページをご覧ください。

別表では町民以外の方々の使用に係る使用料を定めております。

６歳未満の死体の使用料を３万円に、６歳以上15歳未満の死体の使用料を４万円に、15歳以上の死体の使用料を５万円に、その他の火葬の使用料を１万円に改めようとするものであります。

68ページをご覧ください。

整備条例第19条は、幕別町ふるさと味覚工房設置条例の一部改正であります。

第３条として、味覚工房が行う事業を追加し、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている現行第３条の使用料の規定を削り、第４条として、使用時間及び休館日を規定し、第５条は、味覚工房の使用に係る手続き及び使用料等については､幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定める、とするものであります。

69ページをご覧ください。

整備条例第20条は、幕別町農業担い手支援センター条例の一部改正であります。

第１条は見出しを「設置」に改め、所要の文言整理を行うものであります。

第３条として、支援センターが行う事業を追加し、幕別町公の施設の使用料等に関する条例で定めている規定を削り、第４条として、使用時間及び休館日を、第５条は幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定は支援センターの使用において準用する。ただし、使用料は、本条例の別表第１と第２のとおりとすることなどを定めるものであります。

73ページまでお進みください。

整備条例第21条は、幕別町営牧場条例の一部改正であります。

記載を省略しておりますが、本条例第12条では、町営牧場の管理運営についての諮問に応じるため、町営牧場運営委員会を設置すると定めております。

第４条の改正は、近年、町内農用雌馬とその子馬は預託実績がなく、今後の預託も見込めない状況にありますことから、運営委員会からの答申に基づき、第４条第１項の表中「農用雌馬及びその子馬」

を削るものであります。

これに伴い第５条中「牛馬」を「牛」に改め、74ページの別表中「農用雌馬及びその子馬」を削るとともに、乳用雌牛及び肉用雌牛の預託に係る牧場使用料の町内を260円に、町外を520円に改めるものであります。

75ページをご覧ください。

整備条例第22条は、幕別町スキー場条例の一部改正であります。

第２条は、公の施設に係る付属施設の整理と文言整理を行うものであります。

第４条は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定は、スキー場の使用について準用する。ただし、使用料は、本条例の別表第１と第２のとおりとすることなどを定めるものであります。

第５条は使用の制限を定めております。文言整理であります。

78ページをご覧ください。

別表第１、第２の表を使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づいて算定した使用料の額に改めるものであります。

80ページをご覧ください。

整備条例第23条は、「幕別町都市公園等条例」の一部改正であります。

第２条第２項は、都市公園内の公園施設のうち、他の条例に設置を規定している施設を定めており、整理するものであります。

議案書の31ページをご覧ください。

31ページの下から３行目、整備条例第24条は、「幕別町母と子の家条例」等の廃止についてであります。

第１号の「幕別町母と子の家条例」から、32ページにわたりますが、第６号を除いて第７号の幕別町勤労者福祉会館条例までの６条例で設置している公の施設は、それぞれ近隣センターとしても位置付けておりますことから、これらの条例を廃止しようとするものであります。

第６号の幕別町乳用雌子牛哺育施設管理条例は、近年、哺育施設の利用実績がなく、今後の利用も見込めないことから、町営牧場運営委員会の答申に基づき、同条例を廃止しようとするものであります。

附則についてであります。

第１項は、この条例は令和４年10月１日から施行するとし、ただし第18条の幕別町火葬場条例の一部改正規定は、令和４年４月１日から施行するものであります。

第２項及び第３項は経過措置であります。

第２項は、施行日前に改正前の幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例、幕別町農業担い手支援センター条例、幕別町営牧場条例及び幕別町スキー場条例規定によりなされた処分、手続きその他の行為は改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなす、とするものであります。

第３項は、令和４年４月１日前に改正前の幕別町火葬場条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の幕別町火葬場条例の相当規定によりなされたものとみなす、とするものであります。

第４項は、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部改正であります。

第２条の表中、幕別町駒畠出張所の位置を、（字駒畠）514番地28に改めるものであります。

第５項は、幕別町立へき地診療条例の一部改正であります。

第１条中、駒畠診療所の位置を、（字駒畠）514番地28に改めるものであります。

以上で議案第24号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の説明を終わります。

次に議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の33ページ、議案説明資料の84ページをお開きください。

地方自治法第227条は「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにする

ものにつき、手数料を徴収することができる」とし、第228条第１項において「手数料に関する事項については、条例で定めなければならない」と規定しており、この規定に基づき「幕別町手数料条例」をはじめ、それぞれの条例を定めているものであります。

制定しようとする本条例は、幕別町使用料等審議会の答申を受け、策定いたしました「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、複数の条例で規定している手数料について、一括して改めようとするものであります。

見直しの範囲は、手数料の算定方法を明確化する観点から、手数料のうち、提供する役務に要する費用、人件費等実費相当額と手数料の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定が可能なものとしております。

このことから、一定のルールによらない戸籍等交付手数料など、国の法令等により料金が定められているもの、水道事業など地方公営企業法の考えに基づき、独立採算を運営原則とするもの、北海道からの権限移譲の際に標準手数料等が示されているもの、近隣自治体と均衡を図り決定しているものなどについては、現行どおり、それぞれの目的、性質に応じて個別に手数料を見直すこととしております。

それらのことから、７つの条例について一括して改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の84ページをご覧ください。

整備条例第１条は、幕別町行政不服審査条例の一部改正であります。

第４条は手数料等を規定しております。

第１項は、行政庁の処分に対する不服申立てに関し、審査会に提出された、審査請求人等の提出書類の写しの交付手数料について定めております。

この提出書類の写しは、これまで、手数料につきましては無料とし、実費費用として幕別町情報公開条例別表に準ずる額、すなわち、モノクロ印刷で１枚10円、カラー印刷で50円を徴しておりました。

しかしながら、行政不服審査法第38条及び第78条では、当該交付手数料は実費の範囲において政令で定めるとされており、これを受け、行政不服審査法施行令第12条は、モノクロ印刷で１枚10円、カラー印刷で１枚20円と定めております。

この規定にのっとり、今回の見直しに併せて、手数料として、モノクロ印刷を１枚10円、カラー印刷を本町での実費を考慮して１枚30円に改め、併せて項建ての整理を行うものであります。

加えて、用紙の両面に印刷した場合の手数料について、規定を設けるものであります。

第４条第３項の改正は、文言整理であります。

85ページをご覧ください。

整備条例第２条は、幕別町情報公開条例の一部改正であります。

別表は、第14条の規定に基づき、公文書の写しの作成に要する費用を定めております。

（１）モノクロ印刷を１件310円に、１枚増すごとに10円を加えた額に、（２）カラー印刷を１件330円に、１枚増すごとに30円を加えた額に改め、（４）光ディスクに複製したものの作成に要する費用を１件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額と定めるものであります。

備考は、用紙の両面に印刷した場合の手数料について、定めるものであります。

87ページをご覧ください。

整備条例第３条は、幕別町個人情報保護条例の一部改正であります。

条例の第２条第７号は、法律改正に伴い、引用法令を改めるものであります。

別表は、第20条の規定に基づき、公文書の写しの作成に要する費用を定めております。

整備条例第２条の別表と同様の内容に改めるものであります。

89ページをご覧ください。

整備条例第４条は、幕別町手数料条例の一部改正であります。

別表（第２条関係）は、手数料を徴収する事務ごとに手数料の額を定めております。

右側の改正条例に沿いまして、ご説明いたします。

89ページから91ページにかけての別表左端の「番号」２から４の項は「優良住宅新築認定申請手数料」及び「優良宅地認定申請手数料」を定めております。

租税特別措置法の連結納税制度に関する条項が削られたことから、改めるものであります。

91ページから95ページにかけての24から31の項は「印鑑登録や戸籍の附票などの交付手数料」を定めております。

95ページから97ページにかけての33から38の項、40の項は「税に係る証明手数料」を定めております。

98ページの40の２の項は「介護保険料納付証明手数料」を、40の３の項は「後期高齢者医療保険料納付証明手数料」を、99ページの40の４、41の項は「地籍図等の閲覧手数料や地図、図面等の写しの交付手数料」を、99ページから100ページにかけての42の項は「農地などの現況証明手数料」を、43の項は「農業経営基盤強化促進法による嘱託登記手数料」を、50の２の項は新たに追加する「都市計画法適合証交付手数料」を、101ページの58の項は「その他の証明書等手数料」を定めております。

本項に定める手数料は「基本方針」を適用し、利用者に費用の100％の負担を求めることを原則として、額を算出しております。

算出方法は、時間当たりの人件費単価に１件当たりの事務処理時間を乗じたものに、消耗品や印刷製本費などの物件費やそのほか必要経費を加えたものであります。

人件費単価は、算定年度の前年度の係長職から主事補職の平均単価を統一単価として使用しております。

102ページをご覧ください。

整備条例第５条は、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。

ページ下段の別表第１（第17条関係）は、一般廃棄物の処理手数料を定めております。

最下段から103ページわたりますが、し尿処理手数料を「基本方針」に基づき、基本料金300リットルまでを1,830円に、超過料金20リットル増すごとに122円に改めるものであります。

別表第２（第20条関係）は、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料であります。

それぞれの再交付に係る手数料を2,100円に改めるものであります。

104ページをご覧ください。

整備条例第６条は、幕別町水道事業給水条例の一部改正であります。

現行条例は、第27条第１号の規定に基づき、105ページの別表第３において、指定給水装置工事事業者申請と設計審査、工事検査に係る手数料を定めております。

指定給水装置工事事業者申請は、現行は「新規・更新」と「変更」について、それぞれに管内、管外ごとに手数料を定めておりますが、「新規・更新」を管内管外の別なく一本化し、104ページに戻りますが、第27条第１号で１件につき、12,600円と改めるものであります。

「変更」については、受理をもって変更行為が完了する届出で、町が交付する文書もなく、迅速な事務処理時間でありますことから、この手数料を廃止するものであります。

第27条第２号は、設計審査と工事検査の手数料を、別表第３のとおり、新設又は改造の別に金額を改めるものであります。

105ページをご覧ください。

設計審査手数料の新設１件を7,000円に、改造１件を4,500円に、工事検査手数料の新設１件を6,500円に、改造１件を4,800円に改めるものであります。

106ページをご覧ください。

整備条例第７条は、幕別町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。

第26条第１号に基づき、別表第２において定めている設計審査と工事検査の手数料を改めるものであります。

ただいまご説明いたしました水道事業と同額に改めるものであります。

議案書の36ページをご覧ください。

附則についてであります。

37ページになります。

第１項は、この条例は令和４年10月１日から施行する、とするものであります。

ただし、第３条中、第２条第７号の改正規定及び第４条中、別表２の項から４の項までの改正規定、この規定は、条例に引用している法律の改正規定でありますが、この改正規定は、令和４年４月１日から施行する、とするものであります。

第２項と第３項は、経過措置を定めております。

第２項は、改正後の幕別町行政不服審査条例第４条、幕別町情報公開条例第14条、幕別町個人情報保護条例第20条及び幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条の規定、これらの規定は、文書の写しの交付手数料などありますが、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、従前の例による、とするものであります。

第３項は、改正後の幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定、一般廃棄物の処理手数料でありますが、施行日以降に処理するものから適用し、同日前までに処理したものについては、従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号から、議案第25号までの３議件については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から、議案第25号までの３議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例から、議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例までの３議件については、総務文教常任委員会に付託いたします。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明３月３日から14日までの12日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、明３月３日から14日までの12日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、３月15日午前10時からであります。

14：27　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和４年第１回幕別町議会定例会
（令和４年３月15日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
16　藤原　孟　　18　中橋友子　　1　石川康弘
日程第２　一般質問（５人）

会議録

令和４年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和４年３月15日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　３月15日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　石川康弘	２　小田新紀	３　内山美穂子	４　藤谷謹至	５　小島智恵
６　若山和幸	７　岡本眞利子	８　荒　貴賀	９　酒井はやみ	10　野原惠子
11　田口廣之	12　谷口和弥	13　芳滝　仁	14　千葉幹雄	15　小川純文
16　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山岸伸雄	住民福祉部長	細澤正典
経済部長	岡田直之	建設部長	笹原敏文
会計管理者	合田利信	忠類総合支所長	川瀬吉治
札内支所長	新居友敬	教育部長	山端広和
政策推進課長	白坂博司	総務課長	佐藤勝博
地域振興課長	亀田貴仁	糠内出張所長	宮田　哲
防災環境課長	寺田　治	住民生活課長	谷口英将
生涯学習課長	石田晋一	学校教育課長	西田建司

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　萬谷　司　　課長　半田　健　　係長　北原正喜

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

16　藤原　孟　　18　中橋友子　　１　石川康弘

議事の経過

（令和４年３月15日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番藤原議員、18番中橋議員、１番石川議員を指名いたします。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第１項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○２番（小田新紀）　通告に従いまして、質問をさせていただきます。

職員が生き生きと学びを生かせる環境づくりについて。

町職員の研修制度においては、大きく「基本研修」「職場研修」「特別研修」「自主研修」と区分されています。

「職場研修」においては、その時々において、職場内で必要とされる研修テーマにおいて、集合研修として多くの職員が参加して学びを共有し、深めていると聞いています。

また「特別研修」においても、主に集合研修として、関係団体が主催する研修へ定期的に参加されていることと理解しています。

しかしながら、職員が自ら課題を見いだしたり、新たな可能性を探ったりして企画し、参加する「自主研修」においては、近年、ほとんど希望者が見られない状況です。

本来は、視野を広めたり経験値を高めたりできるなど、社会人として自己研さんを積む目的のため、積極的な活用が図られるべき研修であり、希望者があふれる研修であるべきと考えます。

「自主研修」の制度が有効に活用されることは、町の活性化・発展につながることになります。さらに、職員が学んだことを業務に生かし、様々な企画を実現していくことができる環境は、優秀な職員の「働きがい」にも結びつくものと考えます。自主研修が活性化される職場は、職員のモチベーションが高い職場とも言えます。

職員の誰もが「生き生きと学ぶ風土の職場」「働きがいのある職場」への環境づくりに向けて、どのような取組がされているのか、以下のとおり町の見解を伺います。

１点目、直近３年間の自主研修の実績とその見解は。

２点目、職員が「働きがい」を感じられ、自ら学びを深める環境づくりへの取組は。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小田議員のご質問にお答えいたします。

「職員が生き生きと学びを生かせる職場づくりについて」であります。

少子高齢化や情報化の進展、地方分権の推進等による社会経済情勢の変化とともに、行政に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で、効率的で質の高い住民サービスを持続的に提供していくためには、主体的に考え、学び、行動する職員を育成していくことが重要であります。

このことから、本町では、平成20年12月に「幕別町人材育成基本方針」を策定し、町職員として求められる職員像や能力を明確に示すことにより、職員自身の意識改革と意欲の向上を図るとともに、経験年数や職に応じた計画的な研修の実施と主体的な能力開発を促しているところであります。

ご質問の１点目「直近３年間の自主研修の実績とその見解は」についてであります。

自主研修については、幕別町職員研修規則及び幕別町職員の自主研修要綱に基づき、職員個人の自発的な研究意欲と意識高揚を図り、全体の奉仕者にふさわしい識見と豊かな創造力を養うことを目的に実施しているところであります。

直近３年間の実績については、令和元年度と２年度は実績がなく、３年度は２名の職員が「幕別町における商店街活性化及び後継者不足対策」を研修テーマとして、商店街の再生事業に先進的に取り組んでいる２つの自治体を訪問し、市役所、商工会議所及び商店街の代表者等から取組実績等について聴き取りや意見交換を行い、商店街の様子などを見聞きしてきました。

研修を行った職員からは、既存施設を活用し、人が集まりやすい空間づくりの仕掛けや事業承継を進める上で専任のコーディネーターの任用が重要であることなど、今後、本町での取組を進める上でのヒントを得たとの報告を受けており、職員自らが企画立案した計画を基に実施した研修の成果を、実際のまちづくりに生かしたいという前向きな姿勢と意欲を感じたところであります。

また、研修の報告書は町内のグループウエアを使って全職員に周知するとともに、職場研修として発表の場を設け、研修成果をたたき台に、商店街のにぎわいづくりに向けた議論を進めようとしているところであります。

一方、令和元年度と２年度において自主研修の実績がなかったことは残念でありますが、その要因として、研修意欲はあるものの「職務の都合で研修に割く時間をつくるのが難しい」「研修テーマを原則担当業務以外としていることから、企画立案するのが難しい」と感じている職員の声を聞いているところであります。

このことから、今後は、職場のサポート体制や研修を促す雰囲気を醸成するとともに、研修テーマが担当業務であっても、重要課題と認められる場合については、自主研修の対象とするなどの見直しを図り、自主研修への参加を促進していかなければならないと考えております。

ご質問の２点目「職員が「働きがい」を感じられ、自ら学びを深める環境づくりへの取組は」についてであります。

職員が仕事において「働きがい」を感じる瞬間は、個々の感性や価値観によって差異はありますが、人から「ありがとう」と感謝されたときや頼りにされたとき、何かに向かって挑戦しているとき、自分の目標を達成したときなど、総じて充実感、満足感、達成感や喜びを得られたときであると考えられます。

職員がこのような働きがいを感じられる土台、前提としては、大きく２つあると考えております。

１つ目は、職員が達成した成果を適切に評価してあげることであります。

職員が独力で成果を出すこともあるでしょうが、多くの場合、周囲の協力や上司のアドバイス、指示によるところが大きいものと考えられ、こういった協力、指示は互いの信頼関係があってこそ機能するものであり、本人はもちろん、関係した職員全てを評価することで、次の仕事に向けての主体性が生まれてくるものと考えております。

２つ目は、成果を出し得るスキルを身につけることであり、このスキルは採用時の初任者研修に始

まり、経験年数や職に応じた研修、担当業務に応じた専門研修、他の自治体への派遣研修など、職場の内外を問わず、生涯にわたって行われる研修によって身につけていくことになります。

そして、この２つの要素が絡み合って「働きがい」に結びついていくためには、職員間のコミュニケーションとコミュニケーションを通しての信頼感の醸成と相互研さんが必要であり、私を含め管理職には、日常的にこういった環境づくりを心がけていかなければならないものと考えております。

次に、自ら学びを深める環境づくりへの取組については、生涯を通じて実施される研修の機会を受け身ではなく、能動的に捉えることはもちろんのこと、通常業務の中で常にあらゆることに興味や関心を抱くことを促すことで、自ら学びを深める習慣が身についていくものと考えており、日常業務を行っている職場そのものが、自己啓発や学びを深める環境にあるものと捉えておりますので、この言わば「日常研修」を活性化させてまいりたいと考えております。

加えて、先ほどのご質問にありました、自主研修や「幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例」に基づく、自己啓発や能力開発も可能でありますので、職員が気兼ねなく活用できるような雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　それではご答弁に対して、再質問させていただきたいと思います。

今回の質問におきまして、特に研修全体はもちろんのこと、特に自主研修という部分におきまして、少し注目をさせていただきました。

私が言うまでもなく、自ら学ぶそして外に出向いていくというような研修ということで、自治体職員に限らず、どの職場においても、自主研修というのは非常にスキルアップであったりとか、その職場のレベルアップであったりとか、そういった部分で非常に大事なものだというふうに、私自身はすごく重きを置いているものだというふうにしています。

直近３年間、それから決算資料等も見まして、その前の年数も見たところ、一定程度の研修の参加人数はあるものの、基本的には年々減っていて、答弁ありましたとおり、令和元年、２年度、コロナの関係ももちろんあったかと思いますけれども、ゼロというような実績。そういったことで以前にも、決算委員会で質問させてもらったことがあるのですけれども、その上でその後、様々な部署、様々な職員に、もちろん全員ではありませんけれども、複数名いろいろと調査をさせていただいた結果、私なりに考えたところは、自主研修制度そのものの具体的な方法についても、改善すべき点があるのかなという部分とともに、職場の雰囲気として職員の声が生かされる雰囲気なのか、それから職員が提案しやすい雰囲気になっているのだろうか、そういったところで若干疑問を感じました。

率直に感想として、今のこの職場のそういった雰囲気についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ非常に難しい質問であると思います。

あまりいいと言ってしまうと手前味噌になりますし、反省ばかりだと、これまた何をやっているのだということになるので、難しいわけでありますけれども、ただ私常日頃言っているのは、職員個々が自ら考え、自ら責任を持って積極的に行動できるような、そういう職員になってほしいのだということを申し上げているわけでありまして、それは全体に対してもそうでありますし、管理者であります部課長についても、そういった常に刺激を与えるといいますか、黙って見ているのではなくて指示をする、あるいはアドバイスをするだとか、そういうことを通してしっかり個々の職員が積極的に仕事に取り組んでいく。仕事だけではなくて、町民との関わり合いもそうですけれども、全てのことについて興味を持ち積極的に取り組んでいくと、そんな姿勢で仕事をやってほしいなということを申し上げているわけでありまして、なかなかこれが、ではそのとおりにできているかというと、非常に進めていくのが難しいなと。ただ、これは諦めるわけにはいかないわけで、常に私は言い続けていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　今、町長が答弁をいただいた見解を基にしながら、この後の質問を進めさせていただきたいと思います。

まず、前段としては、自主研修の少し具体的な方法について質問させていただきたいと思いますが、町の研修制度の要綱を見ると、最大４泊５日で12万円ということで、一般企業と比べても十分な予算が確保されているなというふうに思います。そういった中で、先ほど答弁にもありましたとおり、研修の割く時間がなかなか取れないということであったりとか、企画立案するのが、担当部署については基本的にはテーマから外すということですので、それ以外でということで、なかなかぱっと具体的なテーマが思い浮かばないというような声、私もそういった声を聞いております。

それとともに、一定程度経験した職員はなかなか行きづらいと。行くような雰囲気ではなく、できるだけ若手でということ。それとともに、さらに上司から研修は勧められることは勧められるのだけれども、実際に行こうとすると、そういう雰囲気にならないというような声も、全ての部署ではないわけだと思うのですけれども、そういった声もありました。

それから、行った後に仕事がたまってしまうといった声もあったわけですが、その中の一部としては、私の見解では、研修に割く時間をつくるのは難しい、これは当たり前かなというふうに思っているわけですし、行った後の仕事がたまるというのも、これもまたしょうがないなと思うのですが、そこに、だからこそ研修行く意味があるのではないかなというふうに考えているわけですが。そもそも楽しみであったりとか、そういった醍醐味というのが自主研修、特に今の管理職をされている方はいろいろ経験されていると思いますので、そういった魅力というのは押さえているのかなというふうに思いますが、今の職員の中では、ちょっとそういったものが研修が重いものというふうに捉えてしまっている部分があったりとか、負担になっているというふうに捉えている部分があるのかなというふうに思いますが、そういった部分で行きやすい制度をつくるという意味で、雰囲気もそうですけれども、まず制度をつくるという意味で、答弁にも幾つかありましたが、もう少し具体的にいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　自主研修について問われているのかなというふうに思いますけれども、答弁でも申し上げましたけれども、これはやはり自主研修の意味合いというのは、今後、改善するとしたら、職務であっても懸案事項、重点事項であれば、行かせてもいいのかなというふうに思っていますけれども、まずは問題意識を持って、自分のやっている仕事ももちろんですけれども、それ以外のまちづくり全般に関して、こういうふうに変えていくべきではないかという、現状これでいいのかという、そこら辺の問題意識をいかに持てるかということがあるのだというふうに思っていますので、これも常々言っています。今までやってきたことが、当たり前だというふうに思ってはいけない。たとえ去年、自分がやったとしても、それはやっぱり一回原点に返って、この考え方、このやり方が正しいのか、一回原点に返って構築し直してほしいのだ、考え直してほしいのだと言っていますけれども、このことは、私は全てに通じることだなというふうに思っていまして、今やっていることが正しいと思ってしまうと、何も改善ができませんので、まちづくりもそうです。今こうやってこういう政策を打っていますけれども、これは本当に住民のニーズに合っているかどうかということを考え直さなければならない、原点に立ち返ってですね。その辺の問題意識を持ってくださいよということは、かなり口をうるさくして言っているのですが、なかなかこれが改まらないというか、前の方を向いていただけないということがありますので、私はここをまず改善していくというか、一歩でも向上していくということが一つありましょうし、それと先ほど言った自主研修が、自分の業務は原則駄目だよと言っていることについては、そこはやっぱり重要課題であれば、そこの意欲を買ってあげて、積極的に行かせてあげてもいいのかなというふうに思っていますし、あと、忙しくて行きにくいという、これはもう小田議員も言ったように当然だと思います。日常業務があるわけですから、そんな暇なところは多分ないわけで、日常業務やるのでいっぱいいっぱいのところがほとんどであるというふうに思っていますので、それを研修に向かっていくために頑張るぞと。少し頑張って仕上げて、そして帰ってき

て仕事がたまらないように、そしてこの研修というものに行って、行った成果というものを身につける、あるいはまちづくり生かしていくと、そういう心意気という、そういうものもつくってもらいたいな。そういうことがかなえられるような制度に我々もしていかなければならないので、そこは具体的にということにはなかなか難しいことでありますけれども、やっぱり意欲がストレートに反映できるような雰囲気づくりと、それと研修の内容、条件ですね、こういったものもどんどん改善していく必要があると思います。制度があって利用されないというのは、制度がないことと同じだというふうに思いますので、そこはしっかりとニーズを把握した中で、参加しやすいような形にしていくべきだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　総論の部分においては私も全く同意でありまして、ちょっと２つ目の質問にも関わってくる部分があって､やっぱり職場の働きがいとか意欲づくりという部分にもあるかと思います。また改めてそこについて、少し後ほど質問させていただきたいと思いますが。

　今のご答弁の中で一つ、先ほど答弁もありましたけれども、研修テーマの見直しという部分において、重要なテーマであればというようなお話、答弁があったわけですけれども、その重要な課題という部分について、そもそもそれをどなたが判断するのかということもあるかと思うのですが、職員自らがこれが重要な課題だと、もちろん根拠を持って伝えるべきだとは思うのですけれども、そういった部分での判断基準ですね、そういったところも一概に上司の管理職のイメージ、思いだけでという部分においては､やはり職員もちょっと尻込みしてしまうのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　重要事項、懸案事項については、これは部長会議で議論をし、その検討結果については、その前には洗い出しももちろんというところがですけれども、これは原課から上がってきたものを部長会議で練って、もんで、そしてそれを庁議、部長以上、私たちも入っている庁議で報告をしていただいて方向性を決める。その結果については、またフィードバックしていくという形を取っておりますので、そこは共通認識に立ってもらっているなというふうに思っています。立っていないとするならば、やっぱりそこはもう少し周知、説明、指導といったところで、徹底しなければならないなと思います。

　ですから、今の現状においては、何が重要課題、懸案事項になっているかについては、知り得る状況になっているということは間違いないので、不足していれば、さらに追加で徹底していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　町長おっしゃっていること非常によく分かります。非常に分かりますが、例えば今、基本的な自主研修というのは希望者が殺到するというイメージがあるわけですが、そういった中で、あくまでも公費を使って研修に行かれるわけですから、かなり厳選した内容でそういったことも必要だというふうに思います。基本はそのとおりだというふうに思うわけですが、今現在の現状として、実際に予算も余ってしまっている、希望者も少ないという中で、やはりそのあたりの、もちろん一定程度の基準は必要ですけれども、ある程度その職員にチャレンジさせるといった意味でも、そのハードルを少し低くしてあげるというようなことを示していく、あるいは検討していく必要があるのではないかなと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ研修はその人の意欲を買って、さらに前向きに前向きに仕事をしてもらうという、そういう精神面というか、仕事に対する姿勢を養っていくということが一つ目的としてあると思います。

　それともう一つは、やっぱりスキルを、その人の知識であったり考え方を上げていくという、そういう側面もあるかというふうに思いますので、特にスキルを上げていくということは、研修に行くこ

とによってスキルが上がる、それが仕事に反映する、そのことが町民に返ってくるということになりますので、私はここは非常に意味合いが大きい。ですから、研修は、私は職員に対する投資であるというふうに思っています。

ただ、物見遊山的にというとちょっと言葉悪いかもしれませんけれども、ただ見てくるだけでは、これは研修ではありませんので、しっかり自分で捉えてそれを仕事に生かす、まちづくりに生かすということが必要でありますので、意欲を買うということはもちろん非常に大切でありますけれども、やはりハードルを下げるというよりは、やっぱり投資という観点に立つと、それは何でもかんでもいいのではない。ただ、そこは意欲とのバランスをどのように我々が判断をして、これならしっかり勉強してこいよと言ってあげられるかというふうに思いますので、ハードルを下げるというよりは、そこは我々が意欲を踏まえた中で、柔軟に対応していくということは否定するものではありません。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　本当に町長おっしゃっていることは非常によく分かりますし、そうあるべきだというふうにも私も思います。

その上で、基本的には理解しておりますが、今、町長、柔軟にということもありまして、恐らく今のこれまでの答弁を、やり取りを、職員の方が聞くと、やっぱりちょっと行きづらいなというふうに思ってしまうようなところもあるのかなというふうには思うわけですが、そこについては、本当に改めて柔軟にということで、行きやすい形をつくっていただければと思いますが。

そういった部分で、研修の方法というのも多種多様だというふうに思います。これまでは現地に行って、私も現地に行くべきだと思いますね。百聞は一見に如かずという言葉もあるとおり、いろいろと今の時代ですと、ネットで調べたりとか、本で調べたりということも可能は可能ですけれども、やはり現地の空気を吸う、味わってくる、もちろん遊びの旅行ではないですけれども、町の雰囲気を感じてきたりとか、町の人と話してくる、その上で政策について聞いてくる、そういった部分というのは醍醐味であり、必要なことであるというふうに思うわけですが、そうは言っても、やはり先ほどの職員の皆さん、お忙しいという部分があったりとか、あるいはこういったコロナの関係で、特に自治体職員についてはこのコロナの状況の中では、お互い行き来しづらいのかなというふうには思っています。

そういった部分で、現在オンラインという方法も次の手としてあるわけですが、そのオンラインの無料の部分については構わないと思うのですけれども、有料の大変有意義なオンライン講座や研修があったりとか、あるいは無料であっても、皆さんの勤務時間帯に行われるようなそういった研修があるわけですが、そういったものも自主研修として今現在認められているのでしょうか、いないのでしょうか。ちょっと規則を見る限りではその部分については触れていなかったので、現在の状況について、あるいはそういった実態があるのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　オンラインというのは最近のこの時代の流れ、一つの手段ということになりますので、自主研修の中では想定はしておりませんけれども、では可能か不可能かといったら可能でしょうし、あえて自主研修にしなくてもいいテーマだなと思えば、町が職場内研修としてやることも可能なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　そうかなというふうに考えますが、あくまでもちょっと自主研修というところで、その職員が勤務時間内にこういった研修があって、全体の職場内研修まで至らなくても、先ほどの重要テーマかどうかということがあるかと思うのですけれども、そういったもので自ら学びたいという部分において、そして有料ですという部分においての研修費として認められる、テーマによりますけれども研修費として認められる可能性が、今の規則の中ではオーケーということでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、やれるかやれないかといったら、私は可能だと思います。

ただ、やっぱりオンラインでやる難しさというのは、相手の姿、顔、顔つき、何を言わんとするかを、そこからなかなか受け取れないというところに難しさがある。小田議員が先ほどおっしゃったように、現場に行くことによる本当のそういったところを探ってくる、聞き出してくるというところの価値は、私は大いに現場に行く研修についてはあるなと。それは本当の意味があるのかなというふうに思っていますので、果たしてオンラインを否定はしませんが、本当の実質的な成果を上げるとしたら、やっぱり行くのが一番なのかなと私は思っていますし、言葉のキャッチボールをやっていく中でふと浮かんで、これどうなっているのだろうと聞いてくる。要は、視察に深みをもたせるという意味では、オンラインではなかなか得られないものがありますので、否定はしませんが、私は基本は現地に行く。それがどうしてもかなわなくて、オンラインでも役割というか、目的を達成させることができるだろうなということであれば、それは可能だというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　あくまでも現地に行くというのが私も一番いいと思っていますが、行けない状況の中でオンラインを認められるかということですので、今のご答弁の中で可能だということだというふうに認識しました。

それであれば、なおさら、今それこそこういったまん延防止等々ある中では、現地に行き来できないかというふうに思います。そういった中で、職員にもそういったことを周知していただくことによって、職員も新たな可能性という部分で、それが一つのきっかけになって、オンラインでやって、そしてそれを受けて現地に行ってみようかなという部分もあるのかなというふうに思いますし、あともう一つだけ申し上げておけば、オンラインもかなり今進化しておりまして、個別のグループで分かれたりとか、カメラ等々使ったりとか、いろんな画面を使って、情報というのは現地に行くのがベストですけれども、ただカメラからこちらにしゃべってくるだけの一方通行みたいなような話ではなかったりとか。あるいはこの秋ですか、昨年度ですが、私も受講したのですけれども、社会教育士ですね。職員の皆さんにいくと、社会教育主事講習といったものもありまして、それは無料ですけれども、各自治体の若い職員の人たちが、もう本当に多くの方が受けられていて、いわゆるグループワークみたいなのもできて、そういった中でも活発な意見は本当出されていて、聞くと毎年２名ずつこの自治体から出ているのですとか、待っている人もいるのですみたいなことも、もちろん全員ではないですけれども、そういった声もあったりとか。可能性としてはいろんな広がりが出てくるわけですので、繰り返しになりますが、そういった方法もあるよということを、ベストではないかもしれませんけれども、職員の皆さんに周知いただくというようなことも、一つの方法かなというふうに申し上げておきたいと思います。

前半の部分の最後ですが、今回、令和３年度に行われた職員の自主研修において、非常にいい成果があったという部分、それから全職員に周知していってということで答弁でありました。研修してきたことを共有するということは、非常に大事だということは言うまでもないということですが、行ってきた職員にとっても、皆さんに伝えるということが、学んできたことを伝えるということ、アウトプットですけども、勉強になるかと思いますし、またそれを聞いた職員の皆さんも、では自分も行ってみようかなとか、あるいはさらにこんなこと興味湧くなというようなものになっていけるような共有になればいいなというふうに思うわけですが。ただ単純に発表会であったりとか、報告書を回すだけということであれば、そういう成果というのは、十分ではないかなというふうに考えるわけですが、何かその共有方法について、今考えられる次の方法というか、さらなるよい方法というものを、もしお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　考えられるのは、まずは自主研修に行ったら報告書をまとめますので、それをまずは全職員に対してお知らせをする。庁内にサイボウズというのがありますので、お知らせをすると。そしてそれを一読した上で、特に興味のある職員、これは強制というわけにはいかないので、興味のある職員に集まってもらって、口頭での、特に発表文書の中には文字では分からない本当に感じたこ

というのがあるでしょうから、それを口頭で説明をしてもらい、そしてそれを説明を受けに来た人たちから質問をして、議論を深めていくという形が必要であろうかなと。それは単に報告会では意味がないので、それがまちづくりの課題を解決するために行っているわけですから、そこで何人かで議論をしながら深みを持たせていくと。それを実際の政策に生かせれば、なおさらいいと思いますし、そこで関心のある人たちが議論し合うことに、これまた大きな意義もあるわけでありまして、これが他への波及効果ということも考えられますので、まずは議論をしてもらって、そこから先は望むところはありますけれども、そこまではやっぱりやらなくては駄目かなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　分かりました。では、２点目のほうに移りたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、１点目とも大分つながる部分がありまして、ただこの間、若い職員の皆さんが何名か辞められていたりとか、あるいは有望な職員が辞められたりとか、そういったことも、これはどこの組織でもあることではあるのですけれども、そういったことを見聞きしていたりとか。それから、公務員人気自体が落ちているという部分もあるわけで、そういった部分で本当に働き方改革というふうに言われるのですが、それはもちろんのこと、もちろんでありますけれども、いわゆる「働きがい」というか「やりがい」というところの改革ということが、さらなる必要かなというふうに考えて質問させていただいております。

ご答弁にあったことは、全てそのとおりだなというふうに思いますし、ある意味、理想的だなというふうに思うわけではあります。ただ現実、我が町の職員の皆さんの状況ということを考えると、では、どうしていこうかというところだというふうに思うわけですが、先ほどの研修の成果ということもそうでしょうし、いろんな職務の成果というのを適切に評価ということがあるわけですが、成果自体を評価するということは、これはもちろん当然だなというふうに思いますが、一方で、十分な成果、管理職が考えられるような十分な成果を上げられなかったとしても､研修にしてもそうですけれども、行ってくること、チャレンジしたこと、そういったことをしっかりと職員に分かるように評価してあげるというような観点については、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは何をもって評価するということになると、非常に難しいわけで、お駄賃あげますよ、報奨金あげますよとか、そういうことにはなりませんので、やはりそこは、しっかりと言葉でよくやったねという評価してあげるということと、もう一つはいわゆる人事面で、やっぱりそういう結果が出なくても、その人の仕事に向き合う姿勢というのは評価対象、人事の上での評価対象にしています。仕事は、成果ばかり簡単に出るものではありません。それよりもむしろ、そこに向かっていろんな考え方を広げていったり、あるいは町民とコミュニケーションを図ったりして努力していく、前向きに積極的に努力していくということが大いに私は評価するべきだというふうに思っておりまして、これは人事面でも、私はそういう思いをもって評価をさせてもらっているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　先ほどご答弁いただいた研修の共有方法、私が質問した内容のちゃんと共有をするべきということでご答弁いただいて、それもそのとおりだなというふうに思っているわけですが、一方では、職員によってはそれが負担になるというような方も、発表することが負担になるということもあって、この辺のバランスが本当に難しいなというふうに思うわけで。もちろんそういったことを、学んだことだったりとか、ふだんの仕事の中で得てきたことを出していくということは、大事な職務であるかと思いますし、必要な資質だというふうに思うので、それをやらなくていいということではないですが、そのやり方、出し方というものを、やはり適切なサポートというのを必要だなというふうに思うわけですが、非常に町長おっしゃっている答弁については、私も全く異論がなくて同じ考えではあるものの、町長が非常に優秀な方なので、職員の皆さんにとっては、そういった正論が非常にプレッシャーに感じられてしまうのではないかということを、私自身もふだんの仕事の中で、自分の職場の中でちょっと感じているところがあるのですが、町長そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これ自己評価が一番難しいのですね。そういう声もしっかりと受け止めさせていただいて、厳しさは当然必要なのですが、厳しさと優しさを両方持って指示をしていく、仕事をやってもらうということは必要だろうというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　小田議員。
○２番（小田新紀）　その上で、答弁にもありましたコミュニケーションの大切さという部分があったかと思います。

町長の思いというのは、年度当初でしょうか。全職員に向けたご挨拶においても、新しいことにチャレンジしていこうというような旨の話をされたということを伺っております。そういった町長の思いというのは、今のご答弁ずっと聞いていても強く感じるわけですけれども、そういった思いと一般職への方々へのうまく回るような伝わりがいっているのかという部分においては、町長の責任を問うているわけではなくて、そういった部分では、職場全体のこういったコミュニケーションであったりとか、それからやっぱり一般職の皆さんと町長の間に入られている部長職であったり、管理職の皆さん、そういったところのそこの潤滑油というのでしょうか、そういった部分については、今の現状についてはどのように捉えられているでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これ潤滑油をほかから借りてくるというにもいきませんので、やはり管理職の責任として、もう少しやっぱり気を配ってくれ、心の病もありますので、そういうことも含めて、部下がどういう状況で仕事をやっているか、何かつまずいていないかとか、何かアドバイスしてあげればもっとぽんと進むのではないかとか､そういう目配り気配りをしっかりやってくださいというお話は、これも事あるごとに私は申し上げていますので、そこを再度、不十分であれば、これまた上から命令すると、これまた町長何言っているのだ、いつもうるさいなと言われる可能性もありますけれども、そこはやっぱり管理職の役割として、そこは職責を果たすという意味からも、やってもらわなければならないなというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　小田議員。
○２番（小田新紀）　管理職のご苦労というのは、本当に自治体職員の皆さんだけではなくて、一般企業においても、本当につらい職務ではあるかと思いますが、そこがうまく回り出すと、職場全体もやっぱりやる気が一気に上がってくるのかなというふうに思います。

先ほど、研修の制度自体をいじっていくという部分もあるかと思いますが、職場全体の雰囲気というのをいかにつくっていくか。まさにそして町の職員の皆さんは、かなり世代が多岐にわたっているという部分において、本当に私自身の価値観と今の20代の職員の皆さんとは全然違うでしょうし、30代の方とまた違う価値観を持っているという部分で､やはり私自身も町長が今回ご答弁された部分の、どちらかというとそっちの考え方というような部分で、職員に対して強く求めていきたいというふうな性格ではあるわけですけれども、でも最近やはりそれでは通用しないなというふうに思っていて、そこに本当に苦労しているわけですけれども、答えがないわけで、でも、そこはうまく回っていくと、ということになるわけですけれども、ご答弁にありました日常研修であったりとか、日常業務の中の自己啓発や学べる環境を高めていくという部分において、先ほどの質問に重なる部分もありますけれども、改めて今後の改善策というか具体的な方法を、もしおありでしたらお示しいただければと思います。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　私、研修の中で一番大切、重要視しなければならないのは、職場内の日常研修、これは365日やれるのですね、どこに頼まなくても、どこかに行かなくてもやれる。その中で、やはり上に立つ者、部長だったり、課長だったり、係長もそうですが、その者が係員に対して、やっぱり話しかけをしなくてはならない、対話をしなくてはならない。ではその対話のきっかけは何だとしたら、仕事を進める上で、起案文書が回ってきたとしたら、そこを材料にして、これどうしてこういうふう

に考えたのとかという、そういう「どうして」「なぜ」というところを、私は数多く職場内で議論してほしい。

そのことは、冒頭申し上げた原点に立ち返るということにもなりますから、それをきっかけにコミュニケーション、対話が弾んでいけば、随分相互研さんとか、私は相互牽制と言っていますけれども、そういったことも働くことによってコミュニケーションが活発となる。そうなれば、職場の活性化にも結びついていく、あるいは個々の職員の積極性にも結びついていくのかなというふうに考えていますので、このことをもう少し徹底できるように努めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　そういった先ほど自主研修の中で、いわゆる管理職以上というか、そのぐらいの立場の方が、基本的には対象になっていないというようなお話もありましたが、そういった枠も取り払いながら、管理職の皆さんこそ新しいものというのを取り入れていく、見てくるべきものだというふうな考えも私もありまして、そういった部分でのマネジメント的な研修というのは、恐らく特別職研修でしたか、管理職研修等々でやっていらっしゃるのかなというふうに思いますが、管理職の皆さんこそ、外に出向いて自分の足で学んでくる、調査してくるといったことについては、どのようにお考えになるでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　制度としてはなかなか用意されていないのですね。自治大学校などはあります。管理職になってから一月間行ってくるというのは、そういうものありますけれども、なかなかそこに行くというのはまた重たい話であって、そうではなくて、多分３、４日、あるいは１週間以内ぐらいの自己啓発的な研修があれば、いいのだろうなというふうに思います。そういうものは積極的に利用してまいりたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○２番（小田新紀）　分かりました。

最後になりますが、いわゆるそういった職場をよくしていくためということにおいて、一つの考え方として、民間人材の活用といったことも一つの方法としては考えられるかなと思うのですが、今、民間から採用するような職員の方もおられることも承知はしているわけですけれども、いわゆる管理職以上で民間人材を登用するといったことも、これを勧めているわけではないのですけれども、方法として考えられるわけですが、その部分の考え方としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　いきなり管理職を募集するというのは、かなりリスクと言ったら失礼かもしれませんが、一度雇ってしまうと、駄目だから辞めてくれというわけにはいかないので、これなかなか難しいわけであります。ただ、幕別町以外のところで働いている人に来てもらって、その人から刺激を受ける、考え方を学ぶとか、仕事の進め方を学ぶと、こういうことはできるわけありますので、これは道職員との間で相互交流であったり、あるいは地域振興派遣というような形で、こちらで管理職の位置づけをして働いてもらったケースはこれまでもありますし、この件については、今後も、今この４月から１人予定していますけれども、これは積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員

○２番（小田新紀）　分かりました。

先ほど申し上げました、最初の答弁にありましたことについては、本当に目指すべきところだというふうには思っておりますが、それがどう一般職の皆さんに明るい形で思いが通じるか、そういったところが本当に難しいなというふうに思うわけですが。職員の皆さんが、これは当たり前のことですが、職員の皆さんが生き生きと笑顔で、伸び伸びと働いていらっしゃるということは、これはもう町民のためになるということで間違いないわけであって、やはり私自身も感じた部分もありますし、ほかの町民の皆さんからも耳にすることがあるわけですけれども、やはり役場に行くと、何となく空気がよくないというか、皆さん暗い顔をされているとか、あるいは挨拶なども非常に寂しいといったこ

とを聞かれます。

これは職員が悪いということではなくて、やはりそういった職員の皆さんが、先ほど申し上げたとおり、本当に明るい職場だなと、生き生きとされているな、皆さんというようなことを思わせるような環境をつくるのは、管理職の責任だというふうに私は思いますので、そういった部分を、改めて今をよしとせずに、検討を進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後、ご答弁いただければ。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長

○町長（飯田晴義）　今の挨拶のお話をされて非常に私はショックを受けていまして、逆に、最近、随分笑顔で挨拶してくれるねと言ってくれる方もいらっしゃるので、これは両方あるのだな、実態としては両方あるのだなというのは正直なところだと思います。

小田議員がおっしゃるような、そういう側面を見られている、見せつけているということであれば、これはやっぱりしっかりと改めなければならないと思いますし、私は挨拶はもう全ての基本だというふうに思っていますので、まずお客さんが入ってきたら「こんにちは」と大きな声で挨拶する、これはやっぱり徹底しなくてはならないなというふうに思っていますので、すぐやれることでもありますから、そこは徹底していきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、11時５分まで休憩いたします。

10：54　休憩

（藤原議員退席）

11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原惠子議員の発言を許します。

野原惠子議員。

○10番（野原惠子）　通告に従いまして、次の質問をいたします。

「命と暮らしを守る」防災対策の充実を。

地球温暖化に伴う気候変動が人類の生存条件を脅かしています。日本でも豪雨・豪雪被害や猛暑等の災害が頻発化・激甚化の一途をたどり災害の回数も増えています。また大気汚染・水質汚染などの人為災害、放射性物質の漏えいや原子力事故を含む特殊災害など多様な災害が襲ってくる時代になっています。さらに新型コロナウイルス感染症が拡大し住民の不安が増大しています。災害が多様化・激甚化している下で、それに立ち向かう防災減災の対策として公衆衛生、連携協働、個別避難計画、地域防災計画などの補強や見直しが求められています。2021年11月の道防災会議で、新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所運営などを追加した修正案を正式に決定しています。

行政の防災計画は、計画の評価、チェック、対策などの目標管理を徹底する、実践的訓練で内容の習熟を図る、災害の教訓に学び持続的改善を図るなど点検が求められています。さらに、行政が正しい対応をするためには、住民の状況や声を的確に把握する必要があります。また、住民が正しい対応を行うためには、行政の持つ情報を的確に伝達し、双方向のリスクコミュニケーションが必要です。そのことにより、さらに防災対策が充実し町民の「命と暮らしを守る」ことになります。

以下、次の点について伺います。

１、防災計画の内容を町民に広く周知する手だてを。

①実践的訓練で内容の習熟を。

②行政と町民と双方向でリスクコミュニケーションを行い防災減災の推進を。

③災害の教訓に学び防災計画に反映を。

２、避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が2021年から市町村の努力義務となっている。作

成に当たりケアマネジャーや相談支援員ら「福祉専門職の参画を得ることが重要」としていますが町の作成状況は。

３、在宅避難者への物資・情報の供給の手だてを。

４、避難所運営に男女共同参画の視点を。

①女性用トイレの数を多くする、ユニバーサルデザインのトイレの設置を。

②性暴力を許さない環境づくりを。

③女性管理責任者の配置を。

５、避難所の相談窓口として、ワンストップセンター、サポートアドバイザーの配置を。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員のご質問にお答えいたします。

「「命と暮らしを守る」防災対策の充実を」についてであります。

近年、地球温暖化に伴う気候変動に起因して、全世界でこれまでにない異常な大雨や大地震などが頻発しており、本年に入っても十勝地方南部を中心とした暴風に伴う約30時間にわたる大規模な停電の発生や、北海道や北陸地方での記録的な大雪など、コロナ禍における複合災害も懸念される中、災害への備えはますます重要となっております。

災害による被害をできるだけ少なくするために、一人ひとりが落ち着いた行動が取れるよう日頃から地域が一丸となって防災意識の高揚と備えに取り組むなど、防災力のさらなる強化が必要と考えております。

ご質問の１点目「防災計画の内容を町民に広く周知する手だてを」についてであります。

１つ目の「実践的訓練で内容の習熟を」についてであります。

本町では、これまで住民自らが参加し、自助・共助の認識を深め、防災減災の知識と技術を習得するとともに、防災体制の強化を図ることを目的として、平成27年４月に「幕別町地域防災訓練計画」を策定し、27年度から令和元年度までの５か年で、主に市街地の町民を対象として77公区、2,464人の参加をいただき地域防災訓練を実施しました。

訓練においては、自助及び共助の役割を認識するとともに、避難行動の一連の流れを実際に体験することにより、新たな気づきや発見を得ることができ、発災時の適切な行動につながることが期待できるほか、近隣の方とともに参加することにより交流が図られ、それぞれの組織の防災力の向上に一定の効果があったものと考えております。

令和２年度以後は、公区や自主防災組織の自主的な訓練を進めるべく、地域の実情にあった支援、協力を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度と３年度にそれぞれ１公区が感染症対策を講じながら避難訓練を実施したほか、令和２年度には幕別消防団本部女性消防団において災害時図上訓練の実施が行われたところであります。

当面はコロナ禍における訓練の実施方法について工夫を凝らし、出前講座と併せた災害時図上訓練などを取り入れ、引き続き防災マネジャーを中心に地域の支援を行ってまいります。

２つ目の「行政と町民と双方向でリスクコミュニケーションを行い防災減災の推進を」についてであります。

災害リスクコミュニケーションは、行政と個人や地域との間で、発生する災害リスクの情報を共有し、自らの意志で主体的に災害に備える意識を促す効果と、実際に災害が発生した場合であっても、被害を最小限に軽減させる効果が期待でき、本町においては、防災出前講座として取組を進めているところであります。

これまでの取組では、平成29年度に16回、30年度に15回、令和元年度に22回の出前講座を行い、個人や家庭でできる防災対策の解説などを行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ってまいりましたが、令和２年度以降コロナ禍の影響を受けて延期や中止が相次ぎ、開催は令和２年度で７回、３年度で10回に減少しております。

しかしながら、激甚化・頻発化する水災害や切迫化する地震災害がいつ起きてもおかしくないことから、コロナ対策を徹底し少人数での出前講座の開催を働きかけるなど、積極的に地域に出向き密接な関係を構築するとともに、防災減災意識の浸透・定着を図ってまいりたいと考えております。

３つ目の「災害の教訓に学び防災計画に反映を」についてであります。

本町における過去の災害では、平成28年の一連の台風における相川猿別地区で発生した浸水被害や、30年の胆振東部地震におけるブラックアウトなどが記憶に新しく、深夜における確実な情報伝達手段や停電対策などの脆弱性が浮き彫りとなり、これらの災害を機にこれまで具体的な対策や取組を進めてきたところであります。

確実な情報の伝達に関しましては、令和２年度に幕別町全域に防災行政無線を整備し戸別受信機を通してプッシュ型の情報伝達手段を構築したほか、停電対策としては大規模な避難所への発電機の配備と避難所用の発電機の備蓄や、Wi-Fiの電波を求める避難者支援として主要な避難所に公衆無線LANを整備するなど、過去の災害を教訓に順次防災体制の強化・充実を図ってきたところであります。

また、本町の地域防災計画においては、全国で発生した過去の大規模災害を教訓とする避難行動の基準の見直しや「備蓄計画」の見直し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」の作成など、その時々の最良の計画を定め、町ホームページに掲載するなど周知を図っているところであります。

さらに、住民避難に直接関係する計画については、ダイジェスト版として「防災のしおり」にまとめ、ハザードマップと一緒に防災の備えとして全世帯へ配布しているほか、毎月、町広報紙に防災の特集ページ「防災ナビ」を設け、時節に合わせた情報や、新たな避難情報や防災行政無線の取扱いなど、特に重要な情報について周知しているところであります。

ご質問の２点目「避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成に当たり、ケアマネジャーや相談支援員ら「福祉専門職の参画を得ることが重要」としているが町の作成状況は」についてであります。

個別避難計画とは、避難行動要支援者を対象として、災害の種類に応じて避難場所や避難方法、安否確認や行動を共にしていただく支援関係者等の具体的な情報をあらかじめ個別に記載した計画であり、令和３年５月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村において努力義務化されたことから、本町においても優先度の高い障がい者や高齢者を中心に、個別避難計画の作成に向けた取組の加速化が必要と考えております。

国では、個別避難計画の作成に当たって、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画を得ることが極めて重要とされておりますことから、ケアマネジャーや医療関係者等の協力をいただき、個々の障がいや介護の程度の把握など、その方に適した具体的な避難の方法と、取るべき行動を明確に洗い出しすることが必要であると考えております。

このため本年度、帯広保健所や訪問看護ステーション関係者の協力を得て、在宅酸素利用者を対象に、個別避難計画の作成に着手する予定でしたが、コロナ禍の折、基礎疾患を持つ要支援者などと面談を行うことができず、個別避難計画の作成には至っておりません。

今後、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、再度協力関係機関と連絡調整を図り個別避難計画作成に向け取り組んでまいります。

また、令和４年度においては、新たに在宅で介護される方の個別避難計画作成に向け、幕別町内の３つの居宅介護支援事業所と実際に介護に携わる介護福祉士やヘルパーを対象に、災害時の避難行動についての勉強会を開催し、モデルケースとして個別避難計画の作成に取りかかる予定であります。

このほか、令和元年度から民生委員児童委員協議会に対し、避難行動要支援者名簿登載者の情報などを提供し、担当地区の現状の把握と名簿登載者への声かけや相談などに活用を図っていただいていることから、今後の個別避難計画の作成についても協力を求めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目「在宅避難者への物資・情報の供給の手だてを」についてであります。

避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において、在宅避難や車中避難を送ることを余儀なくされる方の物資や情報を受け取る地域の支援拠点となるとともに、災

害対策本部との間で必要とする支援物資や情報のやり取りを行う場所となります。
在宅避難の要配慮者に対しては、自主防災組織や避難所運営委員会などにより、物資や情報の提供が行き届くような措置を講じることが必要であり、避難者名簿を活用して在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点とした支援体制を構築することが基本になると考えております。
また、避難所への物資の供給に当たっては、現在、備蓄している食料や備品のほか「食料・物資供給」などの防災協定先や北海道を通じ救援物資の受入れを行うことにより、開設する避難所への確実な物資の供給を図る計画としており、在宅避難者への物資・情報の供給につきましては、避難所からの連絡に基づき、災害対策本部において防災行政無線等を通じて、きめ細かな情報発信に努めてまいります。
ご質問の４点目「避難所運営に男女共同参画の視点を」についてであります。
１つ目の「女性用トイレの数を多くする、ユニバーサルデザインのトイレの設置を」についてであります。
大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶などにより、自宅での生活が困難になった多数の被災者の方が避難所に集まり、一定期間の共同生活が始まりますことから、被災者の健康を維持する上で、避難所で安心して使用できるトイレを確保することが非常に大切であります。
このことから、災害に備え簡易トイレや災害用トイレ袋を備蓄しているほか、防災協定先から仮設トイレを手配する計画としておりますが、ユニバーサルデザインのトイレの設置につきましては、防災協定先における保有数に限りがあるというのが現状であります。
内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」においては、発災当初は約50人に１基、避難が長期化する場合には約20人に１基を目安として設置することが望ましいとされており、男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子どもに使用させる等の工夫に努め、避難者数の人数やニーズに合わせてできる限り「バリアフリートイレ」の設置にも努めてまいりたいと考えております。
２つ目の「性暴力を許さない環境づくりを」と３つ目の「女性管理責任者の配置を」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。
過去の震災において、避難所運営の役員に女性がいないことにより、女性特有の問題について配慮が足りないことや、相談しにくいと言う問題が挙げられております。
特に、避難所での共同生活において、生理用品や女性用の下着を男性が配布していて受け取りにくいといったことや、授乳や着替えをする場所がない、女性だからといって当然のように炊き出しを割り当てられ、合間に育児や介護をせざるを得なかった事例、さらにはプライバシーを守ることが難しい環境における性暴力やDVによる被害への懸念が示されています。
こうしたことから、多様なニーズに対応するとともに、女性の視点を取り入れた避難所運営や女性や子育て家庭等に配慮した避難所環境を構築するためには、避難所運営のリーダーに男女両方をバランスよく配置することが重要であり、このため地域における人材育成にも力を入れていく必要があると考えております。
具体的には、女性の防災士や防災マスターなど有資格者との意見交換や防災会議委員への起用など積極的に女性参画に力を入れ、地域の女性リーダーの育成に努めてまいりたいと考えております。
ご質問の５点目「避難所の相談窓口として、ワンストップセンター、サポートアドバイザーの配置を」についてであります。
避難所内にワンストップで相談できる総合的な相談窓口の設置や被災者の生活支援や再建に向けてのサポートアドバイザーとなる人材の配置については、専門職の人員の確保が難しいと考えておりますが、ワンストップで専門のサポートやアドバイスができるところを紹介することは可能でありますことから、相談内容について的確に専門分野へつなげることができるよう、相談先のリストの整備を進めてまいります。
また、避難者における女性特有の相談や性暴力・DVの相談などについては、避難所に設置される相

談窓口では、相談しにくいケースもあると考えられますことから、女性役員や保健師などが巡回し、女性や子どもでも相談のしやすい支援体制に努めるとともに、性犯罪・性暴力被害者に対して総合的な支援が必要になる場合には、警察や児童相談所などの専門機関につなげるなど、安心で安全な避難所の運営を支援してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　１番目の①ですが、この「実践的訓練で内容の習熟を」というところですけれども、今、本当に、答弁でもありましたけれども、自然の猛威が激甚化しております。

一方、地域では人口の減少ですとか、少子高齢化、核家族化などでの地域のコミュニケーションや組織が弱まっております。災害に対する意識や自分は大丈夫、こういう意識を払拭していくことが命を守ることになると思っております。

それで今、情報の伝達では、いろいろな対策、幕別では講じられている、こういう答弁がありました。けれども、コロナ禍の中ということもありますけれども、やはり災害があったときに命を守る、そして町民の暮らしを守っていく、そういうところでは、やはり実践的な訓練が必要ではないかと考えております。

それで、今、机上での防災訓練とか、そういうことをされているということでありましたけれども、やはり小規模であっても、コロナ渦であっても、防災訓練、これは必要ではないかというふうに考えております。ご答弁の中では、令和３年度に１回あったというふうに答弁されておりますけれども、そういう対策も講じて、このコロナも災害の一つですから、そういう対策が必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町においては、平成27年度から５か年をかけまして、それぞれの地域における地域防災訓練を実施、併せてその地域における自主防災組織の設立についてもお願いをしてまいったわけでありました。その結果５年間で、ある程度一巡をしたと、市街地を一巡したということで、その後においては、地域が自主的に訓練をしていただく、それに対して町として支援をお手伝いしていくと、そういうことで今は進んできているわけであります。

ここ２年は､本当にコロナ禍でなかなか地域のほうでもやりたいといってもなかなかできなかった、人が密をつくることになるのでできなかったということでありますので、そこはこれ地域への働きかけということになります。あくまでも、やはりこれは地域が自主的にやっていただかなければ、それは実のある訓練にはならないわけでありますので、そこの訓練をするためのお手伝いは十分させていただきますし、働きかけもやらせていただく。やっぱりコロナ禍で密をつくらないということを考えれば、今、野原議員がおっしゃったような、本当だったら100人集まるのだけれども、それを20人ずつ、あるいは30人ずつに分けて、回数多くなるかもしれないけれども分けてやるということをしていかないと、なかなかご本人、避難する方ご本人の身につかない、身につくことが難しいだろうというふうに思います。

それで一番は、やはり大災害が起きたときに自分の身は自分がまずは守るんだと、そしてお隣がどうなっているのだということを把握するということ、そこまでやっていただければ、その情報が避難所に集まって、必要な場合には公助も入っていくという形、あるいは共助ということもありましょうけれども、そこはやっぱり緊張感を持って、少人数でもいいから緊張感を持って避難を繰り返す、そのときに自分はどういう避難行動を取ったらいいのかということを十分イメージしてもらう、それを月に１回あるいは半年に１回でもいいですけれども、いざというときに的確に動けるような、そういう習性を身につけるということが、私は一番大事であろうというふうに思っていますので、そこは小規模、このコロナ禍においてもやれるような避難訓練、これについては支援をさせていただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　小規模な避難訓練ということであれば、今回は水害、今回は地震、そういうふうにして災害の状況に合わせて、小規模でいろんな防災訓練、これがひとつできるのではないかというふうに思います。

やはり防災訓練が一番こういう状況のときどういう対応をしたらいいのか、こういうときはどう対応したらいいのか、これは町民だけではなくて、町の立場としても、こういうときに町としてはどういう対策が必要なのか、そういうところでは具体的な訓練の中でリスク、課題が見えてくるのではないかと思うのです。

それで今いろんなところで災害が起きていまして、それで防災訓練も、町民に、ほかの地域ですけれども、毎年しなくてもいいのではないかという意見もある中で、毎年訓練をやっていく中で、実際に水害などに遭った場合には、町民が機敏に対応できた、これはやはり訓練をしてきたからそういう対応ができたということも報告されております。

そういう点では、小規模であってもやはり多様な防災訓練、これは町民だけではないと思うのです。町の対策としても必要だと思います。それで、町、公助、それから自助、共助、共助の中でもこの訓練は大きな力を発揮すると思うのです。大規模ですとなかなかできないけれども、小規模だったら少しずつできる、そういう利点もある意味ではあるのではないかと思いますが、その点の対策、どのように行っていくかお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員がおっしゃっていることは、まさしく私もそのとおりだと思います。ただ、それ、主体がどこなのだということが問題であって、町がやってくれやってくれといってもこれはやはり身につかないのです、やっぱり。自主防災組織が自主的にそれをやっていただく、そのお手伝いを町はやるということでないと、最後は自分の身は自分でしか守れないわけですから、そしてお隣は助け合わなくてはならないわけです。大災害になればなるほど、そういう事態が生じるわけで、公助ははっきりいって、当てにならないわけですから、大規模な災害になると。それは一旦まずは自分の身とお隣の身を避難所に避難することによって守るということです。

そして、避難所生活が長い短いはありましょうけれども、そこで公的な支援が入っていくという流れになりますので、まずは一人ひとりの町民の方が、例えば大地震、マグニチュード9.0の大地震が起きたときに、まずは私はどうすればいいのだということを、それをイメージしてもらって、それをとっさのときに実行に移してもらう、ここをやってもらうこと、それが私の一番大切であり、次にお隣の安否を心配してあげること、そして安全を確認しながら避難所に避難をすると。あるいは自宅でもいいかもしれません。自宅が大丈夫であれば、自宅でじっとしている。下手に動くのは、これはまた逆に二次災害が起きる可能性もありますので、そこら辺の行動をどうしたらいいのだということを自らが身につけてもらう、これが防災訓練の一番の役割だというふうに思っていますので、あとはそうなるように、町もお手伝いをしていきたいということであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　公助の役割というのは、やはりそういう組織をつくっていく。確かに災害が起きたときに自分の命は自分で守る、それは本当にそうだとは思うのですけれども、その対策を講じて、町民に対して働きかけていく役割は公助が一番ではないですか。その手前のところが、自主防災組織もまだ50％になっておりませんから、あくまでも地域で自主防災組織をつくっていくのですよという立場なのかもしれませんけれども、そういう自主防災組織の役割、大切さをきちっと地域の方々にお伝えして、それでそこでできなかった場合には、どうやってつくっていくのか、今、地域、少子化ですとか高齢化だとかになっていますから、そういう手だてをきちっと伝えて援助していくのが、公助の役割、一つの役割だと思うのです。そういうことができてはじめて、自分の命は自分で守るということも伝達していく、伝えていく、訓練の中で。そういう３つが総合的に力を発揮して、防災訓練もできますし、命も守っていくこともできますし、やはり今、職員の中でそういう担当課があると思うのですけれども、そういうときには町全体で、職員全体で一丸となって、防災に、避難など行ってい

くと思うのですけれども、そういう職員の意識、全体の職員の意識もきちっと身につけていくということも大事だと思っているのですけれども、併せてそういうところをどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　自助、共助、公助の捉え方が、ちょっと私どもと違うのかな。もちろん広い意味での公助というのは、自主防災組織を立ち上げてもらう、あるいは自主防災組織が行う避難訓練をお手伝いするというのも含まれるかもしれませんけれども、災害時において、まず自分の身は自分で守るのが自助です。そして隣の近所の状況を把握して、助け合うのが共助です。そして、その情報を避難所に行って情報を取りまとめて、公の助けが入るのが公助だということであります。

ここを災害時は本当に、町が町がというけれども、公助が入るというのは相当遅れるわけですから、大災害になればなるほど。ましてや幕別町全域が大規模な地震災害に襲われたとなれば、あるいは橋が落ちたとかとなれば、公助が見込めないということを前提に、自分の命は自分で守る、隣近所と助け合いましょうというところまでは、しっかりやってくださいよと。そこで命が助かれば、あとは避難所生活をいかに快適にというか、つらくない思いをしながら過ごしてもらうかということになりますので、ですから災害時にどういった避難行動を取るのかということを養う、身につけるのが、私は防災訓練、避難訓練だというふうに思っています。非常に第一歩で大切なことでありますので、そこをやってもらえるようにお手伝いをしてきましたし、今後もコロナ禍でありますけれども、先ほど申し上げたように、小規模であればできるはずですから、そういった働きかけもお願いもしていきたいなということであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　そういう小規模な防災訓練をしていくということを、実施していくということは、ひとつ町民の命を守るということは大事なことだというふうに思います。そういう中で、防災訓練をしていく中で、やはり公助、自助、職員と町民、そして地域、そういう中でいろいろな課題が見えてくると思うのです。ですから、そういう課題もきちっと洗い出して、防災計画の中にきちっと位置づけていく。そのことによって一つ一つ、町民にも職員にも災害があったときにどう対処していったらいいのかということが身につくと思うのです。ですから、確かに情報伝達ですとか、机上での訓練というのは必要なのですけれども、実際に訓練していく中で課題が見えてくる。その課題を洗い出していくことが、これからますます大事になっていくと思いますので、そういう立場で臨んでいただきたいなというふうに思います。

次に、今も全国でいろんな災害が起きておりますので、そういうところでの経験も生かして防災訓練に、それから防災対策に生かしていっていただきたいというふうに思います。

次に、個別避難計画、これから幕別町では計画していくというご答弁でありました。それで、なぜ個別避難計画が急がれているかといいますと、皆さんご存じだとは思うのですけれども、今、全国でいろんな災害が起きておりまして、2019年の台風19号では死者の65％、2020年の熊本豪雨でも死者の85％が高齢者が占めている。災害弱者が犠牲になっているということが続いておりまして、それで国では避難計画の策定を市町村の義務とした、このように国としても進めているということなのです。それで今、幕別町でも、計画に入っているということでしたけれども、幕別町での要支援者の登録の範囲、どの範囲を計画しているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　個別避難計画の対象となる要支援者ですけれども、避難行動要支援者、名簿対象者が2,170人おりまして、そのうち名簿を公開することを同意されている方が1,417名、この同意されている1,417名を全て対象としております。

対象としている人数は今申し上げた人数ですけれども、対象となっているのは、避難行動要支援者に名簿を登載される方は介護認定されている方、例えば要支援１、２、要介護１から５までです。あとは、身体障がい者の手帳を持っておられる方、あるいは難病指定されている方も対象となっており

ます。あとは高齢者の方でそういった疾患はないのですけれども、避難に不安を抱えている方、こういった方は手挙げ方式なのですけれでも、こういった方も対象としております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　実際に、これから1,417人の方の個別避難計画作成していくということに町としては考えているということですね。それで1,417人、この幕別町の規模で、それだけの方を避難計画一人ひとり作成していくということには、時間がかかるということもあるやに考えます。それである自治体では、要支援者の登録範囲を本当に災害弱者なのかどうか検証しながら絞り込んでいて、災害が起きたときに命を守れない、避難は人の手助けがないと避難できない、そういう方を絞り込んで、早急に個別の避難計画を立てているという自治体もあります。幕別町でもそういう対策も一方では必要ではないかと思うのです。1,417人必要だとは思うのですけれども、その中でも特に必要だということを絞り込んで、早急に計画をつくっていくことが必要ではないかと考えます。

それで今、一人ひとりの支援者の計画策定について、国では７千円を市町村に財政支援する。そして策定に関わった関係者への報酬を想定していると言っております。そういう点では、本当に緊急な必要な人のための作成を急いでつくる必要があるのではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　個別避難計画を絞り込んでつくるというお話もございましたけれども、先ほど1,417名のうち、この1,417名というのはあくまでも名簿を平時から提供することに同意されている方で、中には自分で避難する方も当然含まれております。個別避難計画をつくるに当たっては、優先度の高い方から町としてもつくっていきたいというふうに考えておりますので、先ほど申しました介護認定を受けている方でありましたら、要介護５ですとか、自分で動くことができない方、こういった方は優先的につくっていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　そのことを求めたわけで、町としては優先的にそういう方を策定を進めていくということなのですね。それで、ここでは財政支援も国では考えているということでしたので、早急に計画を立てていくことが必要ではないかと思っております。

それで、これにはやはり専門職の方の判断も必要だと思いますので、そういう中では専門職のケアマネジャーさんとか、そういう方がなかなか手助けがいただない場合には、福祉専門職の方ですとか、特別支援学級の教員なども担うことができるというふうになっておりますので、そういう点では個別制作が前に進む、そういう条件も大きくなっているのではないかと思います。そのことに期待を、早くつくることに期待をしていきたいと思います。

次に３番目の「在宅避難者への物資・情報の供給の手だて」これは情報をどんどん発信していくということだったのですけれども、実際に物資を届ける、こういう方にはこういう形で物資を届けていくとか、そういうところを具体的にきちっと定めていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　在宅避難者への物資の供給方法、これは車中避難の方も該当すると思うのですけれども、まずは避難所に集まって来れない方の把握、これが必要となってきますので、まずは避難所の避難所運営委員会のほうに、誰々さんがまだ自宅で避難しているようですとか、誰々さんは車でどこどこの駐車場にいるという情報をまず避難所に集めていただいて、それから物資を届けるような手配にしていくという形になりますので、まずは情報把握から始まっていくということで考えております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　情報伝達は、答弁でなっています。ですから、実際にそういう方たちにどういう

ふうに届けるかということを、きちんと計画の中に入れておく必要があるのではないか、こういうときにはどうする、こういうときはどうするという、そのルートをきちっと定めておくことによって、すぐ迅速な対応ができるのではないか、そういう意味の質問です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　少なくとも個別避難計画の中で、この中でこの人は災害が起きたときに、どういう行動が取れるのか、どういう支援をしなければならないということは分かりますので、そこでまず把握することができるかと思います。

そういう中で、必ずしも在宅、家にいるわけではないですから、そういう方で、誰かが手伝って避難所まで来る場合もありますから、それが一つの情報として、個別避難計画の中で避難所まで来れる方以外について、どうしていくかということになりましょうし、支援計画がなくても避難計画の策定されていない方であっても自宅にいるわという人もいるし、車中にもいる、そういう方もいらっしゃるので、そこら辺の情報は逐次変わってくると思うのです、情報を集約するというのは。それはやはり、私は共助の部分でやっぱり伝達してもらう。隣近所、隣の家、声かけたけどいないわとか、そういう情報を避難所ごとに集約をして、そして防災無線の中で、物資についてはどこどこ避難所、それぞれの避難しなければならない避難所で用意していますというふうなお知らせもするし、それを取りに行けない方については、届けるという形になっていくのかなと思いますので、これなかなか、あらかじめそれを、この人についてどうしようというのは決められないわけで、その時々の避難状況によって、柔軟にやっていくしかないのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　そういう、どういう対策を取るかということを、公助のほうで、町のほうできちっと対策を考えているということであれば、それはそれでそのときに臨機応変に対応できるのかなというふうに思います。

次に４番目なのですが、女性用のトイレなのですけれども、この災害時の女性用のトイレを多くというのは、私、前にも質問をしているのですが、その手だては取れてきているのかなと思います。

それで、ユニバーサルデザインのトイレなのですけれども、こういうトイレでなければ、自分は用を足せませんという障がいのある避難者が、これから出てくる可能性もあると思うのです。そうすると避難所にせめて１つ、この地域ごとに１つは必要ではないかと思うのです。多様なトイレの使い方というのもあるとは思うのですけれども、本当にそういうトイレでないと使えない、利用できないという避難者の方のために１つとか２つとか、地域ごとに配置すべきではないか、そういう質問なのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　避難所も大小いろいろあります。そういった中で、例えばコミセンクラスについては、車椅子対応で使えるトイレがあります。ですから、そこは優先的に、一般の方は遠慮してもらって優先的に使ってもらうということが可能だと思いますし、またやや小規模なところには、そういうトイレがないとしたら、それは借りてくるトイレの中で対応しなければならないと思います。

ただ、一斉に被災をしたということになると、早い者勝ちみたいなところがなきにしもあらずなので、充足できるかどうかということは、現状、無理だと思います。ただ、そこは、例えばそういうトイレを借りてこられなくても、個室がつくれれば、その中で用は足せるということもありますので、そういう工夫をしながら、なるべく不自由な避難所生活を送らないような形で、工夫をしていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　そういう臨機応変な対応は、これからいろんなところで求められると思うのです。ですから、ぜひそういう対応を求めていきたいと思います。

次に、４の②性暴力の関係なのですけれども、こういうところでは、目に見えないようなところで、そういうことが発生しやすい、そういうことが今までの経験の中でもあると思うのですけれども、例

えばトイレや何かは、照明を多くするですとか、明るくするですとか、それから就寝場所では女性専用のスペース、今、ずっとパーティションみたいな囲うように、一人ひとりが囲われるようになった、そういう配慮もされてきているのですけれども、この一画は女性専用、しっかり分けられないにしても、一画を女性専用にするですとか、そういう対策もこれから求められるのではないかと思います。

あと、若い女性や何かですと、防犯ブザーの配布ですとか、そういう対策もこれから必要ではないかと思うのですけれども、そういう対応はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　今、野原議員おっしゃったとおり、そういった女性に配慮した照明ですとか、そういったものをこの内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」のほうにうたわれておりますので、そういったものを参考に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原惠子）　次「女性管理責任者の配置」、答弁もいただきました。本当にこういういろんな問題点も町でも把握されているということで、それに対する対応をこれから行っていくということでしたけれども、この対応やはり急がれるかなと思うのです。ですから、やはりそういう女性のそういう資格のある方を育成していくことですとか、そういうことが急がれますので、ぜひその対策も行っていきたいというふうに思います。

それと、こういう今までなかなか、そういうところに視点が行かなかったというのは、確かにあるかなと思うのですけれども、これからこういう女性たちが本当に声を上げてきて、女性が責任を持って対応する、そういうことが本当にどの部分でも、今回の災害の部分だけではなくて、いろんな部分でそういう対策が求められると思います。

ですから、行政側として、そういう視点をいろんなところで持っていく、これが問われていく中の一つだというふうに思います。このことを人権を守る、そういう施策にもなっておりますので、ぜひここのところを対策を強化していっていただきたいと思います。そのことによりまして、皆さん安心されると思うのです。女性が安心して、そうやって避難所生活をしていくということでは、生活に対するいろんな課題を抱えた人たちも、安心して避難生活ができると思いますので、その対策が急がれると思います。

最後に、避難所の相談窓口としてワンストップセンター、これは本当に必要かなと思います。この前の幕別町での災害のときにも、やはり相談窓口が、ワンストップセンターの相談窓口があれば、もっと住民が安心してちょっとしたことでも、例えば帰るときの車がないですとか、そういうような相談でも、その窓口があれば、安心して相談できたのではないかなというふうに思っていましたので、こういうところもぜひ設置を、これからしていっていただきたいと思います。

それと、サポートアドバイザーなのですけれども、やはり専門の職をそこに常時配置するというのは、なかなか困難かなというふうに思いますけれども、でもそういう専門職の方の専門的なアドバイザーというのも必要だと思うのです。ですから町として、これからそういうところに相談できる、相談者のリストの整備を進めていくというお答えになっていますので、ぜひその対策も急いで進めていっていただきたいと思います。

答えをいただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員が今おっしゃられたことは、本当に大切なことであるという認識は十分持っています。

ただ、自前で調達できる、育成をするというのはやっぱり限界がありますので、そこは餅は餅屋で、しっかりと住民の方が困ったときに、どこに頼ればいいかという情報を提供することによって、安心して避難所生活を送れる、あるいは家でも不安を抱えることなく避難をすると、そういう体制を構築したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、野原惠子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12：00　休憩

13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○７番（岡本眞利子）　通告に従いまして、質問をさせていただきます。

１、エシカル消費の理解と促進について。

消費者庁が普及させようとしている「エシカル消費」という言葉があります。エシカルを日本語に訳すると「倫理的な」「道徳的な」という意味を持ち「エシカル消費」とは地球環境、人権、動物福祉などに配慮した物を選んで買うことを示すものであります。具体的には省エネ製品や被災地復興のための商品、発展途上国の労働者を支援するフェアトレード（公正貿易）商品の購入などですが、身近なところでは障がい者が携わっている商品やエコ・リサイクル製品、また環境への負荷を少なくするという意味で、農薬や化学肥料を控えた有機野菜を選ぶことも一つかと考えます。形がふぞろいでも味は同じ「わけあり」食品の購入、食べられるのに廃棄される食品ロスの削減、さらには、物を大切にし、ごみを減らす「もったいない」の実践もエシカル消費になります。

欧米では、その取組が既に進んでいるそうですが、消費者庁の調査では日本は認知度が僅か12.2%にとどまっています。今後どう普及させるかが大きな課題とされておりますが、エシカル消費の広がりは、国際社会に環境問題や貧困対策などへの取組を求める国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与するものと考えます。

そこで、未来を担う子どもたちのためにも、小中学校で、エシカル消費を「持続可能な開発のための教育」「消費者教育」などに位置づけて、学習内容に取り入れてはいかがかと思われますが見解を伺います。

２、マイナンバーカード普及利活用について。

マイナンバーカードの交付は2016年１月にスタートし、身分証として使えるほか、一部自治体ではコンビニで住民票や印鑑証明が受け取れるようになりましたが、全国の自治体においてはカードの普及率はまだまだ低いというのが現実です。

国の目標では、2022年度末には、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行きわたるように進めていますが、全国でのカード交付枚数率は2022年２月１日現在で41.8%、北海道では37.9%、幕別町では30.4%と発表されております。幕別町でのマイナンバーカードの普及率の低い要因の一つに、所有するメリットをあまり感じないというのが理由にあるようです。一方、国では、マイナンバーカードの普及に向け、消費の下支えの一環として2020年９月よりマイナポイント第１弾として、最大ご５千円分ポイント還元をし、そして2022年１月からは第２弾として新規取得者、健康保険証として利用登録、公金受取口座の登録をすることにより、最大２万円分のポイント還元が予定されています。この事業によって本町の普及率に変化が現れたのかお伺いします。

①マイナンバーカードの普及率向上のためにどのような対策、取組が行われているのか。

②申請、交付しやすい環境整備がなされているか。

③町職員のマイナンバーカードの取得率は。

④マイキープラットフォームの運用について本町としての見解は。

⑤今後行政手続や業務のデジタル化の推進に向けての課題は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「エシカル消費の理解と促進について」であります。

消費者庁では、2015年５月から２年間にわたり「倫理的消費」調査研究会を開催し、地域の活性化や雇用などを含む、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動、いわゆる「エシカル消費」の普及に向けて幅広い調査や議論を行い、研究会での議論を踏まえ、様々な主体と連携を図りながら、普及や啓発の取組を実施しております。

また、エシカル消費は、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを指し、さらに2015年９月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、特に12番目の「持続可能な消費生産形態を確保する」に関連する取組とされているところであります。

ご質問の、小中学校でエシカル消費を学習内容に取り入れることについてでありますが、現行の学習指導要領の中においても消費者教育が盛り込まれており、小学校では主に社会科や家庭科、総合的な学習の時間で、中学校では、社会科や技術・家庭科、総合的な学習を活用し学習しております。

具体的な例を挙げますと、小学校では、社会科において、販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売上げを高めるよう工夫して行われていることや、水を汚さない工夫やごみの減量などを学んだり、家庭科では、金銭の使い方や身近な物の選び方、買い方などの消費者教育を行っております。

さらに、中学校では、社会科の公民分野において、市場の働きと経済の中で、身近な消費生活を中心に経済活動の意義や生産の仕組みを学習したり、技術・家庭科の家庭科分野で、消費者の権利や環境に配慮した消費生活を考えるなど、消費者教育に取り組んでおります。

また、昨年７月に、本町と一般社団法人帯広青年会議所で「SDGs推進に関する連携協定」を締結いたしましたが、これを契機に本年度は、SDGsを学習する取組の一つとして、中学校２校で、カードゲーム公認ファシリテーターを講師として出前授業を実施しており、その中でも経済や消費について学習しているところであります。

エシカル消費は、持続可能な社会の構築に向けて、有意義な取組の一つであると認識しており、教育委員会といたしましても、引き続き、教科横断的な視点に立った教育活動を通して、消費者の基本的な権利と責任、自分と家庭の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解が深められるよう、エシカル消費も含め充実した消費者教育に努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

「マイナンバーカード普及利活用について」であります。

国は、国民にマイナンバー制度のメリットをより実感することのできるデジタル社会を早期に実現するため、マイナポイント事業の実施などの様々な取組を通じて、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進しております。

今後は、さらに様々な場面でマイナンバーカードの活用シーンの拡大が見込まれますことから、本町においても、国の要請に応じ、活用方法、メリット、安全性などマイナンバーカード制度に関する情報の周知に取り組んでいかなければならないものと考えております。

ご質問の１点目「マイナンバーカードの普及率向上のためにどのような対策、取組が行われているのか」についてであります。

国では、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公正で効率的な行政を目指すため、政府広報などを積極的に活用し、テレビコマーシャルやウェブ動画、新聞広告など様々な媒体を通じて積極的な周知活動に取り組んでいるほか､マイナポイント事業の実施により、さらなるマイナンバーカードの取得促進に向けた取組が行われているところであります。

本町におきましても、ホームページでの周知や公共施設におけるポスター掲示のほか、リーフレットなどの配布を通じて制度の周知を行っているところでありますが、町独自のマイナンバーカードの普及率向上に関する対策や取組は実施しておりません。

今後につきましては、マイナンバーカードの活用の場が増える機会などのタイミングに合わせて、カードの利点や安全性など、町民の皆さんがカード取得の良否を判断できる情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目「申請、交付しやすい環境整備がなされているか」についてであります。

本町では、役場住民生活課窓口のほか、忠類総合支所と札内支所の３か所でマイナンバーカードの交付事務を行っております。

特に交付件数が多い札内支所においては、令和２年12月にカードの交付等に必要な統合端末１台を増設し、２台体制としたほか、令和３年１月からはカードの交付日時を予約制として待ち時間の解消を図るとともに、令和３年４月から６月においては、カードの夜間交付や休日交付を実施し円滑な交付事務に取り組んできたところであります。

今後におきましても、申請件数の状況に応じて、適宜、夜間交付などの窓口の開設に取り組んでまいりますが、こうしたカードの交付時に窓口に来庁する従来の「交付時来庁方式」に加え、今後は申請時に役場で本人確認と写真撮影を行い、カードを郵送で自宅に送付する「申請時来庁方式」を導入し、申請時における負担軽減と受け取り機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目「町職員のマイナンバーカードの取得率は」についてであります。

町職員のマイナンバーカードの取得率については、本年２月末現在で任意による調査を行ったところ、特別職を含めた町の正職員数は247名、このうちマイナンバーカードの取得者数は115名、取得率は46.6％であります。

ご質問の４点目「マイキープラットフォームの運用について本町としての見解は」についてであります。

総務省は、マイナンバーカードを活用した様々なサービス利用を図るための情報基盤として、マイキープラットフォームを構築し、各自治体がこのシステムを運用し、クレジットカードなどのポイントやマイレージを自治体ポイントに変換して地域の物産が購入できる「自治体マイナポイントモデル事業」を平成29年９月25日から展開しておりましたが、本事業は令和３年度末で終了することとなり、来年度以降の事業展開について、総務省に確認したところ、現在のところは未定との回答でありました。

町といたしましては、今後ともマイナンバーカードの有効な利活用について、国の動向を注視してまいりたいと考えます。

ご質問の５点目「今後行政手続や業務のデジタル化の推進に向けての課題は」についてであります。

本町において、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するに当たっては、極めて短期間で限られた予算の中、多くの業務に関連する取組を集中的に進める必要があることから、全庁的かつ組織横断的な推進体制の構築とともに、デジタル技術について専門的な知識を持った人材確保方法を外部委託等を含めいかに進めるかが課題であると考えております。

また、行政事務等におけるデジタル化が進められた際に、デジタルになじめず使いこなせない方に対する行政サービスが低下しないよう十分留意しなければならないと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　では、再質問をさせていただきます。

まず、大きな１点目のエシカル消費の理解と促進についてであります。

エシカル消費とは、エコマークのついた商品を買う、地域で生産された野菜を買う、売上げの一部をボランティアに寄附するなど、地域活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費活動

であり、持続可能な社会のためにも、誰もが身近に実践できるものであります。大量生産、大量消費から省エネ社会へ、さらに地域環境保護の時代へと移りつつある現在、新しい消費者意識を喚起し、広めることは今世界的な要請となっております。

現在、新時代の消費者の在り方としているのがエシカル消費、つまり倫理的消費であります。環境、人と社会、地域のためになるかどうかを考えながら、商品やサービスを選択することであります。そこで、エシカル消費の認知度についてでありますが、2020年度の資料でありますが、全国で16歳から65歳では12.2%、そしてその前の2016年の調査では６％しかなかったわけでありますが、その２倍に今回はなったというわけであります。また、もう少し掘り下げてみますと、20代から40代の男女では、エシカルという言葉の意味を聞いてみますと､知っているとか何となく知っていると答えた方が23%、認知度が決して高いという結果が出たわけではありませんが、年代別では20代が30.7%、30代が20.5%、そして40代が17.9%と、若い世代ほど認知度があるようです。その理由に考えられるのが、エシカルをコンセプトにした若者向けのファッションブランドやコスメが多いことからではないかと言われております。

そこで、未来を担う子どもたちが、大人になるにつれ様々な知識を吸収していくわけですが、これからは人や社会、地域、環境を意識して行動しなくてはいけない世の中になり、まずエシカル消費について、教育現場でどのように進めているのかということをお聞きいたしまして、教育長の見解をお伺いしたいところなのですが､教育長は有意義な取組だと認識をしているということでありましたが、教育長はそのように認識をしていただいておりますが、各教員も同じ認識に立って子どもたちに消費者教育に携わっているのか、教員それぞれが、また感性が違うのではないかなと思いますので、エシカル消費について意外に薄い方、濃い方という方があると思うのですが、教員それぞれいろんな考えがある中で、また共通認識に立って子どもたちにこの消費者教育に挑んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　教員それぞれどういう認識に立っているか、共通認識を持っているかというようなご質問だというふうに思っております。学校教育においては、答弁の中でも申し上げましたけれども、それぞれの教科の中で消費者教育を実施をいたしております。エシカル消費というその言葉そのもの自体について、各先生方がどれほど理解をしているか、知っているかというところまではちょっと把握はしてございませんけれども、その概念とか本質というのは、学習指導要領の中に網羅されておりまして、内容的にはSDGsの学習や消費者教育の中で学習をしているというふうに認識をしております。ですから、先生方については共通の認識で指導をしているということでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　今、教育長のお答えになったこと、本当に分かるのですが、やはり人それぞれ考えがまた違ってくるところもあるかと思うのですが、ある程度、指導要領というか指導書がありながら、それに沿いながら子どもたちに教育をしていくべきではないかなというふうに思います。答弁の中にもありましたが、小学校では社会科や家庭科の中で学んでいる、また中学校では社会科、公民分野の中で学んでいるというふうなお答えがありましたが、これの中では大きなくくりの中で学んでいるのではないかなというふうに私は感じるところであります。大きなくくりの中で少しだけ触れているように感じるのですが、今のこの地球環境の中で、なぜエシカル消費が大切かということが、子どもたちには伝わっているのかというところがちょっと疑問に思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　各学校の取組なのですけれども、各学校では先ほど申し上げましたように、いろいろな教科の中で教科横断的に指導しているところなのですけれども、具体的な例を申し上げますと、例えば町内の小学校ではどんなことをやっているかということなのですけれども、一番多いのはやはり食品ロスの関係ですね。具体的には、ある学校では給食の残量調査を行って、家庭科の授業の

中でその資料を提示して問題提起をして、それぞれに考えさせるというようなことをやったり、あと食育の授業の中で、チョコレートについて学習をしています。その中では食品ロスですとか、フェアトレードの関係のお話もしたりしております。また、中学生では、ある中学校では栄養教諭の指導の中で、中学生ですから、今後、親元を離れて、高校進学時に親元を離れて下宿だとかアパートに住むだとか、そういったことも考えられますので、そういったことも含めて、食生活ですとか消費活動について教えたりしているというようなこともございますので､そういったことも具体例も含めながら、具体的なことも含めながら、エシカル消費という言い方はしていないかもしれないですけれども、その本質については指導をしているところであります。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　教育長ありがとうございます。エシカル消費は、本当に教育長がおっしゃるとおり、具体的な行動は決して難しいものではないと思います。例えば一番身近なことでは、エコバッグの使用、教育長も言われました食べ残しを減らすなど、ふだんから実践されている方がとても多くはなってきています。ちなみに、エコバッグは男性が59.6％、女性が89.6％と、もう半数以上の方が行動につながっております。

そのほかにも地元の産品を購入、地産地消ですね、また福祉作業所の商品を購入したり、認証ラベル、マークのついた商品を買うなど、様々なものが挙げられますが、この中でエシカル消費は、国連の2030年達成を目指し、進めている持続可能な開発目標SDGsと、活動にも精通をしていると、教育長もおっしゃっておりましたが、この中の12番目の目標「つくる責任　つかう責任」では、キーワードとして持続可能な生産と消費が上げられております。新時代の消費者として、これから消費教育がとても重要だと私は考えるところであります。

その中で独自で授業に取り組むということは、エシカル消費についても独自の授業に取り組むということは、なかなか難しいものと私も認識はしておりますが、例えば低学年でありますと、朝の会というのですか、私たちの時代はホームルームといいましたけれども、そういうような朝のホームルーム、また帰りのホームルームなどで、どれだけエシカル消費活動ができたかということを、子どもたちとの話でコミュニケーションを深めていただくというようなことは、できないものかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　消費者教育、このエシカル消費も含めて教科横断的に実施しているというお話しましたけれども、今、岡本議員おっしゃられるように、例えば朝の会ですとか帰りの会、ホームルーム等でそういったお話もできるというふうに思いますので、そういったことにも意を用いていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　エシカル消費によって、社会を変えることができるのだということを、子どもたちに伝えていただきたいというふうに、私の思いなのですけれども、今までの消費者教育では、やはりこの先大変厳しいものがあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも少しでも子どもたちにそのようにエシカル消費、SDGsについて深めていき、ふだんからそのようなことが出るようなコミュニケーションを取っていただきたいと思います。

私が言うまでもありませんが、教育は学校だけで教えるのではなく、学校と家庭での両輪で教えていくのが教育だというふうに私も認識しております。小さい頃からの教えは大人になっても身につき、心に残るものがあり、自分たちにできるエシカル消費はたくさんあるのだという意識づけ、実践しようとする意欲と態度を養っていただきたいと思います。

そして、子どもたちばかりではなく、私たち大人がどのような消費をするかということも、一人ひとりが自覚をし、エシカル消費を実践し、地産地消を積極的に行うために、エシカル消費週間やエシカル消費デーといった、日にちを決めて町全体で取組を行うなど、町長どのようにお考えになりますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　エシカル消費というと、非常に難しくて認知度もないわけでありますので、私はこの言葉を使っては駄目だなと思って今議論をお聞きしていたわけですね。やはりそのもったいないという気持ちをどれだけ持っているのか、あるいは環境に負荷の少ない工法でつくった食べ物を食べようとか、何かもう少し具体的で、ポイントを絞ってやることは大事であって、例えばもったいないから食べ残しをやめましょう、これは誰でもできるわけで、それは家庭においても給食においても食堂に行っても、そういうことを一つの掛け声の下やっていく、これ実は農林課が主導して、宴会の始め何分でしたか、黙って食べる黙食といいますか、始めと終わりは食べることに専念して、食べ残しをやめるようにしましょうと、こんなことをやってきたわけでして。ともかく、もったいないから全て無駄をなくしましょうと、そういうことは非常に大切であろうというふうに思います。

ただこれ、町が掛け声を上げてやりましょうというものではなくて、もっとごく自然に各家庭においてやるべきことであるのかなというふうに思いますので、そこは学校教育の中でも、別に特別な時間つくることなく、いろんな場面でそういうことはできましょうし、家庭においてもあるいは授業中においても、それはできると思いますので、大々的にやるというよりは、本当に人間が守るべき最低限のルールかなというふうに思っていますので、そこはもっともっとそういう大きな声を上げて、運動しなければならないということになれば、それはやらなければならないと思いますけれども、現状ではエシカル消費をしましょうというところは、ちょっと私は非常に消極的に感じているところであります。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○７番（岡本眞利子）　町長のお気持ちは分かりました。

確かにエシカル消費というその言葉自体､本当に認知度が少ないのだなということが分かりますが、そこを何とか幕別町を先頭に、エシカル消費ということを進めていきたいなというふうに、私も自分でできることを一所懸命エシカル消費の活動ということも考えながら、本当に行動していかなければいけないなということを、今回の質問で実感をさせていただいたところであります。

では、次に大きな２番目の質問へ移りたいと思います。

マイナンバーカード普及利活用についてであります。

まず、マイナンバーカードと耳にいたしますと、よいイメージを持たない方、少なくないのが現状であります。せっかくこの枠組みがつくられたのに、もったいないなと私は感じるところであります。持っていると便利だと町民の方が実感できる、マイナンバーカードの活用にしていただきたいとの思いで今回質問をさせていただきます。

まず、１点目の普及率向上の対策、取組についてであります。もちろんこれは行政ばかりではありませんが、普及促進に向けての町民アピールとして、ホームページやポスター、リーフレットの配布をしているというご答弁がありましたが、これちょっと私も調べてみますと、広報にもあまり載っていないのです。広報にマイナンバーについて載っていたのが、平成29年の12月に「交付申請封筒の取扱」として掲載をしておりましたが、なかなかその後広報にも載らず、ホームページに載せてあるから、またポスターを貼ってあるからということで、あまり載せなかったのかなというのもちょっと感じたのですけれども、なぜいつもいろんなことがあると広報に載せています、広報に載っていますというようないつもご答弁いただくのですけれども、今回についてはなかなかこれ広報に１年に１回も載っていなかったのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。どのように考えていらっしゃるのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　そもそもマイナンバーカードの交付事務は、市町村の事務であります。法定受託事務でありますけれども、これを積極的に普及促進しなさいよというところまでは、求められているものではないと私は思っていますし、これは非常に国民､町民にとってメリットのあるものであれば、そんなに宣伝することもなく、自然に普及していくのだろうというふうに思っています。ところが、

今現状を見ると、せいぜい身分証明書として使える程度でありまして、これもでは高齢者にとって身分証明書はどこで出すのとなったときに、常にどこかへ行って検閲でもされるのであれば、身分証明書は必要でしょうけれども、そういう必要性がないというところであります。ただ、ポイントがつくとかそういう促進策もありますので、そういったときにはマイナンバーカードを持ったら、こういう利点、メリットがありますよ。それともう一つは、情報が漏れるのではないかと、そんな心配もありましょうから、そこら辺の心配はありませんとか、その程度かなというふうに今思っていまして、国からまた新たにこういう事業に取り組むので、市町村でしっかり周知広報をしてくれということになれば、私はその範囲でやりますし、町自ら必要だと思うのであれば、これは私の意思としてやらせてもらうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　マイナンバーの取得については、ちょっと私も持っていても本当に利活用ができないので、何のためにつくったのかなというのが正直なところ。せっかくつくるのですから、やはり町として利用ができるようなものをしていただきたいなというのももちろんあって、今回質問をさせていただいたのですが、ちょっと前後してしまいますけれども、マイナンバーカードを持っていて、そしてコンビニや何かで住民票や、そして住民票の証明書や何かが、ほかの町では取れるところもあるのですけれども、うちの町はそのようにはなっていないのですけれども、役場が開庁しているときはいいですけれども、では役場がお休みのとき、そういうときは証明書は取れないということですよね。ですから、マイナンバーカードを取得をしていただいて、そしてそういうシステムを入れることによって役場がお休みのときでも、夜遅くにでも24時間そういう証明書が取れるようなそういうシステムをやはりうちの町でも考えていくべきではないかなというふうに感じますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　そこには、一つはニーズがどれだけあるのかということがあるというふうに思います。大多数の方がそういったニーズを持っていらっしゃるのであれば、それにお応えするというのが行政の役割であります。

それともう一つは、そういう利用されるのはいいのですけれども、利用されない中でそういうサービスを行うということになると、当然、費用対効果の問題が出てまいりますので、そこは何でもかんでもやればいいということではなくて、そこはサービスの提供がそれなりの効果があるというふうな認められ方をしないと、簡単にはできないなというふうに思っています。

今のところは、コンビニ交付もやっておりませんけれども、そこまでのニーズを我々としては感じられていないということがありますので、そのコンビニ交付でもニーズがたくさんあるということになれば、また変わってくるかというふうに思いますけれども、順番としてはやっぱりニーズがあって、そこにどう応えていくかというのが我々の役割だというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　費用対効果ということを考えますと、本当に町長のおっしゃるとおりでありますが、今この近年コロナで本当にコロナ感染ということから、住民票や各種証明書を交付の際の非接触交付ということも、やはり考えるべきではないかなというふうに私は思います。そして、この時期になると春の移動シーズンであります。そんなときに各種手続の窓口が混雑する、そういうことも考えますと、この先、これは時期的なものですから、このときは本当に臨時で時間を延長していたりということももちろん理解はしますが、自由に24時間取れるような、例えば24時間とまで言いませんが、役場がお休みのとき、札内支所の所にそのような端末を置いてコピー機を置いて、そのときはもちろん札内支所に行くと時間午後10時までですか、その時間までだったら土曜日曜でも証明書が取ることができるというような、そういうふうなことができれば、また住民もマイナンバーカードの取得にも考えたりするのではないかなというふうに思います。確かに費用対効果、どれだけの人がそれを望んでいるかということ、それもちろんそうなのですけれども、調査はされたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これ肌感覚というと怒られますので、そういう言葉は使いませんけれども、少なくとも町内各地の公区長さんからそういう要望があったとか、あるいは個人の方から、町民の方からあったというのは、ちょっと私のところまで届いてはおりません。
　それと24時間取れれば確かに便利だからいいねということになるかもしれませんけれども、ただ、例えば住民票はいつ使うのでしょうかね。やっぱり土日に使うというのは珍しいのではないのかな、使う場面もやっぱりあるわけで、住民票を添付して、どこかお役所に何か書類を提出するとか、使われ方というのはそんなに多種多様ではないと思っています。これは印鑑証明もそうです、契約がなければなかなか使わないということがあります。それと、札内支所では、毎週水曜日夜間業務をやっておりますので、そういったことを含めていくと、あとは長期の休みのとき、ゴールデンウィークとか、年末年始、この際、あるいは年度終わり年度始め、ここも庁舎の開庁時間を広げて対応しておりますので、そういう対応の中で、今は私はニーズに応えられているのかなというふうに思っているところであります。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○７番（岡本眞利子）　町長のおっしゃることもよく分かりますが、この住民票をいつ使うのだろうと、土曜、日曜に使いますかと、町長おっしゃいますが、いやこれは一概には言えないと思うのです。車を買ったときとか、住民票取ってくださいとかと言われたときに、それが土曜か日曜になったり、そうしたら月曜日でないと取れないというようなこともありますので､それは一概には言えないかなと。でも、こういうシステムを入れることによって、今まではそれで済んできたけれども、これからのやっぱり世の中、若い人たちの世代、デジタル社会になってくる中で、やはりこういうことも先を考えて進めていくべきではないかなというふうに私は感じます。それについて、町長いかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　私は誰が取るのですかという意味ではなくて、極めて割合として、ニーズの割合として低いだろうと。ですから、そこに効果がどれだけあるのですかという意味で申し上げたわけであります。ただ今後は、デジタル化というのはどんどん進んでいきます。それに伴って住民ニーズもさま変わりはしていくと思います。あるいは全国的な役所のサービスのありようとしても、どういう体制を整えるかということもありますので、そこはやはり状況に応じてニーズを踏まえた中で、役所はサービスの提供の在り方も変わっていかなければならないなというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○７番（岡本眞利子）　分かりました。では、次の質問に移りたいと思います。
　申請交付しやすい環境整備がなされているのかということでお聞きをいたしました。交付しやすい環境整備でありますが、マイナンバーカードは郵送、パソコンなどのほかスマホなどでもできますが、スマホを持っていない方や操作作業が分からない人､また手続が面倒だというイメージが付きまとい、申請されないのが現状であるようでございます。専用のタブレット端末で手続を職員がサポートすることによって、短時間で申請ができますという、ここのところをもっとアピールしていくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　住民生活課長。
○住民生活課長（谷口英将）　そのことで今回ご答弁で、申請時来庁方式の導入に向けて取り組んでまいりたいということでご対応させていただいております。やはり住民の方からもスマホやパソコン持っていない方で、一番手続に困るのは写真撮影なのです。スマホやパソコンあると簡単にできるのですけれども、そういった手間があるものですので、なかなか申請に至らないということがありますので、今後はちょっと町のほうでそういった専用端末を準備して、窓口で写真撮影を無料で行ったような形で、より申請しやすい環境に努めてまいりたいというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○７番（岡本眞利子）　私も申請時来庁方式のことを提案しようというふうに思っておりましたが、そ

のようにご答弁いただきましたので、交付時来庁方式に加えて、今後は本人限定郵便を活用して、受付時に本人確認することで、カードを自宅で受け取ることができる申請時来庁方式も導入していただけるということでありましたので、ぜひとも申請者が一番受け取りやすい環境をつくっていただきたいと思います。また、今までのときは交付時来庁方式を採用しておりましたが、交付通知はがきが来て、そこに記載されている期間までに本人が受け取りに来られない場合などはあったのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将）　カードが役場に届きます。カードが届きましたよということで、町民の皆さんに約１か月間の期間を設けてご案内しております。大体取りに来られる方はすぐ取りに来られるのですけれども、今現状取りに来られていない方が300人ほどございます。国の運用としては、６か月間たったら投げていいですよというふうになっているのですけれども、町としては、今１か月期間の取りに来てくださいよということでご案内をして、さらに３か月後に督促を出しています。督促出して、さらに３か月たった場合は、国は投げていいですよということになっているのですけれども、今コロナ禍の関係で来庁できない状況もあるので、国がそれをやめなさいということでずっと保管している状態なので、引き続き取りに来られていない方については、カードがありますので取りに来てくださいということで、ご案内をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　今の課長のお話をいただきまして、本当にびっくりするところでありますが、やはりこの申請時来庁方式をもう少し早くからこれ始めていると、取りに来なくても本当に本人が受け取ることができるマイナンバーカードになっていたわけなのですけれども、今から言っても仕方ないのですけれども、やはりそういう手だてを取りながら、マイナンバーカードが手元に届くようにというふうにはしていただきたいなと思います。

　また、今後、企業とか商業施設に出向いての出張申請など、普及活動を拡充していくというような考えについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、先ほど来、申し上げているように、どこまでサービスとしてやるべきなのか、やらねばならないのかと考えたときに、今の300人が取りに来ないということを、これはいかに必要としていない人がいるかということにも、裏返しとして言えると思うのですから、ですからこれはやっぱり利用する価値が高まって必要とする人が増えてくれば、私たちもそういうようなサービスで応えていかなければならないなというふうに思います。現状では今のやり方で進めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　町長おっしゃいますように、本当に価値が、つくった価値がやっぱり生きていくものだと思うのですが、そこで４点目の質問にもちょっと関わるのですが、４点目のマイキープラットフォームの運用についてでありますが、マイナンバーカードは用途が法律で決められた事務に限定されたマイナンバー部分と、民間事業者も利用できるマイキー部分、電子証明書とICチップの空き容量なのですけれども、そういうものがあります。それは例えば電子的な確定申告、e-TAXなんかもあったり、そして住民票の写しをコンビニ交付する自治体のサービスなども受けられることが可能にすることなのですけれども、このマイキー部分を使って、自治体や商店街などのサービスを活用できる情報基盤であるわけですが、これは平成29年の９月25日から稼働されて、実証事業として国が募集をしたのですが、我が町としては参加されなかったのですが、その点についてなぜ参加されなかったのかお伺いいたします。

　この実証事業は、住民向けのサービスが共用できるというようなサービスで国が募集をしたのですが、我が町ではこれしていなかったのは、なぜかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　この事業は平成29年から実際モデル事業として進められておりましたけれども、実際に今回令和３年度末で事業終了するという理由にもあるのですが、実際この事業に取り組もうとしたときに、自治体と地元の商店と、いわゆる精算に係る事務が非常に煩雑であると。例えば100店舗利用された場合には、100店舗とそれぞれ精算事務が伴うというような、そういった煩雑な事務というところも大きな理由として利用実績が伸びなかったということで、今回令和３年度末で事業終了するというようなこともお聞きしております。本町としても、なぜ取り組まなかったかということもありますけれども、他の自治体ともこういった取り組んでいる自治体ともお話を伺う中では、そういった事務の煩雑というところも課題として見えておりましたので、実際に取組には至らなかったところであります。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　これは平成29年から始めていて、今最後、令和３年度末で終わりという、終わりになってから慌てたような感じでいるのですけれども、その間に何年もあったわけですけれども、もう少し見直しながら、これそういうことを住民サービス、地域経済の活性化につながるチャンスだったのではないかなというふうに私は感じます。終わる頃になって、もう終わりですから次はまだ考えていませんというようなことでは、ちょっと住民に対して、もっとメリットがつくような方策として考えていくべきではなかったかなというふうに感じます。もちろん商店街や、そして商工会議所や何かももちろん関係はすると思うのですが、まず町自体で健康ポイントとかボランティアポイントとかという、そういう町独自のポイントを還元できるような、そういう体制をつくることはできなかったのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄）　マイキープラットフォーム構想における、マイナンバーカードの普及向上のための一つの手法として取り組まれている自治体が多いということなのですけれども、これ、今、課長もお話ししましたように、まず基本的な概念としまして、マイナンバーカードには決済機能がまずついていないということが、これは最大の今までの事業においては欠点でございました。がゆえに、今、課長が言ったように100店舗でこのカードのポイントを使うとなったら、100店舗分全てポイント分については、市町村が決済をしなければならない、この業務が大変大きく負担になったということです。ただ、今、議員がおっしゃったとおり、そうしたら町としてはその普及促進のためのポイントをつけられなかったかという部分なのですけれども、これは考えることは確かにあったかもしれないのですけれども、実際そうしたらそのポイントをどうやって活用するかという、そこの細部までいかないと、なかなか町としてそのポイントをどうやって付加して、最終的に住民にそういうカードの利点を本当に理解していただくかといったところには、つながらないだろうといったところで、町としてはそのポイント制は、今までは町としてのポイント制はしていなかったということでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○７番（岡本眞利子）　すごく分かりやすくありがとうございます。とにかく商工会や、そして各店舗のお店などとのこの連携というと、なかなかその最後の決済の部分で大変だということはよく分かりましたが、ぜひとも町でできるそのポイント、最後は、ではそのポイントたまったものをどうするのかということですよね。それを何とか使えるように、取得した人の利点ということで、そういうことを考えていただければ、取得率の向上にもつながるのではないかなというふうに思いますが、ぜひともいい方向に何かそういういい方策を考えていただきたいなというふうに私は感じます。

　最後になりますが、行政手続やデジタル化を推進するには、それを支えるセキュリティーや、IT人材の確保、育成なども必要になってくるかと思いますが、住民サービスを受けやすくするためには、住民の方々により理解をしていただくことが大切であると考えます。それにはより丁寧な説明をしていくこと、広く周知に努めることが大切であると考えます。行政としても、マイナンバーカードの活用で行政手続を効率化し、住民の方の利便性を高めることも大切ですが、どれだけ利点を生み出せるかということが大切であると思いますので、今後は民間との連携もしたサービスの導入にも進めてい

ただきたいなというふうに思います。

また、今後暮らしの中で必要性が増していくマイナンバーカードの普及促進には、カード取得のメリットを実感してもらうことも重要でありますが、個人情報や個人情報管理の心理的な不安の払拭もまた必要とされ、カードの利点とともに安全性についても、正確な情報を周知していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14時05分まで休憩いたします。

13：57　休憩

14：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子）　通告に従いまして、質問させていただきます。

自治体デジタル化推進事業の取組と課題についてであります。

デジタル改革関連法が2021年５月に成立いたしました。「デジタル社会形成基本法」「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」これらは地方自治体に関係し、2020年12月には、「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画（自治体DX）」が総務省から発表されています。地方行政のデジタル化推進業務として、①国・地方を通じた行政手続のデジタル化②地方公共団体の情報システムの標準化③AIの活用、④人材面での対応⑤データの利活用と個人情報の保護制度の５点を掲げ、2026年３月までの５年間で計画を実施するよう求めています。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものであり、地方自治においても「住民の福祉の増進」のために、有効に活用されるべきものです。しかし、膨大な事業をどのように取り組んでいくのか、標準化により自治体の独自性は失われないのか、町民の合意が得られるのか、高齢者など置いてきぼりの住民は生み出されないか、個人情報保護は保たれるのか、窓口のAI化を始め職員の削減につながらないかなど懸念される事項は少なくありません。特に、推進計画の手順書には、民間と行政の連携強化が打ち出され、民間デジタルビジネスの新たな価値の創出が強調され、行政の膨大な情報の流出が懸念されています。

そこで、デジタル化事業に対する幕別町の考えと、５年間という短期間に、どのように取り組んでいくのか、以下の点を伺います。

１、デジタル事業に対する評価は。

２、業推進の計画と体制は。また外部からの人材登用が推進されているが、情報保護のために職員を充足し対応を。

３、務の公正性を確保し、町民と職員の意見が反映される体制を。

４、基準に合わせた、個人情報保護条例の改正が必要となるが、これまでにも増して個人情報、行政情報の保護が担保される対応を。

５、の定める「17業務（現在は17事務となっています）を対象とする標準化」により、町の独自サービスの実施が困難になりかねない。デジタル化による問題点の改善を国に求めていくべき。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

「自治体デジタル化推進事業の取組と課題」についてであります。

国は、令和２年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選

ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げ、その中で、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を取りまとめ「自治体デジタル・トランスフォーメション（DX）推進計画」を策定しました。

また、令和３年７月には自治体がDXに取り組めるよう「自治体DX推進手順書」を作成しており、各自治体では、これらを踏まえ、限られた時間と予算の中で、効果的な推進体制を構築し、着実にDXを推進していくことが求められているところであります。

ご質問の１点目「デジタル事業に対する評価は」についてであります。

「自治体DX推進計画」では、自治体が取り組むべき重点取組事項として「自治体の情報システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進」「自治体の行政手続のオンライン化」「自治体のAI・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の利用促進」「テレワークの推進」「セキュリティー対策の徹底」の６項目が掲げられております。

これらの取組を推進することで、自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが期待されております。

また、データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、行政の効率化、高度化を図るとともに、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値観が創出されることに寄与するものと考えております。

その一方で、個人情報の保護やセキュリティーの確保、情報格差問題のほか、デジタル化に伴う情報や事務処理に的確に対応するための人材や体制の確保については、国をはじめ、北海道や他市町村の動向等を注視するとともに、十分留意しながら取り組んでいかなければならないものと捉えております。

ご質問の２点目「事業推進の計画と体制は、また、外部からの人材登用が推進されているが、情報保護のために職員を充足し対応を」と、ご質問の３点目「公務の公正性を確保し、町民と職員の意見が反映される体制を」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

自治体におけるDXの推進に当たりましては、極めて短期間で限られた予算の中、多くの業務に関連する取組を集中的に進める必要があることから、全庁的かつ組織横断的な推進体制を構築することが不可欠であるほか、情報システム、法制、人事、財政等広範にわたることから、各業務担当などと緊密に連携する体制をできるだけ早期に整えることが必要となっております。

また、将来を見据えた行政サービスの提供の在り方と、それに合わせるシステムの構築が必要となり、全体最適化を図っていかなければなりません。

このことから、行政サービスについては、職員が中心となり進めていくこととなりますが、システムについては、専門的な知識を持った人材の確保が必要となってくることが考えられますことから、その人材確保方法について、外部委託等を含め検討してまいりたいと考えております。

また、DX推進の一つでありますマイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供などにつきましては、住民ニーズの把握を十分に行い、進めていくとともに、情報システムの標準化、AI・RPA等導入に当たりましては、職員の日常業務の変革が伴いますことから、職員の意見やアイディアをできる限り反映するとともに、情報の格差により行政サービスの公平性が損なわれないようシステムの構築を図っていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、トランスフォーメーションとは変革することであり、職員にあってはデジタル化によって生まれた時間を、職員でなければできない業務に重点化するといった方向に意識を変革することで、将来にわたって町民が幸せを実感できるよう効果的かつ持続可能な行政サービスにつながっていくよう対応してまいります。

ご質問の４点目「国基準に合わせた、個人情報保護条例の改正が必要となるが、これまでにも増して個人情報、行政情報の保護が担保される対応を」についてであります。

令和３年５月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によ

り、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体及び地方独立行政法人ごとに分かれていた個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律に統合され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることになります。

この個人情報保護法制の一元化により、地方公共団体においては、条例から法律へと制度の根拠が変わることとなりますことから、町といたしましては、一つになった個人情報保護制度と従来の条例に基づく制度運用とを検証し、令和５年の完全施行に向けて円滑に移行していくよう取り組んでまいります。

ご質問の５点目「国の定める「17業務を対象とする標準化」に伴う、デジタル化による問題点の改善を国に求めていくべきと考えるがどうか」についてであります。

業務システムの統一・標準化に向けては、国が標準化のための基準を告示し、地方公共団体に移行期間内としている令和７年度までに、システムを適合させることを義務付けていますが、個々の地方公共団体における既存システムと標準システムとの差異等に関するカスタマイズがどこまで可能となるかについては、現在のところ不明であります。

国では、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとしておりますが、町といたしましては、このシステムの統一等に当たって、日々の行政運営に影響が生じないよう、システムの設計、導入を図ることが重要でありますことから、自治体の基幹業務である住民基本台帳などの主要17事務を処理する自治体情報システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の定めるところにより、国の財政措置を活用しながら、令和７年度末までに標準準拠システムへの移行を進めてまいります。

また、そのような中にあっても、デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間にサービスの差が生じることのないよう配慮しつつ、行政サービスの提供に努めてまいります。

さらに、町村におけるDXの推進に当たりましては、専門人材や財源の確保が大変大きな課題でありますことから、国において積極的な人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウドの構築について、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うことなどについて、全国町村会を通じて国に要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　それでは、再質問をさせていただきます。

５年に限ってあらゆるシステムを可能な限りデジタル化に変えていくという、膨大な事業計画だと思います。それだけに、メリット・デメリットも含めて、町として綿密な計画を持ち、これまでの地方自治体としての権限・権能がしっかりと守られて構築されていくと、この姿勢が非常に大事ではないかというふうに思います。

なぜ改めてそういうことを申し上げなければいけないかというと、そもそもこの自治体のデジタル化というのは、もともとは早くからもう40年も50年も前から取り入れられてきたことではありますけれども、今回改めて国がデジタル庁を設置して、この事業を進めるという背景には、これまでの背景と違って、いわゆる経済界からのかなりの強い、世界的なランクづけも含めて、このデジタル化の進み具合も含めて、要請があったと聞いております。

その要請の中身は、町長も触れられておりますけれども、目的としていろいろある中で、その部分だけを抜粋すると「自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備・公表し、基本的なデータベースとして、多様な主体が参照できるようにする」と。自治体が持つ大切な個人情報、特定の企業、こういうところにもつながっていくということが懸念される中身になっています。我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にもつながる、それが自治体デジタル化の事業の目的の一つなのだということが言われております。

こうなってきますと、自治体のもちろん住民福祉の増進という大きな目的があって、町民の幸せの

ために、そして情報もしっかりと守りながらサービスの提供を行ってきているわけですけれども、それがこういった経済界のいわゆる情報をオープンデータとして有用なものをリンクさせて、つまり民間企業にもどんどんつながっていく仕組みになっていくのですね。そういう問題が背景にあるだけに、慎重な取組が必要ではないかというふうに思います。

決してデジタル化を否定するものではありませんし、有用なものはもちろんこれは様々な面での効果は期待されるわけでありますから、否定するということではなくて、このデジタル化の組立てのスタートとしてそういうことがあるのだということを、改めてどのように認識されているのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　入り口のところでの認識が私とはかなり違っているなというふうに思っておりまして、中橋議員のおっしゃることを要約すると、個人情報を含めたような情報は民間が使い放題使えるというふうに、私は聞こえてしまったわけでありましてですね、そうではなくて、多様な主体が使えるようにするのは、行政内部の多様な主体が円滑に使えるようにというのはありますけれども、それは民間も含めて多様な主体が使えるというふうには私は認識しておりませんし、ましてや個人情報であれば、それは厳密にセキュリティーをかけて守らなければならないというふうに思っています。

このデジタル化の一番のメリットといいますか、利点というのは、やはりデジタル化によって効率性が上がります。そのことによってサービスも上がるだろうということが期待できます。その効率化によって、空いた時間というのが当然職員にとっては出てくると思います。それを、職員でなければ、人間でなければできないいろんなきめ細かなサービスの組立て、サービスの実施方法などについて考えていく、そういう時間が私は生まれるのではないかというふうに思っていまして、いわゆる単純的な作業、これは機械にやってもらうけれども、人間でなければできないことについては、しっかり職員がその役割を果たしていく、そういう意味合いがあるというふうに私は思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　大きな計画の組立ての背景として押さえる必要があるという意味で、お話をさせていただきました。

今、その視点で心配と思われることについて、これから一つ一つ項目にわたってお尋ねをしようと思っていますけれども、やはりいろんな計画あるときに、そういったつくられた背景というのも押さえておかないと、そんなはずではなかったという、行政全体、日本全体がそういうふうになるわけですから、なお一層うちの町としてのその捉え方ということを、しっかり持っていただきたいなというふうに思います。

なぜそういう心配をするかということは、申し上げましたように、細かい質問の中でお尋ねをしていきたいと思います。

まず、１点目の町長のお答えの中で、６事業について具体的な提示をされました。一体、この事業のその５年間で、幕別町の町のデジタル化というのがどんなふうに進んでいって、業務がどう進められていくのか、町民はどう対応しなければいけないのか。一番は職員だと思いますけれども、そういった描かれ方というのも大事だというふうに私は思います。

具体的な作業ということで聞いてまいりますので、２番に入って行くわけですけれども、この事業を進めるに当たって、町長は、全庁的かつ組織的、横断的な推進体制を構築することが不可欠ということであります。これは、５年間でありますし、もう既に手がけるものは手がけられているのではないかと思いますが、この体制の構築というのは、どんなふうにされていくのでしょうか。まず伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　取り組むべき17事務があるわけでありますから、これはもう本当に役場庁内のあらゆるところに関係してくるわけでありまして、その専門的な部署を一つ差し上げてやるというのは、

町の組織規模では難しいので、そこはやはり関係各部署の職員が、いわゆるプロジェクトチームのような形をつくって、そして意見を出し合いながら進めていくということになろうかと思っています。まだ具体的には、何々委員会とかそういうものはありませんけれども、早々にそういったものを立ち上げながら進めていかなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　その進めていくときの取組なのですけれども、総務省の推進計画の進め方というのをひもときましたら、どこの自治体、これ大小に関わらず、もちろん県単位のところもあれば、政令指定都市もあるし、うちのような町もある。でも、専門家の力が必要だということがすごい強調されているのですよね。そうなのだろうというふうに思います。

それで、その場合に、総務省のほうでは、最高情報統括責任者、これ具体的にはデジタル関連民間企業からの登用というのもそこにはうたわれているのですけれど、こういったことも推進しながら、そういう人材を使って町が計画を進めていったら、交付税措置もしますよというようなことも上げられています。そんなことは描かれていらっしゃるのかどうか、伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　デジタル化を進めていく中では、この仕事をどうしてやっていこうかという、どういうふうにやっていこうかというのは、これは職員が知恵を出すべきところでありますけれども、ただ、今あるうちのデジタル化されているものを、今度、統一様式、標準様式に落とし込んでいくときに、そのカスタマーズ作業というのが出てきますから、ここは素人ではできないなということで考えております。そこは専門家の力を借りなければならない。

ただ、それを手法としては採用するという手法もあります。それも正職員として採用するという方法もありましょうし、期限付職員として一定期間採用するという、そういう方法もありましょうし、あるいは特定の事務だけを、業務だけを委託するという方法もあります。これはどのような形になるかというのは、今見えていないわけでありますので、そこはどういったところを委ねなければならないのかということは、今後、内容をもって今言った手法のいずれかを取っていくような形になろうかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　これまでも、幕別町の電算化事業については、専門の業者に委託をするという形で進んでこられたのですけれども、今回、そういう５年間で変更していきなさいと、専門家の力が必要ですよと、民間の力も借りなさい、交付税措置しますよと。ここで、既にもうこの事業に取り組まれている市町村、先進のところはありますね。具体的にやっているところでは、期間も限られるという、ずっと、もちろん一回デジタル化すると、いろんな意味でその関連は出てくるのですけれども、組み立てるまでの集中的な力が必要ですよね。そうすると、民間に籍を置かれた方が、そのまま一定の時間だけ行政の事務に関わるというような取組をされているところも生まれてきているのですね、実際に。

それで、私はこういうふうになってくると、やっぱりそういう仕組みだけをつくるにしても、膨大な町の情報などにも触れていくわけですから、企業に籍を置いたままの職員の契約になっていくと、地方公務員の服務規程というのがあるわけですから、それとの関係で難しくなってくるだろうというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　職員を採用するときには、当然、地方公務員法が適用されます。これは、正職員であろうが、会計年度任用職員であろうが、地方公務員法が適用されますので、そこは遵守していただくということが大前提となります。

ただ、一定期間だけ集中的に専門の会社の力を借りて、そこの会社の社員が常駐しながら業務、電算化の仕事をやっていくということはあり得る話で、これ実は今もやっているのですね。やっているのです、うちの役場で。委託している会社の社員が総務課のところに常駐していますので、それは何

ら今と変わらない形で。これは、委託という中で、社員の派遣を受けて業務委託をしているという形ですから、こういうことも手法としてはあり得る、委託の中の一手法としてはあり得るかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　そういう場合に、今の実例があると私知らなかったのですけれども、いわゆる公務の中立性とか、公平性とか、守秘義務とか、どこまで触るお仕事に携わっているのか分かりませんけれども、このデジタル化になっていくと、それこそ先ほど言いましたように、17事務、今20というふうに変わりましたよと教えていただいたのですけれども、そこはもう町民の住民基本台帳から全ていろんなことを触っていくようになりますよね。そのときに、力をお借りするというのは大切だと思うのですけれども、いわゆる公務員にかけられている守秘義務規定、服務規程、これは民間の方、来られている方も、その時間だけ規定するというふうにならないと思うのですけれども、どんなふうに扱われているのですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは業務委託ですので、業務委託をする際に、当然、公務員と同等の守秘義務を課すわけですよね。ですから、業務で知り得た守秘義務に当たるものについては、漏らしてはならないということが、当然、会社の使用人に対しても適用されるということになります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　そうしますと、ここでの町長のお答えの中では、委託で進めていくのが強いのかなと私は読んだのですけれども、分かりません、これから構築されるということでありますから。ですから、やっぱりいろんな事業の方たちの力を借りていくということになれば、当然、契約のときに守秘義務規定がそこにきちっとうたわれると思いますので、十分に情報が漏れないような体制をしっかりと取っていっていただきたい。今のお答えであれば、大丈夫というふうに私は受け止めたのですけれども、そのような方向でやっていっていただきたい、このように思います。

　決して、民間の時間だけ、個人の採用の中でその時間だけ仕事をしていただくということには絶対なっていかないというふうに思います。もし違えば、お答えください。

　それと、事業の完成は５年間で成し遂げなさいということであります。でも、これ既に2021年からということなのですけれども、いろいろな細かいお答えがある中で、全計画をどう進めるのかと、いわゆる計画の部分はどうなるのかなということ。例えば、これからお尋ねする個人情報保護条例の改正などというのも、具体的に年次を区切ってやっていかなければならない事業というのがあると思うのですよね。難しいと思いますけれども、完了するまでのあらあらの工程というのは示していただけるのですか。難しいですか。

　いろんな分野のデジタル化だから、切り抜いてどうこうということでもないのですけれども、特に住民に直接関わってくるようなことについては、変更もありますけれども、住民の周知、合意、そういったものも必要な場面も出てくるのではないかと思うのですよね。しかし、５年間でやらなければならないから、それは一応やってしまったよということではなくて、そういった事業を進める上において、職員はもとよりですが、住民の合意が必要なものについての情報の提供や住民からの意見を聞く機会とかというのは検討されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄）　これからのこの全体の進め方ということなのですけれども、国から示されている工程表でいきますと、令和７年末までにガバメントクラウド、要は大きなクラウドを国として立ち上げていきますということがはっきり示されているものでございます。

　その中で、具体的にどういう業務がこれから始まっていくかといいますと、今回の当初予算でももう実をいうと一部載っておりまして、今年でいいますと、まず本当に基本的な情報としまして、私どもの町で使っているシステムの、例えば漢字ありますね、日本語の漢字、漢字を新しいシステムにどういうふうに同定させるか、要するに同化させるかといったような調査だとか、そういうところから

まず始まってまいります。これは今年からもう始まってまいります。それと、あと戸籍だとか、住基システムの改修、これも今年から始めていくということでございます。

どちらかというと、ほとんど住民登録、戸籍、税、それと社会保障に関する国保等に関するもの、あと教育の学籍簿、就学認定の関係ですね。それとか、児童手当、子ども支援等については、今年、令和４年度中に国として標準仕様を示すということになっております。標準仕様が示された後、具体的に私どもの町でその標準仕様に対して今のシステムがどうあるのかという、そういうチェックをしていくということになりますから、実質、今年からもう具体的に始まって、簡易なものについてはもう今年の予算で整備されるということでございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　今、標準仕様という言葉が出ましたので、実はこれ５番目の質問と関連してしまうのですけれども、その標準仕様、つまり国が示した標準的な在り方について、今の方針ですと、地方がそれに合わせていくといいますか、そういう仕組みなのだと思うのですよね。変更、カスタマイズがどこまで認められていくのかということも出てくるのだと思うのですけれども。具体的には、子育て支援だとか、今、住基台帳もありました。子育て支援では、例えば幕別町であれば、子どもの医療費の中学校卒業までの無料化であるとか、就学支援もやっています。

独自の政策、そういったものが、こういった事務の変更の中で継続することが困難になるというようなことが起こるのかどうか、そういう心配はしなくていいのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄）　あくまでも国の標準システムというのは、日本国内において、全国の自治体1,700ほどありますけれども、そのほとんどが、今、行政システムが入っております。そこのシステムを構築しているというのは、日本国内において、大手のそういうベンダーさんという、そういうところなのですが、そのベンダーさんでほとんど全部作られておりまして、私どもの町もある大きな大手のベンダーさんのシステムを使わせていただいていると。この標準仕様をつくる際には、その日本国内による大手のベンダーさんが全てこの標準システムを作るグループの中に入っておりますので、その中でどういうふうに新たなシステムを作るかというのは、国のほうで議論されていると。

今、議員がおっしゃっていた心配、これは私もすごく心配しているのですが、やはり幕別町独自のシステムというのは、これはございます。それをどのようにその標準システムにつなげていくのか、つながらないまでも、動かすためには、標準システムからどのようなデータを引っ張ってきて、今のシステムを動かすのかと。標準システムは見えないですので、それがこれから議論され整備されていくといったところでございます。また、そういう私どものシステムが使われないようなことにはならないように注意していかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　非常に大事なところだというふうに思います。というのは、これもまたあちこちでこういう問題を取り上げて、やり取りが各自治体であるのですけれども、なかなか自治体のクラウドの採用、つまり独自のカスタマイズというのは難しいという答えをされているところが結構あるのですよね、町村段階だとか、市段階ですけれども。そうなってくると、今、部長お答えいただいたような、町側がそれを守るというために、どういう道のりをたどったらつなげていけるのかという、そこが物すごく大事になってくるのだと思うのですよね。その姿勢、本当にすばらしいというか、大事だと思いますので、貫いていただきたい、このように思います。

地方分権ですとか、魅力あるまちづくりですとか、いろんなことはありまして、今、各地方の違い、その町の力も含めて評価されてきているときに、逆にその標準化によってそういうものが失われるようなことは絶対あってはならないと思うのですよね。そんなふうにはならないというように思っていらっしゃるのではないかとは思いますけれども、しかし、実際に、この計画の先ほどの入り口の議論もそうですけれども、いろんな国レベルの大きな思惑の中で進んでいるということを考えれば、本当に厳しいと思います。

明確に今回の総務省のお答えの中でも、いろいろ引っ張っていくと、こういうことを独自性を守っていくためのカスタマイズに関わる費用は、全額自治体で負担してくださいなんていうことがまことしやかに書かれているところも見つけたのですよね。本当にそういう点では、分権、自治の独自性の侵害というか、逆行だと思いますので、今の部長の答弁、本当に頑張っていただきたい、期待したいと思います。

５番、今、関わって話してしまいましたけれども、前に戻ります。

一番この事業によって、一つだけ具体的な、今、住民基本台帳あるいは子育て支援のことを、今年のうちに取り組んでいかれるということなのですけれども､これ物すごく極端な例なのですけれども、こんなこと考えられてはいないと思うのですけれども、このデジタル化の中のAIの活用の中で、極端な例ですよ、窓口のAI化なんていって、いわゆる窓口の人はもう要りませんよということまで、まことしやかに流れてきています。うちの町はそんなこと絶対考えていないと思うのですけれども、ここは一つ聞いておきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今のお話は、初耳に近いですね。全く私の想定外のお話であります。現時点では考えられないことだというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　よかったです。実際に人のいない渋谷区だとか、どんどんそういうことがうたわれておりまして、町長、いろいろご覧になられていると思うのですけれども、私のつたない資料の中で総務省のを見ると、随所にそういうのは出てきますよ。だから、担当の方たちがしっかりされているから、そこできちっと対処していただいていると思うのですけれどもね。この自治体の窓口の、要するに人を削減してAI化にしなさいというようなことは、例えば、2018年７月、自治体戦略2040構想の報告書の中にもあったのですよ。既に窓口の廃止というのはテーブルに上げていきなさいということなのですね。

さっきありましたけれども、マイナンバーカードの活用などともリンクして、人が対応しなくてもよくなるようになっていきますよと。窓口ということで、心配で北海道の計画ももう既に北海道は立てていましたから見ましたら、いや、道は窓口業務はなくなるなんていうことはしませんよということを書いてありましたので、安心しましたけれども、いわゆる物すごい大きな構想の中で組み立てられていきますので、初耳でよかったですけれども、そういうことも議論されていることも押さえておいていただきたい、このように思います。

全く考えないということでありますから、この点については、以上ここで終わります。

さて、４番目の個人情報の保護に当たってです。

お答えの中では、令和５年度、完全施行に向けて円滑に移行していくよう取り組んでいくと。これ、どんなふうに変えようとされているのですか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　今、示されているものの中では、令和３年の５月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律と、令和３年５月19日に公布されておりますけれども、この中で、公布の日から１年以内の政令で定める日に施行されるものとして、いわゆる民間事業者対象の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等の個人情報保護法の３法律を一つの法律に統合すると、これがいわゆる１年以内に政令で定める日に施行されるもので、その次に、今、各自治体で地方公共団体で制定しております個人情報保護条例と、これらの先ほど申し上げた個人情報保護法との一元化というものが、公布の日から２年以内の政令で定める日に施行されるということで、これが令和３年５月から２年以内の政令で定める日に施行されるという、これが、今、示されている情報の一つでございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　それで、その法律が変わることによって、何がどう変わってくるのか、うちの町

の個人情報保護条例がどう変わるのか、どう押さえておられますか。
○議長（寺林俊幸）　総務課長。
○総務課長（佐藤勝博）　そこは大変気になるところなのですけれども、現状の中では、具体的に統合されて新たな法律ができるのですけれども、その中で、大半の共通するルールについては法律の中で規定されるというふうには言われておりますけれども、具体的な中身についてまではまだ明確に見えてはおりません。
　今後、これらの個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン、あるいは事務対応ガイド、あるいはQ&Aが示されるという予定になっております。
○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18番（中橋友子）　幕別町の個人情報保護条例は、平成11年12月のものを持ってきたのですけれども、第１条から32条までありまして、基本は、どこの町の個人情報保護条例も、個人の情報を守ることが目的でありますから、それを担保する文面になっていると。そして、うちの町ももちろんそのようにしっかりなっていまして、それで、例えば個人情報のこの条例、基本的には個人の財産ですよね、情報というのは。これらをきちっと押さえるためには、本人の同意を得るというのが大原則になってきていますよね。もちろんうたわれているのです。ところが、これも町長初耳と言うかもしれませんけれども、その辺が怪しくなってきている。つまり、もう既に先ほど課長に答えていただいた３つの法律のうちの、いわゆる民間事業者の部分ですね、もうスタートしてきているのですけれども、こういう言い方をされているのですよ。今までの各市町村が持っている個人情報保護条例は、一旦リセットして、全国共通のルールが望ましいと。望ましいですよ。だから、そういうふうにしてしまうということではないですけれども、リセットしなさいというのですよ。リセットした結果、個人の情報が守られるのかといいますと、ここが似たような文面はあるのですけれども、匿名加工情報、つまり個人の情報って私は中橋友子なのですけれども、加工するということも可能、可能といいますか、要するに、極端に言えば、一目見てその人だと特定されない情報については守らなくてもいいのだというような、特定されるものは守らなければならないけれども、そうではないものはそうではないと。それが、匿名加工情報、特定の個人を容易に識別することができないものに加工しているというようなものについては、本人の同意を得ずに外部の提供もできるということなのですよね。これがどんなふうにして歩いていくのかということも、非常に心配になってきます。
　やっぱり町民二万六千何がしの町民の財産を守る町は責任がありますから、その責任を果たそうと思ったら、これから手がけていかれる個人情報保護条例の文言一つ一つが、そういった加工すれば、外部に出してもいいのですよなんていうことには絶対なってはいけないと思うので、その点では十分意を用いて臨んでいただきたいと思いますが、どうですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　今の加工すればという意味合いは、私ちょっと明確に捉えられなかったのですが、これはもう基本的に個人はもちろんでありますけれども、その個人が類推されるような形で出るのはこれは出してはいけない、これは今も将来も変わらないというふうに思っています。その人が、加工かどうか分かりませんけれども、全くその人と違う人だったり、誰か分からないような不特定多数のような形で出されるのであれば、それは個人情報に当たらない、それは今も変わらないと思うのですね。類推されれば、それは個人情報に当たると思いますけれども、全く類推されない、中橋友子さんかもしれないし、飯田晴義かもしれないということであれば、これは個人情報とは言えないのかなというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18番（中橋友子）　新たに匿名加工情報なんていう言葉が入ってくること自体に、注意しなければいけないのだと思うのです。今までも、町長が言うようにありました。町長が認めるときというのもあります。だから、そういういわゆる適切な運用というのは、本人の同意が万が一なくても出せるということは、今までだってあったのですよ。

だけど、わざわざこういうことが入ってくるということにやはり注意をしていただいて、次の条例改正に臨んでいただきたい、このように思います。

私は、やはりこの壮大な計画が、全部の市町村、都道府県含めて取り組んで５年間で完結させるわけですから、この日本の情報が確かにデジタル化のメリットもいっぱいあるのだけれども、しっかりとその情報をキープされるのかというところが、一番のポイントになってくるのだというふうに思います。

お答えの中で、最終的には国がやはり管理していくようになるのですよね、このシステムそのものが。だんだん幕別町がデジタル化していって、その情報システムが標準化あるいは共同化というふうになって、ガバメントクラウドまで行くということになるのですけれども、ガバメントクラウドって一体どこがなるのかということですけれども、これはもう明らかになっていますが、今の総務省の示している中は、これはもう日本の企業ではないのですよね。全部だとは思いません。だけど、既にもう政府が2025年までに、ガバメントクラウドを導入していきますよと、そして日本政府とアクセスを取っていきますよというところが、Amazon社であったり、Google社であったり、いわゆる外国の大手のこういった専門の企業ということになっている。

ここで、一番最初に私が申し上げた、確かに町のデジタル化で職員の皆さんの仕事を減らしたりいろんなことはできるのだけれども、最終的な情報の管理というのは、経済界が持ち出してきていますから、そういうところにきちっとアクセスされるのだということを申し上げたいのですよね。そういうふうになってきますと、もう自治体の責任って、じゃあどこまで負えるのかということにもなりますし、また、これまでそういった関係の、いわゆる流出だとか紛失も含めてですけれども、もう事件は尽きないですよね。

直近では、中国のLINE情報、日本の人々の八百何十人が入った、いわゆるコロナウイルス感染者の情報が閲覧できるようになっていたというニュースありましたけれども、こういったふうに、国内だって、この事業そのものを進めている中核の企業、富士通ですとか、言ってしまいますけれども、みずほ銀行だとかあるのですけれど、そういうところでいろんな不正が起きているじゃないですか。うちのデジタル化も、そういったところとリンクされることが描かれて、今、総務省が一つのパッケージとして進めているということを、私は非常に心配しています。見解を伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、中橋議員がおっしゃった内容については承知しておりませんので、それは、そういうことがあるのでしょうかというふうに、非常に懐疑的に私は聞きました。ですから、その辺はそういうことはあってはならない、当然あってはならないことなので、それはもう少し私のほうでも情報収集に努めまして、そういうことが危惧されるのであれば、今、これまでも、全国町村会を通じて要望事項として挙げていますので、特にその個人情報がきちっと守られないということはあってはならないことだと思いますので、それをしっかりと調査をした上で、そういう危険性があるのであれば、要望事項に反映させるような形を取っていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　既に計画が動いている事業であるにも関わらず、一つ一つの町に情報が下りてきていないということ自体も、非常にこの事業に対する危惧を覚えるところです。

町民の皆さんがこの町で住まれて、そして、本当に安心・安全で過ごされるというのが一番なのだと思うのですよね。しかし、先ほど言ったような、コロナに感染した情報までが外国から漏れていくというような事態は、現実にある中でのこのデジタル化の事業であります。一昨年の東京リサーチのこの間の漏えいや紛失件数が、分かっただけで何件あったのかというデータがあったのですよね。2011年から2020年までの10年間でありますけれども、企業のほうがやられるわけですから、届け出た企業が460社で、何とそこに情報として加わっていた人数というのは１億1,404万人、日本の人口の９割になるということが、東京リサーチの調査の中で明らかにされていました。

こういう状況の中で、今、私たち生活をし、行政にもたくさんの関係を持ちながら日常生活を送っ

ています。そういった住民の皆さんの不利益につながらない、そしてデジタル化によってすごくよかったと、改善されたというような町にこの計画をぜひつなげていただきたい。

最後に、お答えありましたらお願いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　デジタル化は、サービスの向上であったり、職員がやるべきことに専念できる、そういう方向で進めるべきというふうに思っていますし、このデジタル化によってサービスが落ちるなどということはあってはならなし、まして今言われた、情報が漏れていくということ、しっかりとしたセキュリティー対策を組むこと、これがあって、やはりデジタル化の意味合いがあるというふうに思っていますので、そうなるように私も努力してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15：05　休憩

（藤原議員着席）

15：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

１、町民参加のまちづくりの促進を。

平成12年９月、まちづくりにおける町民参加の基本的な事項を定めた「幕別町まちづくり町民参加条例」が制定されました。同条例は町民と町が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とし、条項の中で町の意思形成の段階から町民の意思が反映され、町が行政執行する段階から町民と町が協働することをうたっているものです。

住民参加については、平成30年度を初年度とする「第６期幕別町総合計画」の基本計画においても、町民が参加しやすい環境づくりのための施策の方向性として「①各種審議会をはじめとする附属機関委員の公募によって、女性や若者など幅広い町民の参画を進める」「②パブリックコメントやワークショップを開催するなど、施策等に対する意見を聴く機会の拡充を図り、一層の町民参画を促進すること」の２点を示しています。

「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、町民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自ら実践する住民自治の取組は、今後ますます重要であると考えます。

ついては、以下の点について伺います。

（１）町の執行機関は附属機関の委員の任命に当たっては、定数のおおむね３割を目標に公募により委員を選考するよう努めるとされています。それぞれの附属機関が幅広い町民の参画となっているのでしょうか。

（２）毎年２月の「広報まくべつ」で改選期を迎える附属機関の委員を公募していますが、町民からの応募の状況はどうでしょうか。

（３）昨今の町の施策に対するパブリックコメントの件数はどうでしょうか。

（４）附属機関やこれに類するものの会議は公開するとされていますが、公開の方法はどのようにされているのでしょうか。

大きい２つ目になります。北海道科学大学との連携協定を町の発展に生かして。

平成25年６月、幕別町は北海道工業大学（翌年、北海道科学大学に名称変更）と連携協定を締結しました。この協定は幕別町と北海道科学大学がお互いに人的交流を図り、地域の発展に貢献することを目的にしたものです。

具体的には、①人材育成、②地域づくり、③産業振興、④保健福祉の向上、⑤教育、文化及びスポーツの振興、⑥その他大学及び町が協議して必要と認める事項、それぞれに関することを連携協力事項としています。

協定提携から数年間は、「ものづくり体験教室」「幕別町コミュニティカレッジ」など、様々な連携事業が開催されてきました。

町の様々な課題解決のために、大学機構のような研究機関との連携協定は今後ますます重要になってくると考えます。町が取り組む方向を学術的に示してくれるものとなると考えます。

ついては、以下の点について伺います。

（１）これまでの北海道科学大学との連携協定の成果は。

（２）北海道科学大学との連携協定の今後の課題は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「町民参加のまちづくりの推進を」についてであります。

地方分権の推進により、地方公共団体は自らの責任と判断で地域や住民のニーズに主体的に対応していく必要があり、また、住民自治の充実を図るためには、町の様々な施策や計画などの策定過程において、情報公開による透明性の確保や住民への説明責任、住民の意向の反映など、住民自らがまちづくりに参画する機会を提供することが求められております。

このことから、町では、平成12年９月に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、町民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、町民と町が協働して町民福祉の向上と自主・自立のまちづくりの実現を図ることを基本理念とし、まちづくりにおける町民参加の推進に努めているところであります。

ご質問の１点目「町の執行機関は附属機関の委員の任命に当たって、それぞれの附属機関が幅広い町民の参画となっているのか」についてであります。

公募により委員を選考する附属機関及びその公募枠については、幕別町まちづくり町民参加条例施行規則及び幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則において定めており、幕別町表彰者選考委員会や幕別町文化財審議委員会をはじめとする合計で21の附属機関で委員の公募を行うこととしております。

このうち、本年２月末現在で諮問、答申等審議すべき事案がなく、委員が存在していない４つの附属機関を除く17の附属機関における公募による委員の数は68人となっており、委員総数224人に占める割合は30.4％となっており、各附属機関において幅広い町民の方々に参画をいただいていると考えております。

ご質問の２点目「改選期を迎える附属機関の委員を公募しているが、町民からの応募の状況はどうか」についてであります。

本町では、毎年２月の広報紙で翌年度中に改選期を迎える附属機関の委員を公募しており、直近の３年間における応募状況を申し上げますと、令和２年は７つの附属機関で公募枠33人に対し応募が31人、３年は10の附属機関で公募枠39人に対し応募が41人、４年は６つの附属機関で公募枠28人に対し応募が34人という状況であります。

ご質問の３点目「昨今の町の施策に対するパブリックコメントの件数はどうか」についてであります。

今年度を含む直近３年の実績になりますが、令和元年度は４件の実施に対し意見の提出があったのは「第２期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）及び幕別町人口ビジョン（案）」で１件、「第３期幕別町地域福祉計画（素案）」で１件、２年度は９件の実施に対し「第１期幕別町スポーツ推進計画（案）」で３件、「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」で42件、「幕別町都市計画マスタープラン（案）・幕別町緑の基本計画（案）」で２件、そして今年度は、現在募

集中の２件を含め７件の実施に対し、「明野ヶ丘公園再整備基本計画（案）」に対する意見が４件となっております。

ご質問の４点目「附属機関やこれに類するものの会議は公開するとされているが、公開の方法は」についてであります。

附属機関やこれに類するものの会議については、その内容が許可等の審査に関わるなど公開することが適当でないと認められる場合を除き公開しており、希望者には傍聴していただくなどの対応を行っております。

また、会議終了後には、会議録を町のホームページにおいて公開するとともに、パブリックコメントを実施した場合には、寄せられたご意見の要旨とご意見に対する町の考えについて、町の広報紙などで公表し、住民への行政情報の提供と情報の共有に努めております。

次に「北海道科学大学との連携協定を町の発展に生かして」であります。

北海道工業大学、現在の北海道科学大学とは、役場新庁舎建設に係り、当時の学長でありました苫米地司氏に、新庁舎建設設計者選考委員会委員長及び新庁舎建設基本設計アドバイザー会議座長を務めていただくなどしたご縁から、平成25年に、大学が推進する社会貢献活動の一つとして、本町との連携協定締結のご提案をいただいたところであります。

町としましては、両者間の連携により人的資源の交流等を図ることで、大学の持つ専門的かつ幅広い知見を生かしまちづくりを推進できること、また、地域と大学の活性化につながることなどから、同年６月６日「北海道工業大学と幕別町の連携協定書」を締結したところであります。

ご質問の１点目「これまでの北海道科学大学との連携協定の成果は」についてであります。

町では、連携協定を締結した平成25年度から毎年度、大学の教員を講師に招き、町民を対象に、自発的な学習活動を支援する「幕別町コミュニティカレッジ」を開催しており、今年度及び昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催はできませんでしたが、令和元年度までに、延べ27回で751人が参加したほか、小学生を対象に、理科への興味を喚起することを目的とした「青少年公開講座」を開催しており、令和元年度までに、延べ７回で303人が参加しております。

さらには、各種講演会や出前講座、ワークショップなどを開催しており、こうした様々な学習の場を通して、ものづくり体験のほか、生活習慣病や認知症といった健康に係る話題から、再生可能エネルギーや住宅環境といった、私たちにとって、身近で関心の高いテーマについて、大学が持つ専門的な知識を大人から子どもまで分かりやすく、実践的に学んでおります。

このように､連携協定を活用し多くの町民の皆さんに対して主体的に学べる機会を提供することは、心の豊かさを育み、生きがいづくりを促進するとともに、地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成に寄与するなど、大変有意義なものと考えるところであります。

このほか、平成25年には、コミュニティバスを運行するに当たり、バス車体のデザインを大学生にデザインしていただいたほか、26年には、札内福祉センター改築に係り、建築学科の教員２名をアドバイザーとして委嘱し、基本計画策定等に対して専門的な見地から助言等をいただくなど、本町のまちづくりに大きく寄与していただいているところであります。

今後におきましても、引き続き協定に基づいて、地域活性化、地域発展等に向け、人財育成、地域づくり、産業振興など様々な分野において、より一層連携、協力に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目「北海道科学大学との連携協定の今後の課題は」についてであります。

連携協定に基づく具体的な実施事業については、毎年度、大学側と協議の場を設け、次年度に実施する事業を決定しておりますが、今まで本町が要望した事業については、全てで協力をいただいているところであり、さらには、実施予定事業以外においても必要に応じて、専門的な見地からのアドバイス等もいただいていることから、現時点において、連携協定に係る課題についてはないものと考えております。

しかしながら、コロナ禍にあって、ここ２年間は教員を迎えての講座等が実施できていない状況に

ありますことから、今後は、こうした状況が一過性のものではないという想定の下、講座等の実施について、オンラインの活用等を含め、その手法や内容などについて、大学側と協議してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

（１）と（２）でありますけれども、関連性がありますので、２つ併せて質問をさせていただきます。

最初に､幕別町の附属機関に関わる条例のことで確認をさせていただきたいというふうに思います。

今、答弁の中では３つの条例及び施行規則が紹介されて、こういったもので定められているのだよということの答弁がありました。まちづくり町民参加条例施行規則、まちづくり町民参加条例、それからこれに基づく教育委員会規則、そういうことであります。

公募については、こういうことなのだということが示されたわけでありますけれども、附属機関、公募に関わらない附属機関もあると。まちづくり基本条例の中では、こういうのは公募しないのだよというものを３つの例で指摘して示しているところであります。１つは、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に関して審査等を行う機関、３つ目は行政処分に関する審査等を行う機関、これらはこのまちづくり基本条例からは外れると。そして、これとは別に幕別町附属機関設置条例というのがありますけれども、今の外れる３つについては、この附属機関設置条例で、その審査に関わる委員の任命は定めるという附属機関に対する体系でよろしかったかどうか、まずそこを確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　附属機関については、最近制定をしました附属機関を一括して規定している附属機関の条例がありますし、そのほかにも単独の条例の中で規定している附属機関があります。その規定の仕方を問わず、公募しない附属機関については、高度な専門的知識が必要であったり、個人情報に関わる審議をするようなところ、許認可に関わるような審議をするところについては公募というのはなじまないだろうということで除外しているということであります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　そうしましたら、今、この附属機関ということで委員の設置を定義づけられているところについては、今、私が述べた考え方で基本的によろしいということでお聞きしてよろしかったですか。よろしいですね。

私は今回提案されているプロポーザルの審査委員会の中の総務文教常任委員会の中で、この審査会がまちづくり基本条例に該当していないけれども、要はその公募、３割程度をしなければ駄目だということがないのだけれども、該当しないのではないかということの質問をしたわけだけれども、それは恐らく高度な専門性を要するところというところの中では、附属機関設置条例の中で定めるから、公募ということについては書かれていないということの理解でもよろしかったですね。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　総務文教常任委員会の中では、一般的なお答えをさせていただいたというふうに私は認識をしておりまして、プロポーザルと言っても、ものはいろいろな案件が対象となる案件があろうかというふうに思いますので、そういう中において、一般法いわゆる一般条例は、まちづくり基本条例でありますから、これがまずは全てまちづくり、町全体に作用する、適用される中で、特例的な特殊なものについては除くという考え方でありますので、それは何々委員会条例ではなくて、何々委員会ではなくて、その委員会で話し合われる内容によって当然変わってくるなというふうに思っておりまして、ですから、プロポーザルについては、いろんな案件が出てきますから、これというのは決まっていません。いろんな案件が出てきますので、その案件の中でなじむものであれば、基本原則に戻って公募というのはあり得るかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。
○12番（谷口和弥）　分かりました。そういうふうな具体的な、私も今こうやって出しているけれども、条例等の名前も出して、そして説明してくだされば、何回もその常任委員会の中で確かめるようなことは必要なかったのだけれども、この辺の理解をちゃんとしてからということで思ったものですから、そのこと整理させていただきました。恐らくほかの委員もきっとこの辺については、理解されているというふうに、全員が理解されているというふうには、ちょっとなかなか幾つもの条例が重なってくると分からないですから、いい機会になるなというふうに思って質問をしたところであります。

それでは次ですが、30.4％、委員総数に対して30.4％の公募委員がいるから、幅広い町民の方々に参画をいただいていると考えていますよということの答弁がありました。３割は守っているのだということの答弁、まず１つは、１つはというとあれですけれども、そこはクリアしていると。

もう一つ、第６期総合計画の中で、初回質問にもありますように、若い人や女性のということも入れるのだということがうたわれております。ちょっと人数だけでは、30％はいますよということだけで分からない。そこのところは、若い人や女性の参加は、公募委員の参加はどのようになっているか、傾向をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。
○総務課長（佐藤勝博）　委員構成の傾向でございますけれども、今回答弁の中でお示ししました令和４年２月末現在において、実際に公募委員を委嘱している17の附属機関、人数にしますと68名、この公募委員さんの68名の中で説明させていただきますけれども、まず性別で申し上げますと、68人のうち男性が37名、54.4％、女性が31名で45.6％。次に、地域別で申し上げますと、幕別地区が、本町地区が23名、率にして33.8％、札内地区が35名で51.5％、忠類地区が10名で14.7％。さらに年齢別で申し上げますと、大きく39歳以下と40歳から59歳、さらには60歳以上という３区分に分けさせていただきますと、39歳以下で５名、率にして7.4％、40歳から59歳までが22名、率にして32.3％、60歳以上41名で、率にして60.3％、こういった状況になっております。
○議長（寺林俊幸）　谷口議員。
○12番（谷口和弥）　性別、地域別、年齢区分別、それぞれ出していただきました。よく分かりました。

この中で、やっぱり特に気になるのは、年齢区分別かなというふうに思いました。若い人が少ない、39歳以下が５人、7.4％ということでしたものね。ここのところがやはり大きな課題になってきますね。これ公募、２月の広報でかけて、応募があるわけだ。その中でちょっと年齢区分が偏っているから人数が公募してくれている人お断りして新たに誰かいないかということにはならないわけで、たくさん公募があって、その中でこういうふうにして今回何人かの方にはすみません、次期に、あるいは今回あれなのでということで説明して、委嘱状を渡すことができない状況になる、そういうことでないとなかなかバランスよくならないのだというふうに思います。だから、令和２年度は公募人数よりちょっと足りないようでしたけれども、あとは公募人数よりも多い人が応募してくれているけれども、もっともっと町民の関心が高まって、公募してくれる人が多くならないと、幅広く、本当に幅広くということでは今も全然とは言わないけれども、もっといい議論ができる、若い人の意見が反映しづらい審議会が多いのだろうというふうになるわけであります。

ちなみに、20代だとどうでしょう、何人ぐらいいるのでしょうか、分かれば教えてください。
○議長（寺林俊幸）　総務課長。
○総務課長（佐藤勝博）　この39歳以下の５名と申し上げた中には20代おりませんで、全て30代です。
○議長（寺林俊幸）　谷口議員。
○12番（谷口和弥）　今も申し上げましたように、公募人数が応募数よりも多いからでは住民参加が十分だということにもなりづらいのだと思うのです。公募の方をたくさん募集してもらうような形にしなければ駄目だし、そしてこの公募の仕方も３つの希望まで書けて、第一希望、第二希望、第三希望まで書けて、全部が第一希望だなんていうふうにはなっていないのだというふうに推察します。その辺の傾向はどうでしょうか。自分の行きたい、一番行きたい審査会に名前が加えられる、入れる、そ

ういったことになっている実態がどれぐらいあるのかをお聞かせいただきたいなというふうに思うのですけれども。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　近年の状況を申し上げますと、まずは当然選考の中で第一希望ということで応募してくださった方を最優先するという考え方で選考のほうも進めておりますけれども、実際に数字でそのうち何％が第一希望で収まったかという詳細まではつかんでおりませんけれども、大半の会の選考の中では第一希望どおりに選考されている傾向にあるというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　分かりました。審査会の傾向として、もう一点教えてください。

任期があって、その審査会によっては任期がそれぞれ違うと、いろんな方が加わってもらうことがこの住民参画になるのだというふうに思います。同じ方が何期も何期も繰り返してということは、歓迎すべき点もあるのだけれども、必ずしもそうではないのだと思うのです。その点では、毎回新しい人が参加してくれている、そういう審査会に、公募になっているのかどうなのかということをお答えいただきたいことと、もう一つ、平成12年に制定をされたこのまちづくり住民参画基本条例であります。平成12年だから、もう20年以上たって、この学識経験者が７割と、公募が３割という基本的な人数の構成についてはこのまま、今の評価ですね、この割合でやってきてこの評価、今後もこの人数の割合が審査会としてどうなのかということをお尋ねしたいのですけれども、ご答弁お願いします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　これも正確な数字とは言えませんけれども、おおむね新しい方が委員さんとして加わるという割合で申し上げますと、３割ぐらいが新しい委員さんが実際に手を挙げてくださっているという傾向にございます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この３割が適当がどうかということであります。制定当初は大体３割程度は必要であろうと、もっと言えば半分近く入ってもらうことがいいのだろうなと、そういう思いもありましたけれども、実際に条例上は３割というううたい方をしました。ただ、これ多ければ多いほど私は好ましいと思っていますが、このところの応募状況が非常に、失礼ですけれども、低調気味であります。ですから、これを増やしたいけれども、なかなか増やしていくというのが難しいのかなと。ですから、今のところは３割が妥当なのかな、それよりもむしろやはりまちづくりに関心を持ってもらうことが一番この応募を高めることになると思いますので、そこは私たちももう少し町民の方がまちづくりに興味を持ってもらえるようにPRするとともに、公区長さんなどにもお願いする、様々なまちづくりを周知をしてもらう、さらには議員の皆さまにも町民に対して様々な働きかけをしてもらうということで、全ての面において行政に、まちづくりに関心を持ってもらえるような、そういう努力をしていかなければならないなというふうに思っています。その結果としては、４割とか５割というのはあり得ることだなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　今の町長の答弁は、よく理解ができるものでありました。何せ、さきに答弁があったように、７割が継続という中で３割は新しい人、そういう循環の中では、きっと推察するに、次も引き続きやってくださいというようなこともあるのではないかなというふうに思うものだから、なかなか住民の参画したいと思う人がいなければ、その辺の、もっと増やしていきたいのだけれどもということに対して、そうしましょうということになりづらいのだということは理解できます。では、そこのところぜひ課題にしていただいて、町の人たちが、町民が町の様々な施策の決定に、その決まる前の段階から参画していくのだということをしっかりと町の基本に置いていただきたいなというふうに思います。

それで、この審査会のその意見の扱い方なのですけれども、今回使用料等の審査会の中では、これは百年記念ホールのところでしたけれども、示した数字が違いましたよと、それはもう答申が決まっ

てからです。そういうのがありました。また、答申をもらって以降も議会の中で意見が出されて、最終的には一部変更がありました。つまり、答申と違う内容が発生したケースです。

審査会ということはすごく重要なものだと思うものだから、多くはきっと審査会の答申どおりが基本方針になったり、あるいは議案になったりしているのではないかなと、そのように町長が判断されているのではないかなというふうに思うのですけれども、今回のようなケース、どのように考えたらいいかということなのです。町長はどうでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　附属機関の役割、様々あります。単純に何かを決定したいので中身を審議していただいて、答申をいただきますというパターンが非常に多いです。

しかし、今回の使用料・手数料の審議会であったり、総合計画であったり、まち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったものは単に案を示して答申をもらうというのではなくて、一緒に考えていってください、つくり上げていってくださいというものも実はあるわけでありまして、そういう意味では、今回は当然過程において答申をもらった後においても議会から意見をいただいていますし、その他重要な気づきがあれば、それはやっぱり変えざるを得ないということになってくると思います。

ただ、今回は変えたことが、よほど大きな変更に当たるかと言ったら、そうではなくて、審議会の中で出た意見もありながら、最終的には私たちも判断させていただいたということでありまして、出てきた基本方針案はこういうことでいいだろうとしながらも、過程の中では様々な意見が出てきていますから、それを含めてこの基本方針案で答申ということになりましたので、もしこれが重要な変更箇所があるとするならば、私は説明する必要があろうかと思いますけれども、今回はそういった点には至らないのかなというふうに思っていますし、審議会の性格上は、一緒になってつくり上げていく中での意見をいただいたという捉え方をしていますので、最終案は町長、私のほうでそのほかにもパブリックコメントもありますし、議会からの意見もありますから、そういうものもいただいた中で総合的に案を取っていくという形での進め方をしてきたということであります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　今の町長の答弁は、審議会というのはとても大事なものであると。町長が物事の決定に当たっては、大変、大きな判断の基準になるものでということで位置づいているということが確認できればいいなと思っていました。そういうことでよろしかったですものね。

各審議会では、やはり町のほうからその委員の皆さん方に様々な提案があるわけです。その審議会の目的によっていろいろ資料が変わってくるわけだけれども、もちろん。圧倒的な情報、行政の経験の中で、委員の皆さま方が示されるわけだ。なかなか、それをどうのという発言をするのは勇気のあることであり、難しいことであるのではないかなというふうに推察もするのです。その中でやはり意見を述べやすい、そういった環境づくりはしっかり続けていただきたいというふうに思いますし、審査会の中では意見を聞くのだという姿勢はちゃんと持っていただきたいなというふうに思います。

町からの提案がこうなのだと、聞かれてきた、しかしながらというのではなくて、今回使用料等の審査会の中では、これは第３回目10月26日ですけれども、その委員の中から、ここは審査会なのだから、ちゃんと意見を聞いてくれというようなことが、発言もあって、そのことは審査会の議事録にも残っています。私は傍聴していましたけれども、やはり出されたものをはねのけてしまうような、そんな説明が多いなということが気になっていて、その声はもっともだなと思って聞いていた。それは全てがそういう姿勢であったということではないのだけれども、そういったふうなことが聞かれるということは、とても残念なことだというふうに思うのです。しっかり審査会では、委員の声を聞く場だということも併せ持っていただけたらなというふうに思っているところであります。

１、２が終わって、３つ目パブリックコメントについて言います。

パブリックコメントもまちづくり町民参加条例の中で位置づけられていて、そしてパブリックコメントの施行規則の中でしっかりとパブリックコメントが位置づけられている、そういうもので、それに沿ってパブリックコメントが実施されているのだということで理解をしています。

その中で、今ご答弁ですと、あまりパブリックコメントに対して積極的な答えが、積極的に町民も記載がないのだということが分かりました。１件、２件、４件で、公募の数はもっと多いわけですから、ゼロというのも多々あるのだということが分かりました。使用料のところだけはちょっと数がちょっと違うけれどもと。パブリックコメントの数について大変少ないわけですけれども、このことについては工夫の余地があると思うのですけれども、まずはこの数字、少ない数字をどう思っているかということ、それからどうしたらよいかということで何か考えていることがあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この数の受け取り方については様々あるかというふうに思っています。いいほうに、いい言い方をすれば完璧だったということがあるかもしれません。それは勝手な言い分でもあるかもしれません。十分分かっていただいて、内容分かっていただいて、意見をもらうというのが本来なのですが、やっぱり限界があって、それを地域説明会をするかとか、そういうことにもなかなかならないわけで、ただ案件によっては私は説明会をした上で意見を聞いて、さらにパブリックコメントを取るというようなこともありましょう。ただ、あまり当事者が少ないような場合、特定分野のような計画づくりだとか、そういうものについてはどうしても出づらいということもありますので、ですから、その辺は町民の方がどういったことに関心を持っているかによって件数も随分違ってくるなというふうに思います。

ただ、やっぱり今のやり方がパブリックコメントを取らなければならない案件だから、パブリックコメントを取るか、なかったからいいやというふうには思い込まないで、やはりしっかりとその内容については、何もなかった、意見がなかったからそれでいいのだというふうには思わないで仕事をやらなければならないなというふうに思いますし、なるべくパブリックコメントを応募してもらえるような形で、何がいいかというのはなかなか難しいですけれども、タイミングになりますけれども、公区長会議でお知らせをするとか、そういうことはやっていますし、今は、あとは広報とホームページぐらいしかないのですけれども、状況を見ながら特に力を入れなければならないものについては、別途ご案内をする方法、何がいいか考えたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　今回、使用料、基本料の利用料のところでパブリックコメントが多かった理由というのは恐らくはっきりしているのだと思うのですよ。

１つは、関心事であったと、多くの人の関心事であったということ。それから、町のほうでいろんな団体に説明会を開催して、こういう案であるのだということの説明がなされたと。だから、内容を一定の数の人が知っていたと。どういう変更事項があったから、それが分かっていれば意見があるし、何がどうなっているか分からなければ意見は出ないし、もちろん完璧なものであったら出ないし、そんなことなのだと思うのですよ。

今、町長の答弁の中にあったのは、必要に応じて説明会を開くということなどが述べられました。このことを大事にしていただけたらなと思います。確かに、出ないタイプのパブリックコメントもあるのだと、だからないのが何だということではなくて、あったほうがいいと。どうやって意見を数多く聞こうかということの中で、そんな手法も検討していただきたい、そのように思います。

４つ目、附属機関やこれに類するものの会議の公開についてであります。これらについては了解しました。まちづくり基本条例の第６条で除かれるものということであったのだと思いますけれども、その中で示されたもの以外は公開しているよということですね。それなら、よろしかったです。

北海道科学大学のほうの質問に移りたいと思いますけれども、私はやっぱりこの連携事業はとても大事なものだなというふうに思うものですから、その立場で質問させていただきたいというふうに思うのです。

連携協定によりどのような事業が行われてきたかについては、分かりました。ただ、やっぱりこのコロナもあって、いま少し公開の講座などできなくて、外目には停滞して見えるということでありま

す。町のほうも歴史を言うと、公開講座も何人もの講師の方が講演に来てくれて、一日通して４つ５つの講演をやってくれたというようなことも過去にはあったけれども、随分人数が少ないということの中では、しらかば大学を使ったり、まちづくりの町民の集会を使ったりして、多くの人が耳を傾ける、話を聞けるようなそんな機会にしているということも資料の中で分かっています。この辺については、それは理解しました。

それで、大事なことは、北海道科学大学との今後の連携の課題ということなのです。町長のほうでは、引き続き協定に基づいて、地域活性化、地域発展等に向け、人材育成地域づくり、産業振興、様々な分野においてより一層連携、協力に努めてまいりたいと考えておりますということですから、これについては賛成です。この考えでもってやっていただきたいというふうに思うのですが、ここで、２つ、私はお話をさせていただきたいと思うのです。いっぱいあるのだけれども、２つ、どうしても言いたい話があって、させていただきたいというふうに思います。

１つは、清陵高校との連携のことです。清陵高校だけではないかもしれない、中学校に遡るのかもしれない。おとどい、３月13日、建築学科の谷口尚弘教授が来てくださって、清陵高校の生徒会の８人の生徒さんと、幕別町の本町地域の将来について懇談されたと。２つのグループに分かれて、清陵高校さんの生徒会の側から提案があって、それには町長をはじめ、政策推進課の職員らが参加して、いい懇談であったというふうに聞いているところであります。清陵高校さんなのですけれども、高校生のうちからこうやってまちづくりについて考えるのだということはとても大事で、そのことは町の将来にとても生きることなのだというふうに思うのです。

今、清陵高校さん、今日は十勝管内の私立高校の合格発表の日で、大変生徒確保ということでは、今厳しい局面になっていたと。受験願書は124人だったけれども、そのうち26人が推薦で決まっていて、残り98人が一般入試に臨むところ、残り94人の枠について98人が受験するところ、一般入試に19人が来なかったと。定数割れがもう間違いない状況で、今日、私立高校の発表によって、私立高校のほうを選択するということがあれば、当然毎年40人ぐらいの方がそういう選択をしている。25人以上、私立高校のほうを選択して流れてしまったら、幕別高校の間口が３間口でなくなってしまう。もしぎりぎり維持できても、毎年何人かが学校を途中でやめてしまうということがありますから、２年、３年になるにつれて、３間口を維持することがとっても厳しい状況になる。この学校の魅力を増すということは、もう従来から町長を先頭に町も議会も、取り組んできていることではありますけれども、本当に今大事な局面を迎えているのだと。

この科学大学のことについて言うと、今年の卒業生、初めての卒業生を出すわけですが、北海道科学大学に２人の生徒が進学するのだということをお聞きしているところであります。昨日、おとどい、13日に集まった生徒さんたちは２年生、１年生ですから、この進学にはまだ関係ないけれども、こうやって、例えば必ずしもこの北海道科学大学でなくてもよろしいわけですが、高校時代にまちづくりについてとっても興味があって、考えを持って、そして大学とのご縁を感じて、その大学に進む、さらにいろいろ研さんして、卒業後か、大学に行った後か、社会に出たその後か、この幕別町に帰ってきて、大きくなった知識技術を持ってこの町に貢献してくれる、そんなふうに育てていくことは、そういうふうになってくるとしたら、とても夢があることだなというふうに思っているのです。ですから、幕別清陵高校とそれから北海道科学大学との連携についても、おとどいのように町が主催して、主体的に取り組んだあれだというふうに聞いていますけれども、積極的にやっていただくということはとても大事なことなのだと思うのです。いかがでしょうか、私の夢について反論もあればお聞きかせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　反論はないのですけれども、これは今回は北海道科学大学でありましたし、昨年の何月だったかな、東京大学の牧野教授と学生が３人来て、そこでも交流もしています。このときには、中学生も実は入っていまして、これも幕別町のまちづくり、地域の活性化にどんなアイディアがあるのかなっていうことはグループワーキングといいますか、そういうものをやって、議論をして発

表していただいたという、今回の道科大も同じ、８人が２グループに分かれて本町市街の活性化について議論をして、その前に調べていました。ここ何回か、この市街地に来て調べた上で、そして特徴をつかんで、明野ヶ丘公園にも行ったらしいです。そういう勉強をした上で、土曜日の日のグループワーキングに臨んで、そして意見をかんかんがくがく出し合って、１つの、１つではないですね、第２班は３つのアイディアを出してくれました。非常に、私はありがたかったかなと思いました。というのは、幕別市街地出身者、誰もいないのですよ。札内市街地出身者と帯広出身者の生徒が、この本町地域に関心を持ってもらって、こんなことをやったらいいのではないかというふうな提案をしてくれたことを私は本当にありがたく思いました。ですから、こういった機会は、道科大に限らずやっぱり子どもたち自身が考え、そして自分の意見を言い合うということで、子どもたち自身の成長にも寄与すると思っていますので、こういった機会はできるだけつくって、高校の支援につなげられればいいかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　幕別清陵高校、幕別に高校がなくなったら大変だと、何とか幕別に高校を残そうという、そういう願いの中で、今回、高校の合併もあって、そして３間口でスタートしたわけです。３間口がずっと守れて、この町に高校があるのだということを継続できるように一緒に頑張っていけたらなというふうに思います。

もう一つです。人材派遣の件です。

今日１人目の発言の中にも、人材派遣のことがあって、ちょっとどういう形か分かりませんが、４月から１人あるのだということもお話があったりしました。私は、この北海道科学大学からということばかりではないのだけれども、人材をレンタルすると言ったらあれですが、そういった手法ができないものかなというふうに思うわけです。

これは、私は平成29年の３月議会で質問したのですが、地域おこし企業人、今は名前が変わって地域活性化企業人という言い方なのですけれども、一般の企業から３年間の期間でもって、人材派遣を受けて、そして３年後、任期満了後はその企業にまた戻る、そういうことを約束された、そういうシステムなのです。ですから、今日のさっきの質問の中では、必要なくなったから辞めてもらうとかということにはならない、その人の人生を棒にしてしまうような、そんなことにはならない、そういうことができるシステムなのです。今、北海道科学大学との関係の中では、いろんな連携事業を見てみますと、この町の施策として、参考となるようなことがたくさんあるものですから、それを３年間の派遣のような、レンタルのような形でいただくようなことも検討するに値することではないかなと思ってこのことを提案しています。

地域活性化企業人は、国の施策だけれども、札幌圏からということであれば、北海道創生プラットフォームという、そういう人材派遣のシステムもある。いずれにしろ、任期があって、終わった後は元の企業に戻る、そういうシステムですので、気軽にはやっぱりならないことでありますけれども、だけれども、大いに利用する、そういうことになるのだと思うのです。これは、今、北海道では、随分な地域でも募集していて、帯広でも２人、地域活性化起業人については今募集がかかっている、そんな状況です。幕別町でこの制度を利用してみるという、そういう考えについては検討する余地はあるというふうに思いませんか、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　先ほどの議論にもありましたデジタル化ということがひとつ大きな課題としてありますし、あるいは地域の活性化もありますし、あるいは道科大で言うと、工業系、建築系で課題が出てきたときにはそういうことも考えられるだろうなというふうに思います。一つの選択肢として、念頭に置きながら活用する方向で、当然お互いがマッチング、気持ちが合わないと駄目なことでありますけれども、我が方の町としての検討もする上では、念頭に置く必要があるだろうなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　分かりました。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

今日の１人目の議員の発言にもありましたけれども、私の率直な感想ですが、町長についての感想ですけれども、非常に頭が切れる方なものだから、優秀な方なものだから、ほかの役場庁舎のトップとして存在するに当たっては、非常にすばらしい方だなというふうに思っているのだけれども、逆にあまりにも優秀過ぎるものだから、ほかの職員さんとの距離がどうかなということがちょっと私は心配なのです。それは、私が見ている姿ですから、実際は違うのかもしれない。ちょっと抜きん出た方でないかなというふうに思っている。

（「質問事項に入っていないです」の声あり）

○12番（谷口和弥）それで、質問事項に関わってはいるのです。この人材派遣のことについて、今、役場職員は全て町長の部下だ。町長は長い行政経験の中で、今いる職員全てのというか上司であって、ずっと今もう人事権ももちろん把握されている、持っていらっしゃる、特別職については議会に対する推薦権も持っている。そういうことの中では、なかなか物が言えないようなことになっていないかな、ですから、こういう全然育ちの違う、考え方の少し違うであろう、そういった人材を側近で置いておくことというのは、私はあってもいいのかなというふうに、私の感想として持っているのです。それで、このシステムを利用していただきたい。

２年前のNHK大河ドラマは「麒麟がくる」という明智光秀がテーマでありました。織田信長の言うことを必ずしも聞かない人だという描かれ方もしていました。でも、側近でずっといるのですよね。織田信長が、脚本家のつくった言葉ですけれども、何というかと言ったらば「あいつを近くに置いておくのは、わしの耳の痛いこともずばずばと言ってくるやつだからだ」と、そういう人が側近でいたほうがいいというふうに織田信長が思っているという、そういう脚本だったのです。これは作り話であろうと思うのだけれども、とても大事な言葉だと思うのですよ。町長には、町長の指示でもってばりばりに仕事する優秀な人材は多々いる、それは分かります。町長に対してちゃんと物の言える人も近くにいてもらいたいな、もしかしたらいるのかもしれませんけれども、私の感想です。反論も含めて述べてください。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員に申し上げます。要旨から離れているというふうに判断いたします。質問の内容を変えてください。

○12番（谷口和弥）　終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：15　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和４年第１回幕別町議会定例会
（令和４年３月16日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
２　小田新紀　　３　内山美穂子　　４　藤谷謹至
日程第２　一般質問（３人）
日程第３　発議第１号　ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議
日程第４　議案第26号　幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第27号　幕別町債権管理条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第28号　幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第29号　幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例
日程第８　議案第31号　幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例
日程第９　議案第32号　幕別町消防団条例の一部を改正する条例
日程第10　議案第33号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

会議録

令和４年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和４年３月16日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　３月16日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　石川康弘	２　小田新紀	３　内山美穂子	４　藤谷謹至	５　小島智恵
６　若山和幸	７　岡本眞利子	８　荒　貴賀	９　酒井はやみ	10　野原惠子
11　田口廣之	12　谷口和弥	13　芳滝　仁	14　千葉幹雄	15　小川純文
16　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山岸伸雄	住民福祉部長	細澤正典
経済部長	岡田直之	建設部長	笹原敏文
会計管理者	合田利信	忠類総合支所長	川瀬吉治
札内支所長	新居友敬	教育部長	山端広和
政策推進課長	白坂博司	総務課長	佐藤勝博
地域振興課長	亀田貴仁	糠内出張所長	宮田　哲
防災環境課長	寺田　治	住民生活課長	谷口英将
生涯学習課長	石田晋一	学校教育課長	西田建司
保健福祉課長	林　隆則	福祉課長	樫木良美
税務課長	髙橋修二	防災環境課消防担当参事	田中弘樹（消防署長）
防災環境課消防担当参事	宮野裕範（消防副署長）	防災環境課消防担当主幹	山畑尚禎（消防課長）

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　萬谷　司　　課長　半田　健　　係長　北原正喜

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

２　小田新紀　　３　内山美穂子　　４　藤谷謹至

議事の経過

（令和４年３月16日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、２番小田議員、３番内山議員、４番藤谷議員を指名いたします。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第１項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○16番（藤原　孟）　通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思います。

銀色の涙、金色の笑顔、町の宝といわせた髙木姉妹の成果と功績を次世代に。

髙木姉妹がくれたこの感動を未来に継承するため、官民学の総意の下で、宝物を形として残すことが必要である。

そのため､400メートル標準ダブルトラックの諸元寸法に近い数値で造成されている幕別運動公園スケートリンクを再整備していかに取り組むべきか、以下の点について伺います。

（１）当該リンクは小学校の授業の一環としてスケート授業で利用されており、年間の学年ごとの利用状況は。また、その成果の場となる記録会なども開催しているのか。こうした利用は、スケート人口の底辺拡大という大切な役割を担っていると考えるが、見解は。

（２）スケートと音楽は切っても切れない関係性が強いと聞く。初心者や低学年のリズム感とスムーズな滑走のため、簡易で安価に導入できる有線放送の設備を配備できないか。

（３）明治北海道十勝オーバルの代替リンクとして広く認知されていることから、当該リンクの使用期間を早めるとともに遅くまで使えるよう、またリンクの平坦性を維持する造成地の下地を火山灰で置き換えを行うこと。

（４）事故防止のため夜間照明の拡充（LED電灯の使用と灯数の増設）と転倒によるけが防止のためのガードマットの設置を。

（５）良質と言われるリンク管理をより向上させるため、経年劣化している散水車２台とタンク、ホーキングマシンの更新を行うこと。

（６）管理棟は屋根が、すが漏れが発生するなど老朽化しており、リンクの再整備により利用者が拡大すると手狭になること考えられることから施設の改修と拡張が必要と考える。また、髙木姉妹の

美しい滑走フォームの動画や等身大のパネル等で実感できるスペースも必要ではないか。

（７）幕別運動公園スケートリンクにネーミングを行い、髙木姉妹の冠をつけた全十勝選抜大会を幕別町で開催できるよう尽力すべきではないか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　藤原議員のご質問にお答えいたします。

「銀色の涙、金色の笑顔、町の宝と言わせた髙木姉妹の成果と功績を次世代に」についてであります。

中国の北京で開催された北京2022オリンピック競技大会が先月20日に閉会し、91の国や地域から約2,900人の選手が参加した大会は、７競技109種目の熱戦に幕を下ろしましたが、日本選手団は金メダル３個、銀メダル６個、銅メダル９個の合計18個のメダルを獲得し、冬季では過去最多でありました平昌大会の13個を大幅に上回る成績を収められました。

この大会には、本町出身の髙木菜那さん、美帆さんのお二人が出場され、メダル獲得の期待がかかるプレッシャーの中、菜那さんは団体追い抜きで銀メダルを獲得、美帆さんは、500メートル、1,500メートル、団体追い抜きで３つの銀メダルを、1,000メートルでは念願でありました金メダルを獲得されました。

お二人の活躍は、町民をはじめ全国民に勇気と希望を与え、努力することの大切さや仲間との絆のすばらしさが子どもたちにも伝わったものと感じたところであり、今後も幕別町から新たなアスリートが生まれてくることを期待するところであります。

ご質問の１点目「幕別運動公園スケートリンクにおける小学校のスケート授業の利用状況は、また、その成果の場となる記録会などを開催しているのか。こうした利用は、スケート人口の底辺拡大という大切な役割を担っていると考えるが、見解は」についてであります。

小学校における体育につきましては、学習指導要領において、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指すとし、その中でも、自然との関わりの深い雪遊びやスキー、スケートなどの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うこととされております。

現在、自校でスケートリンクの造成を行わず、幕別運動公園スケートリンクをスケート授業で利用している幕別小学校の状況を申し上げますと、低学年と中学年では２時間を１回として６回、高学年では５回利用しており、それぞれの学年においてまとめとなる、最後の１回は記録会を実施し、日頃の練習の成果を確認するとともに、自己の記録への挑戦を行っているところであります。

これまで、町内小学校の体育において、冬場の自然との関わりの深いスケートやスキーを、学校や地域の実態に応じて積極的に取り組んできましたことは、少なからず、それぞれのスポーツ人口の底辺拡大に寄与しているものと認識しており、引き続き、継続していける環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目「初心者や低学年のリズム感とスムーズな滑走のため、簡易で安価に導入できる有線放送の設備を配備してはどうか」についてであります。

有識者の研究によると、運動中に音楽を聴くことは、脳科学の見地からもパフォーマンスの向上や疲労の軽減、集中力の向上などの効果があるとされ、運動と非常に関係の深い音楽ですが、それを構成する三大要素とされているのが「リズム・メロディ・ハーモニー」であります。

音楽には、メロディとハーモニーが存在しない打楽器だけで成立するものがありますが、必ず存在するリズムは、音楽の本質であるとも言われ、スポーツにおいても、筋力やスピードなど身体の機能だけではなく、相手に合わせる、タイミングを合わせるなど、リズムが大切な要素になっております。

このため、好きな音楽を聴くとリラックスができ、よいリズムでパフォーマンスを行うことができますが、嫌いな音楽を聴くと反対にストレスがたまり、リズムが乱れパフォーマンスの低下につながることがあると言われております。

現在、スケートリンクの放送設備については、スケート大会時の会場アナウンス用の設備があり、AMラジオのみ放送が可能となっておりますが、リンク表面の清掃や散水などの製氷作業中の際、ラジオ放送を流す程度としております。

リンクを利用する子どもたちの中には、好きな音楽を聴きたいという思いからリンクサイドにスピーカーを置き音楽を流している姿も見受けられますが、聴きたい音楽も様々であり、一律に音楽を流すことが個々のリズムを乱すなどの妨げにつながる恐れもあることから、有線放送の設備を配備する考えは持っておりません。

ご質問の３点目「幕別運動公園スケートリンクの使用期間を早めるとともに遅くまで使えるよう、また、リンクの平坦性を維持するため、造成地の下地を火山灰に置き換えてはどうか」についてであります。

今シーズンの運動公園スケートリンクの利用期間は、昨年の12月25日から本年の２月24日まで、昨シーズンは、12月29日から２月23日までで、２年連続降雪量が少ない状況でリンクの造成を開始しており、近年の天候を考慮すると管内の屋外スケートリンクでは極めて早い時期でのオープンとなっている状況であり、さらに早く造成を始めることについては、大変厳しいと考えているところであります。

次に、平坦性を維持する造成地の下地を火山灰で置き換えを行うことについては、例年11月にタイヤローラーで転圧作業を行い、リンクを造成しておりますが、夏にはイベント会場として使用することもあるため、下地に火山灰を利用した場合、乾燥した状態で風が吹くと空中に舞いやすいという懸念があることから、下地の置き換えについては行わず、現在の方法でリンクを造成してまいりたいと考えております。

ご質問の４点目「事故防止のため夜間照明の拡充と転倒によるけが防止のためのガードマットの設置を」についてであります。

はじめに、LED電灯の使用と灯数の増設についてでありますが、運動公園スケートリンクの夜間照明は、20灯の電灯を４か所から照らしており、夜間の練習におきましても支障のない明るさであると認識していることから、電灯のLED化と灯数の増設については、現段階では考えておりません。

次に、転倒によるけが防止のためのガードマットの設置についてであります。

今シーズンのスケートリンク造成に当たりましては、11月からコースの転圧作業を進めてまいりましたが、12月中旬を過ぎても降雪の期待が持てない状況でありましたことから、気温の低下とともに散水作業を開始し、12月25日にリンクの周りに雪がない状態でオープンしたところであります。

通常、降雪やリンク製氷時の除雪により、リンクサイドには雪の盛り上がりができ、コーナーで転倒した際の飛び出しを防止する役目を果たしておりましたが、今シーズンのオープン当初においては、雪不足によりリンク外側の地面が出ており、転倒した際、リンク外への飛び出しを防止する措置が不十分であったと認識しているところであります。

例年どおり、リンク造成に着手後、早い段階で適度な降雪があれば特に問題はありませんが、今後におきましても、このような気象状況が続く場合は、コーナーで転倒した際、負傷する危険性があることから、リンク外への飛び出し防止や衝撃を和らげるネットなどの設置につきまして、幕別町スケート協会と協議を進め安全性の確保に努めてまいります。

ご質問の５点目「リンク管理をより向上させるため、経年劣化している散水車２台とタンク、ホーキングマシンの更新を」についてであります。

運動公園スケートリンクの造成管理については、外部委託をしておりますが、業務に必要となる散水車２台と除雪や製氷用のトラクター１台については、町有車両を使用しており、このうち散水車１台は、タンクの前後から若干の水漏れはあるものの、更新せずに修理で対応できる範囲と認識しているところであり、必要に応じて車両の整備や点検を行ってまいります。

また、ホーキングマシンについては、トラクターの後部にブラシを取付けたゴム製のベルトを装着させ、ベルトを回転させながらリンク表面の清掃を行っておりますが、既製品ではなく特別に発注を

して購入したものであります。

これまでも必要に応じて部品の交換を行いながら使用しており、現在も問題なく使用できることから、更新することなく必要な整備で対応できるものと考えているところであります。

ご質問の６点目「管理棟は老朽化しており、リンクの再整備により利用者が拡大すると手狭になることが考えられることから施設の改修と拡張が必要と考えるがどうか、また、髙木姉妹の美しい滑走フォームの動画や等身大のパネル等で実感できるスペースも必要ではないか」についてであります。

運動公園スケートリンク管理棟は、平成11年に建設されて以来、23年の月日が経過しており、この間、必要に応じて改修や修繕を行ってきたところであり、すが漏れにつきましては、本年に入り管理を行う受託業者からの報告により把握しておりましたが、冬季間で作業ができないため、来シーズンが始まるまでには対応してまいりたいと考えております。

次に、リンクの再整備と管理棟の拡大についてでありますが、運動公園スケートリンクは、シングルトラックとなっており小さいお子様から一般の方まで、幅広い世代の方にスケートに慣れ親しんでいただくことを目的に運営しているため、競技の専門性が高くなるダブルトラックの整備や管理棟拡大の考えは持っておりません。

次に、髙木姉妹の美しい滑走フォームの動画や等身大のパネル等で実感できるスペースをについてでありますが、スケートリンクの管理棟内では、利用者のスケート靴の履き替えや滑走後に暖を取るなど、スペースに余剰がないことから、動画用のモニターや等身大パネルの設置は行わず、SNSでお二人の滑走の様子が実感できるサイトを紹介し、閲覧ができるよう対応してまいりたいと考えております。

また、これまでもスケートリンクを訪れる方々に、平昌オリンピック競技大会でのお二人の活躍をお伝えするため、報道機関から提供された紙面を管理棟内に設置しているところでありますが、今後におきましても、北京2022オリンピック競技大会での活躍が紹介された紙面や町の広報紙などを掲示してまいります。

ご質問の７点目「幕別運動公園スケートリンクにネーミングを行い、髙木姉妹の冠をつけた全十勝選抜大会を幕別町で開催できるよう尽力すべきでは」についてであります。

スピードスケートリンクに地元出身のオリンピック選手にちなんだ名前をつけられた例といたしましては、長野県茅野市が、平昌オリンピック女子スピードスケート500メートルで金メダル、1,000メートルで銀メダルを獲得した小平奈緒選手の功績を称え、茅野市運動公園国際スケートセンターの愛称を公募により決定した「NAO ice OVAL」があります。

さらには、ネーミングライツを導入し、スポンサー企業を募集したスピードスケート場では、帯広の森屋内スピードスケート場が施設の名称を「明治北海道十勝オーバル」としております。

このように、施設のネーミングについては、地元出身選手にちなんだ名前やネーミングライツを導入する方法がありますが、今後スケートリンクの改修やスポーツ施設の建設などが予定され、そのような機運の盛り上がりがあれば、検討することも必要かと認識いたしております。

また、本町におけるスケート大会等の開催につきましては、例年１月の上旬に「全町スピードスケート記録会」が、また本年は中止となりましたが２月上旬に「全町スピードスケート選手権大会」が運動公園スケートリンクにおいて、各スケート少年団後援会のご協力の下、幕別町スケート協会が主催となり、町内を中心とした約100人の児童生徒が参加して開催されているところであります。

これらの大会に加え、髙木姉妹の冠をつけた全十勝規模の大会を本町リンクで開催することについては、他市町村で開催している既存の大会と重複しないよう考慮すると２月以降の開催となり、近年の気象状況からするとリンクの維持が難しく、加えて、大会開催に携わるスタッフの確保の面からも全十勝規模の大会開催は困難であると認識しているところであります。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　答弁いただきました。

99％否定で進んでいると。私もこれだけ否定されたら、再質問何をしたらいいのかなと思うところです。

髙木姉妹の五輪での活躍、これはもう絶賛、称賛されていると。町長におかれましては、２月17日、1,000メートルが始まるとき、少年時代の経験からラスト１周で金メダルを確信したと。町の宝だと報道されております。教育長のコメントを探すのがなかなか大変だったのだけれども、スポーツ紙にありました。教育長は、懸命に滑る姿に感動、髙木姉妹は町民に元気をくれた。頑張る姿を見て勇気づけられた子どもたちも多いと絶賛のコメントを出しておりました。私の答弁には全く対応することなく、新聞には絶賛のコメントを出しているということは間違いないですね。

しかし、それから僅か１か月後に、五輪の熱気を帳消しする記事が出ております。それは1957年だかの、長野の三協精機が十勝の多くの子どもたちを採用して金メダルを取った、メダルを取ったという会社が、今年３月、スケート部の廃部をすると。その理由として、スピードスケートの発展に貢献するという当初の目的について、展望が持てなくなったと。今月限りでスケート部を廃部する。選手を目指す若い世代が減り、スケート人口が減って、応援する企業がなくなってしまったと。子どもに続けてほしいスポーツかどうか、スケート競技の将来が心配だということです。

ということは、我が幕別町はそういうことでなく、このスケート人口減少、また次世代の育成、それを担う大きな役割を私は持っているのではないかと思っております。この幕別町が、スケート界の中心的柱を果たさなければ、スケート部を廃止を選んだ企業と同じ道を私は幕別町が歩んでいく、そういう答弁だなと思いますが、まずそのことをお互い認識して、１点目の質問に入っていきたいと思います。

小学校の利用回数約12回、想定以上の回数だと思っております。やはりちびっ子スケーターが目を輝かせて、我が幕別のスケートリンクで練習する姿。冬季スポーツ人口が減少していく、そういうところで本当に寒さの中、練習している。それをやはり守るのは、幕別町のスケートリンクではないかと思います。今後も今の形態なのか、もう少しよりよい姿で持続するのか、まず答弁願います。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司）　答弁にもありましたように、学習指導要領において、自然との関わりの深いスケートやスキー、そちらの指導については、学校や地域の実態に応じて、積極的に行うこととされておりますが、本町におきましても今のお話のとおり、全ての小学校において、全ての学年それぞれで８時間から12時間の時間を使用して、積極的にスケート授業に取り組んでいるところであるというふうに認識しております。今後におきましても、学校において限られた授業時間ということになりますので、その中で可能な限り引き続き、積極的にスケート授業行えるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　リンクなくしてスケート、これは競技が始まることはありませんと思います。私は氷を造る現場の声を、まず一番だと思って聞いてきました。彼らはやはりいい氷を造ってランクアップしたいと、再整備することはしたいのだと。そうすることによって、髙木姉妹との関係をさらに深めることができるのではないかと、非常に熱意を持ってやっております。そのことを踏まえると、やはりこのリンクは町としても維持してくれるのだなとは思いますが、まず質問の２点目にうつっていきたいのですが、音楽とスケート、大事だという３つのリズムの要素があるのだという、立派な答弁いただいた最後には、設備はしないだと。本当、教育長らしい答弁の内容だなと私は思うのですけれども、まさに飴と鞭の答弁だと思いますが、スピードスケート自体は冷たくて乾燥した空気の中で、かなり強度の強い運動を続けて、つらさに耐え切るために、やはりどこかで心の和む、それがリンクのあの氷の削る厳しい音でなくて、やはり音楽ではないかなと、私はそう思うのですよね。特に小学校の子どもたちは、ほとんどスケートが苦手な子ばかりです。その子たちにスケートの授業を２時間集中させてやるということは、非常に厳しいなと思っております。そこにいわゆる低学年は低学年にふさわしいアニメ的な音楽を流せるだとか、そういう選択というのはあっていいのではないかと。た

だ、その設備はやはり私は普通のラジオから流れることもないのだろうということを考えますと、違う形というか、手前で持っていくことにもならないと思いますので、音響設備といいますか、そういうものを希望したのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一）　今のご質問ありました、幼い子どもたちの向けの、スケートリンクの取りかかりやすいような音楽で気持ちをリラックスさせてということだと思うのですけれども、教育委員会でも１月の初めに、初心者スケート教室、２日間にわたって開催しております。今シーズンも行いますし、昨シーズンも行いました。昨シーズンの例で紹介しますと、幕別札内スポーツクラブさんにお願いして、元オリンピアンの方が指導していただきました。私の常識の中では、やっぱり滑れない子に対しては、厳しく教えるのではなく優しく、リンクに立てない子であれば、椅子を支えとして滑る、そういう指導から始まるのかなと思ったのですけれども、全くそういったことも使わずに、まずスケートを履いてリンクの上に上がりまして、寝転がったり、はったりするところから始めておりました。そんな中で、子どもたち本当に引きつけるような話と、実際、自分もそういったことを子どもたちとやっている姿を見たら、そのときは全然音楽流れていないのですけれども、すごい興味を持って、もうその日のうちに氷に立てる子もいましたし、面白がって滑る子もいました。こういう取組というのは、本当に継続していくべきだなというふうに考えたところであります。

そこからしますと、音楽がなくても本当に子どもたちに興味を持たせて、スケートに取り組ませるということは可能かなというふうに考えますので、一律した音楽を施設に流すことをあえてするわけでなくて、そういった子どもたちに興味を持ってもらうような取組を、引き続き継続していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　教育長ならず課長も厳しい答弁、ありがとうございます。

それでは、ちょっと方向を変えまして、髙木姉妹のロゴソングを創作して、そしてあのリンクに流す。これはスケーターのみならず、保護者もまた町民の方々も口ずさんでリンクに来てくれるのではないかと思います。子どもたちにもし作詞させるようなことがあった、そんなリンクがあったら、私はいいなと思いますが、教育長は駄目だと言うのでしょうけれども、答弁いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　ロゴソングということでございますけれども、ロゴソングといいますと、今回の大統領選でも使われていたようですけれども、韓国の選挙で使われる替え歌というようなイメージを私持っているのですけれども、そういうことではなくて、広報を目的としたPRソングというか、そういうようなものだというふうに認識をいたしますけれども、こういった歌を作るということになれば、本人たちの思いですとか、ご意向だとかそういうこともありますし、いざ作るということになれば、誰に作詞をしてもらって、誰が作曲するのかというようなこともありますし、どれぐらい費用がかかるのかというようなこともあります。さらに今のところは、音楽を流すつもりはないということでございますので、正直現段階では難しいかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　十分な答弁ありがとうございます。

それでは３番目に入っていきたいと思います。

うちの町のリンクは、明治北海道十勝オーバルの代替リンクとして、スケーターには熟知されていると聞いております。ダブルトラックに近い寸法を取れること、また氷の質が固く、脚力の鍛錬には必要な要因があるということで、今年のお正月にも、明治大学のスケート部をはじめ、高中のスケーターが、十勝オーバルでの練習が取れないときに利用されているというが、その状況は把握しておりますか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一）　今、リンクを利用される方々におきましては、コロナ禍ということもあ

りまして、ちゃんと利用簿に記入していただいております。それで、リンクの管理が終わった後に、委託業者のほうから全部こちらのほうに提出いただきまして、それに目を通しておりましたら、確かに大学としては珍しいなと思いまして、明治大学のスケート部が１月１日に利用していました。これなかなか１月１日にリンク開けているところなくて、オーバルも多分休館日だったものですから、そういったことの利用かなというふうに思っていましたが、ただほか選ぶことなく幕別のリンクに来て練習していただいたということは、本当に認められているリンクだなと、手入れがすごく行き届いているなというふうには思っているところであります。以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　本当に我が町のリンク、活用がだんだん広まっておるということは、もう今の答弁どおりだと思っております。

それでリンクを造っている人たちに声を聞きますと、よりよく、より平坦性を求めてということに、もちろんひび割れのないリンク、そういうものを造りたいということで、下地には火山灰を入れて、そしてもう少し、今11月ぐらいにローラーをかけるという。大体11月に入れば凍上、凍結が始まって、思うような工事はできないのだということも言われました。特に氷を造るとなると、マイナスの20度の世界で、長年の経験や体験した勘で造っているのだと。その能力が十分発揮できるようにするのは、やはり周りの人の役目だと思います。技能者の裁量がもう少し自由に、ある程度やれるような考えというのは持てないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一）　今のリンク造成に当たりましては、本当に熱意を持って、委託業者の方が取り組んでいただいております。通常であれば、雪が降らない中ではリンクオープンできないのですが、いろいろと試行錯誤する中で、ほかより早くオープンにこぎ着けているのかなと思います。そういった中では、雪がなくてもこのような工夫、日が照りますと、黒いところが解けるといったところが、トイレットペーパーを敷いたり、雪解け後も水に溶けてなくなるという利点もありまして、そういったことも試していただいております。下地を火山灰にするとなると、それなりの費用ですとか期間もあるのでしょうけれども、そういったことは今の段階では、委託業者が選んで実施はできないような状態であります。ですから、火山灰にもししたとしたときに、夏場の風で舞うだとか、あと有効性がはっきりうちのほうでちょっと確認できない部分あるのですけれども､火山灰にしないまでも、なるべく早い時期から草を除去しながら、平坦性を求めてリンクの造成にこぎ着けていきたいなというふうには考えているところであります。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　答弁に、夏場の使用としてイベント会場として使っているということですが、私から見た目には、一体何に使っているのかなと疑問に思っております。冬場の使用量から見たら、ほとんどない状態でないかと思いますが、何に使っているか答弁願います。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　夏場の使用については、一番大きいのは夏フェスタでの利用ですし、あとは小学校の子どもたちが運動公園にやってきまして、そこで課外活動というかを行ったりということはやっているところを私も見たことがございますし、実際にそういった活用はされております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　夏フェスタというのは、花火。空の上に打つのに、地面になんか支障があるのでしょうかね。そのようなことはどうでもいい話ですから。

ちょっとスケートリンクで専用するぐらいのことがあって、そうすることによって、氷を造る人の思いというか、整地だとか土木的工事の整理も含めてやれるようなことに進めていければ、私はいいのではないかなと思います。

次に、４番目の質問に入っていきます。

事故防止のために照明灯、これ４基あると聞きますが、先ほども申しましたように、かなり上級者

のリンク使用が出てきておりまして、我がオリンピックの髙木選手がスケートが割れ目に入って転倒としたという悲劇もありました。やはり練習中に割れ目が見えない、凸凹が見えないというようなリンクでは、このハイスピードで走るスケートには、今の照明では不足だという指摘があります。ぜひ照明灯の増設、あともう１基欲しいという声が出ておりましたがいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一）　現在の照明器具につきましては、大体コーナーの入り口、出口ぐらいから両サイド、柱は４灯、電灯の数は20灯あるのですけれども、確かにコーナー付近、柱の下ぐらいは非常に明るいかなと思いますね。ただ、そこから一番距離の離れているところ、直線のちょうど中心部というのでしょうか、そこはコーナーに比べると暗いかなと思いますが、幸いなことに冬場で周りが白いのと、リンクに光が反射する関係で、実際僕も滑ってはいないのですけれども、夜行きますと、練習する分には支障のないかなという認識は持っているところであります。以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　本当に私らのスピードでは十分なのかもしれませんが、やはり中学校以上の生徒たちにとっては、非常に危険な状態でないかなと思っております。

それと同じく、やはりカーブの転倒防止、ガードフェンス、これで転んで、スケートを続けることができなくなったなどということにはならないためにも、ぜひガードフェンス、これはもう絶対必要な保安道具だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一）　ご指摘ありましたとおり、確かにほかより早くオープンする代わりに、周りに全く雪がないという状態ですね。雪が降るまでどのぐらいかかるのかというところもあるのですけれども、今の天候が本当に続くようであれば、これは対策を考えなければいけないなというふうには認識しております。それにつきましては、マットがいいのか、ネットみたいなので外に出ないようにするのか。外に出てしまうとウエアも破れたり、あとスケートの刃を傷めたりするようなこともあるというふうに想像しております。雪が降れば問題ないとは思うのですけれども、もし降らないような天候が続くのであれば、対策はスケート協会なり、あと委託業者の方と、いろいろ手法を相談させていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　ぜひ安全管理のため、早急に対応してほしいなと思います。

それでは６番目の管理棟のところに行きたいと思います。

髙木美帆選手のあの美しいフォームを動画で実感できる施設として改築すべきでないかと求めました。髙木美帆選手はメダリストとしての顔、それともう一つ別な顔があるということはご承知かと思います。それは、スケート競技を物理学的に分析している氷の上の探求者という顔だそうです。氷を蹴って走っていくのではなくて、押す足の角度、その研究だとか、スケートの刃の使い方によって摩擦が違うとか、それからもちろんパシュートでも見られた空気抵抗、そのことを物理学的とも言える難解な競技として解く楽しさを知ったそうです。

そこで私の町の管理棟に、子どもの小学生くらいの初心者、またそういう子どもの行動、滑りを、物理学的解説でデータとして取る、そういう施設、そういう器具を用意してやることで、髙木姉妹の、教育長が言った、感動とあそこの言葉に戻りますけれども、ぜひ我が町として、共に研究できるのか、そういうデータを提供できる場所として、管理棟を整備して行くべきでないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一）　ご指摘いただいた内容、かなりレベルの高い話で難しい部分で、なかなか想像できない部分もあるのですけれども、何となくデータを取るとなると、スポーツ選手の場合、体にいろいろと機械を取り付けて、その体の動きを分析する。それをして、コンピューターに出て、CG画像のように体重移動ですとか、重心の維持だとか、そこを修正していくために使うようなデータ

なのかなというふうにそれを考えます。そういったことを、もしあそこの施設でやるとなると、相当施設の改修と機械の設備もそろえなければいけないのかなというふうに考えています。今からですと、ご本人がそういったことが必要なのかというところもありますし、あと、今、髙木美帆選手につきましては、日本体育大学のほうで事務員ということで、競技のほうに専念するような身分に、何年か前に置き換わったというふうにもお伺いしています。協力できる部分は、協力は全然問題はないのですが、その機械を導入して施設も更新した上で、そういったデータを取るというのは、現状では厳しいのかなというふうに考えます。以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　体育大学、いわゆる卒論の中にこういう物理学的な、それから特に一流選手や何かナショナルチームの選手20人中11人がせきで非常に悩んでいるのだと、そういうことを卒論として、研究者として発表したのだと。ただ、私はやはり髙木姉妹のこの活躍に対して、幕別町でデータを作って、そして提案してやれることも、これは一つの恩返しというわけではないですけれども、研究の一端になればいいのではないかと思っております。

　また、子どもの髙木選手の物理学的分析、スケート論を現場で実際滑ることによって、それと実録でそういうものが見れる、そういう体育の授業があるわけですから、これは幕別の子どもにとっては、本当に幸せな、ありがたいことだと思える。本当にこれは町長ではないけれども、幕別に生まれてよかったなと思ってくれる人が、何人かでも出たらいいのではないかなと思いますが、ぜひ簡易な施設でいいのですから、設備をするということを再度検討していただければと思います。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　申し訳ございません。私そのことに関しては、承知はしておりませんでしたけれども、先ほど課長の答弁にもありましたように、それらの機材ですとか設備で、どれぐらいお金がかかるのかというようなこともありますでしょうし、また本町の管理棟でそういったデータが、本当に参考になるデータが採取できるのかどうかということもございます。そういったことも含めて、ちょっと雲をつかむようなお話で、できましたら本人の意向もあると思いますので、機会がありましたら参考として、本人のお話をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　それでは、７番目のリンクのネーミングと冠についてです。

　幕別町で多くのオリンピアンの輩出。それを記念して、いわゆる今の正式名称は幕別運動公園スケートリンクということが正式名称らしいのですけれども、ぜひオリンピアン幕別スケートリンクだとか、何か髙木姉妹の活躍の形を町に残してやれればと思いますが、ネーミング考えられないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　スケートリンクのネーミングということでありますけれども、例えばネーミングなのですけれども、菜那選手、美帆選手のお名前を冠するというようなことであれば、先ほど答弁の中でお答えしました、長野県茅野市の運動公園、スケートセンター「NAO ice OVAL」が例としてはあるのですけれども、こちらの施設は指定管理をしているような、貸し靴もあったり、そういったある程度規模の大きい施設でありまして、利用者数も本町と比べまして約10倍ぐらいあるものでありまして、そういった規模だとかも含めて、ふさわしい施設なのかということもありますし、また本人の名前をつけるということになれば、本人の思いですとか、ご意向もあると思います。そういったことからして、現状としてはちょっと難しいかなというようなことで考えております。

　また、オリンピアンの町を冠する場合においても、例えば全十勝大会以上の規模の大会を誘致するですとか、そういったことがあれば、それ自体で町をPRするような効果も考えられるというふうに思うのですけれども、現状としては、施設の設備の状況ですとか人的な問題もあって、なかなか大規模な大会を誘致するというのも難しいかなというところがございますので、なかなかそういったメリットも見いだせない状況でありますので、現状としては少し難しいかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。
○16番（藤原　孟）　難しいという答弁。それではもう一つ難しい答弁が続くと思いますけれども、髙木姉妹の冠をつけた選抜大会、これを幕別で開催する。せめてこれは、髙木姉妹をこれだけ幕別町の名を売ってくれた、本当に感動したという人たち、そういう人たちの集大成といいますか、冠をつけた大会、これをやらないような町なら、大体偽物に近い町でないかなと私は思いますが、それに対して、教育長、答弁いかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。
○教育長（菅野勇次）　冠をつけた大会ということで、これは答弁の中でもお答えしましたように、なかなか現状として、冠をつけた大会ということになると、やはり全十勝大会ですとか、そういった規模の大会ということになりますでしょうが、一番ネックになるのが、今、町内大会２回やっていますけれども、その町内大会の２回においても、なかなか人的なスタッフの確保という意味合いで、高齢化等々もありまして、ぎりぎりでやっているような状況であります。そのような中で、そういった大会、冠をつけて少し大規模な大会を行うというのが、なかなか厳しい状況でございます。
○議長（寺林俊幸）　藤原議員。
○16番（藤原　孟）　スタッフができない。やはりこれが衰退の第一歩だと私は思っております。
　今日の朝、２件の新しい、うれしい情報が入ってきました。１点は、浅田真央選手の立川におけるMAOリンクという名称をつけたリンクができるそうです。それと、これは同僚議員から朝電話があったのですけれども、ロコ・ソラーレのカーリングで、サロマ湖の郵便局とタイアップして、切手シートを発売すると。せめて何か一つ我が町で、そのような形、リンクを造れという大きな話でなく、切手シートというそういう手もある。そういうことを立案して、関係者と協議する、進めるということには、教育長なりませんか。
○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。
○教育長（菅野勇次）　今、２つのお話お伺いしました。
　髙木姉妹の関係につきましては、ちょっとまた別な話になりますけれども、小学校の教科書で髙木姉妹が、国語と理科の２教科で掲載されておりまして、子どもたちに対して身近に、学習の中で触れていくというか、知っていくというか、そういった機会があるというのをちょっと参考までにお話をしたいと思います。今、お話のありました、髙木姉妹の今回の功績といいましょうか、感動を後世に伝えていくという意味合いでは、今現在もスポセン、トレセンにオリンピアンの展示スペースをつくっております。その展示の中で、お二人を含めて本町出身のオリンピアンの活躍や功績、夢や感動を継続的に広く町民、後世に伝えてまいりたいというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　藤原議員。
○16番（藤原　孟）　後世に伝えてほしいという気持ちはお互いあるのだろうと思いますが、手法について難しいのだろうな思っている。
　それでは最後なのですけれども、町長は２月17日、1,000メートルレース応援のときに、金のネクタイをして参加し、験担ぎが願いかなって金を取ることができたと。私はこの報道を見て、金のネクタイ１本は、今回の髙木姉妹の褒美の事業として１本１億円を用意したのではないかと。それを暗示して私はつけたのではないかと、そういうふうに私は思いました。その私の思いは違っているのでしょうか、お伺いします。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　あのときの金のネクタイをつけて臨んだという気持ちは、それまで期待されてきながら、なかなか成績、我々は金メダルを期待していたわけです。本命の1,500メートル、本来の動きができなくて銀メダルに終わってしまったということがありました。そして、500メートルはちょっと意外なというか、期待をしていないけれども、すばらしい滑りをしてくれて銀メダル取ってくれました。その後のパシュートですね、これも当然、私含めて全町民が、日本国民が金メダルだというふうに思っていたと思います。それが銀メダルに終わってしまったということがありました。せめて何か

願かけというか、そういうことができないのかという思いで、もう本当に金メダル取ってほしいという思いがネクタイに表れたというか、そういう願いを込めて、私は応援に臨んだということでありますので、ちょっと１億円の話ではなくて、思いとしては本当に神にもすがるといいますか、そういう思いで応援の場に臨んだということであります。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○16番（藤原　孟）　私もこの一般質問は、満額回答になるということで、金のネクタイと思いましたけれども、多分それはないだろうと銀色のネクタイで我慢して来ました。

ただ、やはり髙木姉妹のこの感動を、前回のようにパレードだとか、町民栄誉賞だとか、そういう形だけで終わらすのでなくて、いかにして形に残すか。それは町長、教育長、共に前向きに、新聞に出したコメントがうそでないように願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10：59　休憩

11：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　通告に従いまして、一般質問を行います。

GIGAスクール構想、ICT教育の環境整備についてであります。

2019年12月「GIGAスクール構想」が発表され、当該年度の補正予算に組み込まれるなど急速に進みました。町でも児童生徒に１人１台の端末の配備、校内に高速大容量の通信ネットワークの整備が行われました。

日本の教育においてICT環境は先進諸国と比較すると「周回遅れ」と言われ、そのため環境整備が進むことを歓迎する教育関係者や保護者も少なくありません。

しかし、学校教育におけるICT環境はこの間も進められてきました。各学校にはパソコン室があり、町でも計画的に整備されてきました。各自治体が整備してきたICT環境を全てリセットし、新たに進めるGIGAスクール構想にどのような目的と効果があるのか。コロナ禍で３年前倒しをして進められてきたため、十分な準備や活用に向けた議論が深まらない中、巨額の予算を投入し、現場の多忙化に拍車をかける結果となり進め方にも疑問が残ります。

子どもたちにとって生かされる、必要なICT環境について以下の点を伺います。

（１）町内におけるGIGAスクール構想の取組状況は。

①GIGAスクール構想の目的は。

②町が整備した備品は十分であったのか。

③特別支援学級ではどのような進められているのか。

④コロナで学校に通えない子どもたちの在宅学習に活用されているが、活用状況とその課題は。

⑤教員の研修体制は。また、デジタル教科書・教材の考えは。

（２）町の情報モラル教育やデジタル・シティズンシップの考えは。

以上です。

（11：13　谷口議員退席）

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　荒議員のご質問にお答えいたします。

「GIGAスクール構想、ICT教育の環境整備について」であります。

GIGAスクール構想につきましては、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童生徒

向けの１人１台の学習端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、独創性を育む教育ICT環境の実現に向けた構想であります。

本町におけるGIGAスクール構想実現に向けた整備につきましては、令和２年６月、全ての小中学校で高速大容量の通信ネットワーク環境を形成するための校内通信ネットワーク環境整備工事を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業が長期化するなどの緊急事態においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境の早期実現に向け、８月、児童生徒１人１台のタブレット端末の導入を前倒しで進め、いずれも令和３年２月に完了し、令和３年度からアカウント配布や管理者説明会などを経て本格稼働したところであります。

ご質問の１点目「町内におけるGIGAスクール構想の取組状況は」についてであります。

１つ目の「GIGAスクール構想の目的は」については、前段で申し上げたとおり、１人１台端末環境の整備により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、独創性を育む教育ICT環境の実現に向けた構想であり、さらには、校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつながっていくものと認識しております。

また、ICT環境の整備は目的ではなく手段であり、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のつくり手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくためには、子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすことができるよう、情報活用能力を育成していくことが重要であると考えております。

（11：16　谷口議員着席）

○教育長（菅野勇次）　２つ目の「町が整備した備品は十分か」についてありますが、GIGAスクール構想実現に向けた整備については、令和２年度に、タブレット端末を児童生徒用2,104台、教員用222台、予備として120台、オンライン授業等に活用可能なWebカメラ、ワイヤレスヘッドセットを各70台、タブレット端末を44台収納できる充電保管庫69台を導入したところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、学びを保障できる環境整備として、家庭でのオンライン授業を行うに当たり、通信環境が十分ではない家庭への貸出用モバイルルーター60台を導入したところであります。

これまで整備したICT環境備品につきましては、数量、能力、その他周辺機器等のいずれも、現状では充足していると考えておりますが、今後におきましては、多様な子どもたちの一人ひとりの資質・能力を一層確実に育成できるよう、その時代の要請や不足等により支障が生じることがあれば、適宜、追加の整備や補充に努めてまいります。

３つ目の「特別支援学級ではどのように進められているのか」についてであります。

特別支援教育は、視覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がいなど、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導や支援を行う必要があり、特別支援学級においても、個々の子どもたちの特性に応じてICT機器を活用しております。

特別支援教育におけるICT活用につきましては、指導の効果を高めたり情報活用能力の育成など他の児童生徒と同様に活用するほか、障がいによる学習上または生活上の困難さを改善したり克服するために、自立活動の視点で特別な支援に活用することが考えられ、例を挙げて申し上げますと、視覚障がいの児童生徒に対しては、タブレットの拡大、白黒反転機能などにより見えやすくすることや、知的障がいの児童生徒に対しては、抽象的な事柄を視覚的に学べる教材を活用することなど、個々の実態に応じた様々な効果が期待されております。

特別支援学級の児童生徒に対しては、個々の実態によって、特別支援学級の教室と交流学級の普通教室における指導内容や方法が異なりますが、現在の特別支援学級の教室におけるタブレット端末の活用状況を申し上げますと、朝の会で、その日の気持ちを絵などで表現をしたり、自閉症などで交流学級に参加できない児童が別室でリモート授業に参加したり、インターネット上のデジタル教材の活

用などが行われております。
今後も、特別支援学級における活用事例などを参考にしながら、授業内容や一人ひとりの障がいや特性に応じて有効に活用できるよう努めてまいります。
４つ目の「コロナで学校に通えない子どもたちの在宅学習に活用されているが、活用状況と課題は」についてでありますが、国においては、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、タブレット端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会の確保、タブレット端末に学習課題等を配信することによる自宅学習の促進、さらには、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、学校と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにする取組を求めております。
本年１月以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、学校や福祉施設、医療機関などで増加している状況にあり、本町の小中学校においても、３学期始業直後に児童の感染が確認されて以降、感染者数が増加し、３月13日現在、小学校５校で児童76名、教職員８名、中学校３校で生徒33名、教職員２名の感染が確認されました。
この間、陽性者が確認された小中学校においては、国のマニュアル等に基づき、児童生徒等の行動履歴や地域の感染状況を踏まえ、学級閉鎖等の措置を取るとともに、自宅待機中の児童生徒に対しては、タブレット端末を活用し、健康観察やオンライン学習を実施するなど、学びの保障に努めたところであります。
具体的には、学級閉鎖期間が短く活用しなかった場合や、成長段階に応じて対応が異なる場合もありますが、朝の会での健康観察や、課題の提示、自宅学習の内容の確認、通常授業に近いオンライン授業、ドリルや過去の学力テストの問題の活用などを行っており、陽性者や濃厚接触者等やむを得ず学校に登校できない児童生徒においても、体調面を考慮しながら無症状の場合に、自宅からオンラインで授業に参加しているところであります。
現在、小学校低学年については、ふだんの授業の中や健康観察などにおいて、タブレット端末で回答の確認や集計が容易になるアンケート機能を使用するなど、端末に触れることを優先している段階であるため、タイピングや自宅でのオンライン授業に向けた操作を課題として認識しているところでありますが、今後は、オンライン授業の練習機会も増やすなど、自宅でオンライン授業が受けられるよう家庭に協力を得ることも含めて、取り組んでまいりたいと考えております。
５つ目の「教員の研修体制は、また、デジタル教科書・教材の考えは」についてであります。
はじめに、教員の研修体制についてでありますが、小中学校の教職員がICTを効果的に活用しながら学習指導要領に基づいた指導を確実に実施するためには、指導する教職員が負担なくスキルアップが図られることが重要であり、ICTに係る教職員研修の充実が必要であると考えております。
このため、教職員を対象とした教育委員会主催の研修を実施しており、具体的には、各小中学校のICT担当者など端末管理を担う方を対象とした管理者操作説明会や、教職員を対象にICT機器の活用についての講座を開催したほか、夏季休業期間中の３日間を利用し、Google社の講師を招き、教育に適した基本ツールと機能の操作方法についての研修会を開催したところであります。
このほか小中一貫教育における一部の学園においては、ICTの専門知識を有する教諭を招き、授業での具体的・実践的なタブレット活用方法についての研修会が開催されたところであり、現在は、各小中学校の校内研修として、他の教員が行うタブレットを活用する授業を参観するなど、教員相互の活用事例を研さんする場が設けられております。
今後におきましても、ICT教育教材の作成方法やリモート授業の進め方など関連情報を目的別にまとめた北海道教育委員会が提供する「ICTポータルサイト」の有効活用など、教員が多くの活用事例に触れる機会や情報の提供に努めてまいります。
次に、デジタル教科書・教材の考えについてでありますが、はじめにデジタル教科書については、令和元年度から紙の教科書の代わりに授業で使用できるようになり、さらに文部科学省はGIGAスクール構想によりタブレット端末が整備された状況を踏まえ、児童生徒の学びへの効果や課題を明らかに

し、よりよい在り方を検討するため実証事業を行っているところであります。

デジタル教科書については、黒板や紙のノート、大型テレビなどと組み合わせて使用することによって、指導の幅が広がると考えられておりますが、今後、実証事業の結果や時代の要請などを踏まえ、小中学校の教科書の改訂時期や採択する教科書のデジタル教科書発行の有無、国庫負担の動向を見据えながら、その整備について研究してまいりたいと考えております。

また、デジタル教材につきましては、本年度、今後のさらなるタブレット端末の活用を見据え、幕別町教育研究所とともに、各教科ごとにICTを効果的に活用した学習活動に使用するドリルなどの学習支援ソフト導入に向けて、複数の学習支援ソフトの使い勝手の確認や必要性などを含めた調査研究を行っております。

今後におきましては、実証事業や調査研究結果等を踏まえ、デジタル教科書や教材の導入等について、教職員の意見もお聞きしながら、学校と協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目「町の情報モラル教育やデジタル・シティズンシップの考えは」についてであります。

インターネットやSNS等が急速に普及し、スマートフォン等の利用者も低年齢化する中、児童生徒がSNS等を介した事件等に巻き込まれないようにするためには、利用に伴う危険性などを児童生徒にしっかり理解させることが重要であり、各学校では、情報モラル教育に取り組んでおります。

例を挙げて申し上げますと、道徳の時間などに、インターネットの適切な活用や情報モラルの指導と併せて、個人情報の流出や有害情報の閲覧、SNSを使った犯罪などインターネットの危険性について、児童生徒の発達段階に応じた指導に取り組んでいるほか、専門的な知識を有する講師を招き、講演なども行われているところであります。

また、こうした取組は、学校と家庭が連携して進めることが大切であり、保護者に対しても、情報モラル教育啓発リーフレットの配布などにより啓発を行っております。

デジタル・シティズンシップについては、2020年の欧州評議会のデジタル・シティズンシップ教育研修資料集によりますと、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力とされ、デジタル・シティズンシップ教育とは、そうした能力を身につけることを目的とした教育とされております。

また、国においては、子ども・若者育成支援の１つとして、社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身につけるため、社会形成・社会参加に関する教育、いわゆる「シティズンシップ教育」を推進しております。

近年、子どもたちがICTを積極的に活用する中で、デジタル社会が公共の場であることを認識し、適切で責任のある行動を取るために立ち止まって考えることができる力を育むことが必要であり、情報が氾濫する現代社会においては、デジタル・シティズンシップ教育の重要性が高まっていると考えております。

学習指導要領では、情報活用能力など学習の基盤となる資質や能力を育成するため、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされておりますことから、教育委員会といたしましては、情報活用上のトラブルやリスクを子どもたちが理解した上で、情報を適切に取捨選択する実践的な指導を通して、自らの判断により情報を正しく安全に活用できるよう、各教科等の指導の中で、「情報モラル」や「デジタル・シティズンシップ」を身につけられるよう努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　幕別町でも、小中学校にタブレットの端末が導入されて１年がたちました。町が目指すICT教育、GIGAスクールについて再質問させていただきます。

GIGAスクール構想「教育の分野にICT」をというスローガンの下で、コロナ後の日本の教育に新たな展開があるかのように進められてきました。１人１台の情報端末、先進諸国で10年前に既に達成されていたもの、むしろ日本は著しく遅れていた分野でもありました。機器の導入によっては、教育活動

に大きな改善が見られるのではないかという期待感があります。

しかし、現実では突然端末の整備がありました。予算化は今回だけですよ、回線整備も図りましょうと、先行して実施してきた自治体があるわけではなかったのです。教育的な効果についても議論が深まらないままに、コロナでも学習を継続させるため前倒しで導入されてきました。慌ただしい状況の下で環境整備がされたGIGAスクール構想です。町としてはこれをどのように認識されますか。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　GIGAスクール構想、議員おっしゃられますように、日本自体がこういった関係については遅れていたというようなことで、国のほうも、本来であれば５か年なりをかけて整備するところを、コロナの影響もあって前倒しをして一気に進めたという意味合いでは、ちょっと急過ぎたなというような思いもございます。そうした意味では、学校のほうにもいろいろな負担をおかけしたなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　本当にそのとおりだと思います。

昨年は、５月と９月に緊急事態宣言がありました。４月20日から５月30日の間は、学校がお休みだったのです。その間も学校は分散登校を行いながら、授業の継続のために取り組んできました。しかし、タブレットの使用はすることができませんでした。いわゆる準備が間に合わなかったのであろうかと思います。

９月の緊急事態宣言のときには、学校は通常どおり登校がありました。大きな変化はありませんでしたが、しかし現場ではいつ学校がストップしてもいいようにとアンケートを取りながら、準備を進めてきたというお話もお伺いしました。しかし全ての学校ができたわけではないのです。規模が大きくなれば困難や課題が大きく、それを解決するために時間を要したという話もあります。

今、小学校では２月、先月ようやく自宅に持ち帰られるという連絡があって、今、家庭での接続テストが終わったところのなのです。特に小学校では単元が優先されたというのもあるのかもしれません。使用がかなり限定されたのではないでしょうか。参観日にタブレットを使って授業を参観した保護者から、「いやあ、今の時代は変わったね」というようなお話もありました。

やはり学校によって大きな違いがありました。やれるところはやってきたかもしれません。しかし町としては、どの学校でも同じような状況になれるように、しっかりと手助けや協力をしていただければと思っています。

特に今回のコロナ禍で、学習を継続させるというようなことで進められてきましたが、今、教育長がおっしゃっているように、全然準備期間がなかったために、ほぼできる状況にはありませんでした。私はやはり今回のGIGAスクールは、企業、いわゆるICT産業や関連業者へのカンフル剤のようなものがあったのではないかという認識があります。幕別町でも9,000万円、回線整備を合わせると13億円、ICT産業への活性剤ではないかと感じられました。

特に私が気がかりなのが、未来の教育がICT教育であるかのような誤解を生んでいることです。ICT教育で全ての学びの質が向上されるというようなことが言われています。教育委員会としても、ICT教育がどういったものを展望しているのか、どのようなお考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　GIGAスクール、ICT教育の関係でありますけれども、GIGAスクールに関しては、特にコロナの関係で、学びの保障という意味合いで、自宅でのオンライン学習が注目されがちではあるのですけれども、本来の目的というのは、子どもたちが端末を使って情報を集めて、自らの考えを理解しまとめるといった､情報を活用する能力を育むのが大切なことだというふうに思っております。そういったことが、子どもたちの生きる力を育むことになるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　今、教育長お答えいただいたのですが、各学校にもパソコン室、コンピューター

室と言われているところもありますけれども、30台前後取りそろえて同じようなことがこの間、取り組まれてきたわけです。今はタブレットのほうに重きを置いていますが、今現在、幕別町がこの間、整備していた１台16万円もするパソコンですけれども、その使いが、今どういう状況にあるのかお伺いしてもいいですか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司）　現在のパソコン教室でのパソコンの活用ということなのですけれども、今、お話ありましたように、これまで各学校においてパソコン教室、それぞれパソコンを整備してきたところでございます。また、備荒資金組合も活用しながら、購入をして進めてきております。

主に６年経過後、７年目に更新という形でローテーションを組みながら進めてきましたけれども、主にプログラミング教育や調べ学習など､ICT機器を活用した教育を行うためということで進めてきておりました。今、GIGAスクール構想で１人１台端末ということで、確かにいろいろな活用ができることになってきております。ただ、導入したパソコンについては、使える限りは使用していくというふうに現在考えております。

６年経過した後の７年目の更新については、順次行わないような形で、タブレットのほうでプログラミング教育、そういったアプリも取り入れながら、タブレットのほうを活用していけたらというふうに考えております。

なお､またその他のICT機器と言われる大型テレビであったり､そういった整備も今まで進めてきたと思います。そういったものも引き続き活用できますことから、全てリセットになったというわけではないというふうに認識、理解しているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　今まではパソコン室で行ってきたものが、タブレットに置き換わってきた。これは国の政策であったので、いろいろな考えがあるとは思いますが、今、教育長がお話ししたとおり、学校教育におけるICTは､今までパソコン教室でもできたことなのです｡それを今タブレットのほうでもどのようにできるのかということで、試行錯誤されている段階なのだと思います。

でも、今、本当にタブレットが必要なのかとか、パソコンの状況でよかったのではないかと、私はそういうふうに感じているわけであります。１台あることが悪いことではないのですけれども、あまりにも拙速だったというか、計画が急過ぎたのではないかというのが、率直な意見であります。だからこそ今あるパソコン室が、使えないわけではないのですけれども、任務としてはほぼ終えてしまったような状況にあるのかなというふうには思っています｡本当にこれがICT環境を進めていく上で正しい道だったのか、進め方だったのかということは検証が必要なのではないかなというふうに感じているところであります。

今、答弁の中にもあったのですが、低学年については、慣れることを優先して取り組んできたというお話がありました｡昨年の８月にも小田議員が同じようにGIGAスクール構想で質問をしたときにも、今年は慣れることを優先してというお話がありました。次年度に向けては、町としては、どのような取組をお考えなのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司）　ただいまのご質問のように、これまで初年度については慣れるということを前提にしながら進めてまいりましたけれども、本当にまだこのコロナ禍によって、３学期初めから学級閉鎖も相次いだということもあって、今までスピードを持って進めてきましたけれども、さらに加速したというふうに考えております。

そういった意味では、ただいま学校のほうでも、多くの学校で本当に活用が進んでいるというふうに思っておりますので､今後どのようにという部分は､さらにそういった活用をどんどんまた進めて、一人ひとりのお子様が教育にいいような形で活用できるように進めていくというようなことになろうかと思います。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　先ほどもお話しましたが、今までパソコン室で触ってきたのです。この質問、昨年も慣れるというようなこと、確かに新しい端末なので慣れるということが必要だったとは思うのですが、全然学校にそういったコンピューターがなかったわけではないので、もう少し進め方についても、違う方向があってもよかったかなと思っているところでもあります。ただ、やはり進め方には大きな疑問があるので、単純に学校や教育委員会がどうのということではないようですが、子どもたちにとってよりよいものになることは期待したいと思います。

私がすごく気にかけていたのが、今回、学校ですごく多くの行事がなくなりました。制限もありました。コロナの陽性者が出た場合は学級閉鎖になりました。授業時数が足りないということで、夏休み返上されて授業もされたのです。部活や習い事も制限されることになりました。全道全国大会はいいですよという、よく分からない基準が用いられても、我慢が強いられたというのが状況です。

子どもたちも、いわゆる納得できないという状況がありました。今、コロナが広がる中で、学級閉鎖が今本当に広がっています。授業の進捗状況はどうですかとお聞きしましたら、この間進めてきたので問題ないというようなご答弁をいただきました。

要は詰め込み授業がこの間行われてきているのです。私も子どもがいるのですが、ほぼ毎日６時間授業で、これ大丈夫かなと思いながら見ていました。もう半分寝ているのではないかなと思いながら。本当に要はいつ閉鎖されてもいいように、いつ学級閉鎖になってもいいようにということで、学校側では何とか授業時数を確保できるようにということで、この間、取り組んできたのです。いわゆる詰め込み授業が行われたことになるのですが、要は来年もこういったことが起こり得るのか。町の認識としてどのようにお考えなのか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司）　授業のことに関しては、これまでの答弁にもありますように、学習指導要領に基づいた授業時間、そういった定めの中で、教育課程を組んで実施しているとことなので、決して今の現状詰め込んでいるというふうには、こちらのほうでは認識していないところなのですけれども、今のお話のように限られた授業時間の中で、いろいろなこと、たくさんのことを学ばなければならないということで、いろいろなご質問をいただいて、学校現場でこういう教育できないかというお話もいただくのですけれども、そういった本当にたくさんのことを学ばなければならないということが、現実にあろうかと思います。

ただ、今詰め込み授業を行っているというような認識は、決してございません。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　今、教育委員会のほうでは、そういった状況にはないという認識ではありました。しかし、実際に子どもたちにつきましては、やはり授業スピードが速いです。二、三日休んで、特に今はそんなに授業スピードが速いわけではないのですが、仮にこういう学級閉鎖等が来年度も続くような状況になった場合、体調の状況が悪ければ休んでくださいというふうになっています。そういった状況になると、二、三日休むのです。ちょっと体調が悪くなって休む、ちょっと体調が悪くなって休む。学校各クラスでも、１人２人が毎日休んでいるような状況がずっと続いているのです。

今の状況で、要は詰め込み学習とは言いませんけれども、授業スピードが速いと、ついていけないという子どもさんができるのではないかという危惧があります。今、小学校でつまづいてしまうと、中学校で勉強嫌いになる。もしくは中学校でもう既につまづいてしまうと、もうそこから立ち直れない状況が続いてしまうのではないか。やはり私は、そういったところも振替授業もありますけれども、併せて対応していくということを、もっと学校はやはりやらなければいけないという、ある意味、義務感みたいなものがあるものですから、やはり教育委員会としてその辺については、サポートというとあれですけれども、状況に応じては、しっかりと対応していただければ、本当にありがたいなというのが正直なところなのです。

ぜひ教育委員会として、そういったサポート体制を考えていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（西田建司）　授業におけるサポート体制、支援の体制ということなのですけれども、もちろん特別支援のお子様に対しても､支援に対する人員配置というものは行っておりますけれども、そのほかには町として、特別支援教育支援員の配置ということで、小学校においてもかなりの人数を配置させていただいているというふうな認識でございます。

さらには、北海道のほうの採用になりますけれども、学習指導員ということで、こういったコロナ禍におけるそういった学習のサポートというような支援策も取られておりまして、町内においても大きな学校においては、そういった支援員を配置しているというような状況でございます。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　授業の進め方なので、基本は学校長が判断するというようなところもありますが、やはり一保護者としては、スピードが速いというものがすごく気にかかるものですから、その辺については、ぜひ気にかけて取り組んでほしいというのが、こちらの要望であります。

町の整備についてに移らせていただきます。お答えの中では、モバイルルーターの貸出しをし、その負担を、昨年の議会では費用については、通信費については町で負担するというようなご答弁でありましたが、そこを確認させていただきたいと思います。

実は、昨年、家庭内でネットの状況を調査されたというお話がありました。実際にどれぐらいの家庭でルーターを借りたいですというお答えがあったのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（西田建司）　各家庭におけるICT環境、インターネット環境についてということなのですけれども、令和２年５月にまずに導入に当たっての参考ということで、基礎ということで調査を行った際には、4.6％の家庭でICT環境がない状況であるということを確認しておりました。

さらに令和３年９月には、もう少し踏み込みまして、インターネット環境のある中でも、オンライン授業で言われております３ギガ以上の通信を行った場合に、使用制限されるかどうかということも含めて確認したところ、全児童生徒2,069人のうち回答があったのが1,951人で回答率94.3％の調査でございましたけれども、Wi-Fi環境がない151人、使用制限がされるという49人の合計200人、こちらのほう全体の約１割の家庭において、オンライン授業などで困難な状況にあるというところを確認したところでございます。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　町が導入したのが60台ではあります。200台近い方が必要ではないかという町の認識でありましたが、答弁の中では必要であれば今後そろえていきますというようなお答えがありましたので、その状況、全ていきなり学級閉鎖というようなことはちょっと考えにくいので、大丈夫なのかなというような認識はあるのですが、実は保護者の方から、学校側から備品の使用について説明されたときに、不足する可能性があるという説明を受けたというお話をして、うちで、もしかしたら使えないということで実はお話がありましたので、やはりその可能性としてそういったことが起こらないように、ぜひ今後学校等で詰めていただければと思います。その辺については、進めていただくことをお願いしたいのですが、どうでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（西田建司）　備品、貸出し用ルーターのことになるかと思うのですけれども、荒議員おっしゃったように60台導入したということで、今１学期以降学級閉鎖に伴って持ち帰りの活用も行われましたが、その中で60台の中で十分足りたといいましょうか、不足しなかったと。さらに今、教育委員会のほうでも10台ぐらいストックしているような状態ですので、荒議員おっしゃるように、今後一斉の臨時休校というのがちょっと考えられないのかなということで、こちらのほうも考えておりますので、現状の貸出し用のルーター60台で十分足りるのかなというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　そういったお話が保護者の方からありましたので、そのようなことにはならない

ということで、学校と併せて取り組んでいただければと思います。

整備状況ですが、特にやはり教育を受けるためには、ひとしく保障されるべきだと思います。教育の機会均等、いわゆる義務教育は家庭の格差に関わらず、全ての子どもが平等に学習を受けられる状況を進めていただければと思いますし、環境整備についても、これからもぜひ教育委員会としても取り組んでいただければと思います。

あと、ひとつ町としてぜひ取り組んでほしいのが本体です。Chrome book、今、使用されています。１台４万円というすごく安い単価でそろえてきています。幕別町でも端末等に9,300万円がありました。３分の２が国、残りがコロナ臨時交付金で補填されたので、町の手出しがなかったというような状況で今回整備することができました。

しかし、先ほど課長がお話ししたとおり、更新を考えたときには2,400台分の更新がどうなのかというところであります。国から補充されるかどうかは分からない状況で整備されていかなくてはいけない、やはりここはかなり大きな負担になるのかなというふうに認識しています。

政府が2020年度の補正予算と合わせて、GIGAスクール構想に2,500億円ほどを投入して整備してきました。どのような、同様の金額が必要になってくるのかなとは思うのですが、やはり町としても国にしっかりと、国が進めてきている事業でありますので、しっかり国でおいて予算措置を講ずるようにしっかりと求めていただきたいところですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（山端広和）　今、Chromebookの更新の部分でございますけれども、今、お話があったとおり、これは国のほうで整備を進めてきたという経過がございます。全道の教育委員会連合会ですとか、関係機関も引き続き今も継続的に更新に当たっての要望を国に訴えておりますので、当然本町においても、関連の協議連等も通じて、国のほうに引き続き継続してそういった措置について訴えてまいりたいと考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。ぜひそのように求めたいと思います。

回線についてなのですが、一部の学校で光回線が届いていないというようなことをお聞きしました。携帯電話の電波を使って、校内の基地局を設けてWi-Fiを設置して授業を行っているというような状況でもありました。同時接続に耐えられる状況にあるのか、もしくは回線が可能だったのかどうかお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（山端広和）　恐らく、今お話があった部分は農村部の部分だと思います。こちらについては、町全体の光の整備に合わせて届くような形となっておりますので、光が届いていない間については、通常の携帯のそういった電波を利用した形で、今、当面の間、整備が整うまでの間は応急的な対応という形で、今、考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　今、高速通信網を整備されて、今、少し遅れているようなお話もありましたけれども、今後、そこについては整備されていくということで理解したいと思います。

やはりGIGAスクール構想、現状に合った制度にはなっていないなと。いわゆる将来的には可能かもしれません。しかし、今現在においては、実施できるような環境にはないなというようなことを、私はすごく認識しました。特に今後についても、いろいろ大変な状況もありますが、町としてできることを、子どもたちのために取り組んでいただければと思います。

次に移ります。特別支援学級についてでありますが、ICTに関しては、可能性として一番あるのかなというふうに私は認識しています。具体的に言いますと、これまでも登校ができなかった子たち、不登校で学校に行くことができなかった子たちに対して、実質的な学習権利の手だてに講じられないかとか、もしくは障がいを持つ子どもたちにとって、その困難を回避するための手段として使用することができるのではないかと、すごく大きな期待をすることもあります。

細かい内容については、教育長もご答弁でお答えいただいたところではありますが、これから実績を積み上げて取り組んでいくということであろうとは思うのですが、強制的にそういったことが取り組まれるということはないように、強制的にタブレットの使用ということがならないように、気をつけて取り組んでいただきたいということなのですが、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　特別支援学級におけるタブレット、ICTの活用ということでございますけれども、やはりこれは個々の児童生徒の実態に応じて活用していくということでございますから、決して強制とかということはございませんので、あくまでも個々の実態に応じて有効に活用していくということであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。ぜひ個々の状況に応じて取り組んでいただけるように求めたいと思います。

在宅学習の課題について、お聞きしたいと思います。

在宅学習については、できるところとできないところですごく差がありました。中学校では、一部授業で実施したというふうにお聞きしています。先ほどお話したとおり、小学校では、今、接続テストが終わったという状況です。保護者や家庭からもすごく大きな期待がありました。学校で学習できないけれども、家庭でもしかしたらやっていただけるのかなということで期待がありました。

しかし、実際に在宅学習に移った際に、子どもにずっとつきっ切りで補助していかないと、家では操作を続けることが、学習を続けることができなかったと、現実はうまくいかなかったというような声がありました。また、在宅学習をした際には、学校とのやり取りの中で、音声に難があったというような声もありました。端末なのか回線なのか、サポートするほうもやはりかなり大変な状況でもありました。

やはり在宅学習の困難さが私はすごく見えたのではないかなと思っています。特に懸案事項ではありますが、「明日から学級閉鎖になります。端末を持ち帰ってください」ならまだ分かるのですが、もし既に週末に情報が入って月曜からお休みになりますと、持ち帰るタイミングがありませんと、準備するには整備も整いませんでしたというふうな状況があったときに、どうしたらいいですかというようなお話もありました。

あと、トラブルに遭ったとき、先ほどもお話ししましたが、低学年なのでそういったことがすごく課題です。家ではそういったことで私のところではなかなかできないのではないかなという話もありました。共働き、父子家庭、母子家庭という家庭ではなかなかサポートができないと。今、教育委員会のほうでは、家庭のサポートもお願いして進めたいというようなお話がありましたが、そういったことができないなというようなのが現実であります。そういったところも踏まえて、どうしていくのか、どのようにしていくのかということは、もう一度突き詰めて考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

もう一つタブレットについてお伺いしたいのですが、教室ではメーカー保証があります。１年間保証があるので問題ないのですが、持ち帰った場合については保証の対象外となっています。保護者へのお知らせの中には、ご家庭で負担していただくこともありますということが書かれていました。一昨年の補正予算のときに、費用負担についてお聞きした際には、保護者負担が出ないように努めて、予備の端末を使いながら対応していきたいというようなお答えでありましたが、費用負担については、町として考えられないのか、ぜひ回答をお願いします。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司）　１点目の家庭での持ち帰りでのお話なのですけれども、保護者の理解という部分、おっしゃるとおりかと思います。現段階では、家庭持ち帰りの際のルールというようなペーパーをおつくりして、発行を通じて家庭にお配りしている状況ではございますけれども、実際、荒議員がおっしゃるように、Wi-Fi環境につないだりだとか、そういった細かい部分のいろいろな大変な

部分があるのかなと思いますので、またその辺については、学校を通じながら再度どのような実態にあるかということも踏まえて、確認して進めていきたいというふうに思います。

あとタブレットの破損の部分のお話なのですけれども、現実、現段階、教育委員会負担ということで、破損の場合については対応させていただいているところなのですけれども、もちろん過失だとか故意の場合があったりだとかという場合については、ご負担をいただく場合がありますということだけ、皆さま、保護者の方にはお伝えさせていただいているところであります。

現実、今、導入してから約１年たちますけれども、そういった案件があったのが２件ということで、１件は本当に外の授業で使って落として、画面が割れてしまっただとか、もちろんそういった部分については、全て教育委員会のほうで負担をして修理をしたというところでございます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。やはり破損が起きないような取組というのは大切ですけれども、やはり小学校などになるとなかなか難しいものもありますので、ぜひその辺については、教育委員会が頑張っていただきたいというふうには思っています。

もう一つ気になる点が、在宅学習を行った際、端末を家庭に持ち帰ってきたのですけれども、ケースがなかったのです。要は本体そのままかばんに入れて持って帰ってきたのです。精密機器なので壊れます。ちょっとびっくりしたのですけれども、かばんから出てきて。一部の中学校ではケースを準備したというふうに聞きました。要は学校の学校費で購入したというお話をしていました。やはりこのケースについても、町としてもぜひ対応していただきたいところなのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司）　持ち帰りの際のタブレットケースということです。お話しいただいたように、一部の学校のほうでは、既定の学校予算の中で、１個当たり700円程度というようなお話もありまして、そういった全生徒分を購入したというような学校ももちろんございます。その場合については、もちろん早い段階で陽性者が出て、持ち帰らなければならない状況になっただとか、そういった状況も踏まえて、学校のほうで判断して購入したというものでございます。

今後、教育委員会のほうとしては、持ち出しの貸出し用のルーターが60台ということでございますので、同数合わせた持ち帰り60台分のそういったケースだとかアダプター、そういったものを導入できるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　精密機械ですので、そういったものは絶対的に持ち帰るのならならば必要であろうと思いますので、その辺についてもぜひ整備を進めていただければと思います。

教員の研修体制、デジタル教科書、デジタル教材についてお聞きしたいと思います。

教育委員会のほうでは、今後の調査研究を進めていきたいというようなお話でありました。今、学校内ではいわゆるIT関連に強い方が頑張って手弁当で、それこそアイデアを出し合って取り組んでいるというのが実態なのです。これはかなり負担が大きいものですから、やはり何らかの方法があれば、それにこしたことがないので、その一つの方法としてもし可能性があるのであれば、ぜひ進めてほしいなというところであります。

今年、2022年度に予算措置されましたデジタル教科書普及促進事業であります。今までは全国で４割の小中学校で導入されたデジタル教科書が、今回の補正予算で全ての小中学校に広げようという計画で予算措置がされています。どういった予算措置がされるか、今、国会で審議されているものですので、どういった状況になるかはまだこれからなのかもしれないのですが、こういった予算措置もありますので、ぜひ前向きに調査研究を進めていただければと思います。

ただ、少し気がかりなことがあります。一つはデジタル教科書についてのライセンスの問題です。期間が１年間しかありません。今年仮に予算化されても１年間しか使えないというような状況になります。次年度はまたお金を払わなければいけないという問題です。

もう一つが、コンテンツを見るために行うソフト、ビューワーと言われているものなのですけれど

も、統一されていないデジタル教科書、会社によって教材が違う。いわゆる今の教科書がデジタル化した状況なものですから、いわゆる今まで出してきた大日本図書の教科書は、そのままデジタル化の教科書として同じ記録されているというだけではあるのですけれども、そういった場合でも、各会社によってコンテンツがばらばらなのです。ソフトがばらばらになっているという状況があります。この問題も、操作が統一されていないものですから、今言えることについて、いろいろどうなのかなというものもあります。

文科省も、将来に向けて検討課題だというような話はしていますけれども、各企業がそれに合わせていないというようなこともありますけれども、状況によっては、学校によっては理科の教材は入れてほしいとか、社会があったらすごく助かりますというようなものもあるものですから、ぜひその辺の状況を見据えながら、ぜひ進めていただければと思いますので、検討課題として取り入れていただければと思います。

あとは時間がないので飛ばせていただきたいのですが、今それこそ手弁当で先生方が頑張って、それこそ行っている。これからどういうふうな状況になるのか、今はそれこそ新しい取組で、先生たちが熱心に熱意を持ってやっていただくのですが、やはりそれがいつまでも続けられるような問題でもないですし、いいものができればいいのですが、やはり昨年度からプログラミング教育が入ってきて、こういった状況、もう既に大変な状況になっています。現場が振り回されているというような状況があります。

パソコン端末を使う目的で使用するというわけではなくて、あくまでも道具ですよという教育委員会からのお答えがありましたので、ぜひそういった方向で進めていただきたいのですが、やはり教員の力を発揮するためには、私は教員を増やすことが大切ではないかなと思っています。いわゆる専門員、学級担任、担当員、いろいろな先生方があるのですけれども、今回、教育委員会としては、昨年度は事務のほうは増員を図りましたというお話がありましたが、専攻単位、専門で教えていただける専門の先生方というものを、今後も考えていく必要があるのではないかと思うのですが、教育委員会としては、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（山端広和）　デジタル教科書の部分でも絡みますけれども、まずこの部分については、令和６年に小学校の学習指導要領、まずこれの改定があります。それに向けて国のほうでは、有識者の中で検討を今始めて、その中で、今デジタル教科書については実証的に扱ってみましょうというのが、今の流れです。ですので、全教科デジタル教科書というのは、まだまだこれがどうなるかというのは、学校でやってみて何が課題なのか、今言った例えば操作の人員的な部分もあると思います。そういった部分で、まずしっかりと国のほうが、こういったデジタル化を進めるに当たって、どうするかという方向性をしっかり決めた上で、そういった状況を踏まえた上で、町としてもそれに必要な部分は何か手だてが要るのかというのは、状況を踏まえた上で考えなければいけないものだと思っています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　やはり現場の大変な苦労があるものですから、確かに今進めています中学校と５、６年生で実証実験をやられているのか。一部国語、算数と外国語があったかなかったか、そんな感じで今進めているのですけれども、そういった状況を見ながら、ぜひ可能性があれば進めていただければと思います。

情報モラル教育については、答弁の中ではパンフレットを配布して進めているというお話がありました。今、本当に気にかかる家庭というのは、やはりそういったことになかなか目を向けにくい状況、日々の忙しさというものもあるのだと思います。本当にパンフレットだけでいいのかなというところがあります。もう一歩踏み込んだ取組が必要ではないかと思うものですから、ぜひその辺についても、もう一歩可能性について探っていただきたいと思います。

タブレットは道具です。あくまでも、ICT化が入ったから授業が変わるというわけではありません。今まで学校の先生たちが深い学びとして集団的な学校教育の下で、いろいろな取組としてやっていた

だきました。その中で一つのツールとして、選択肢の一つとして期待できるものではありますが、これが新しいものに変わっていくとか、これが新しい教育の姿だというわけではないということをぜひ認識していただいて、これからも取り組んでいただければと思います。

終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12：10　休憩

13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○９番（酒井はやみ）　通告に従いまして質問します。

ジェンダー平等に向けて男女共同参画基本計画の策定を。

ジェンダー不平等を正そうとする新たな機運が広がり、行政の努力も一定程度広がりつつあります。しかし、日本の男女の賃金格差は依然として是正されず、意思決定の場における女性の参画は遅れ、選択的夫婦別姓も実現されていないなど、「ジェンダーギャップ指数」は、156か国中120位と世界的に見ても大きく立ち遅れたままです。

２年にわたるコロナ禍は、日本社会の深刻なジェンダー格差を改めて浮き彫りにしました。非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、ステイホームの下、DV被害の増加に加え、女性の自殺者数も急増しています。

家庭内労働による負担も女性に重くのしかかっています。町内でも学級閉鎖や保育園の休園などにより、家事や育児の負担が女性に集中しています。「休まざるを得ない看護師が次々と出て毎日遅くまで帰れない。夜勤まで増えた」「デイサービスの人出が足りないため、家族が家で介護しないといけなくなった」「子どもをどこにも遊びに行かせられず、保護者同士のつながりも薄くなり孤立しがち」などの声が上がっています。

幕別町においても、町民の実情と意識にかみ合ったジェンダー平等の政策を強化する必要があると考えます。

誰もが性別にかかわらず個人の尊厳が大切にされ、自分らしく生きられるジェンダー平等社会に向け、どのようにこの課題を進めようとしているのか、伺います。

１、コロナ禍で浮き彫りになった、ジェンダー平等への取組の重要性についてどのように受け止めていますか。また、日本がジェンダーギャップ指数120位という極めて遅れた位置にあることについて、どのように受け止め、今後どのような取組が必要だと考えていますか。

２、内閣府の男女共同参画局の調査によると、男女共同参画基本計画を策定する自治体が広がり、町村でも69.4％となっています。計画を基に住民参加の推進体制が取られ、多彩な活動に取り組みながら計画改定を積み重ねている自治体もあります。2020年12月に改訂された政府の第５次計画の作成に当たっては、若い世代から１千通を超える意見が提出されるなど、若い世代の関心が非常に高い課題でもあります。幕別町としても早期に基本計画を策定することが必要と考えますが、町の考えは。

３、町の現状と課題を把握するために、町内、庁舎内の意識調査に取り組む考えは。

４、政府の計画では、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30％程度となるよう取組を進めるとしています。昨年３月１日現在で7.3％である町の女性管理職の割合を増やすために、町ではどのような取組が必要だと考えていますか。

５、失業、生活不安、DV、性犯罪、子育て、介護など、女性が抱える悩みは複雑であったりプライバシーに配慮した対応が求められるケースも多いと思われます。安心して気軽に相談できる、女性専

用のワンストップ相談窓口を設置する考えは。

６、男女ともにお互いの身体的特性を十分に理解することが、互いの人権を尊重し合う姿勢につながります。学校教育の中でも、これまでは女性だけに理解を求められがちであった生理をはじめ、性に関する正しい知識を男女ともに身につけることが求められると考えますが、町の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目から５点目につきまして答弁をさせていただきます。

「ジェンダー平等に向けて男女共同参画基本計画の策定を」についてであります。

ジェンダーとは、生物学的な性別に対し「女性はこうあるべき」「男性だからこうあるべき」など、社会的・文化的に形成された性差であります。

ジェンダーによる差別を解消し、個々の能力が生かされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことは、世界共通の課題であり、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標SDGs」の中でも、2030年までに達成すべき17の目標の一つとして掲げられております。

「男性だから」「女性だから」と生き方を押しつけられることなく、誰もが正しい理解と認識を持って、ジェンダー平等を社会全体で共有していくことができるよう推進していくことが大切であると考えております。

ご質問の１点目「ジェンダー平等への取組の重要性についてどのように受け止めているか、また、日本がジェンダーギャップ指数120位という極めて遅れた位置にあることについて､今後どのような取組が必要だと考えているか」についてであります。

はじめに、コロナ禍で浮き彫りになった、ジェンダー平等への取組の重要性についての受け止めについてでありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会生活や経済活動に大きな影響を与えており、特に女性の雇用状況の悪化や在宅勤務の増加によるDV被害の増加、育児や介護といった負担増加など、様々な問題の深刻化が懸念されております。

コロナ禍の収束が予測できない中で、様々な問題が複合的に絡み合い、デリケートな問題であるがゆえに、自分から声を上げられず一人で困り事を抱え込み孤立化を招いてしまうことも考えられますので、支援を必要とする方が誰一人取り残されることがないよう、ジェンダー平等への取組は大変重要であるものと認識いたしております。

次に、日本のジェンダーギャップ指数に対する受け止めと今後の必要な取組に対する考えについてであります。

2021年３月31日に世界経済フォーラムが公表した、経済、政治、教育、健康の分野における男女格差の平等、不平等を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数2021」では、日本の総合スコアは0.656、前回よりも１つ順位を上げたものの156か国中120位と過去２番目に低い順位であり、主要７か国中最下位で、アジアの主要な国々より低い結果となっており、とても残念に思っております。

諸外国に比べて、日本においては、いまだに格差のある状況であり、家庭や職場、地域において、性別による分担意識がまだまだ根強くありますが、教育において小学校から教育課程の中で、ジェンダー平等について学ぶ機会が設けられていることから､それら内容を家庭内で話合いが行われるなど、期待するとともに、事業所への啓発資料の提供などを通して、意識改革につながる活動を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の２点目「男女共同参画基本計画を早期に策定することが必要と考えるが町の考えは」と、ご質問の３点目「町の現状と課題を把握するために、町内、庁舎内の意識調査に取り組む考えは」につきましては、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女

共同参画社会の実現を21世紀における重要課題としています。

この男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に国は「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・計画的に施策を整備し、推進することとしており、同計画は５年ごとに見直しが行われ、令和２年12月には「第５次男女共同参画基本計画」が策定されたところであります。

市町村の計画の策定は、男女共同参画社会基本法第14条において努力義務となっておりますが、内閣府の計画策定率の調査では、令和２年度から男女共同参画に関する単独計画の策定に加えて、市町村の総合計画の一部として策定した場合も計画の策定率に含められておりますが、令和３年４月１日現在における全国市区町村の策定率は84.1%、うち町村にあっては前年度の策定率69.4%から2.2ポイント上昇し、71.6%となっております。

本町においては、第６期幕別町総合計画に男女共同参画に関する記述はあるものの、男女共同参画を推進項目の柱とした具体的な施策の体系等に関する記載がないため、計画策定の取扱いとはなっておりませんが、男女共同参画社会の実現は、大変重要であるものと認識しておりますので、まずは先進自治体の事例を参考に、町民の皆さんの協力をいただきながら、実態の把握と課題の整理に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の４点目「町の女性管理職の割合を増やすために、町ではどのような取組が必要だと考えているか」についてであります。

女性の参画につきましては、女性が自らの意思によって職業生活を営み、その個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進するため、平成27年９月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、本町においても、法律の規定を受け、平成28年３月に「女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画」を策定し、男女を問わず、本人の意欲と能力に基づく任用に努めているところであります。

このため、管理職の職員についても、男女を問わず、職務遂行能力や危機管理能力に加え、積極性や責任感など管理職として求められる能力を総合的に判断し任用しているところであります。

ご質問の５点目「安心して気軽に相談できる、女性専用のワンストップ相談窓口を設置する考えは」についてであります。

現在、本町では、子育て関係は子ども課、介護関係は保健課、失業や生活不安、DVなどの相談は福祉課が担当となっておりますが、生活相談などの様々な困り事について、相談したいときに気軽に相談できる「よろず相談窓口」を福祉課に設け、関係する担当部署と連携の下、ワンストップで対応しておりますことから、新たに女性専用窓口の設置は考えておりません。

今後におきましても、窓口に行かなくても相談できる法務省人権擁護局が設置している「女性の人権ホットライン」や北海道立女性相談援助センターの電話相談などについて周知に努めるとともに、よろず相談窓口に相談があった際は、安心して相談いただけるよう十分プライバシーに配慮し、不安を抱える女性に寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じたサポートに努めてまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の６点目「学校教育の中において、性に関する正しい知識を男女ともに身につけることが求められると考えるが、町の考えは」についてであります。

小中学校における性教育につきましては、学習指導要領において、児童生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等の中で関連づけて指導することとなっており、教育課程の中では、体育科や家庭科はもとより、道徳科、総合的な学習の時間などを活用し取り組んでいるところであります。

性に関する知識の指導に当たっては、年間を通して指導計画を作成し、学校全体で共通理解を図り

取り組んでおり、具体的には、人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにすること、家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対応する能力や資質を育てることなどを目標に掲げ、学習内容として構成し指導しております。

また、平成元年の学習指導要領の改訂に伴い、教育課程において、男女の区別なく全ての教科で同一のものになっており、小学校における性教育の指導内容の一例を申し上げますと、低学年では、体を清潔にすることや男女の体の違いについて、中学年では、男女差と命のつながりが結びつくことや二次性徴について、高学年では、性的な発達と心の成長やトランスジェンダー、月経や性犯罪などについて、体育科の授業等を通じて男女共修の集団指導で学習するなど、ジェンダー平等教育も日常的に実践されております。

さらに、道徳では、生命の尊さや男女の相互理解、人権問題などの学習を通し、個々を尊重し認め合うという指導も行っており、教育委員会といたしましても、引き続き、教科横断的な視点に立った教育活動を通して、性に関する知識をはじめ、ジェンダー平等教育に取り組んでまいります。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　それでは、再質問させていただきます。

ジェンダー平等に向けた取組については、これまでも議会で何度も議論されてきました。今回、再び取り上げて男女共同参画基本計画の策定を求めたいと思ったのは、世界からも大きく遅れているということもありますし、もう一点としては、このコロナ禍で明らかになった日本でのジェンダー不平等は、ただ女性が活躍の場を得づらいとか、発言する機会が少なく声が反映されづらいとか、家事の負担が多いとか、そういった問題にとどまらず、もっと深刻で、女性の安全や生存そのものを脅かしかねない女性の安全保障問題となっていると感じたからです。それだけに対策が急がれると感じています。

内閣府の資料を見ますと、内閣府も同じような認識だなというふうに感じました。その中の資料では「新型コロナの拡大は各国の弱いところをあらわにしたが、我が国においては男女共同参画の遅れが露呈することになった。令和２年４月に最初の緊急事態宣言が出され、ステイホーム、在宅ワーク、学校休校などの影響は、途中省略しますが、潜在的にあったものの、表面化してこなかった諸問題、経済的・精神的DV、ひとり親、女性の貧困等がコロナ禍で可視化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになった」と書かれています。実際にDVの相談件数はコロナ前の1.5～1.6倍になっていたり、非正規の女性の雇用が74万人減少と、男性の減り具合の倍であったことや、また自殺もコロナ前の年の１千人増で、年間７千人ほどで推移しているという実態があります。

内閣府の資料では、続けて、こうした我が国の構造的な問題への関心の高まりや、ジェンダー不平等に対する問題意識の高まりは、今後の男女共同参画を強力に推進し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉えるべきであるというふうに述べています。女性の安全を脅かしかねない状況になっているだけに、男女共同参画を強力に推進して、新たな社会の実現に向かわなければならないというふうに私も感じています。

通告の中でも紹介しましたように、町の女性たちからも、学校や保育園が感染拡大で休みになると、必然的に非正規である母親が休むケースが多くなり、そうなれば女性が多くを担っている介護や保育、医療の職場で人手が足りなくなる。その職場の女性たちに、さらにしわ寄せが行くということが起こりました。また、子育ても孤立しがちになり、子どもたちへのいらいらも募る、また収入も途絶えると、そういった実態が増えたのではないかなというふうに思います。

町のほうでも町内で女性がどんな影響を受けたか、具体的なケースでもいいですし、こういったことがあったという内容で、共通認識にしたらいいなと思われる実態をもし、つかんでいれば教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸）　福祉課長。

○福祉課長（樫木良美）　コロナが始まった頃に、食堂とかそういう関係の仕事をしている方は、コロ

ナの関係でお客さんが来なくなったので、雇い止めといいますか、首を切られたというようなご相談はありましたけれども、ここ最近ではそういった具体的なご相談は来ていないところでございます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　分かりました。つい先日ですけれども、私がお話を聞いたシングルマザーの方なのですが、この間、学級閉鎖や子どもの風邪症状などで学校を休まざるを得ないというので、月の半分ほど仕事に行けないこともあるというふうに話されていました。その方は町内の事業所に勤めているということでしたけれども、事業所からは、小学校休業等対応支援金のことを言うと、うちにはそんな制度はないと言われたということで、この２年間、全く支援金を受け取っていないということでした。今は個人でも労働局に支援金が申請できますけれども、結局労働局から事業所のほうに確認が行くので、事業所から何と言われるか分からないと申請をためらっておられました。この２年間、その方もお子さんのために何日仕事を休んだか考えると、かなりの支援金を受け取れていないということになると思うのですけれども、本当に理不尽で仕方ないなというふうに思います。彼女の例だけではなくて、休業支援金については、事業所からほかの職員との公平性が損なわれるとか、家庭の問題だというふうに返されて、受け取れないという事例が続出しているというふうにニュースでも報じられています。

１の質問の中で、今後どのような取組が必要かということを尋ねましたが、なかなか国の制度でも十分女性が享受できないという事例が多いという事実もありますので、町としてぜひ国のこうした制度の問題で町民が不利益を被ることのないよう、手だてを検討していただきたいなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。町からもぜひ事業所に休業支援金のことを徹底していただきたいし、保護者にも就学援助制度のように休業支援金のことを周知することを要望したいなと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　制度があって使えないというのは非常に残念なことであります。ただ、これ町としての取組と言われましても、本来は国が制度を起こして、国が周知を徹底すべきだというふうに思いますけれども、我々が何もしていないわけではなくて、そこはホームページに支援金の紹介をして、ぜひ活用してくださいというようなことも呼びかけておりますし、今、支援金のお話ありましたけれども、もう一つは雇用調整助成金もあります。

私も、これまでこの２年間の中で４回ほど町内の各事業所を回らせていただきましたけれども、そういう中でも、雇用調整助成金を活用してなるべく首を切らないようにしているのだと。というのは、一回解雇してしまうと、その後の生産しようと思ったとき、戻ったときに人がいなくなるので、そこはなるべく雇用を維持するために、国の制度を使いながら雇用を維持しているのだということがありましたので、そういうところも実際にあるということもご承知おきいただきたいと思いますし、制度があって利用できていないところについては、個々にご連絡するということはできませんので、ホームページと、さらに商工会でも当然会員の事業所を抱えているわけですから、連携して周知に努めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　ぜひ、そうしていただけたらなというふうに思います。

日本の遅れに対する考えもお聞きしました。それに加えて、この間、３月８日の国際女性デーに関連して、都道府県ごとのジェンダーギャップ指数も公表されていました。北海道は、行政、教育、経済の３分野で最下位と、多くの指標で低い結果となっていました。共働き夫婦が家事育児に使う時間が、男性が１日32分に対して、女性は４時間14分、都道府県で５番目に格差が大きいと報じられていて、私もびっくりしました。この北海道の現状は、とても深刻だなというふうに感じました。というのは、今でも若い女性が道外に出て行って、その後帰ってくる人数が少ないということが問題視されていますが、このままではどんどんそういった傾向が進行しかねないなというふうに思います。

町としても、道内の周辺の自治体の取組を見て、うちでもこの程度の取組をやればいいかなとか、

そういう認識で取り組んでいたら、差は開くばかりなのかなというふうに危惧もしました。しかし、逆に考えると、より伸び代があると見ることもできるというふうに思います。ジェンダーギャップの解消は、経済の発展にもいい影響を与えていくということも指摘されています。自治体としては、道とか国の遅れた取組の枠にとらわれることなく、新しい認識を柔軟に取り入れて、内から変わっていくという姿勢で取り組んでいただきたいなと思うのですが、これに関わって何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、ジェンダー平等の続きについては、日本国としての問題が一番だと思います。私も120位と聞くと非常に何か肩身が狭い、恥ずかしいなと、そんな思いもしているわけでありますけれども、先ほど内閣府の資料等のご紹介ありましたけれども、どうもその話を聞いていると、内閣府が人ごとでしようがないわけで、現状はこうだと言っておきながら、将来的な理想図も言っておきながら、では、こうしていくという具体的な施策がないわけで、まずはそこをしっかりと明らかにして、それに町村と一体となって協力していくものは協力させていただきますし、そこはまず国がしっかりとした方策、対策を打ち出してほしいなと思います。

ただ、では国が全てやればいいのかということにもならないわけで、町村としてできることには取り組んでいかなければならないわけでありまして、それは何かと言うと、答弁の中でもお答えしていますけれども、やっぱり意識を変えることが一番であります。何かもう男尊女卑のような、昔の、明治民法に始まっていますけれども、家制度、そこがやっぱりなかなか概念が、意識が崩れていかないということにあるのかなと思います。

私は、やはり人というのは、男であれ女であれ、人としては平等であるというふうな考え方を持っていますし、これはちょっと飛びますけれども、人事の面でもそういう考え方を持っていますので、そのことは浸透して、理解をしていただかなければならないなと。これは学校教育、子どもたちがそういう気持ちを持って、今日ジェンダー平等についてこんなことを授業で習ったよと、それを家庭で話題にしてもらうとかということも、一つの方法であるというふうに思っておりますので、まずは子どもが素直にジェンダー平等についてごく自然に学んでいくということが必要でありますので、そこは学校のほうでも、しっかり働きかけていただけるような形で授業も進めていただければなと、これは私の希望でありまして、学校はそれぞれの学校経営がありますので、お願いということになりますけれども、そういう意味では全町的な取組にしていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　今、このジェンダーギャップの深刻な実態があるのですけれども、一方でこの事態が切迫感を持って受け止められるようになって、変えていこうという機運も高まっているというふうに感じます。国際女性デーも、数年前まではそれほど話題にならなかったかと思うのですが、ここ数年では、どの新聞でもその日に日本の実態や専門家の知見、専門家の主張が載せられるなどの状況も生まれています。政府としても男女の賃金格差を是正するために、企業に賃金差の実態を公表させるという動きも起こりつつあります。

ジェンダー問題が、今、女性の安全保障や命を脅かしかねない問題として露呈している、そしてそれに対して問題意識は高まっているという状況の中で、今、女性の一番身近にある地方自治体として、その生きづらさを解決するために、いろんな意見を総力を上げてといいますか、いろんなところの皆さんの意見を集めて、本腰を入れた取組をすることが、待ったなしだなというふうに思います。町長が先ほど言われた教育の問題や、家庭内の意識の変化ももちろん含まれると思います。

２つ目の、基本計画の策定に関わってです。今回いただいた答弁の内容について確認したいのですけれども、これは計画の策定に着手するという答弁だと受け取っていいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　時代的な背景としては、もうこの計画あるなしということではなくて、ジェンダー平等に取り組んでいかなければならない、今まさにそういう時期であるというふうに思っておりま

す。そして、その意思の表れが計画ということになるのかもしれません。ただ、やってきたことは、計画あるなしにかかわらずやってきたし、やらなければならないことは間違いない。ただ、町としての姿勢を示す一つの手法としては計画づくり、計画というものがあろうかというふうに思います。

それで、私はその計画はあまりこだわらないのですけれども、一番大事なのは、計画づくりを通じて多くの町民の皆さんに参加してもらって意識を高めてもらう、その人たちを介してその考え方を町民間に広げていくということが一番大事であろうというふうに思っていますので、まずは現状の課題と、そしてどうしていけばいいのかといったことについて、町民の方に集まっていただいて、議論する場を設けることが一番初めの手法、やることとしては適当なのかなというふうに思って、そういうことでお答えをさせていただきました。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　ぜひ着手していくということでよかったなと思います。

いつ頃までに策定を目指すのかという点についてはいかがでしょうか。３年や５年かけてということなのか、もう早急にということなのか、その点のお考えはいかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　計画そのものは、策定済みの市町村の計画を見ても、さほど難しいものではなくて、ひな形があればすぐ計画はできると私は思っています。でも、それでは意味がないわけで、先ほど申し上げたように、多くの町民に参画をしていただいて、本当にけんけんがくがく議論をするぐらいやらなければ駄目だというふうに思っていますので､そこの時間がどのぐらいかかるかというのは、なかなか今この場では難しいと思います。

ただ、５年も６年もかかってではこれもまた意味がありませんので、今は何年とは言えませんが、本当にできるだけ早くと、計画ができればいいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　私も同じように考えます。策定に向かう姿勢そのものが町民の意識も変えていくと思いますし、その過程自体がいろんな意識喚起だったりとか、知恵を集めていく、それ自体が町のジェンダー平等につながっていくのではないかなというふうに思います。そして、特にこのテーマは若い世代の関心が非常に高いというのも特徴です。策定の段階から、町の政策に若い世代の声が寄せられることにもなっていくことが可能ではないかなというふうに思います。

今、政府の2020年の第５次計画のときに、若い世代の声が寄せられたこともお伝えしましたが、インターネットで「#男女共同参画って何ですか」というサイトを立ち上げて、そこに1,500通も意見が集められて、40項目の提言がまとめられて、大臣に提出されたという報道がありました。その中では、多彩なジェンダー、年齢に偏りのない包摂的な政治参加をとか、就活セクハラ対策、性交同意年齢の引上げ、安全な女性主体の避妊法、人工中絶方法へのアクセス改善、選択的夫婦別姓の早期導入など、いろんな角度の声が寄せられたということでした。

行政がジェンダー平等に正面から向き合う姿勢を持って、若い世代の声を反映させて変化を起こしていくという立場に立てば、若い世代の関心や声も寄せられて、その声を反映した政策をつくっていくことができると思います。若い世代にぜひ町政に関心を持ってもらい、まちづくりに参加してもらうことにもつながっていくというふうに感じます。まちづくりに新たな可能性を開く課題として、計画策定について進めていただきたいなというふうに感じています。

ほかの自治体の取組、計画もご覧になっていると思うのですけれども、帯広市では2001年に最初のプランを策定してから、改定を重ねて現在は2020年に策定された第３次のプランを実践中です。帯広市では、市民や関係団体、事業者や学識経験者などでつくる男女共同参画市民懇話会などで意見を寄せていただいて、また市民のアンケートなどもやって、計画を充実させていっているというふうにお聞きしています。そういうふうにこれから町も取り組んでいけたらなというふうに思います。

意識調査については、この中で検討されるということなので再質問は行いません。

４つ目の女性の管理職の割合を増やすためにですが、町からの答弁では、どのような努力をするか

の中身について、具体的にちょっと分からなかったのですけれども、特定事業主行動計画に基づいてやっていくということなのですが、これを見ましてもまず目標がどこにあるのかがいま一つ分からなかったのです。書かれていた中で、目標とされていたのが、男性の育休取得率を10%、女性を100%にするというのは明確に書かれていたのですが、管理職の目標については、どのように定められているのでしょうか。

また、この特定事業主行動計画は、平成28年から令和２年までが前期、後期が令和７年までとされていますが、前期をどのように評価して後期に向かっているのか、その資料も見つかりませんでした。その点についても議論されていることがあればお聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは具体的な目標を定めて、それに向かって達成率がどうだったかというものではなくて、この10年間の計画なのです。10年間の向かうべき方向性、方針を示したものでありますので、それに従ってやっていくということであって、個々の検証というのはありません。

ただ、そこは数字が出てきていますので、その数字というのは、毎年どういう状況にあるかというのは公表はさせていただいているわけでありまして、それで特に問題点があれば、それはすぐに、あるいは中期的に、長期的にという分けた中で、対策を講じて解消していくということになろうかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　先ほどの質問の前段で、どのように女性管理職を増やそうとしているかという中身についてはお答えありますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　女性管理職の数を増やそうとは思っておりません。私は、逆にそれをやってしまうと、差別になるのではないかというふうに思っています。ですから、先ほども申し上げたように、人は男女問わず平等に扱うということが基本でありますから、そこで管理職としての必要な資質を見極めた上で、判断をするということになります。

ただ、私も昭和53年に役場に入りまして、もうかなりの年月がたっております。そういう中で反省すべきというか、これまでの雇用というか、任用の中で、反省すべき点は私も思っております。それは、男性だからこの部署とか、女性だからこの部署とか、決めつけられたような人事配置をした面がありました。それはやっぱりあってはならないなと。それは多少力仕事があるとしても、それは補い合えばいい話であって、これは男性でなければできないとか、女性でなければできない、そんな職場はありませんので、そこは人事面においても、かつてであれば、農業振興の部門は女性は多分いたことありませんけれども、今はおりますし、そこはしっかりとその人の意欲と適性を見極めて人事配置をし、機会均等というか、機会をできるだけ与えた上で判断をする、判定をするという形で考えております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　女性管理職の割合を増やすというのは、政府の方針としても定められていますし、国際社会でも位置づけられていますけれども、先ほどの答弁の内容といいますのは、町全体、町の今のこの役場全体の考えということでいいのでしょうか。町長の考えということでいいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、私は町政をあずかっているわけでありますので、少なくとも私が在任中はそのような考え方で進めていくつもりでありますので、それは部下がそれはおかしいのではないかと言えば、そこは意見を聞いて、では、こういうふうにしていこうかということはあるかもしれませんけれども、あと１年しかありませんけれども、しっかりこの１年間、今までと同じ考え方の中で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　部下からそういった意見が出ればということを、先ほどちょっと言われたのですけれども、今まではそういった声が一切上がっていないということですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　実は、係長以下の職員については、希望制度を取っています。人事異動に当たって、毎年２月に希望制度を取っておりますので、そこをやはりかなえてあげることが意欲につながる、いい仕事をすることにつながりますので、そういったことを十分勘案しながら、人事異動をやらせてもらっているということであります。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○９番（酒井はやみ）　個人の意見というよりも、町の管理職を、中での女性の割合を増やすべきだという声は上がっていないのかという質問ですけれども、その点はいかがですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　それは、私の耳には入っておりません。むしろ本当に最近なのですが、業務の円滑な推進上、管理職ポストにしたらいいのではないかという考えた職がありますけれども、誰も望んでいない、逆に望んでいないということがありましたけれども、ただ、私はそれを個人が望む望まないではなくて、町政の推進上必要であれば、そこはそれなりのポスト、課長職だとか、部長職というものを据えて、しっかりと町民に対して責任のある仕事をやっていかなければならないというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○９番（酒井はやみ）　女性の管理職の割合は、なかなか全国的にも苦労されていて、伸びていないというのが現状かなというふうに思います。ただ、何が障害になっているかというところから、男性・女性のそれぞれが置かれている実態や課題が見えてくるのかなというふうに思います。育児や介護など家の仕事が女性に偏っている中で、なかなか女性が引き受ける困難さがあるとか、女性管理職のモデルが少なくて、女性職員にイメージが持てないとかいう声もいろんな情報の中でありました。
　一方で、思い切って女性幹部を増やしたことで、協議の場で男性ばかりより、多様な意見が上がるようになって意思決定の幅が広がったとか、女性職員が相談しやすい職場づくりができたとか、男性も育休が取りやすくなっただとか、そういった前向きな変化が起こっている自治体も、今は高知の自治体の声なのですけれども、声も上がっています。
　この政府の計画や国際社会、国連では、もう2030年までに50％女性が占めるということを目指すというふうにされていますので、もう本当にあと８年ぐらいで、ここの半分が女性になるというような感じですけれども、どうしてそういうことが提起されたのか、またその障害になっていることをみんなの問題にして解決していこうということがなぜ提起されたのかということも、改めてやっぱり見る必要があるのかなというふうに私は思っています。30％を女性が占めるようになれば、それだけの影響力が出るということも言われています。
　町長の今のお考えでは、今までの長く差別を受けてきた女性が、同じところに立つというところにかなりまだ差があって、そこに踏み台を置くといいますか、例えばこの野球観戦のときに、壁があって大人がこうやって見られるけれども、子どもは見られないので、子どもには踏み台を置いて見せてあげるというのが当たり前の平等だというふうに、今、考えられているのかなと思うのですが、今、置かれている女性の立場というのも、そういったことまで含めて考えて発言したり、意見を反映させていくというところまでやらなかったら、何も変わらないのではないかなというふうに思います。
　ここはちょっといろんな方の意見をみんなで議論していくのが大事かなと思いまして、最初のほうに庁舎内での意見、意識調査ということも提案させてもらったのですけれども、役場の職員の皆さんが考えておられることなんかも、自由に出せるような状況をつくっていただいて、新しい社会に向けてどういった工夫ができるかということに、知恵を絞っていただきたいなというふうに思います。
　以上ですが、いかがですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野球を見る場合は、当然、子どもに対する思いやりとしてそうなのでしょうけれども、任用ということになりますと、一方では、私は町民の皆さんに対してしっかりした仕事の結果を残さなければならないということがあります。それは組織として、例えば課長になれば課という一つのファミリーを率いて、組織力をしっかり発揮しながら成果を出していくということが必要になってまいりますので、そこはやっぱり任せられる人ということが必要でありましょうし、そのことが町民に対する裏切りにならないというか、しっかりと使命を果たせるということになりますので、そこはやっぱり一番譲れないところというか、本質のところなのかなというふうに思います。

それで先ほど申し上げたのは、今は男女を問わずいろんなポストに就いてもらっている、いろんな仕事をやってもらっていると言ったのは、私も町長になって７年ですが、職員さんへの面接をやると、女性職員はすごく優秀なのですよ。本当にすばらしいなと思います。ですから、それは何を言いたいかというと、能力的には私は変わらないと思っているのです、男性も女性も。であれば、あとは育て方だなというふうに思っています。ですから、いろんなところを経験してもらって、いろんな知識を得てもらって、平等というか、機会を均等に与えた中で見極めていくということが必要だろうと。そこをちょっと能力が足りないけれども女性にポストをあげるということは、かえって女性のためにならないですし、町民のためにもならないので、そこはきちっと機会を与えた中で自分を磨いてもらって、町民の負託に応えられるようなスキルを身につけてほしいなと、そういう期待を持ってずっと対応しているところであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　引き続き検討していきつつ、考えてもらえたらいいかなというふうに思います。

次の質問に移ります。

ワンストップ相談窓口の設置をですけれども、昨年の一般質問の討論の中で、DVの相談が１件あったという報告がありまして、全国ではDVの相談が1.5から1.6倍に増えていて、帯広市では相談数の割合も増えていると。町に換算すれば、30件から40件あってもおかしくないという議論がされていました。しかし、町では１件だったということでして、小さな町なのでなかなか身近な自治体に相談しづらいということもあるかなというふうには思うのですけれども、町の相談体制が十分といっていいのかなという思いは感じます。また、町長の答弁でもあったように、今、コロナ禍で自ら声を上げられず、一人で困り事を抱え込むことになりがちという女性も多かったり、デリケートで複雑な問題を抱えているという女性もいる中で、自分のこの悩みが聞いてもらえるのではないかと思えるような窓口の設置というのが必要かなというふうに思うのです。

よろず相談窓口というのがあるということなのですけれども、ここに今のそういったDVの相談が１件あったのかもしれないですけれども、その後も含めまして、女性の悩みが実際寄せられているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　福祉課長。

○福祉課長（樫木良美）　よろず相談窓口といいますか、いろんな相談を福祉課の窓口で受けさせていただいております。年間に大体350件ぐらいの相談を受けている中で、半数が女性の方になっております。

昨年DVの相談が１件あったということで、今年で言えば３件ほど相談がございました。中身としてはそんなに深刻でない相談も含めての３件になります。あと、そのほかに離婚等々の関係で、今後の生活が心配だというようなご相談だったりとか、そういった相談も何件かは受けているような状況ではあります。窓口に来られて、そういった立て込んだといいますか、そういった相談につきましては、その方に寄り添った形でいろんなお話を聞いて、関係機関と一緒に相談に乗ったりとか、そういった形で対応させていただいているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○９番（酒井はやみ）　困っている方が行ってみようかなというか、相談してみようかなと思えるような、こういうことで困っていませんかという、こちらからのアピールといいますか、声をかけてもい

いよというか、そういうのが伝わるような発信が必要かなというふうに思います。

それも今後の基本計画にも、そういった内容をどうするかということも盛り込まれてくるのかなというふうに思うのですけれども、積極的に男女共同参画に着手する姿勢を示して、全体として誰一人取り残しませんよというメッセージがより伝われば、そういう相談にも来やすくなるということもあるかと思います。相談窓口につきましても、女性職員の皆さんの知恵も出していただいて、充実させていただけたらなというふうに思います。

最後の質問です。

教育長から答弁をいろいろといただきました。ここでは、今まで教育の中でもこういった知識、子どもたちが身につける努力はしてきているのですが、それでも国連からは、互いの体の特性や性の知識の理解が不十分であることが、同意なき性行為、性暴力の原因と考えられるということで、日本に対して思春期の女子・男子を対象とした性と生殖に関する教育が、学校の必修カリキュラムの一部として、一貫して実施されることなどが勧告されています。

日本では、人工妊娠中絶数は年間16万件前後で、そのうち10代から20代が半数を超えています。人口比で考えると、町内でも年間16、7人の女の子たちが中絶をせざるを得ない状況にあるというのが実態です。この間は、議会でも包括的性教育の課題や生理の貧困について議論もしてきました。生理については、経済的理由だけではなく、タブー視されてきた歴史の中で、男女ともに正しい理解を得る機会がないということによって、生理用品の入手が困難である女性がいると、それに対する取組が政府を挙げて進んでいるということです。

この間、帯広や芽室で試験的に学校のトイレに設置する取組がされて、帯広市では95％の子どもたちが学校にあったら安心できるというふうに回答をしていて、市として来年度から全ての小中学校に設置することが決められています。生理用品の設置については、入手できるようになるということだけでなくて、子どもたちが安心して過ごせる環境づくり、また子どもたちの体についての理解を広げる取組と一体に取り組んでいるということなので、そういった取組としても重要かなというふうに考えていますが、これについて、今、町で考えておられることがあったら教えていただきたいなというふうに思います。帯広のように試験的にトイレに設置する考えはありませんか。

○議長（寺林俊幸）　菅野教育長。

○教育長（菅野勇次）　生理用品を学校のトイレにということでございますけれども、報道にもありましたように、帯広では実態調査も踏まえながら、学校に設置するというような方向を打ち出したところであります。

以前にご質問あったときに、やはり生理の貧困に関しては、その女性の背景だとか事情に向き合って、寄り添った相談支援に努めるという根本的なものがありますので、そういったことを踏まえて、まずは保健室に設置をして、保健室に来ていただいた上で、養護教諭なりが相談を受けるということで、その子どもの困っていることなどを相談できるのかなというところがあるものですから、そういったことで現在はまだその考えについては変わっておりません。ただ、時代的な流れ等々もあるでしょうから、そういったことも踏まえて、今後また考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

14：00　休憩

14：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第３、発議第１号から日程第９、議案第32号までの７議件については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、発議第１号から日程第９、議案第32号までの７議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、発議第１号、ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○11番（田口廣之）　朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

発議第１号

令和４年３月16日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者　幕別町議会議員田口廣之

賛成者　幕別町議会議員若山和幸

賛成者　幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者　幕別町議会議員野原惠子

ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議

ロシアは２月24日、国際社会の度重なる要請、勧告を無視し、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシア軍は非軍事施設の空港、病院、住宅までも破壊攻撃を繰り返し、無力の民間人を含め多くの犠牲者を出し続けている。

このロシアの行動は、ウクライナの人々の人権を侵害し、ウクライナの主権及び領土を侵害し、武力の行為を禁ずる国際法及び国連憲章にも違反する明確な侵略行為であり、断じて容認できるものではない。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらにプーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものではない。

幕別町議会は「幕別町平和非核宣言」を決議している議会であり、ロシアに対して、その侵略行為と核兵器による威嚇を強く非難するとともに、ウクライナに対する軍事行動の即時停止と完全撤退を行うよう強く求める。

政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、ロシアの暴挙を抑えるためのあらゆる国際努力を行うとともに、唯一の戦争被爆国の政府として、ロシアの核兵器での威嚇を強く非難することを求める。

以上、決議する。

令和４年３月16日

北海道中川郡幕別町議会

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第４、議案第26号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第26号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。
議案書の38ページ、議案説明資料の107ページをお開きください。
本定例会冒頭、町長の町政執行方針の中において、国が定めた温室効果ガス削減目標の達成に向け、本町は、本年度を「ゼロカーボン元年」と位置づけ、町を挙げてゼロカーボンに向けた取組をスタートさせ、その第一歩として、本町の温室効果ガス排出量の実態把握と再生可能エネルギーの活用可能性を調査し、脱炭素に向けてのシナリオ作成と施策の検討を行うとともに、総合的な地方公共団体実行計画の策定と地球温暖化対策の推進管理を住民参加の下で議論を行い、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を加速させてまいりますと申し上げたところであります。
議案説明資料の107ページをご覧ください。
幕別町附属機関設置条例は、地方公務員法等の改正に伴い、令和２年第１回定例会において、従前、連絡調整機関などとして、規則・要綱で設置していた委員会や協議会等のうちの13の機関を附属機関として明確に位置づけをしたものであります。
別表は、附属機関の名称や所掌事務などを定めております。
左側の「現行条例」に記載しておりますように、本町では現在、地球温暖化の大きな要因とされている二酸化炭素の排出削減を目的に、幕別町地域省エネルギービジョンと幕別町地域新エネルギービジョンを策定し、これに基づき、効果的な対策の推進に向け審議をいただくため、附属機関として、幕別町エネルギー対策推進委員会を設置しております。
この委員会を発展的に解消し、右側に記載のとおり改めようとするものであります。
附属機関の名称は「幕別町地球温暖化対策推進委員会」とし、所掌事務を「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理に関すること」と位置づけ、委員の構成は、これまでと同様に、識見を有する者、関係機関・団体等の構成員、公募による者とするものであります。
様々な分野の方々の意見を反映することができるよう、定数を15人以内とし、任期を計画策定から検証までの期間を含め、３年に改めようとするものであります。
議案書38ページにお戻りください。
附則についてであります。
この条例は令和４年４月１日から施行するとするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
谷口議員。
○12番（谷口和弥）　明確に13の附属機関を定めたのが、令和２年の条例改正でありました。その中の一つである幕別町エネルギー対策推進委員会が発展的に解消され、地球温暖化対策ということでの委

員会に拡大して、附属機関を新たに求めるという、その趣旨については全く賛成をするものであります。その中で２つ質問させていただきたいことがございます。

１つは、13ある附属機関のうち町長部署としては11ということが、この条例の別表の中で分かります。その中で唯一この附属機関が公募をする、そういう附属機関になっているのです。それは誰を委員にするかということの中では、この委員会だけが公募をすると。まちづくり町民参加条例で規定されている審議会であれば、それらの中で３割ということの目安があるのですけれども、この委員会の中では、どの程度、公募の委員を公募する予定なのか、それからどういうふうな公募の仕方をするのか、そこのところを確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　今ご質問にありました今回の幕別町地球温暖化推進委員会、新たな附属機関、エネルギーの前回の推進委員会を衣替えして、新たに15名以内ということで定員枠を設けまして、公募枠としましては３割以内の５名を公募をかける予定をしております。これは４月のお知らせ、見開きページで特集を組ませていただいていますので、その中で公募委員５名の募集をかける予定でございます。以上です。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　公募の人数のことや募集の仕方については了解しました。

もう一つお尋ねしたいことは、今、副町長の説明の中で、新しくつくる審議会の目的が、使命が、使命がという言い方ではなかったですけれども、地球温暖化に関わる町としての施策もつくることが挙げられていたのではないかなと思います。任期が３年というふうに延びる中では、どんなふうな施策、基本方針のようなものが出るのか、とても期待をしているところなのですけれども、どの程度の目安で、どの時期にそういったものが出されるのか、そのことをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　スケジュール感、この地方公共団体の実行計画の区域施策編、これの策定までのスケジュール感なのですけれども、令和４年度の予算をこれからご審議いただくのですけれども、その中で、まず委託費を予算計上させていただいております。これは新年度４月に入ってすぐ発注を予定しているのですけれども、その中で、まずこの委託事業が、国の補助金を活用して委託するのですが、実は令和３年度の３次補正に、今、手を挙げているというか、予算要求していて、まだ交付決定は下りておりません。交付決定が下りた段階でいきますと、４月から順調にスタートできるのですが、これがもし３次補正を使わなければ、６か月ちょっと遅れてしまうものですから、スケジュール感的には６か月遅れてしまう。順調にいった仮定でお話ししますと、４月に委託発注して、大体９月頃までには、現状のC02の幕別町の排出量、これが今環境省で出している数字で言いますと、幕別町、24万1,000トンが出ております。この数字を調査の中で精度を上げていく作業を今進めていく。その後に計画が策定できるものですから、さらに令和５年度にその計画が出来上がってくるという予定でございます。以上です。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

中橋議員。

○副議長（中橋友子）　今のスケジュール感に関わっての質問なのですけれども、目標とするところは2030年にまでに排出量を、国としては45というふうに挙げておりますよね。幕別町はもちろんそれに合わせてやっていくのだと思うのですけれども、今回の附属機関の委員の皆さんの任期が３年ということで、その中には地球温暖化対策の推進管理に関することも含めてやっていただきますよということでありますから、当然目標が達成するまで、同じ人にやってもらうということではありませんけれども、役割があるのだと思うのですよね。その辺の流れについても、どんなふうにされていくのか、この委員会がどう働いていっていただけるのか、お示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　今、前段で国の目標値、2030年までに46という国が削減目標、2050年に

実質ゼロを目指すという、この辺の目標値については、幕別町の目標値としても、これに右倣えという形になってこようかと思います。今、北海道では2030年で48ぐらいに上がっているのですけれども、この辺の計画というか、目標値を国に準じた形で進めていくのですが、３年の中で、２年間かけて、まず令和４年、令和５年、令和５年に実行計画が出来上がってきますので、実質１年、今のメンバーで検証を行っていただいて、2050年までに改選をしながら、この委員会の中で推進管理をしていただくというふうに考えてございます。以上です。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○副議長（中橋友子）　はい、分かりました。私、45と言いましたけれども、46ということで、すみません。はい、分かりました。

当然、副町長の説明ですと、いわゆる拡充というふうな押さえ方をしたのですけれども、この今までありました省エネルギービジョンというのも、新エネルギーも含めて、大変大事な課題であって、今回の地球温暖化対策とは密接な関係があるものでありますよね。したがいまして、発展的な解消というような捉え方を、勝手に自分ではしたのですけれども、これらの課題、今まで積み上げられてきたのも、もちろんあると思うのですけれども、そういったものも全て、要するに、今までのものが全部リセットされて次に行くということではないと思うのですよね。継承されていくものなのだと思うのですけれども、そういったメンバーも替わりますし、年数も変わりますから、その継承などについては、どんなふうに流れていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（寺田　治）　今までの省エネルギービジョン、新エネルギービジョンというのは、そのまま同じ考えの下、取り組んでいくのですが、省エネにつきましては、今までもそうですけれども、電気を消しましょうですとか、節約しましょうですとか、これは行動十勝宣言でも、同じような取組が今スタートしています。新エネにつきましても、今、新エネビジョンでは平成17年に目標を立てて、27年度目標年度を立てて、目標が達成しておりますので、そのまま同じようなというか、ちょっとまた違うのですけれども、さらに新たに再エネのエネルギーのポテンシャルというか、どれだけ導入できるかということも検討して、全体的な計画を進めていくということで、基本的には省エネ、新エネについては集約されるというか、考え方としては同じ考え方で進んでいくということでございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○副議長（中橋友子）　今までの積み上げた計画が、平成17年から27年で達成されたということでありますが、一定の期間を決めて、その数値が届いたら、当然達成ということにはなりますけれども、全体でいって、幕別町の新エネルギービジョンというようなことは、何度も議会でも議論してきましたけれども、決して高い数字ではありませんよね。そういうことも、こういうふうに発展的解消されることでありますから、さらにそういったところも、名称が変わったから、こういうことが力の入れ具合が小さくなるとは思いませんけれども、合わせた強力な推進をぜひ行って、その46％の目標に達成をしっかりつなげていただきたいことを申し上げて終わります。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第27号、幕別町債権管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第27号、幕別町債権管理条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の39ページ、議案説明資料の108ページをお開きください。

町の財政を健全に保ち、町民負担の公平性を確保するために、債権管理に関する事務処理基準を明確化することを制定趣旨として、令和元年第４回町議会定例会において可決いただきました「幕別町債権管理条例」は、令和２年４月１日の施行後、間もなく２年が経過しようとしております。

本条例において、現行、生活困窮状態にある債務者に係る「私債権等」の債権放棄は「徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後」に改めて財産調査を行い、その結果に基づき、債権を放棄することができる、その旨定めております。

しかしながら、こうした手続を経ることで、債権放棄までおおむね１年から２年までの期間を要しているのが現状であります。

生活保護を受給されている方や生活保護基準以下の収入の場合など、生活保護に準ずる状態にある方で、資力の回復が困難で納付履行の可能性が極めて低い場合に、できる限り早期に生活再建に取り組むことができるよう、債権放棄に関して、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の108ページをご覧ください。

第16条第１項は「私債権等」、これは、非強制徴収公債権と私債権でありますが、私債権等について、本条例に沿った適正な債権管理の上で、あらゆる手段を尽くしても、徴収が不可能な私債権等や損害賠償金などについて、第１号から第６号に定める、一定の要件を満たす場合は、その債権を放棄することができる旨を定めております。

第２号以下をそれぞれ１号ずつ繰り下げ、新たに第２号として「債務者が生活困窮状態、生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権等について履行の見込みがないと認められるとき。」を追加するものであります。

議案書の39ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第28号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第28号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の40ページ、議案説明資料の110ページをお開きください。

令和３年６月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正され、少子化対策の一環として、令和４年４月１日から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の５割を減額することなどが定められましたことから、本条例において所要の改正並びに文言整理を行おうとするものであります。

同法を受け、昨年９月に発令されました「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」により「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」が改正され、未就学児に係る当該減額相当額の総額は、一般会計から繰り入れることが定められております。

議案説明資料の110ページをご覧ください。

第３条及び第５条の見出しは、文言整理であります。

国民健康保険の医療費分に係る課税額の「基礎課税額」を追記するものであります。

第６条の見出しは、これに伴う文言整理で、同条第１号の下線部は、引用条項を修正するものであります。

111ページをご覧ください。

第７条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めております。

不要な文言を削るものであります。

第18条は納税義務の発生、消滅等に伴う賦課を定めております。

文言整理であります。

第26条第１項は、113ページ中段までにわたって、国民健康保険税の７割軽減、５割軽減、２割軽減の対象世帯の要件について定めております。

文言整理と引用条項の修正であります。

113ページの中段になります。

同条第２項として、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の５割減額について規定を設けるものであります。

第１項の法定軽減の対象世帯に属する未就学児にあっては、法定軽減後の額の５割を減額するするものであります。

第１号は基礎課税額の、第２号は後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、法定軽減の区分毎に減額する額を定めるものであります。

第１号基礎課税額の減額であります。

本町の基礎課税額の均等割額は２万５千円であります。

この額から「ア、前項第１号アに規定する金額を減額した世帯」７割軽減対象世帯であります。この世帯の未就学児の場合は、７割相当額１万7,500円を減額後の7,500円の５割相当額の3,750円を減額するものであります。

イ、５割軽減対象世帯で同様に減額後の５割相当額6,250円を、ウ、２割軽減対象世帯で同様に１万円を、エ、このエは法定軽減の対象ではない世帯でありますが、１万2,500円をそれぞれ減額するとするものであります。

第２号、後期高齢者支援金等課税額の減額であります。

114ページになります。

本町の後期高齢者支援金等課税額の均等割額は7,400円であります。

この額から、ア、７割軽減対象世帯に属する未就学児は、７割減額後の2,220円の５割相当額の1,110円を減額するものであります。

イ、５割軽減対象世帯では同様に減額後の５割相当額1,850円を、ウ、２割軽減対象世帯では同様に2,960円を、エ、法定軽減の対象ではない世帯では、3,700円をそれぞれ減額するとするものであります。

第26条の２は、特定対象被保険者等、離職者等で特定の理由を有する被保険者等でありますが、当該被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めております。

文言整理と引用条項の修正であります。

114ページ後段から121ページにわたりますが、附則第６項、第８項、第９項及び第11項から第19項までの改正は、いずれも引用条項を改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、41ページをご覧ください。

附則についてであります。

第１項は、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第６条第１号及び第18条第１項の改正規定、第26条の改正規定、第26条の２の改正規定、附則第６項、第８項、第９項及び第11項から第19項までの改正規定は、令和４年４月１日から施行するとするものであります。

第２項は、適用区分を定めております。

本条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定、附則第１項ただし書に規定する改正規定に限りますが、これらの規定は令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

（14：49　野原議員退席）

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第29号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第29号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の42ページ、議案説明資料の122ページをお開きください。

教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に、幕別町修学支援資金条例を定め、高等学校等に在学する者のいる世帯に対して修学する上で必要な経費を給付しております。

このたびの改正は、北海道が実施している「北海道公立高校生等奨学給付金制度」と私立高校生を対象とした「奨学のための給付金制度」との均衡を図り、本町の修学支援資金の給付額を北海道の給付額と同額に改めようとするものであります。

議案説明資料の122ページをご覧ください。

別表（第３条関係）は、世帯区分と在学する高等学校等の課程ごとに、公立高等学校と私立高等学校に区分し、修学支援資金の給付額を定めております。

新旧対照表では、第２条の記載を省略しておりますが、第２条は給付対象者を定めております。

第１号で、高校生または保護者等が幕別町内に住所を有していること、第２号で、世帯の年間収入金額が生活保護基準の1.3倍未満であって生活保護の生業扶助が措置されていない世帯か、1.3倍未満であって世帯員のいずれかが、市町村民税所得割が課税されている世帯に該当する世帯の保護者等であること、第１号と第２号のいずれにも該当する保護者等を給付対象者と定めております。

北海道の制度との間で、同一人への重複給付とならないよう制度を設計しているものであります。

別表の番号「１」、世帯区分の「第２条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）」であります。

この世帯は、当該対象高校生のほかに23歳未満の兄姉、兄あるいは姉でありますが、兄姉がいない世帯であります。

この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額８万４千円を11万100円に、私立高等学校は、10万3,500円を12万9,600円に、通信制の公立高等学校は、３万6,500円を４万8,500円に、私立高等学校は、３万8,100円を５万100円に改めようとするものであります。

別表の番号「２」、世帯区分の「第２条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄姉がいる世帯」であります。

この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額12万9,700円を14万1,700円に、私立高等学校は、13万８千円を15万円に、通信制の公立高等学校は、３万6,500円を４万8,500円に、私立高等学校は、３万8,100円を５万100円に改めようとするものであります。

議案書の42ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和４年４月１日から施行とするとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（14：54　野原議員着席）

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第31号、幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第31号、幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の44ページ、議案説明資料の124ページをお開きください。

近年、国内の観光業界においては、東京オリンピックの開催を見越した海外資本による高級ホテルの進出や緊急事態宣言解除後の国や地方自治体の支援策を背景として、都市部や観光地での宿泊需要は、一時的に大きな高まりを見せ、こうした中、とりわけ繁忙期の宿泊料は、地方においても高騰しているのが現状であります。

アルコ236の宿泊料は、５年前の平成29年４月に改定をいたしましたが、管内の宿泊施設の実勢を踏まえ、宿泊料をはじめ、使用料の見直しを行おうとするものであります。

議案説明資料の124ページをご覧ください。

第７条は使用料を定めております。

第１項は、使用者、宿泊される方や入浴される方などでありますが、使用者は別表第１から別表第３に定める宿泊料、貸室料、入浴料を納付しなければならないと定めております。

第12条は指定管理者が収受できる利用料金を定めております。

第３項は、指定管理者が使用者から収受する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、町長の承認を得て定めることとしております。

温泉ホテルの特質から、需要の高まる時期、大晦日、正月三が日をはじめ、ゴールデンウイークやお盆の時期でありますが、こうした時期に適切に対応し、健全経営が行えるよう、使用料を改めようとするものであります。

125ページをご覧ください。

別表第１は、１人１泊当たりの宿泊料を定めております。

現行、洋室と和室は、大人8,500円、小学生6,500円、和洋室、いわゆるスイートルームでありますが、大人１万円、小学生7,500円であります。

管内の他の類似施設と比べて低廉であることと、これにより繁忙期や休日の前日等において適切な料金設定が難しくなっていることから、料金を改めようとするものであります。

このたびの料金の改定に際し、公の施設として、町民の利便性を考慮し、町民と町民以外の区分を設け、町民の宿泊料は、町民以外の料金の８割相当額として定めようとするものであります。洋室、和室は、大人9,600円、小学生7,200円に、和洋室は１万２千円と8,800円に、町民以外の宿泊料は、洋室、和室は、１万２千円と９千円に、和洋室は１万５千円と１万１千円に改めようとするものであります。

126ページになります。

別表第２は、研修室、客室、カラオケルームの１時間当たりの貸室料を定めております。

時間帯による料金設定を廃止し、終日１時間当たりの単価とし、他の類似施設の料金を踏まえて設定するものであります。

陽光の間の客室化に伴い、第１研修室である「月光の間」を２つに仕切って、第１研修室、第２研修室とするものであります。

備考３は、加算料金を定めております。

販売等の営利目的で使用する場合に20割を、入場料等を徴する場合に15割を、それぞれ加算するよう改めようとするものであります。

別表第３は、１人当たりの入浴料を定めております。

127ページをご覧ください。

現行は大人500円、小学生250円と設定しておりますが、町民の利用に際しては、指定管理者の企業サービスとして大人400円、小学生200円の優待料金でご利用いただいております。

管内の他の類似施設と比べて低廉であることから、料金を改めようとするものであります。

このたびの料金の改定に際しては、宿泊料と同様に、町民の利便性を考慮し、町民と町民以外の区分を設け、町民の入浴料を大人400円、小学生200円に、町民以外の入浴料を大人600円、小学生300円に改めようとするものであります。

議案書の45ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和４年４月１日から施行する、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第32号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第32号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の46ページ、議案説明資料の128ページをお開きください。

幕別町消防団条例は、消防組織法の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関して、必要な事項を定めているものであります。

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす重要な存在でありますが、近年、全国的な消防団員の減少に歯止めがかからない中、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障を来すのではないかという強い危機感の下、総務省消防庁は、講ずべき対策を検討するため、令和２年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を設置し、議論がなされ、令和３年３月に中間報告が取りまとめられました。

これを受け、消防庁長官は、令和３年４月13日付けで、出動報酬の創設や年額報酬と出動報酬の基準の策定などを内容とする「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を消防組織法に基づく、いわゆる「助言」として、都道府県知事等に発出いたしました。

基準においては、報酬は、出動回数によらず年額で支払われる年額報酬と出動に応じて支払われる出動報酬の２種類とすること、年額報酬の額は、階級が「団員」の者は年額３万6,500円を標準とし、上位の階級の者は市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定めること、出動報酬の額は、災害に関する出動について１日当たり８千円を標準とし、災害以外の出動は、市町村において、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定めることなどが定められたところであります。

このことから、本町におきましても、同基準の趣旨にのっとり、本条例において所要の改正を行うおうとするものであります。

議案説明資料の128ページをご覧ください。

第13条は報酬を定めております。

第１項は現在支給している報酬を「年額報酬」とし、現行第14条第１項で定めている「出動費用弁償」のうち実費相当分、これに当たる車賃を除く部分を「出動報酬」に改め「報酬」の種類を定めるものであります。

第２項を第４項に繰り下げ、新たに第２項として年額報酬の支給を、第３項として出動報酬の支給を定めるものであります。

第14条は、費用弁償を定めております。

第１項は、現在支給している出動費用弁償のうちの出動等に係る実費相当分を費用弁償として、幕別町職員等の旅費に関する条例に規定する車賃の額を支給すると改め、第２項は文言整理であります。

129ページをご覧ください。

別表第１は、年額報酬の額を定めております。

同表最下段になります。

団員の報酬額を国から示された標準額と同額の３万6,500円に、国の地方交付税の基準財政需要額に定められている単価を下回っている副団長の報酬額を交付税単価と同額の６万９千円に改めるものであります。

他の階級の報酬額は、国の交付税単価を上回っていることから据え置くこととするものであります。

別表第２は出動報酬の額を定めております。

第13条と第14条の改正に伴い、表の見出しを「出動等費用弁償」から「出動報酬」に改め、同表中の区分欄の文言を修正するとともに、水火災等非常災害の支給額を、国から示されました標準額の８千円に、併せて支給単位の「１日」の定義を「７時間45分」に改めるものであります。

その他の各区分の支給額は、費用弁償から報酬となることによって、課税対象となることを踏まえ、課税される所得税額を控除した額が現支給額を下回ることのないよう、「警戒」と、130ページになりますが「演習・訓練等」の支給額を１日につき4,400円に、「一般服務」を１日につき2,200円に、「機関員等」は、機関員等である団員に対し１月につき3,100円に、「暖房管理」も同様に、１月につき３

万１千円に改め、備考の記載を削るものであります。
議案書の47ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、令和４年４月１日から施行する、とするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
内山議員。
○３番（内山美穂子）　質問させていただきます。
この条例改正は、団員の処遇改善に向けたものになっております。ところが、一見処遇改善に向けたものとなってはいるのですけれども、一部実態にそぐわない内容になっており、改正の目的であるなり手不足の解消という観点から見ると、本来の政策目的が達せられず、反対の効果を生んでしまうのではないかというところに懸念を抱き、質問させていただきます。
ご説明ありましたとおり、東日本大震災以降、全国的に団員のなり手が不足しておりまして、どの自治体も団員不足の中で、その中で大災害が発生するということが不安視されてまして、予防啓発、避難訓練など防災教育に力を入れており、団員の確保にも力を入れているのが現状です。それを改善するために、国が進めてきたものであります。
この改正で現実に影響が出ているのは、出動報酬に関わってです。現行法令では、先ほどご説明ありましたように、費用弁償に出動報酬の部分が費用弁償になっておりますが、改正後は給与所得になり、これまでの非課税から課税対象に変更され、給与所得と合算されることになります。ということはどういうことかと言いますと、現実的に町内の女性団員でいいますと、扶養の範囲ぎりぎりで働いている方がおりまして、扶養の範囲ぎりぎりで働いていると、報酬と合算されるものですから、それが加算されることによって、今後活動を続けられなくなっていくといったような現状が出てきております。現状でさえ、本当に団員のなり手不足を解消するというのはとっても大変で、今も欠員で、反対に事業者さん、パートで女性を、女性と言ったらあれなのですけれども、使っている事業所さんから見ると、最低所得が上がって賃金が上がる分、103万円の壁とか、130万円の壁とかが変わらないから、実際働いてもらっている時間が少なくなって、本当に困っているのだという声もお聞きします。そんな中での改正なので、非常に今後どうなっていくかということで危惧しているのです。
このことから、今後において、課税の限度額を設定するなどの救済措置とかが必要になってくるとは思うのですけれども、これは国に対するものなのですけれども、この点についての認識と、継続して町としてできること、もしあれば伺います。
○議長（寺林俊幸）　消防担当参事。
○消防担当参事（田中弘樹）　今のご意見なのですが、団の会議の中でもその部分についてご意見をいただいてまして、それについては振興局を通して、道のほうにも意見のほうを申し上げておりますし、団としても十勝の消防団として、関係団体のほうから上部のほうにご意見を出しているところです。
今現在、消防庁国税局から、正式に出動報酬の範囲というのが示されておりません。全て課税されるということを想定してのこの改正ですけれども、全てではないというところも、まだはっきり見えてない状態ですので、それが全て課税されるということになりましたら、またそれにつきましては、そういうような方法、いろいろルートを考えて、ご意見、要望を出していきたいなというふうに考えております。以上です。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第10、議案第33号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
飯田町長。
○町長（飯田晴義）　議案第33号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の48ページ、議案説明資料の131ページをお開きください。
地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより市町村に固定資産評価審査委員会を置かなければならないとし、「固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う」と定めております。
これを受け、地方税法第423条第３項において、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」と定められております。
本議案は、現固定資産評価審査委員会委員であります、渡部尚博氏が、令和４年３月23日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。
任期は、令和４年３月24日から令和７年３月23日までの３年間であります。
同氏の経歴につきましては、議案説明資料の131ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。
採決は、「電子表決システム」による無記名投票で行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。
無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。
これより、表決を行います。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
なお、会議規則第81条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。
押し忘れはありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。
投票総数17人、賛成16人、反対１人。
したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

［休会］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
議事の都合により、明３月17日から23日までの７日間は、休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、３月17日から23日までの７日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は３月24日、午後２時からであります。

15：19　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和４年第１回幕別町議会定例会
（令和４年３月24日　14時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名 ５　小島智恵　　６　若山和幸　　７　岡本眞利子
日程第２	発議第２号　幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第３	発議第３号　コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書
日程第４	議案第４号　令和４年度幕別町一般会計予算
日程第５	議案第５号　令和４年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第６	議案第６号　令和４年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第７	議案第７号　令和４年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第８	議案第８号　令和４年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第９	議案第９号　令和４年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第10	議案第10号　令和４年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第11	議案第11号　令和４年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第12	議案第12号　令和４年度幕別町水道事業会計予算 （日程第４～日程第12　令和４年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告）
日程第13	議案第35号　令和３年度幕別町一般会計補正予算（第14号）
日程第14	議案第36号　令和４年度幕別町一般会計補正予算（第１号）
日程第15	議案第37号　令和４年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第16	議案第38号　令和４年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第１号）
日程第17	議案第39号　令和４年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第１号）
日程第18	議案第40号　令和４年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）
日程第19	議案第41号　令和４年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第20	議案第22号　幕別町プロポーザル審査委員会条例
日程第21	議案第23号　幕別町公の施設の使用料等に関する条例
日程第22	議案第24号　幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第23	議案第25号　幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 （日程第20～日程第23　総務文教常任委員会報告）
日程第24	議案第30号　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第25	令和３年度陳情第４号　補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情（民生常任委員会報告）
日程第26	諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27	諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28	特別委員会報告（行政区のあり方調査検討特別委員会）

日程第29　　常任委員会所管事務調査報告
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）
日程第30　　閉会中の継続調査の申し出
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和４年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和４年３月24日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　３月24日　14時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　石川康弘	２　小田新紀	３　内山美穂子	４　藤谷謹至	５　小島智恵
６　若山和幸	７　岡本眞利子	８　荒　貴賀	９　酒井はやみ	10　野原惠子
11　田口廣之	12　谷口和弥	13　芳滝　仁	14　千葉幹雄	15　小川純文
16　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	農業委員会会長	谷内雅貴
代表監査委員	八重柏新治	企画総務部長	山岸伸雄
住民福祉部長	細澤正典	経済部長	岡田直之
建設部長	笹原敏文	会計管理者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札内支所長	新居友敬
教育部長	山端広和	政策推進課長	白坂博司
総務課長	佐藤勝博	地域振興課長	亀田貴仁
糠内出張所長	宮田　哲	保健課長	金田一宏美
商工観光課長	西嶋　慎	水道課長	松井公博
経済建設課長	髙橋宏邦	生涯学習課長	石田晋一
学校教育課長	西田建司	学校給食センター所長	鯨岡　健
図書館長	天羽　徹	防災環境課消防担当参事	田中弘樹（消防署長）
住民生活課長	谷口英将		

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　萬谷　司　　課長　半田　健　　係長　北原正喜

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

５　小島智恵　　６　若山和幸　　７　岡本眞利子

議事の経過

（令和４年３月24日　14:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］
○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　本日の会議録署名議員に、５番小島議員、６番若山議員、７番岡本議員を指名いたします。

［諸般の報告］
○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。
　令和４年度幕別町各会計予算審査特別委員会委員長、総務文教常任委員会委員長から付託いたしました議案について、会議規則第 77 条の規定による審査報告書、民生常任委員会委員長から付託いたしました陳情について、会議規則第 94 条の規定による審査報告書、行政区のあり方調査検討特別委員会委員長から会議規則第 77 条の規定による調査報告書、第４回定例会で派遣の決定した議会報告会～オンライン対応～に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。後ほどご覧いただきたいと思います。
　これで、諸般の報告を終わります。

［付託省略］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　日程第２、発議第２号及び日程第３、発議第３号の２議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、日程第２、発議第２号及び日程第３、発議第３号の２議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］
○議長（寺林俊幸）　日程第２、発議第２号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
　提出者の説明を求めます。
　議会運営委員会委員長、小川純文議員。
○15 番（小川純文）　発議第２号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。
　発議第２号
　令和４年３月 24 日
　幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者　幕別町議会議員小川純文
賛成者　幕別町議会議員小島智恵
幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。
このたびの改正は、令和４年１月 21 日、第１回幕別町議会臨時議会において議決された、幕別町部設置条例の一部改正に伴い、関連する幕別町議会委員会条例について所要の改正を行うものであります。
発議説明資料の１ページをご覧ください。
第２条第２号中「住民福祉部」を「住民生活部、保健福祉部」に改めるものであります。
議案にお戻りください。
附則でありますが、この条例は、令和４年４月１日から施行するものです。
以上で、説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第３、発議第３号、コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
若山和幸議員。
○６番（若山和幸）　朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。
発議第３号
令和４年３月 24 日
幕別町議会議長寺林俊幸様
提出者　幕別町議会議員若山和幸
賛成者　幕別町議会議員千葉幹雄
賛成者　幕別町議会議員野原惠子
賛成者　幕別町議会議員田口廣之
コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。
コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書
昨年 10 月以降、新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向で推移していたことにより、各種イベント事業の入場者数の制限緩和や飲食業など外食産業の時短営業の解除など経済活動が活発化し、農畜産物需要の回復、消費拡大に大きな期待が寄せられていた。しかし、南アフリカでの変異株の初確認から、急速に欧州や米国などで感染が拡大し、日本も１月に入りこれまでの増加スピードを大幅に上回る感染者数が確認されている。これにより、入国規制や移動自粛など感染対策が強化され、再びインバウンド需要の低迷や飲食店の利用者減少などを引き起こし、先の見えないコロナ禍によって地域経済への打撃を深刻化させている。
また、農業においては、昨年の農作物の作柄が全般的に豊作基調となったものの、長引くコロナ禍の影響から大幅な在庫を抱える状況に陥っており、米をはじめ、乳製品、砂糖など在庫解消に向けた

さらなる需要喚起と消費拡大対策が急務となっている。

中でも、米においては、人口減での消費減少とコロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、2021 年産米が主産地で豊作となったことから滞留在庫が深刻化し、価格の低下から農家経済にも大きな影響を与えている。

一方、昨年 11 月末に示された「水田活用の直接支払交付金の見直し」をめぐって、北海道は国の減反政策の下で主食用米からの作付転換に協力した経過にあり、既に長年水稲を作付していない農地も数多く存在するため、道内の農村地域に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、生産現場では大きな混乱が生じている。

また、今後５年間の中で地域が将来あるべき姿を市町村内で議論していく必要がありますが、協議の上で生じた課題等について、生産現場の実態を考慮した対応を図る必要がある。

このため、農業者が本年も安心して営農を継続できるよう、長引くコロナ禍に係る農畜産物の消費拡大対策等を強化するとともに、地域の実情に応じた水田活用の直接支払交付金の見直し対応が図られるよう、下記の事項を要望する。

記

１、新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

２、水田活用の直接支払交付金については、食料自給率の向上や特色ある産地形成などに寄与していることから、今後も必要な予算を確保し、恒久的に運用すること

また、同交付金の見直しに当たっては、振興作物や農業用水の供給量、基盤整備の進捗状況など、各地域で事情が大きく異なるため、生産現場の実態に考慮したきめ細かな対応を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和４年３月 24 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先　内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第４号、令和４年度幕別町一般会計予算から日程第 12、議案第 12 号、令和４年度幕別町水道事業会計予算の９議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、千葉幹雄議員。

○14 番（千葉幹雄）　令和４年度幕別町各会計予算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和４年３月 24 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和４年度幕別町各会計予算審査特別委員会委員長千葉幹雄

予算審査特別委員会報告書

令和４年３月２日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

１、委員会開催日

令和４年３月２日、18 日、22 日（３日間）

２、審査事件

議案第４号、令和４年度幕別町一般会計予算

議案第５号、令和４年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第６号、令和４年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第７号、令和４年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第８号、令和４年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第９号、令和４年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第 10 号、令和４年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第 11 号、令和４年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第 12 号、令和４年度幕別町水道事業会計予算

３、審査の結果

議案第４号、令和４年度幕別町一般会計予算から議案第 12 号、令和４年度幕別町水道事業会計予算までの９議件の原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第４号、令和４年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４号、令和４年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第５号、令和４年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第６号、令和４年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第７号、令和４年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第８号、令和４年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第９号、令和４年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第10号、令和４年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第11号、令和４年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第12号、令和４年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第13、議案第35号から日程第19、議案第41号まで及び日程第24、議案第30号の８議件については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第35号から日程第19、議案第41号まで及び日程第24、議案第30号の８議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第13、議案第35号、令和３年度幕別町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第35号、令和３年度幕別町一般会計補正予算（第14号）についてご説明申し上げます。

別紙で、お配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、繰越明許費の補正であります。

２ページをご覧ください。

「第１表　繰越明許費補正」「１追加」であります。

２款総務費、１項総務管理費「町内宿泊施設宿泊費助成事業」250万円であります。

本定例会初日の３月２日に、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間終了後における宿泊施設の支援策として250万円を追加いたしましたが、３月４日に同重点措置が３月21日まで延長されましたことから、令和３年度内に経費の支出が終わらない額について、令和４年度に繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第36号、令和４年度幕別町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第36号、令和４年度幕別町一般会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,756万9,000円を追加し、予算の総額を

それぞれ 161 億 4,125 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、本年３月から適用される公共工事設計労務単価の引上げに伴う追加経費と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和４年度事業として緊急的に取り組まなければならない感染防止対策と地域経済支援策などの事業について、予算化し提案するものであります。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」をご説明申し上げます。

議案説明資料の１ページをお開きください。

「１　新型コロナウイルス対策事業」事業費 709 万 2,000 円であります。

「事業内容」の欄に記載しておりますように、公共施設の感染防止対策として、アルコール消毒液やハンドソープ等を購入するものであります。

「２　公共的空間安全・安心確保事業」2,251 万 9,000 円であります。

公共施設予約システムの導入経費と議員控室等のテーブル購入経費などであります。

「積算」欄をご覧ください。

コミュニティセンターや体育施設など 29 施設に係る「公共施設予約システム導入委託料」は、部屋ごとの予約状況の閲覧と利用予約をインターネットで行えるようにする電算システムの構築費用であります。

このシステムの運用に当たり、「管理用備品」として、本町地区と忠類地区にそれぞれ１台、札内地区に４台配置予定の利用券券売機と予約受付などのためのタブレット 12 台などの購入費用と専用回線料を計上しております。

また、百年記念ホールについては、現行システムにインターネットでの予約機能を追加する改修を行うものであります。

議員控室と議長室用にテーブル３台を、図書館の図書宅配用バッグとミニカートを購入するものであります。

２ページになります。

「３　公共施設換気対策事業」4,695 万 8,000 円であります。

「事業内容」欄に記載のとおり、換気対策を適切に行うため、保健福祉センターの窓の網戸設置と暖房機の修繕、忠類保育所の排煙窓の修繕を行うほか、保健福祉センター、保育所、忠類総合支所、アルコ 236、わかば幼稚園、百年記念ホール、札内スポーツセンター、ナウマン象記念館の一部の部屋などに換気機能付のエアコンを設置するものであります。

また、冬季の換気対策として、幕別町商工会事務室に暖房機を設置するための補助金を交付するものであります。

３ページをご覧ください。

「４　公共施設ネットワーク環境整備事業」647 万 3,000 円であります。

関係機関とのオンライン会議に自席から参加できるようにするとともに、分散勤務を幕別町民会館でも行えるよう、ネットワーク回線を整備するものであります。

また、ナウマン象記念館と図書館札内分館に Wi-Fi 環境を、農業担い手支援センターの宿泊棟などにインターネット環境を整備いたします。

「５　公共施設整備事業」1,983 万 3,000 円であります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業量の低下が見受けられることから、地域経済の活性化策として、令和５年度以降に位置付けている幕別消防署札内支署屋上防水改修工事と幕別町民プール改修工事を前倒しして実施するものであります。

「６　子育て支援施設感染防止対策事業」181 万円であります。

発達支援センターに玩具等の殺菌庫を、保育所の玄関に折り畳みベンチやソフトマットなどを配置

し、乳幼児健診用の身長計と体重計を追加するものであります。

４ページになります。

「７　医療・福祉施設等従事者用宿泊施設確保事業」134 万 6,000 円であります。

令和２年度来、予算計上しておりますが、今後、町内の医療・福祉施設等において、感染者等が発生した際に、直後の感染拡大防止の観点から、感染者等と接する業務に従事する施設職員で、同居家族がいる職員の一時的な滞在場所として、町内の宿泊施設を借り上げ、その宿泊に要する費用を負担しようとするものであります。

ご協力を承諾いただいておりますのは、札内西町の「ホテルアルムもみの木帯広東」であります。

「８　まくべつスタンプラリー事業」150 万円であります。

飲食店や地元店舗を支援するため、スタンプラリーを実施する幕別町商工会に対し、事業実施に係る広告宣伝費などを補助するものであります。

「９　町内宿泊施設宿泊費助成事業」750 万円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内宿泊施設に対する経営支援と町内の観光振興策として、積算欄に記載しておりますとおり、これまでに４回にわたり、予算総額 7,795 万 2,000 円を計上してまいりましたが、第５弾として、年度初めの閑散期に向け、管内在住者を対象として、町内宿泊施設の宿泊費の２分の１以内、１泊 2,500 円を上限に助成するものであります。

５ページをご覧ください。

「10　観光施設誘客促進事業」212 万 7,000 円であります。

観光客が減少している観光施設へ誘客促進を図るため、観光パンフレットを作成するとともに、忠類地域の案内と魅力発信を行うため、道の駅・忠類に観光コンシェルジュ用の机と椅子を配置するものであります。

併せて、白銀台スキー場レストランの券売機１台と宿泊ロッジの布団 12 組を更新するものであります。

「11　防災拠点施設感染防止対策事業」43 万円であります。

防災拠点である消防施設のアルコール消毒液等の感染防止対策用消耗品を購入するとともに、搬送時に着用していた衣服を署内で洗濯、乾燥することができるよう、洗濯機３台を購入するものであります。

「12　小・中学校 ICT 環境整備事業」817 万 5,000 円であります。

教職員の事務負担の軽減と効率化を図り、多忙化の解消に資するため、児童生徒の出欠や成績、心身の状況などの情報を管理する機能などを有し、それらの情報を教職員間で共有管理することのできる校務支援システムを導入するものであります。

また、出席停止となった児童生徒に貸し出すタブレット用のケースと充電器をそれぞれ 60 個整備するものであります。

６ページになります。

「13　しらかば大学安全確保事業」26 万 4,000 円であります。

しらかば大学開催時の３密回避と身体的距離を確保するため、クマゲラ校の受講者の送迎について、町の福祉バスで不足する分を借り上げバスにより対応するものであります。

「14　社会体育施設感染防止対策事業」16 万 9,000 円であります。

社会体育施設の感染防止対策として、小学校の水泳授業の際に更衣室に入る人数を制限し、混雑を緩和するため、混雑が特に見込まれる札内南プールと札内北プールに臨時的更衣室としてユニットハウスを設置するものであります。

表の下、欄外に記載のとおり、今回の臨時交付金事業費の総額は、「合計①」に記載の１億 2,619 万 6,000 円であります。

令和４年度、第１次分の「地方創生臨時交付金交付限度額②」は②に記載の２億 1,832 万 8,000 円で、「差引②－①」に記載のとおり、9,213 万 2,000 円については、今後、適切な時期に追加の感染

防止対策や地域経済支援策を組み立て、提案してまいりたいと考えております。
以上で、予算説明資料の説明を終わります。
別冊の議案書、５ページをご覧ください。
５ページからは、歳出であります。
２款総務費、１項総務管理費、６目札内コミュニティプラザ管理費 7,000 円の追加であります。
札内コミュニティプラザの管理委託料の設計時に採用している公共工事設計労務単価の引上げに伴い、令和４年度委託料を増額するものであります。
農林水産省と国土交通省は、本年２月 18 日、令和３年度に実施した公共工事労務費単価調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、本年３月から適用すると公表いたしました。
全国全職種単純平均では、対前年度比 2.5%の引上げとなりましたが、北海道の平均では 3.9%、また本町で使用頻度の高い職種である普通作業員で 4.0%、軽作業員で 6.9%、一般運転手で 5.7%の引上げとなりました。
複数年契約を締結している当該業務委託に係る当初、平成 30 年度でありますが、当初の設計金額の５％を超える増額となり、令和４年度の契約において不足が見込まれますことから、既に当初予算に反映済みの費用以外の費用を追加しようとするものであります。
今回、その他の事業においても委託料を追加いたしますが、これらの委託料の追加の総額は、一般会計で 4,137 万 3,000 円であります。
７目近隣センター管理費７万円の追加であります。
労務単価の上昇に伴い、追加するものであります。
22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費１億 2,619 万 6,000 円の追加であります。
予算説明資料で説明いたしました「新型コロナウイルス対策事業」から、９ページまでにわたりますが、２つ目の二重丸「社会体育施設感染防止対策事業」まで、14 の事業を事業ごとに節立てして計上しております。
ここでの説明は省略いたします。
３款民生費、１項社会福祉総務費、６目老人福祉費 106 万 2,000 円。
10 ページになりますが、４款衛生費、１項保健衛生費、６目環境衛生費 47 万 2,000 円。
２項清掃費、１目清掃総務費 930 万 5,000 円。
８款土木費、１項土木管理費、３目樋門・樋管管理費 13 万 2,000 円。
11 ページになります。
２項道路橋梁費、２目道路維持補修費 1,447 万 6,000 円。
３項都市計画費、２目都市環境管理費 453 万円。
10 款教育費、１項教育総務費、４目スクールバス管理費 375 万 9,000 円。
12 ページになります。
６目学校給食センター管理費 131 万 8,000 円、２項小学校費、１目学校管理費 248 万 4,000 円。
３項中学校費、１目学校管理費 248 万 9,000 円。
13 ページになります。
４項幼稚園費、１目幼稚園管理費 20 万 9,000 円。
６項保健体育費、２目体育施設費 106 万円の追加であります。
いずれも、労務単価の上昇に伴い、追加するものであります。
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。
次に、歳入をご説明申し上げます。
４ページまでお戻りください。
１款町税、２項、１目固定資産税 137 万 3,000 円の追加であります。
現年課税分であります。

16款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費補助金１億2,619万6,000円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

20款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金4,000万円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員。

○12番（谷口和弥）　１点だけ質問させていただきたいと思います。

７ページ、医療・福祉施設等従事者用宿泊施設確保事業についてであります。

私の記憶のとおりであれば、これで２回目の更新がされたのかなというふうに記憶しています。途中で入所と通所、それから入院と外来、そういう区別が当初はあったわけだけれども、それを拡大解釈しながら２回続いてきたという経過があったというふうに記憶しています。今回、この説明の文言だと、もうそのことについては、最初から拡大解釈とかという言葉ではなくて、その病院や福祉施設等に務めている従事者については、感染があった場合には宿泊の対象になるという理解をする文章になっていますけれども、それでいいかどうかということの確認が１点。

それから、このホテルの借り上げなのですけれども、今までも聞けばよかったのですが、曖昧にしたままいました。借り上げるということは宿泊者がいなくても、その部屋を確保しておいてお金を払うということなのでしょうか。それとも、宿泊をしようとする人が出た場合に、その分だけお支払いをするということなのでしょうか。どちらなのかご説明いただきたいと思います。

最後、これまでこの事業を利用したそういう従事者の方はいらっしゃるのかどうなのか、３点お尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（金田一宏美）　まず１点目の質問についてでございますが、谷口議員がおっしゃった対象となる方は全て含めているという考えで大丈夫でございます。

２点目の確保という考え方なのでございますが、これにつきましてはホテル側のご協力もありまして、必要なときに

借りた部屋数だけでいいということでお約束をしております。

３点目のこれまでの実績なのですけれども、何度かお問合せはいただいているのですけれども、実際に使うというところまでには至っておりません。なので、実績はございません。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（関連の声あり）

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　対象となる施設につきましては、町内の施設というご説明でした。幕別町の町民の中では町外のこういった機関にお勤めされていて、宿泊の必要性が生じるということも多々聞いております。今伺いましたら、実績としてはなかったというふうに押さえるのですが、そういった町外の人にとってもこういった施設は必要な施設だと、町外の施設に勤めている人にとっても必要な施設だというふうに思いますので、拡充するようなお考えはないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（金田一宏美）　すみません、言葉足らずで大変申し訳ございませんでした。対象としましては、町外の施設の方も感染の拡大防止ということがございますので要綱上は含めております。

○議長（寺林俊幸）　よろしいですか。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　再確認させていただきます。たしか前回のときには、幕別町に住んでいながら町外の施設にお勤めの方は、宿泊することはできなかったのですよね。そこが今回は拡充されたという押さえでよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。
○保健課長（金田一宏美）　中橋議員のおっしゃるとおり、要綱を見直しまして、そこは広く感染防止に努めようということで対象にしております。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　１点お伺いいたします。
　８ページです。小・中学校 ICT 環境整備事業です。今回新たに校務支援システムを導入するということで、750 万円ほどの予算が計上されました。システムについてお聞きしたいのですが、同様のシステムを入れている市町村がありますか。また管内では校務支援システムを入れている状況はどのようになっていますか、お聞きします。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（西田建司）　校務支援システムの導入に関わるご質問に対してです。今回予定している同様のシステム管内、他町村あるかというご質問ですけれども、近隣の町村で同様のものを予定しているというところの確認は取れている町村はございます。あと管内の状況につきましては、それぞれ導入済みの市町村もありますし、これからというような予定でありますけれども、今、十勝管内では７町村で導入済みということを確認しているところでございます。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　分かりました。７町村で入れているということであります。システムなのですが、それぞれシステムの内容が違うといろいろあるのですが、幕別町としてここのシステムに決めたという経緯については何かありますか。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（西田建司）　現在予定しているシステムについての導入、選定といいましょうか、決めたといいましょうか、今予定しているのは、今お話あったように、ある程度教職員の方が異動した際に、やはり一回一回システム変わっていくと使いにくくなるのかなという部分も考慮しながら、極力同様のシステム使っていけるような形のものを、今のところ予定しているということでございます。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。
　本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は原案のとおり可決されました。
　日程第 15、議案第 37 号、令和４年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）から日程第 19、議案第 41 号、令和４年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）までの５議件を一括議題といたします。
　説明を求めます。
　伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 37 号、令和４年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）から議案第 41 号、令和４年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）までについて、一括してご説明申し上げます。
　はじめに、議案第 37 号、令和４年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。
　別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 29 億 3,473 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

５ページをお開きください。

２款保険給付費、２項１目傷病手当金 50 万円の追加であります。

本定例会に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」を議案提出いたしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」、この条例の失効日を本年６月 30 日まで延長する条例改正議案でありますが、これに伴う予算の追加であります。

本町の国民健康保険被保険者の給与所得者の平均給与日額の３分の２相当額 5,000 円でありますが、この 5,000 円を１人につき 20 日間、５人分計上しております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

４ページになります。

２款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金 50 万円の追加であります。

特別調整交付金の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 38 号、令和４年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

６ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 104 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ５億 1,638 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、７ページ、８ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

１款水道費、１項水道事業費、１目一般管理費 104 万 2,000 円の追加であります。

一般会計の補正予算と同様に、公共工事設計労務単価の引上げに伴い、追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

９ページになります。

２款使用料及び手数料、１項使用料、１目水道使用料 104 万 2,000 円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 39 号、令和４年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

11 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 302 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 3,997 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12 ページ、13 ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

２款事業費、２項下水道管理費、１目浄化センター管理費251万6,000円、２目札内中継ポンプ場管理費38万2,000円、３目管渠維持管理費12万8,000円の追加であります。

いずれも、公共工事設計労務単価の引上げに伴い、追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14ページになります。

２款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料302万6,000円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第40号、令和４年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8,512万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、17ページ、18ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

20ページをお開きください。

２款事業費、１項排水処理管理費、１目排水処理施設管理費154万4,000円の追加であります。

公共工事設計労務単価の引上げに伴い、追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19ページになります。

１款使用料及び手数料、１項使用料、１目排水処理施設使用料154万4,000円の追加であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第41号、令和４年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

補正予算第２条は、収益的収支であります第３条予算に係って、収益的支出のみを補正するものであります。

第１款水道事業費用に、補正予定額120万2,000円を追加し、５億3,123万6,000円と定めるものであります。

22ページになります。

収益的支出であります。

１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費、20万1,000円、５目総係費100万1,000円の追加であります。

公共工事設計労務単価の引上げに伴い、追加するものであります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

谷口議員。

○12番（谷口和弥）　１点だけ質問をさせていただきたいと思います。

国民健康保険特別会計の５ページ、傷病手当金についてであります。本来国民健康保険制度に傷病手当金という制度がないわけですから、この新型コロナウイルス感染症については、こういう救済措置といいますか、病気にかかってしまったときの生活費を補填してくれるお金が新設されて、それが

何度目の更新になりますか、それがあるということは大変国保の加入者にとっては、心強いことなのだというふうに理解はしています。それでここまでの何度か更新されてきた制度でありますが、ここまでの実績があるのかどうなのかということをまずお伺いします。

それから要綱のことになってきますけれども、社会保険の傷病手当金でしたらば、休んで４日目から一つの疾病名では 180 日まで傷病手当金のお金の出る対象の日数になってきます。先ほどの副町長の説明でお聞きすると 5,000 円の、そして 20 日分の５人分を今回予算として組みましたということでありました。ないよりあったほうがいいというふうに先ほど申し上げましたけれども、人によっては重症化あるいは後遺症が残るということなどあるのだと思います。そういうことの中では、20 日ということでは少し短い期間になってしまうのではないかと思うのですが、そういった長期にわたる療養が必要になったケースに対しての救済措置のような、そういうことは要綱の中では書かれている、そういうことになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将）　傷病手当の実績でありますけれども、今までは実績はございません。相談は３件ほどありましたけれども、給与収入がないということで対象になっておりません。

２点目の予算上の積算は 20 日間、５人分で 50 万円なのですけれども、要綱上は最長１年６か月まで支給することができますので、もし重症化して入院等で長引いた場合は必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12 番（谷口和弥）　２つ目のところの１年６か月もということの延長のことが要綱に書かれているのだということは、とても安心なことでありました。それは分かりました。

相談が３件あって、対象にはならなかった、実績はないということでありました。周知のところなのですけれども、先ほども何度も申し上げているように、国保にそういう制度がないものだから傷病手当金というものが、自分は対象になるかどうかということも十分な情報がないのかなという思いもします。どのようにこの制度が、今回新型コロナウイルス感染症についてはあるのだということの周知をしているか、その周知をこれまでのやってきた方法についてご説明を受けたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将）　これまでは３か月ごとに期間を延長させていただいております。そのたびに広報紙とホームページにおいて周知をさせていただいているところであります。

○議長（寺林俊幸）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 37 号、令和４年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 38 号、令和４年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第39号、令和４年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第40号、令和４年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第41号、令和４年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際15時15分まで休憩いたします。

15：04　休憩

15：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20、議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、若山和幸議員。

○６番（若山和幸）　朗読をもって報告をさせていただきます。

令和４年３月24日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長若山和幸

総務文教常任委員会報告書

令和４年３月２日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

１、委員会開催日

令和４年３月11日、16日（２日間）

２、審査事件

議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例

３、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

４、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
日程第20、議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例について討論を行います。
討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
お諮りいたします。
議案第22号、幕別町プロポーザル審査委員会条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
日程第21、議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例から日程第23、議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の３議件を一括議題といたします。
総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
委員長、若山和幸議員。
○６番（若山和幸）　朗読をもって報告をさせていただきます。
令和４年３月24日
幕別町議会議長寺林俊幸様
総務文教常任委員会委員長若山和幸
総務文教常任委員会報告書
令和４年３月２日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。
記
１、委員会開催日
令和４年３月11日、16日（２日間）
２、審査事件
議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例
議案第24号､幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
３、審査の経過
審査に当たっては、会議規則第71条の規定に基づき、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会の３委員会による連合審査会を開催し慎重に審査を行い、総務文教常任委員会において起立採決で結論を見た。
４、審査の結果
議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例から議案第25号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例までの３議件の原案を「可」とすべきものと決した。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

日程第21、議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例について討論を行います。

最初に、原案に反対の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○９番（酒井はやみ）　議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例に対し、日本共産党議員団を代表し反対の討論を行います。

第６期幕別町総合計画は「みんながつながる　住まいる　まくべつ」をキャッチフレーズに地域コミュニティの活性化の推進を掲げています。その拠点となるのが公共施設です。町は収入や年齢等の分け隔てなく、広く町民が公共施設を気軽に利用できるよう利用料金については、無料や極力安価に設定することが大前提となります。この点に照らして反対の理由を２点述べます。

１つ目は、今回の改定理由とされる受益者負担の考え方への疑問です。町民による施設の利用の内容は公共的な活動やサークル、趣味活動、講習会等です。地域における文化活動や健康づくりの推進、さらには地域活性化に貢献していると言えます。使用していない町民も結果的には、恩恵を受けており不公平が生じているとは言えないと考えます。住民を受益者であるか、そうでないかと捉えるのではなく、共に町を築く主権者と考えるべきだと考えます。受益者負担というのは、基本的には市場経済において利益を受ける者が、経費などを負担し利益を生むという民間施設経営の考え方であり、税金という住民負担で建設する公共施設にはなじみません。

２点目は、町民の生活実態に照らして新たな負担を求めることへの疑問です。この20年間以上、町民の経済状況は決して豊かなものとは言えません。労働者の賃金の減少、年金の引下げに加えて、この２年間のコロナ禍による経済の落ち込み等を考えると、なぜ公共施設まで引き上げるのかという声が上がるのも理解できます。パブリックコメントに、異例の70件を超える意見が提出されたのもその反映です。火葬場の無料化、パークゴルフ場の無料化継続等、一定町民の思いが反映されたとは認識していますが、他の使用料、手数料について引上げを行うべきではなく、条例改定には同意できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（寺林俊幸）　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議がありますので、電子表決システムによる採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第81条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンをいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成13人、反対４人。

したがって、本件は委員長報告とおり可決されました。

暫時休憩いたします。

15：29　休憩
15：29　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　次に、日程第 22、議案第 24 号、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。
　討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
　これで、討論を終わります。
　お諮りいたします。
　議案第 24 号､幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
　本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議がありますので、電子表決システムによる採決を行います。
　本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
　投票を開始いたします。
　なお、会議規則第 81 条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンをいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。
　押し忘れはありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。
　投票総数 17 人、賛成 13 人、反対４人。
○議長（寺林俊幸）　　したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
　次に、日程第 23、議案第 25 号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。
　討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
　これで、討論を終わります。
　お諮りいたします。
　議案第 25 号、幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。
　本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議がありますので、電子表決システムによる採決を行います。
　本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
　投票を開始いたします。
　なお、会議規則第 81 条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。
　押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 13 人、反対４人。

○議長（寺林俊幸）　したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 30 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 30 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 43 ページ、議案説明資料の 123 ページをお開きください。

令和２年５月 15 日に開催されました、同年第１回町議会臨時会において国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に保険給付として、傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

議案説明資料の 123 ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間の延長に合わせて、これまで６度にわたり改正を行い、現行の附則第２項は、「この条例は、令和４年３月 31 日限り、その効力を失う。」と規定しております。

本年２月 10 日付で、厚生労働省から令和４年４月１日から同年６月 30 日の間に、感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とすると通知が出されましたことから、本町においても失効日を令和４年６月 30 日に改めようとするものであります。

議案書の 43 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 25、令和３年陳情第４号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、小田新紀議員。

○２番（小田新紀）　令和３年陳情第４号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和４年３月 24 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長小田新紀

民生常任委員会報告書

令和３年９月２日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第１項の規定により報告する。

記

１、委員会開催日

令和３年９月２日、10 日、11 月 16 日、30 日、12 月 16 日、令和４年３月 10 日、16 日（７日間）

２、審査事件

令和３年陳情第４号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情

３、陳情の趣旨

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になっている。コミュニケーションが減り、その結果会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、認知症や鬱病につながるとも言われている。

日本は欧米諸国に比べ補聴器の使用率（普及率）が極めて低いと言われている。その原因の一つに補聴器が極めて高額であることが挙げられる。おおむね片耳３万円から 50 万円もするものもあり、多くは 15 万円前後のものを利用することが多いと聞く。欧米では補聴器に対する公的補助がなされているが、日本では補聴器使用者のごく一部、身体障がい者と認定される高度・重度難聴者しか補助制度の対象とならず、健康保険も適用されない。多くの難聴者は全額自己負担で購入することとなり、年金生活者や低所得者にとっては簡単に購入できない現状にある。

補聴器を早期に利用することは、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるとともに、認知症予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながるものと考える。

難聴者の生活向上と社会参加の減少による社会的損出を防止することを求め、国の制度を待たず、補聴器購入に対する町独自の公的補助制度の創設を求めるもの。

４、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされたほか、十勝管内及び道内道外の幕別町と同規模自治体における補聴器購入助成事業の状況、聴覚障害者手帳所持者の補聴器使用状況、町内難聴者の補聴器利用状況及び補聴器に関する相談状況等について行政資料の提出を求め、その内容について説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

５、審査の結果

「趣旨採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

日程第 25、令和３年陳情第４号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

令和３年陳情第４号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情について、委員長報告は趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

日程第26、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第27、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　諮問第１号及び第２号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の49ページ、議案説明資料は132ページをお開きください。

人権擁護委員法では、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。」と掲げ、市町村の区域に置くものとすると定めております。

同法第６条第１項において、「人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。」とし、同法第２項では「法務大臣の委嘱は、市町村長が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。」と定めております。

また、同条第３項では、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と定めております。

本町においては、現在６名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、そのうちの２名が本年６月30日をもって任期満了となりますことから、２名の委員を推薦するため議会の意見を求めようとするものであります。

はじめに、諮問第１号であります。

現人権擁護委員であります酒井幸子氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

50ページをご覧ください。

諮問第２号であります。

現人権擁護委員であります赤石裕元氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたします２氏の任期は、いずれも令和４年７月１日から令和７年６月30日までの３年間であります。

２氏の経歴につきましては、議案説明資料の132ページ及び133ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

［委員会報告］

○議長（寺林俊幸）　日程第 28、特別委員会報告を議題といたします。

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長から、行政区のあり方に関する調査の件について報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長、中橋友子議員。

○18 番（中橋友子）　朗読をもって報告をさせていただきます。

令和４年３月 24 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長中橋友子

行政区のあり方調査検討特別委員会報告書

本委員会において調査検討した事件について、調査の結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

１、調査事件

行政区の在り方に関する調査

２、調査の経過

本特別委員会は、令和元年 12 月 20 日開催の令和元年第４回定例会において設置され、今日まで２年４か月の間、10 回の委員会を開催し調査活動を行ってきた。（協議経過は、別紙のとおり）

この間、執行機関から行政区の状況（加入率、役員、報酬、運営費等）、行政区実態調査、行政区の実態聞き取り調査などについて説明及び報告を受けるなどの調査を行った。

また、令和２年 10 月には十勝管内 18 市町村を対象に、住民自治組織等の状況調査を行い参考とした。

さらに、「住みやすいまちづくりを考える会」と意見交換会を開催し、行政区の現状等を伺った。

本特別委員会としては、住民と行政がお互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かな町づくりを願うものである。

ついては、次の意見を特に付して本特別委員会の調査報告とする。

１、行政区は、維持すること。

２、行政区と住民自治組織（町内会）の役割の違いを町民全体に周知し、効果的なコミュニティ活動の推進に努めること。

３、広報紙は、全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと。

４、行政区運営費（運営費及び公区長活動費）は、時代の変遷や地域の実情に応じた住民自治組織の運営及び活動が継続できるよう、改善を行うこと。

５、地域住民、住民自治組織等の意見や要望等を十分踏まえ、今後においても必要な改善、見直しを行い、持続可能な地域コミュニティの形成が図られるよう努力すること。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりました。

行政区のあり方調査検討特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

お諮りいたします。

行政区のあり方調査検討特別委員会の調査は、委員長報告のとおりとし調査を終了いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、これで行政区のあり方調査検討特別委員会の調査を終了することに決定いたしました。

日程第29、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

［閉会中の継続調査の申出］

○議長（寺林俊幸）　日程第30、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

［閉議・閉会宣告］

○議長（寺林俊幸）　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和４年第１回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：56　閉会